

平成30年9月定例会（9月6日開会
9月21日閉会）

池田町議会会議録

平成30年9月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	17
○応招・不応招議員.....	18

第 1 号（9月6日）

○議事日程.....	19
○本日の会議に付した事件.....	20
○出席議員.....	20
○欠席議員.....	20
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	20
○事務局職員出席者.....	21
○開会及び開議の宣告.....	22
○諸般の報告.....	22
○会議録署名議員の指名.....	23
○会期の決定.....	23
○町長あいさつ.....	24
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
○認定第1号より認定第6号まで、議案第44号の一括上程、説明.....	26
○報告第18号、報告第19号の一括上程、報告.....	58
○監査委員による平成29年度の決算審査意見について.....	59
○認定第1号より認定第6号まで、議案第44号の質疑.....	66
○散会の宣告.....	70

第 2 号（9月7日）

○議事日程.....	71
○本日の会議に付した事件.....	71
○出席議員.....	71
○欠席議員.....	72

○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 2
○ 事務局職員出席者.....	7 2
○ 開議の宣告.....	7 3
○ 議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 3
○ 議案第 4 6 号、議案第 4 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 5
○ 議案第 4 8 号より議案第 5 2 号まで、一括上程、説明、質疑.....	7 7
○ 議案第 5 3 号の上程、説明、質疑.....	9 2
○ 認定第 1 号より認定第 6 号まで、議案第 4 4 号、議案第 4 8 号より議案第 5 3 号まで、各委員会に付託.....	9 6
○ 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	9 7
○ 散会の宣告.....	9 7

第 3 号（9月18日）

○ 議事日程.....	9 9
○ 本日の会議に付した事件.....	9 9
○ 出席議員.....	9 9
○ 欠席議員.....	9 9
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 9
○ 事務局職員出席者.....	9 9
○ 9 月定例議会一般質問一覧表.....	1 0 1
○ 開議の宣告.....	1 0 3
○ 一般質問.....	1 0 3
倉 科 栄 司 君.....	1 0 3
横 澤 は ま 君.....	1 1 5
薄 井 孝 彦 君.....	1 3 4
服 部 久 子 君.....	1 5 3
矢 口 稔 君.....	1 6 6
○ 散会の宣告.....	1 8 5

第 4 号 (9月19日)

○ 議事日程.....	1 8 7
○ 本日の会議に付した事件.....	1 8 7
○ 出席議員.....	1 8 7
○ 欠席議員.....	1 8 7
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8 7
○ 事務局職員出席者.....	1 8 7
○ 開議の宣告.....	1 8 8
○ 一般質問.....	1 8 8
櫻 井 康 人 君.....	1 8 8
和 澤 忠 志 君.....	2 0 1
矢 口 新 平 君.....	2 1 9
大 出 美 晴 君.....	2 3 6
○ 散会の宣告.....	2 4 0

第 5 号 (9月21日)

○ 議事日程.....	2 4 1
○ 本日の会議に付した事件.....	2 4 1
○ 出席議員.....	2 4 1
○ 欠席議員.....	2 4 1
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 4 1
○ 事務局職員出席者.....	2 4 2
○ 開議の宣告.....	2 4 3
○ 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 4 3
○ 認定第 1 号より認定第 6 号、議案第 4 4 号について、討論、採決.....	2 6 1
○ 議案第 4 8 号より議案第 5 2 号について、討論、採決.....	2 6 4
○ 議案第 5 3 号について、討論、採決.....	2 6 8
○ 請願・陳情書について、討論、採決.....	2 7 0
○ 日程の追加.....	2 7 1
○ 諮問第 1 号について、上程、説明、採決.....	2 7 1

○同意第４号について、上程、説明、採決.....	272
○発議第６号及び発議第７号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	273
○総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	277
○日程の追加.....	277
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	278
○日程の追加.....	278
○議員派遣の件.....	278
○町長あいさつ.....	279
○閉議の宣告.....	280
○議長あいさつ.....	280
○閉会の宣告.....	280
○署名議員.....	283

池田町告示第 5 3 号

平成 3 0 年 9 月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日

池田町長 齋 聖 章

1 . 期 日 平成 3 0 年 9 月 6 日 (木) 午前 1 0 時

2 . 場 所 池田町役場議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（ 11 名）

1 番	倉 科 栄 司 君	2 番	横 澤 は ま 君
3 番	矢 口 稔 君	4 番	矢 口 新 平 君
5 番	大 出 美 晴 君	6 番	和 澤 忠 志 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	櫻 井 康 人 君	10 番	立 野 泰 君
12 番	那 須 博 天 君		

不応招議員（ なし ）

平成 30 年 9 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

平成30年9月池田町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

平成30年9月6日（木曜日）午前10時開会

諸般の報告

報告第13号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第14号 議員派遣結果報告について

報告第15号 例月出納検査結果報告（6・7・8月）

報告第16号 寄附採納報告について

報告第17号 平成29年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検
及び評価報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期—9月6日（木）から21日（金）までの16日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 承認第 9号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第5号）について
上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 5 認定第 1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成29年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第 3号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第 4号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第 5号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第 6号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第44号 平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定に

ついて

一括上程、説明

日程第 6 報告第 18 号 池田町財政健全化判断比率の報告について

報告第 19 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について

日程第 7 監査委員による平成 29 年度の決算審査意見について

決算審査意見に対する質疑

日程第 8 認定第 1 号より第 6 号、議案第 44 号まで、質疑

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番	倉 科 栄 司 君	2 番	横 澤 は ま 君
3 番	矢 口 稔 君	4 番	矢 口 新 平 君
5 番	大 出 美 晴 君	6 番	和 澤 忠 志 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	櫻 井 康 人 君	10 番	立 野 泰 君
12 番	那 須 博 天 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	教 育 長	平 林 康 男 君
総 務 課 長	藤 澤 宜 治 君	企画政策課長	小田切 隆 君
会計管理者兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君	住 民 課 長	矢 口 衛 君
健康福祉課長	塩 川 利 夫 君	産業振興課長	宮 崎 鉄 雄 君
建設水道課長	丸 山 善 久 君	教育保育課長	中 山 彰 博 君
生涯学習課長	倉 科 昭 二 君	総 務 課 長 総 務 係	宮 澤 達 君
監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君		

事務局職員出席者

事務局 長 大 蔭 奈美子 君

事務局書記 矢 口 富 代 君

開会 午前 10 時 00 分

開会及び開議の宣告

○議長（那須博天君） おはようございます。

ニュースによりますと、けさ、北海道で大きな地震がございました。また、先日は、台風で関西空港等も閉鎖というような、大変な被害が出ております。おかげさまで、当池田町は、このように議会が開会できるということで、一安心という形になりますけれども、よろしくお願いいたします。

平成30年 9 月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、平成29年度一般会計及び特別会計の決算の認定等を御審議願う予定でございます。各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は11名全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年 9 月池田町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（那須博天君） 諸般の報告を行います。

報告第13号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告いたします。

報告第14号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第15号 例月出納検査結果報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第16号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第17号 平成29年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

会議録署名議員の指名

- 議長（那須博天君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、倉科栄司議員、10番、立野泰議員を指名いたします。

会期の決定

- 議長（那須博天君） 日程2、会期、日程の決定を議題にいたします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願っております。

議会運営委員長から報告を求めます。

倉科議会運営委員長。

〔議会運営委員長 倉科栄司君 登壇〕

- 議会運営委員長（倉科栄司君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る8月28日に開催されました議会運営委員会において、平成30年9月池田町議会定例会の会期及び議事日程等について協議をいたしました。

会期は、本日９月６日から９月21日までの16日間とし、議事日程についてはお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を申し上げました。

- 議長（那須博天君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおり決定をいたしました。

町長あいさつ

- 議長（那須博天君） 日程３、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） おはようございます。

９月定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

池田町議会９月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中御出席をいただき、まことにありがとうございます。

ことは、西日本豪雨災害に始まり、数多くの台風が発生し、さらに次々と上陸して、各地に多くの被害をもたらしております。過日の台風21号は、当町への被害は少なかったものの、かなりの強風による被害が全国各地に出ており、死者まで出る結果となりました。亡くなられた方には、心からお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様には、重ねて御見舞いを申し上げます。

この台風による影響は、長野県内でも果樹を中心に、大きな被害が伝えられたところであります。

さらに本日は、北海道で震度 6 強の地震が発生し、大変な被害が出ているとの報道がされております。まさに、災害列島との感が強くなっております。

当町もこれを機に、災害に対する備えをなお一層深めてまいりたいと考えておりますが、このたびは、先般の岐阜県池田町、また、隣村の生坂村との災害時総合協力協定に続いて、民間企業 4 社との災害協定を締結させていただきました。地域の行政、また、企業とも連携を図る中で防災、減災に努めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、29年度の事業の報告となりますが、各事業ともそこその成果が上げられていると考えておりますが、何といたっても人口減少、特に少子化に歯どめがかからないという状況が続いており、深刻な課題となっております。第 6 次総合計画策定も佳境に入っておりますが、将来を展望する中で、極力人口の維持ができるような施策の展開を図ってまいる所存であります。

本定例会は、平成29年度の各会計の決算議案の認定を中心に、平成30年度後半における行政執行に必要な予算等を追加補正として提案いたします。提案いたします議案は、報告 7 件、承認 1 件、認定 6 件、議案10件であります。また、最終日には、追加案件を予定しております。提案いたします議案につきまして、十分御審議をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

承認第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（那須博天君） 日程 4、承認第 9 号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 承認第 9 号の提案理由の説明を申し上げます。

この承認案件は、8 月12日の時限的豪雨により堀之内地区に農地災害が発生し、台風シーズンに突入する前に復旧したいので、地方自治法第179条第 1 項の規定により、8 月13日付の専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を願うものであります。

それでは、承認第 9 号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第 5 号）について説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ56億3,156万5,000円といたしました。

歳入では、9 款地方交付税で、普通交付税分として250万円を盛り込みました。

歳出では、12 款災害復旧費において、水路に流入した土砂を片づける重機借上料に50万円、のり面復旧工事にかかる経費200万円を計上いたしました。

以上、承認第 9 号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認をお願いいたします。

○議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了いたします。

承認第 9 号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第 5 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

承認第 9 号を挙手により採決いたします。

この議案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

認定第 1 号より認定第 6 号まで、議案第 4 4 号の一括上程、説明

○議長（那須博天君） 日程 5、認定第 1 号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定

について、認定第 2 号 平成29年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号 平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 認定第 1 号から議案第44号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定等案件は、平成29年度の一般会計ほか 6 会計の予算執行結果を認定いただくため提案するものであります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見をつけ、あわせて主要な施策の成果説明書も提出いたしましたので、御審査、御審議をお願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率については、この決算認定とは別に報告をいたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第 1 号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度池田町一般会計予算では、農業農産整備事業、まちなか駐車場整備事業、現年発生公共土木施設災害復旧工事など11回の補正を行い、総額 4 億8,834万4,000円の追加補正予算を編成しました。

決算額は、歳入総額53億8,489万9,243円、歳出総額52億4,233万3,726円で歳入歳出差引残額は 1 億4,256万5,517円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は6,935万5,000円、実質収支額は7,321万517円で、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として財政調整基金に3,670万円の積み立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税が全体の17.7%を占め、町たばこ税は減少したものの、個人住民税等の徴収率がアップしたことにより、前年度比2.7%増の 9 億5,289万6,389円となり、主な税収は、町民税 4 億7,604万3,482円、固定資産税 3 億9,247万316円の決算となりました。

地方譲与税は、6,001万8,000円となり、地方消費税交付金は1億7,521万円となりました。
地方交付税では、歳入の35.9%を占め、普通・特別交付税合わせて0.6%増の19億3,188万9,000円となりました。

分担金及び負担金では9.8%減の6,607万2,517円となりました。

国庫支出金では、社会資本総合整備交付金や地方創生拠点整備交付金等により、15.2%増の6億1,121万7,208円となりました。

県支出金では土地改良事業補助金等で10.6%増の3億7,959万739円となりました。

財産収入については、特に有効活用されていない町有地を中心に入札による売却処分を行った結果、対前年比755.0%増の5,740万2,665円の収益を上げることができました。

寄附金は2,970万5,000円で、そのうちふるさと応援寄附金が2,050万円となっております。

繰入金では、485.9%増の1億3,819万9,000円となりました。内容は、社総交事業等大型事業に充当するため、財政調整基金及び公共施設等整備基金を取り崩し、繰り入れました。

町債でも同様に、大型事業である社総交事業や農地耕作条件改善事業等の実施により22.7%増の6億1,470万円となるなど、歳入全般で平成28年度に比較し、5億2,009万5,148円増の53億8,489万9,243円、10.7%増の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

まず、議会費では0.6%増の6,340万9,416円。

総務費では、まちなか駐車場用地取得や減債基金への積み立てを行ったことにより、8.9%増の6億2,923万8,283円の決算でありました。主に、庁舎管理等の一般管理費や企画費におけるふるさと納税対策及び移住定住施策や徴税費などであり、構成比は11.9%となっております。

民生費では、7.8%減の13億9,900万6,466円の決算となり、歳出構成比では26.7%と一番大きなウエートを占め、従来から行っている高齢者や身障者対策等に加え、住宅介護給付金事業等のソフト事業にも取り組みました。また、児童福祉費においては保育園の運営費をメインに事業実施されました。

衛生費は、保健衛生費、清掃費合わせて8.2%減の2億5,285万5,568円となりました。主なものでは、高齢者等インフルエンザ予防接種委託料や各種予防接種委託、穂高広域施設組合負担金などであります。

農林水産業費では、農業農村整備事業などで6.85%増の4億134万382円となり、多面的機能支払交付金事業や海外販路開拓等推進事業を行い、土地改良費では、国庫補助事業を導入

した農地改造事業を実施いたしました。

商工費では、商工振興費、観光費合わせて38.0%増の2億3,156万1,712円となりました。主なものとしては、シェアベースにぎわいの建築やまちなか駐車場の整備を行ったほか、町商工会に対する補助を行いました。

観光費では、ウォーキング、てるてる坊主アート展、ワイン祭り等のイベントを開催しております。

土木費では、社総交事業として町道の改良事業が行われたことを反映し、1.2%増の4億9,589万7,560円となり、辺地事業では、陸郷地区の道路整備を引き続き行っております。

消防費では、県ポンプ操法大会出場等、日ごろの訓練成果が発揮できましたが、消防団拠点施設整備事業が終了したため、6.6%減の1億8,424万4,462円であります。

教育費では、池田小学校の改修工事を行ったほか、地域交流センター建設や総合体育館耐震改修工事、弓道場移転、新築工事等を行った結果、67.1%増の10億4,384万691円という大型決算となり、構成比も19.9%と2番目に大きい比率となりました。

公債費では、防災無線更新工事等の元金償還が始まり、5.7%増の5億2,092万7,936円でありました。

災害復旧費では、集中豪雨災害発生し、復旧費として1,933万5,142円を支出いたしました。

なお、平成30年度へ繰り越しして事業を実施するための繰越明許費は、事業費ベースで総額5億8,271万5,000円を繰り越すこととしました。

以上、平成29年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第2号 平成29年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は、前年度からの繰越金608万5,240円、歳出は、事業執行がありませんでしたので、そのまま同額を平成30年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第3号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は12億6,270万2,432円と前年比4.5%の減、歳出決算額は12億2,017万4,180円、前年比2.0%減となり、差引残額4,252万8,252円となり、うち1,900万円を国保支払準備基金へ積み立てることとしました。歳入では、国保税収入は2億2,180万2,721円と前年比1.4%減となり、歳出は、保険給付費7億8,006万8,383円と前年に比べて2.4%増加いたしました。

次に、認定第4号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい

てであります。

平成29年度の決算額は、歳入総額 1 億3,241万5,049円、前年比5.9%増、歳出総額 1 億3,223万1,457円、前年比6.0%の増、差引残額18万3,562円の決算となりました。歳入の主な内容は保険料と一般会計からの繰入金となり、歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金となります。

次に、認定第 5 号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 6 億6,982万4,322円、前年比6.4%増、歳出総額 6 億6,681万6,105円、前年比1.0%増で、差引残額300万8,217円の決算となりました。歳入の主な内容は、公共下水道使用料と一般会計からの繰入金及び起債で、歳出は汚水処理事業に係る維持管理及び事業実施に伴う借入金の元利償還事業となっています。

次に、認定第 6 号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額990万9,364円、前年比9.5%増、歳出総額885万3,300円、前年比1.0%増、差引残額105万6,064円の決算となりました。広津簡易水道の維持管理として行った借入金の元利償還を実施いたしました。

次に、議案第44号 平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてであります。

この案件につきましては、地方公営企業会計制度見直しに伴い、決算剰余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剰余金を、資本金に組み入れることを議決いただくこととなります。

それでは、決算状況を説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益 2 億5,128万6,091円、支出では、水道事業費 1 億7,156万4,619円、資本的収入264万6,000円、資本的支出は 1 億2,060万29円でありました。平成29年度の純利益は7,770万5,598円で29年度末処分利益剰余金は 5 億6,843万2,730円となりました。剰余金処分数額として、議会の議決による資本金への組み入れ額は6,356万1,429円で、減債積立金に8,000万円、建設改良積立金に7,000万円を積み立てをし、差し引き翌年度繰越利益剰余金は 3 億5,487万1,301円の予定であります。

以上、認定第 1 号から議案第44号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御認定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は、会計管理者及び担当課長にいたさせます。

○議長（那須博天君） これをもって議案の説明を終了いたします。補足説明を求めます。

認定第１号より第６号までについて。

丸山会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 丸山光一君 登壇〕

○会計管理者兼会計課長（丸山光一君） おはようございます。

それでは、認定第１号から認定第６号までの補足の御説明を申し上げます。

決算書につきましては、事項別明細書により、金額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

なお、町長の提案説明と重なるところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、認定第１号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書７ページをごらんください。

歳入、款１町税でございますが、町税全体の収入済額は９億5,289万6,389円で、対前年比2.74%の増、金額では2,542万338円の増となっております。また、徴収率は95.35%で、対前年比1.24%の増となっております。不納欠損額は、133件分の134万1,222円を処分しております。収入未済額は4,515万169円となり、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

次に、町税の主な内訳を申し上げます。

項１町民税、目１個人の収入済額は４億1,691万3,282円で、徴収率は96.28%、対前年比1.41%の増でございます。

目２の法人の収入済額は5,913万200円で、対前年比19.94%の増、額にして983万1,200円の増となっております。不納欠損は４件、額にして40万4,656円を処分してございます。

次に、項２固定資産税、目１固定資産税の収入済額は３億8,868万4,016円で、徴収率は93.63%、対前年比1.38%の増でございます。不納欠損は76件、額にして58万600円を処分しております。

次に、項３軽自動車税の収入済額は3,391万900円で、徴収率は94.70%、対前年比0.21%の増でございます。不納欠損は24件、額にして９万5,100円を処分しております。

次に、８ページをごらんください。

款 2 地方譲与税の収入済額は6,001万8,000円で、対前年比0.7%の減となっております。譲与基準は、項 1 地方揮発油譲与税、項 2 の自動車重量譲与税ともに、一定の割合を町道の延長及び面積で案分されて、国から譲与されるものでございます。

9 ページをごらんください。

款 6 地方消費税交付金の収入済額は 1 億7,521万円で、対前年比3.1%の増であります。これは、県に納付されます地方消費税の 2 分の 1 相当額が市町村に対して交付され、交付基準は、国勢調査人口及び事業所統計の従業者数で案分されて交付されるものでございます。

款 9 地方交付税の収入済額は19億3,188万9,000円で、対前年比0.6%の増となっております。当町の地方交付税は、歳入決算額の35.88%を占め、歳入の中では一番大きな財源となっております。

次に、10ページをごらんください。

款11分担金及び負担金の収入済額は6,607万2,517円で、対前年比9.8%の減となっております。項 1 負担金、目 1 民生費負担金、節 7 の保育料負担金は、4,814万2,570円の収入で、対前年比12.5%の減となっております。これは、子育て支援策として第 3 子以降の児童で 3 歳以上児の保育利用料を無料、3 歳未満児は月額6,000円を上限に減免したことによるものでございます。

11ページをごらんください。

款12使用料及び手数料の収入済額は6,621万5,505円で、対前年比5.7%の増となっております。増加の要因の一つとしては、項 1 使用料、目 1 総務使用料ではバス使用料が前年対比で18.4%、金額にして166万1,050円の増となっております。

13ページをごらんください。

款13国庫支出金の収入済額は 6 億1,121万7,208円で、対前年比15.2%の増となっております。これにつきましては、地域交流センターの建設、道路改良事業等における社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。なお、収入未済額の 1 億4,913万5,750円につきましては、翌年度への繰越明許費の未収入特定財源となります。

項 1 国庫負担金は 2 億3,356万5,538円の収入でございます。主なものとしまして、14ページ、目 1 民生費国庫負担金、節 2 障害者福祉費負担金は、1 億1,278万4,781円が収入済額で、障害者総合支援法に基づく介護給付や補装具等の支出に対して、2 分の 1 が国庫負担となっております。また、節 4 児童手当負担金は9,270万5,999円の収入で、国庫分の負担割合は 3 歳未満の被用者で45分の37、3 歳以上の被用者、非被用者等で 6 分の 4 などとなっております。

す。

次に、項 2 の国庫補助金は 3 億 6,843 万 979 円の収入となっております。主な収入であります、目 1 総務費国庫補助金、節 2 社会資本整備総合交付金及び目 4 土木費国庫補助金、節 1 社会資本整備総合交付金は、社会資本総合整備計画に基づく地域交流センター等の建設事業及び道路改良事業などに充当されております。目 2 民生費国庫補助金、節 5 臨時福祉給付金補助金は、平成 28 年度の繰越明許費と合わせて経済対策分として、所得の少ない方に対して臨時福祉給付金を給付する財源として充当されています。

次に、16 ページをらんください。

上段、目 5 教育費国庫補助金では、節 3 学校施設環境改善交付金が収入となり、学校施設改修事業のための財源として充当されています。

款 14 県支出金の収入済額は 3 億 7,959 万 739 円で、対前年比は 10.6% の増となっております。負担金につきましては、障害者総合支援給付費等県費負担金の増、補助金では、地域発元気づくり支援金が新たに設けられたことによる増でございます。なお、収入未済額の 6,762 万 4,320 円につきましては、翌年度への繰越明許費の未収入特定財源となります。

主なものは、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 4 障害者福祉費負担金で、介護給付等に対して県費 4 分の 1 が負担金の収入となり、前年対比で 9.9% の増となっております。

17 ページをらんください。

項 2 県補助金では、目 1 総務費県補助金、節 5 地域発元気づくり支援金が新たに設けられ、556 万 8,000 円が収入済となり、食からはじまるまちづくり、ハーバルヘルスツーリズムの推進、花とハーブで彩る修景促進と薬効ハーブの普及推進、定住促進に向けた地域の取り組みについての各事業に財源として充当されました。

18 ページをらんください。

目 2 民生費県補助金では、節 9 医療介護総合確保基金事業補助金が坂下地区高齢者支え合い拠点施設の設計監理及び工事費の財源となっております。

目 4 農林水産業費県補助金、節 11 の土地改良事業補助金でございますが、これは、農業生産基盤を守る多面的機能支払交付金事業に充てられております。

19 ページをらんください。

節 15 機構集積協力金は、機構等に農地を貸し付けた人・地域等に支払われる協力金の財源となりますが、歳出での協力金の大幅な増加に伴い、前年対比で 330.1% の増となっております。

20ページをごらんください。

節25農地耕作条件改善事業補助金は、鵜山地区における遊休桑園整備事業などに充てられております。なお、未収入済額の6,762万4,320円は、翌年度への繰越明許費の未収入特定財源となります。

次に、22ページをごらんください。

中段、款16寄附金の収入済額は2,970万5,000円で、対前年比11.5%の増となっております。しかし、22ページの項1寄附金、目2ふるさと応援寄附金については、国から市町村に、寄附金に対して返礼に関する通知等があり、還元率が高い返礼品を設けることができなくなったことなどにより、前年対比で、19.6%の減となっております。

目5教育費寄附金は660万円の収入済みとなっておりますが、現在建設中の地域交流センターへ芸術品の設置、図書館への児童図書等を充実するための図書購入、新築となった弓道場の建設資金として、それぞれ目的を持って寄附をいただいたものでございます。

23ページをごらんください。

款17繰入金の収入済額は1億3,819万9,000円で、対前年比485.9%の大幅な増となりました。これは、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、目2公共施設等整備基金繰入金及び目4池田町でてる坊主のふるさと応援基金繰入金による増でございます。

款18繰越金の収入済額は6,430万1,103円で、対前年比5.3%の減となっております。このうち前年度からの繰越明許費繰越金は6,368万5,000円で、前年対比では43.2%の増となります。また、23ページの備考欄に記載のとおり、各事業の一般財源分の繰越金でございます。

24ページをごらんください。

款19諸収入の収入済額は2億577万5,117円で、対前年比58.3%の大幅な増となっております。このうち、25ページ上段の項3受託事業収入、目1介護保険地域支援事業受託収入、節2包括的支援事業任意事業受託収入は、社会保障充実分に係る収入増により、前年対比で16.1%の増となっております。

また、項4雑入においては1億2,712万5,503円が収入済額となり、前年対比で101.3%の大幅な増で、27ページ、目5雑入、備考欄54弓道場移転工事等補償料の3,428万5,253円、28ページの目12違約金及び延納利息、備考欄総合体育館耐震工事債務不履行損害金として3,630万960円の収入があったことが増加の主な要因でございます。

款20町債の収入済額は6億1,470万円で、対前年比22.7%の増となっております。収入未済額の8,560万円は、翌年度への繰越明許費の繰越財源であります。

主なものは29ページ、項1町債、目3の教育債、節6の緊急防災・減災事業債は2億3,020万円で、総合体育館の耐震工事の対象となる起債の繰越分であり、交付税措置率は70%でございます。また、目4の臨時財政対策債は1億4,910万円の収入であります。交付税措置率は100%で、交付税の補完的財源となっております。

29ページの歳入合計ですが、予算現額58億7,949万円、収入済額53億8,489万9,243円、収入済額の対前年比は10.7%の増となっております。不納欠損額は144万5,822円、収入未済額は3億6,688万1,078円となっております。

収入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

30ページをごらんください。

款1議会費の支出済額は6,340万9,416円で、対前年比0.6%の減となっております。主なものは、議会運営経費で、定例会及び4回の臨時会における会期内の委員会等の経費、社会情勢等の多様化に対応していくため、積極的に行った研修の旅費などを支出してございます。

次に、32ページをごらんください。

款2総務費の支出済額は6億2,923万8,283円、対前年比は8.6%の増で、翌年度繰越額は63万5,000円となっております。

項1総務管理費、目1の一般管理費は2億3,299万2,051円の支出でございます。一般管理費、庁舎管理経費、職員の人件費等で、職員の雇用にかかわる経費や庁舎の維持管理のための経費など、経常的な経費がほとんどでございます。備考欄の臨時職員等に係る4共済費、60社会保険料から80労働災害保険料は、組織がえにより平成29年度から保育課が教育保育課として教育委員会の所管となったことに伴い、前年と比較し、減となっているものでございます。ただし、先のページになりますが、款10教育費における教育委員会事務局一般経費では、社会保険料等が増となっております。

33ページ、備考欄二重丸、一般管理経費、18備品購入費の360万9,900円につきましては、A E D 10台及び事務用の机、椅子等の購入費でございます。また、35ページ、備考欄二重丸、庁舎管理経費、13委託料、80設計監理委託料及び15工事請負費、80庁舎施設補修工事において、繰越明許として支出されているものにつきましては、小会議室のエアコン設置工事に伴う費用でございます。

続きまして、36ページをごらんください。

目2文書広報費は2,078万1,528円の支出でございます。備考欄二重丸、文書管理経費では、

郵便料、起案文書等の文書管理、条例等の更新に伴うデータ作成及び法規、例規の検索など含めた例規システムの利用に関する経費、37ページ備考欄二重丸、文書・広報経費では、広報いけだの発行、町ホームページの保守管理などの経費を支出してございます。

目3 財政管理費は222万2,600円の支出で、備考欄13委託料の新地方公会計委託料が主なもので、統一的基準による財務書類を作成してございます。

38ページをごらんください。

目5 財産管理費は6,358万3,526円を支出してございます。備考欄二重丸、財産管理一般経費、13委託料では、町有不動産を売却または精査のための鑑定、分筆に関する経費、17公有財産購入費及び22補償、補填及び賠償金では、まちなか第2駐車場用地の土地購入費及び店舗・居宅の補償料が主なものでございます。

次に、目6 企画費は1億4,218万9,116円を支出してございます。備考欄二重丸、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費は3,364万9,200円を支出してございます。寄附金の返礼等に関する経費につきましては、基金より1,375万2,000円を取り崩して財源とし、寄附金の2,050万円は、39ページ備考欄に記載のとおり、25積立金で積み立て、出納閉鎖末での残高は5,445万8,000円になってございます。

その下の備考欄二重丸、企画一般経費1,712万2,610円を支出してございます。主なものとして、13委託料では、第6次総合計画策定のための町民アンケート調査の実施及びワークショップ運営に関する業務の委託費用であります。

40ページをごらんください。

備考欄二重丸、情報処理費3,882万2,960円を支出してございます。13委託料、20電算委託料では、統合型地理情報システムの更新経費、26社会保障・税番号制度システム改修委託料は、マイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため、システムを改修した経費でございます。

18備品購入費では、統合型地理情報システムのハードウェア、業務用ノートパソコンなどの購入費用が主なものでございます。

42ページをごらんください。

備考欄二重丸、地域おこし協力隊活動事業では498万1,969円を支出してございますが、池田町への移住者の増加を図るため、地域おこし協力隊員を2名雇用し、移住相談の対応と空き家バンク構築に向けて、空き家情報の現地調査などを行いました。

備考欄下段二重丸、移住定住推進事業では、582万7,495円を支出してございます。移住体

験ツアーの実施、移住のPRをするため、移住パンフレットの刷新、また、移住のための受け皿としての空き家バンクの構築・運営をまいりました。また、移住希望者に良好な住環境を提供するため、住宅取得補助金など4つの補助金制度も創設してございます。

43ページ、備考欄13委託料及び15工事請負費につきましては、移住定住の準備のための住宅として、豊町の旧教職員住宅2棟を改修した経費でございます。

19負担金、補助及び交付金、30移住定住補助金では、創設した住宅取得補助金により2件交付を行っています。

次に、目7の自治振興費は1,983万4,756円の支出でございます。主なものとしましては、44ページ、備考欄19負担金、補助及び交付金の10自治会活動費交付金は、各自治会へ平均割、世帯割により支出をし、活動を支援しております。その下の15元気なまちづくり事業補助金は、町づくり事業と建設資材支給事業に取り組んだ17自治会及び2団体の19事業への補助金でございます。またその下、17コミュニティ助成事業助成金は、宝くじの収益金による助成金ではありますが、採択となりました2自治会、1自主防災会へ交付されております。

次に、45ページをごらんください。

目9のバス等運行事業費は4,782万880円の支出でございます。主な経費は節13委託料で、町営バス6路線のバス運転業務委託料として4,500万円を支出しております。乗客数の状況は、対前年比19.7%増の5万8,156人、また、定期券の販売枚数も前年度より168枚多い387枚で、前年対比で76.7%の増となっております。なお、大型店の開店により、バス停の新設と町内巡回線など、3路線の乗り入れが開始されてございます。

次に、46ページをごらんください。

目11防災対策費は745万1,239円の支出でございます。組織改編により消防防災係を新たに設け、危機対策官として1名を新たに雇用させていただいており、備考欄二重丸、防災対策事業、7賃金は1名分のものであります。また、47ページ、備考欄15工事費につきましては、旧東町公民館の防災行政無線屋外子局の移設工事による支出でございます。

その下の項2徴税費は5,903万9,598円の支出でございます。

48ページになりますが、目2の賦課徴収費は課税・収納業務に係る固定資産税システムや電算委託料、地方税滞納整理機構への負担金と町税過誤納還付金等の経費でございます。

次に、49ページをごらんください。

項3戸籍住民基本台帳費は1,643万7,034円の支出でございます。戸籍事務、住民基本台帳事務、住基ネットワークシステム、マイナンバー事業等に係る経費でございます。戸籍謄本

及び抄本の証明等の交付件数は、有料が1万1,729件、無料が1万4,959件の交付状況となっております。

少し飛びますが、54ページをごらんください。

款3 民生費の支出済額は13億9,900万6,466円で、対前年比7.8%の減となっております。

項1 社会福祉費、目1 の社会福祉総務費は1億5,973万5,446円の支出でございます。

備考欄二重丸、社会福祉一般経費では、18備品購入費で132万6,414円を支出しておりますが、公用車として軽自動車1台を購入しております。

55ページをごらんください。

中段の下、備考欄二重丸、医療介護総合確保基金事業では1,011万7,440円を支出してございますが、坂下地区高齢者支えあい拠点施設建設に係る設計監理及び工事費であります。

56ページ中段、備考欄二重丸、出産祝金経費では、第1子5万円、第2子10万円は、それぞれ17名、第3子以降20万円は11名が対象となり、前年対比で9名の増となっております。

備考欄の二重丸、国民健康保険特別会計繰出金経費は、保険基盤安定分、財政安定化支援分、出産育児一時金分及び事務費分として5,723万703円を国保特会に繰り出してあります。

57ページ、目2 の高齢者福祉費は1億8,631万262円の支出でございます。高齢化率は38.4%と前年比で0.8%増となり、ひとり暮らし高齢者は563人と年々ふえている状況であります。これらの状況を踏まえ、緊急通報システム、福祉輸送サービスの業務等を引き続き行っております。また、主な事業としまして、備考欄二重丸、高齢者福祉事業の20扶助費、1 養護老人ホーム等入所措置費で、鹿島荘の7人分の措置費の支出をし、利用者からは負担金として、町へ183万4,800円を納入いただいております。

58ページをお開きください。

58ページ上段の二重丸、後期高齢者医療事業では、後期高齢者医療療養給付費負担金として後期高齢者医療広域連合へ、保険基盤安定分と事務費分として後期高齢者医療特別会計へ繰り出ししております。

その下の目3 障害者福祉費は2億5,536万3,890円の支出でございます。本年度末で障害者手帳を所持されている方は956人でございます。自立支援、生活支援にかかわるサービス等を行い、障害者が日常生活並びに社会生活を送れるようサポート事業を行っております。

備考欄、13委託料、15の地域生活支援事業委託料は、9事業所の利用者28人の日中一時支援を委託しております。19負担金、補助及び交付金では843万4,000円を支出し、1地域共生型生活ホーム運営事業補助金において、4名の利用者への補助を行い、17連携自立圏負担金

は、障害者相談事業の実施による負担金でございます。

59ページ、備考欄の20扶助費につきましては、前年対比で9.8%増、額にして2,111万4,817円の増となっております。27の介護給付訓練等給付費で、入浴、食事等の居宅介護、施設における生活介護、施設入所支援等の介護給付金及び就労継続支援、自立支援等の訓練等給付金を支出しており、323人の方が福祉サービスを利用しておりますが、前年度より利用者がふえたことに伴い、給付費も2,098万4,693円と前年よりふえ、扶助費が増加した主な要因となっております。

次に、最下段の目4の介護保険費は1億6,767万6,795円の支出で、北アルプス広域連合への介護保険広域連合負担金が主な支出でございます。町での要支援・要介護者数は、1号、2号合わせまして年度末時点で626人が認定されております。

60ページをごらんください。

目5地域包括支援センター運営費は4,241万5,849円の支出でございます。運営費に係る備考欄に二重丸となっている各事業の支出において、賃金、委託料が占める割合が高くなっています。二重丸、包括的支援事業の13委託料、43町社会福祉協議会職員出向委託料では、専門知識を持った職員を社協より派遣していただき、703万5,000円を支出しております。

備考欄下段二重丸、介護予防支援・第1介護予防支援事業では、主な支出として、備考欄13委託料、21介護予防支援事業委託料において、要支援1・2及びA型を対象としたケアプラン策定のため、町社協を初めとした20の事業所へ1,551件を委託し、534万3,300円を支出しております。

63ページをごらんください。

目6介護予防・日常生活支援総合事業費では、63ページ備考欄二重丸、リハビリテーション活動支援事業において、ゴム体操の普及活動を行い、57団体、延べ人数で2,526人の実績がありました。

目7の医療給付事業費は7,909万1,284円の支出でございます。節20扶助費の福祉医療給付費は、6,058万7,850円を支出し、前年対比では4.2%の増で、1,914人の受給者に対して延べ2万2,766件の給付を行っております。

64ページをごらんください。

中段、目9の総合福祉センター管理費は、3,118万3,216円の支出でございます。総合福祉センターの光熱水費や施設管理委託料など、センター全般の管理経費であります。施設の利用状況は、入浴施設、会議等合わせて5万2,283人の利用実績がありました。

次に、65ページをごらんください。

目11の福祉企業センター費は2,721万5,008円の支出でございます。所長以下6人の臨時職員賃金と、31人の作業員賃金が占めておりまして、企業10社からの工賃収入と、県からの授産施設事務費負担金を財源に、福祉企業センターの事業運営を図っております。

また、工賃収入は1,004万7,892円で、前年対比で14.5%の増となっております。

次に、67ページをごらんください。

目12の臨時福祉給付金事業は2,934万3,738円の支出でございます。臨時福祉給付金の経済対策分として、1,764人に支給しております。また、平成28年度繰越明許分では、消耗品等を経済対策分の事務費として支出しております。なお、備考欄、23償還金、利子割引料で、低所得高齢者向給付金及び臨時福祉給付金事務分の補助金について、過年度返還金として支出しております。

項2の児童福祉費は3億9,492万2,647円の支出で、目1児童福祉総務費は2億1,097万9,366円の支出でございます。保育園児は、前年度より9人少ない235人をお預かりし、職員数は、正職員16人、臨時職員40人の計56人で保育業務に当たってまいりました。

備考欄二重丸、保育園運営事業、69ページ、備考欄、18備品購入費では、防犯面での社会状況なども考慮し、園児の安全を図るため、防犯カメラ2台を購入しております。

その下の備考欄二重丸、保育認定事業では387万6,898円を支出しております。

昨年10月に信州型自然保育認定制度「信州やまほいく」の認定を受け、豊かな自然と地域資源を活用した活動を積極的に取り入れ、保育・幼児教育を行ってまいりました。

70ページの備考欄、19負担金、補助及び交付金、20施設型給付負担金は311万6,970円で、事業の支出の主なものとなっております。

71ページをごらんください。

目3の児童福祉費は、1億3,513万2,489円の支出で、節20扶助費の児童手当が主な支出となりますが、延べ1万2,203人に給付しております。

72ページをごらんください。

目5子育て支援費の支出済額は1,606万9,199円でございます。障害のあるお子さんを持つ親または子育てに不安な親への支援をより充実させるため、各種の支援会議を開催し、検討をするともに、親からの相談を受けております。また、食育の推進にも取り組み、後援会、料理教室の開催や、食育レシピ、リーフレットを作成配布しております。

74ページをごらんください。

款 4 衛生費の支出済額は 2 億 5,285 万 5,568 円で、対前年比 8.2% 減となっております。項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は 7,770 万 2,961 円の支出で、備考欄二重丸、保健衛生一般経費、19 負担金、補助及び交付金に記載がありますあづみ総合病院増改築工事補助金の 3,000 万円が主な支出となっております。

75 ページをごらんください。

目 2 の予防費は 4,768 万 3,937 円の支出で、病気の予防・早期発見、健康基盤形成のための事業費でございます。各事業とも予防接種や検診等の委託料の支出が主なものとなっております。まして、委託料で 3,627 万 693 円の支出をしております。

次に、77 ページをごらんください。

目 3 環境衛生費は 1,004 万 3,723 円の支出で、不法投棄の監視にかかわる報酬、賃金、池田松川施設組合葬祭センター分の負担金、生ごみ処理機の設置補助金、太陽光発電システムの設置補助金などの経費でございます。79 ページ、備考欄二重丸、地球温暖化対策事業の太陽光発電システム補助金は、25 世帯へ支出しております。

80 ページをごらんください。

目 7 給水施設費では、支出済額 875 万 7,889 円のうち、節 28 繰越金で 613 万 7,000 円を簡易水道特別会計へ繰り出してございます。

81 ページをごらんください。

項 2 清掃費、目 1 清掃費は 1 億 672 万 8,356 円の支出でございます。主なものとして、備考欄 13 委託料、10 一般廃棄物収集委託料では、可燃物、不燃物合わせて 1,432 トンのごみ収集を行いました。これは、1 人 1 日およそ 389 グラムになり、穂高広域施設組合加盟市町村の中では、上位に位置しております。

次に、83 ページをごらんください。

款 6 農林水産業費の支出済額は 4 億 134 万 382 円で、対前年比 6.8% の増となっております。翌年度繰越額 1 億 3,396 万 4,000 円につきましては、関係する事業のところで申し上げます。

項 1 農業費、目 1 の農業委員会費は 1,514 万 7,863 円の支出で、農地法申請、農地転用の許可等や、農用地利用集積事業で農地の貸し借り等について意見決定をするなど、農業委員会運営にかかわる経費でございます。農地法申請に伴う許可件数は 24 件、農地転用許可面積は 1 万 4,540 平方メートル、農用地利用集積件数は 653 件となっており、年度末現在の利用権設定総面積は 205 万 4,937 平方メートルとなっております。

84 ページをごらんください。

最下段、目 3 農業振興費は 1 億1,401万905円の支出でございます。

備考欄二重丸、農業振興事業、85ページ、19負担金、補助及び交付金、17機構集積協力金は、農地中間管理機構に圃場を貸し出した農業者に対しての協力金で、全額県費補助となっております。

86ページをごらんください。

備考欄46の中山間地域直接支払補助金は、農地保全と遊休荒廃化防止のため、県費 3 分の 2 補助にて 7 地区に交付金を支出しております。1 期対策 5 年のこの事業も、平成29年度で第 4 期対策の 3 年目となっております。71青年就農給付金は、新規就農者 3 人に年間150万円をそれぞれ給付してございます。

次の88ページをごらんください。

備考欄二重丸、地域おこし協力隊活動事業では、「花とハーブの里」の再ブランド化に取り組んでいくため、地域おこし協力隊員を新たに 1 名雇用し、2 名体制となっています。

89ページをごらんください。

備考欄二重丸、海外販路開拓等推進事業では、町海外販路等推進協議会を設立し、農産物の輸出に関する市場分析等を行い、マレーシアにおいてフェアを開催しましたが、協議会への補助金として496万6,550円を支出してございます。

その下になりますが、備考欄二重丸、花とハーブの里再ブランド化推進事業では、花とハーブで町を彩る修景促進と薬効ハーブの普及促進事業、ハーバルヘルスツーリズム事業の実施により、681万8,107円を支出してございます。主なものとしまして、ハーバルヘルスツーリズム推進業務及び町ハーブガーデン植栽提案及び修景促進調査業務を委託し、備考欄13委託料、10運営業務委託料として473万円を支出してございます。

次に、90ページをごらんください。

目 7 の土地改良費は 2 億344万31円の支出でございます。翌年度繰越額 1 億1,057万8,000円は、農業農村整備管理事業、遊休桑園整備事業、農地耕作条件改善事業の委託料及び工事請負費として翌年度へ繰り越しします。

91ページの備考欄中段二重丸、農業農村整備費、13委託料、10圃場整備書類作成委託料では、会染西部地区の県営圃場整備導入に向けて、事業計画及び換地計画の概要書作成業務を委託し、1,690万4,000円を支出してございます。

92ページをごらんください。

備考欄二重丸、農業農村整備管理費の13委託料及び15工事請負費につきましては、水路敷

及び赤線接道等に伴う土地分筆や所有権移転に伴う境界測量、鵜山地区遊休桑園に醸造用ブドウを作付するための圃場整備と営農効率化の整備のため、それぞれ支出してございます。

また、このうち、3,539万3,400円は、平成28年度繰越明許分となっております。

最下段の二重丸、農業体質強化基盤整備促進事業は、用排水路整備により、災害防止対策等を図るものでありますが、実施設計業務は、1地区、工事につきましては、3地区実施し、平成28年度からの繰り越し分として、13委託料及び15工事請負費でそれぞれ支出してございます。

93ページをごらんください。

項2 林業費の支出済額は1,667万6,361円で、前年対比では21.4%の減となっております。翌年度繰越額85万6,000円につきましては、森林整備事業を行うため、翌年度へ繰り越しております。

目1 林業振興費では、94ページ備考欄二重丸、松くい虫被害対策事業では、ライフライン沿線の被害木の倒伏防止のため、伐倒燻蒸処理を行い、13委託料、70森林整備委託料から支出してございます。また、19負担金、補助及び交付金、80松くい虫防除対策事業補助金につきましては、山林以外を対象とした、アカマツの松くい虫防除実施者に対し、8団体、45個人へ補助金を交付してございます。

続きまして、95ページをごらんください。

款7 商工費の支出済額は2億3,156万1,712円で、対前年比38.0%の増でございます。

項1 商工費、目1 商工振興費は1億9,658万5,435円の支出でございます。翌年度繰越額3,287万円は、商業等活用エリア整備事業におけるまちなか第1、第2駐車場の工事費用、町なかのにぎわい拠点整備事業による、旧スペースゼロの改築工事費用等を翌年度に繰り越します。

96ページをごらんください。

備考欄上段、商工振興事業、19負担金、補助及び交付金、76プレミアム事業補助金では、地元事業者での利用促進のため、本年度も補助金を商工課へ支出し、2割のプレミアムを付加した商品券を町民の意見、要望などを反映し、前年度より2,000セット多い15,000セットを発行し、換金率は99.32%でありました。

備考欄中段二重丸、商業等活用エリア整備事業では、まちなか第2駐車場の整備工事と町営2丁目駐車場の現況復旧工事、まちなか第1駐車場整備用地として、土地を964.53平方メートル購入し、15工事請負費及び17公有財産購入費よりそれぞれ支出してございます。

次に、98ページをごらんください。

備考欄二重丸、まちなかのにぎわい拠点整備事業では、にぎわい拠点施設の建設に係る調査設計監理、工事、備品購入等の費用について、平成28年度からの繰越明許分を主な財源として、それぞれ支出してございます。

下段の目2観光費は、3,007万6,774円の支出で、主には各種観光団体または各種イベント事業への補助でございます。

100ページの備考欄二重丸、外国人旅行者誘致事業では、誘致の見込める英語圏及び中国圏の旅行者を対象としたパンフレットを制作し、宿泊施設等へ配付してございます。

次に、101ページをごらんください。

款8土木費の支出済額は4億9,589万7,560円で、対前年比は1.2%の増となっております。翌年度繰越額4,506万4,000円につきましては、道路改良工事に係る辺地対策、地方道路等整備、社会資本整備総合交付金の各事業における工事費、用地費等の財源として翌年度へ繰り越します。

102ページをごらんください。

項2道路橋梁費、目1の道路橋梁維持費、備考欄二重丸、道路維持経費では、主要な生活道路として、1次除雪114路線、2次除雪83路線の除雪を委託し、支出しております。除雪機設置事業補助金では、相道寺自治会ほか7自治会等へ除雪機購入の助成をいたしました。

103ページをお開きください。

備考欄上段、二重丸、道路橋等の定期点検事業では、43の道路橋の点検を行っております。財源として、国庫補助金の社会資本整備総合交付金を充当してございます。

目2道路改良費は1億5,775万5,895円の支出でございます。

節15工事請負費では、備考欄二重丸、道路改良事業及び社会資本整備総合交付金事業に係る町道登波離橋線ほか3路線の道路改良工事について、また、節17公有財産購入費では同事業での道路改良工事に係るものを主として、町道登波離橋線ほか3路線の用地取得のための費用を辺地対策事業債等を財源として、平成28年度からの繰り越し分も含め支出してございます。

104ページをごらんください。

中段下、目3道路舗装費では、町道、旧県道線など、計8路線において、総延長で920.5メートルの舗装工事を実施してございます。

105ページをごらんください。

項 4 都市計画費では 2 億 1,808 万 143 円を支出してございます。平成 28 年 10 月に都市利用計画期間の中間が過ぎたため、土地利用計画の見直しを行い、平成 29 年度に改定しました。

目 1 都市計画総務費、備考欄二重丸、都市計画事務費一般経費、次のページ、106 ページ、同じく備考欄の 13 委託料では、土地利用調整基本計画策定のための委託料を平成 28 年度からの繰り越し分として支出してございます。

108 ページの上段をごらんください。

目 3 公共下水道事業費であります、下水道事業特別会計の繰出金として 1 億 9,592 万 4,000 円を支出してございます。

目 5 住宅費、目 1 住宅管理費の支出は 1,389 万 1,367 円でございます。

備考欄二重丸、住宅管理一般経費、17 公有財産購入費、20 家屋購入費がありますが、長野県住宅供給公社に依頼して町営住宅のリフォーム、改修等の工事をしていただき、その経費を家屋購入という形で、10 年分割以内にて買い戻すというものでございます。内訳としまして、平成 22 年施工の豊町町営住宅 4 棟 21 戸の水洗化については、7 年目の支払いとなり、平成 29 年度施工の三丁目東町営住宅 D 棟外壁改修については、平成 29 年度で完済となる支払いでございます。なお、町営住宅全 16 棟、62 戸のうち、入居戸数は 54 戸となっております。

109 ページをごらんください。

款 9 消防費の支出済額は 1 億 8,424 万 4,462 円で、対前年比 6.6% の減となっております。項 1 消防費、目 1 常備消防費は、北アルプス広域連合常備消防費負担金でございます。目 2 非常備消防費は 3,272 万 7,540 円の支出で、消防団員への報酬、分団活動及び訓練等の経費、公務災害補償等共済基金への負担金が主なものでございます。平成 29 年度は、15 名の退職団員がおりましたので、勤務年数等に基づき、団員退職報償金の支払いをしています、財源につきましては、全額共済基金から支払われています。

110 ページをごらんください。

目 3 消防施設費では、支出済額が 300 万 2,788 円で、消火栓に係るホースなどの消耗品の購入費、また、経年劣化により取りかえが必要な消火栓、7 カ所分の工事費用についての負担金を支払ってございます。

目 4 災害対策費では 171 万 9,144 円を支出してございますが、食料などの災害用備蓄品などの購入のほか、今まで保有していませんでしたが、避難所が開設された場合に備え、間仕切りやマジックパネルの購入を行っております。

111 ページをごらんください。

款10教育費の支出済額は10億4,384万691円で、前年対比で67.1%と大幅にふえています。翌年度繰越額の3億4,473万3,000円につきましては、池田小学校大規模改修工事に係る設計監理業務及び工事請負費、中学校校庭フェンス設置及び駐車場整備の工事請負費のほか、地域交流センターの建設に係る工事管理業務及び工事請負費の財源として繰り越しいたします。

114ページをごらんください。

項1教育総務費、目2事務局費、備考欄中段二重丸、学校施設改修事業につきましては、平成26年度から継続しています池田小学校大規模改修第4期工事として測量調査設計監督委託業務委託料及び工事請負費の財源を、前年度からの繰り越しにより支出してございます。

115ページをごらんください。

項2小学校費は5,846万6,527円の支出でございます。

117ページをごらんください。

目2池田小学校教育振興費、備考欄二重丸、池田小学校教育振興経費、7賃金では、児童に対して充実した学習及びきめ細かな支援を行うため、池田小学校に5名、教育支援員を配置することで、社会性の育ちにおくれや偏りが見られる児童及びクラス全体が落ちついて活動に取り組むことができます。なお、会染小学校には4名の支援員を配置し、会染小学校の教育振興費より賃金を支出しております。

備考欄の下段、14使用料及び賃借料、52教育パソコンリース料では、教員の授業力を高め、グループ学習で、事業を活性化するため、タブレットを9台購入し、支出しております。また、会染小学校でも、予算の中で同様に支出してございます。

続きまして、119ページをごらんください。

目3会染小学校管理費、備考欄上段二重丸、会染小学校管理経費、13委託料、16設計監理委託料及び15工事請負費では雨漏り防止のため、会染小学校体育館陸屋根防水工事に係る経費を支出してございます。

120ページをごらんください。

項3中学校費は3,635万3,564円を支出してございます。

121ページ、目1学校管理費、節15工事請負費では、道路改良工事等に伴い、中学校グラウンドのフェンス、照明、立ち木の撤去を行い、支出してございます。

122ページをごらんください。

目2教育振興費では、教科指導講師2人、登校支援講師1人を配置し、充実した学習及びきめ細かな支援を行っております。外国の先生に授業のほか、部活の指導も行っていたい

ており、外国の文化に触れる等、大きな影響を生徒に与えております。

123ページをごらんください。

項 4 社会教育費の支出済額は 3 億 7,768 万 6,330 円で、前年対比 165.6% と大幅な増となっております。翌年度繰越額の 2 億 6,766 万 2,000 円は、地域交流センター建設及び緑地公園整備に係る設計監理業務及び工事の財源として繰り越しいたします。

目 1 の社会教育総務費は 3 億 1,868 万 6,202 円の支出でございます。備考欄二重丸、緑地公園整備事業では、地域交流センター西側に整備予定の緑地公園に係る調査測量設計監理委託料を支出してございます。

その下の二重丸、地域交流センター等建設事業では 2 億 7,869 万 1,843 円を支出してございます。敷地面積 7,621.49 平方メートル、延床面積 2,264.11 平方メートル、鉄筋コンクリートづくり、地上 2 階建ての地域交流センターの建設工事分と 7,369.99 平方メートルの建設用地取得分、倉庫 1 棟及び町下水道事業の移転工事に関する補償分が主な支出でございます。

目 2 の公民館費、125 ページ、備考欄の二重丸、公民館事業活動経費、19 負担金、補助及び交付金では、分館事業交付金を 33 分館へ、また、成人学級補助金を 25 分館にそれぞれ支出してございます。

126 ページをごらんください。

備考欄二重丸、新池田学問所経費では、新公民館設立に向け、公民館利用の機運を高めるため、各種講座を開催し、2,931 人の参加者がございました。

次に、128 ページをごらんください。

目 4 の図書館費は 1,817 万 717 円の支出でございます。

129 ページ、備考欄二重丸、図書館一般経費、18 備品購入費、10 図書館購入費では、2,346 冊の図書を購入するとともに、817 冊の図書の寄贈を受けましたが、そのうち 510 冊は逸見文庫としてのものでございます。

また、地域交流センター内に新しくできる図書館をより魅力的なものとするため、図書の購入と並行して除籍も行い、年度末蔵書数は、7 万 2,848 冊となっております。

次に、131 ページをごらんください。

項 5 保健体育費は、支出済額が 4 億 2,668 万 5,947 円となり、前年対比 59.6% 増でございます。

目 1 保健体育総務費では、132 ページ、備考欄二重丸、保健体育一般経費、19 負担金、補助及び交付金、62 池田松川施設組合負担金の給食センター分についての負担金の支出が大き

なものとなっております。

次に、目2の総合体育館費は、3億4,330万1,845円の支出でございます。

平成29年度は、耐震改修工事により、年度当初から8月までの5カ月間、体育館が利用できなかったことで、利用者数は少なくなっています。

133ページ、備考欄最下段二重丸、総合体育館改修事業では、調査測量設計委託料及び工事請負費として、前年度からの2億6,932万8,400円を前年度からの繰り越し分を財源とし、支出しております。

136ページをごらんください。

備考欄上段二重丸、弓道場移転事業で5,100万7,147円を支出しております。道路改良事業に伴い、平家で建築面積316.40平方メートルの弓道場を旧テニスクレーコート内に建設しましたが、支出につきましては、調査設計測量管理委託料及び工事請負費が主な支出となっております。

138ページをごらんください。

公債費の支出済額は5億2,092万7,936円で、対前年比5.7%の増となっております。これは、池田小学校大規模改修工事に係る補正予算債、消防関係施設等の緊急防災・減災対策事業債、道路改良事業の辺地対策事業債や地方道路等整備事業債の元金の償還が始まったことによるものでございます。

款12災害復旧費の支出済額は1,933万5,142円で、対前年比20.5%の増であります。項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は1,728万3,142円の支出でございます。8月5日の豪雨、10月22日から23日にかけての台風21号及び10月28日の台風22号による災害路線の復旧費でございます。項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費は100万4,400円の支出でございます。平成28年8月1日豪雨により発生した林道中島線の復旧費で、前年度からの繰り越し分となります。

139ページ、最下段の一般会計の歳出合計でございますが、予算現額58億7,949万円、支出済額52億4,233万3,726円、予算執行率は89.16%、支出済額の対前年比は9.22%の増となっております。翌年度繰越額は5億8,271万5,000円で、15事業を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、140ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額53億8,489万9,000円、2、歳出総額52億4,233万4,000円、3、歳入歳出差引額1億4,256万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額6,935万

5,000円、5、実質収支額7,321万円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金3,670万円でございます。

基金繰入額につきましては、基金条例に基づいて当該年度の実質収支額の2分の1以上の額を、翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、決算承認後に積み立てをいたします。

次に、141ページをごらんください。

平成30年3月31日現在の財産に関する調書でございます。

公有財産(1)土地及び建物の関係でございます。土地につきましては6,552平方メートル増加となりましたので、年度末現在52万8,838平方メートルとなりました。建物につきましては、木造が134平方メートル、非木造が348平方メートルそれぞれ減少し、延べ面積の年度末現在は6万4,937平方メートルとなっております。

増減の内訳につきましては、次のページ、142ページの表をごらんください。

次に、143ページをごらんください。

左上の(2)有価証券及び(3)出資による権利でございますが、前年度から増減はありませんでしたので、年度末の現在高は有価証券が8,642万7,000円、出資金等出資による権利については7,144万1,000円でございます。

次に、2、物品につきましては、公用車両の関係でございますが、車両の購入、廃車等による増減がございまして、合計で2台減少し、年度末現在76台となっております。

次に、一番下の3、債権でございますが、池田町小企業振興資金あっせん預託金につきましては、八十二銀行と松本信用金庫に、それぞれ1,000万円の資金を4月の年度当初に預託し、3月の年度末に返還していただく手続きをとっておりますので、年度末現在においてはゼロとなっております。

次に、右側の4、基金でございますが、表の区分に記載してございますとおり、11の基金を保有しております。各区分2段に記載されておりますが、決算年度中の増減高は、上の段が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの増減高、下の段が平成30年4月1日から平成30年5月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。各基金の増減高、現在高はごらんのとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

11ある基金の合計は、3月31日現在で2億5,316万円減少し、年度末現在は20億1,902万円でございます。参考までに、5月31日現在では22億2,221万7,000円となっております。

以上が一般会計の決算でございます。

続きまして、認定第 2 号 平成29年度工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

148ページをごらんください。

歳入につきましては、前年度繰越額608万5,240円のみでございます。

次に、149ページになりますが、歳出の支出はございません。

150ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額608万5,000円、2、歳出総額ゼロ円、3、歳入歳出差引額608万5,000円、5、実質収支額608万5,000円でございます。

以上が工場誘致等特別会計の決算でございます。

○議長（那須博天君） 説明の途中ですが、暫時休憩といたします。

午後再開は1時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 1 1 時 5 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き、認定第 1 号から第 6 号の補足説明について、丸山会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 丸山光一君 登壇〕

○会計管理者兼会計課長（丸山光一君） 次に、認定第 3 号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

156ページをごらんください。

歳入でございますが、款 1 国民健康保険税の収入済額は 2 億2,180万2,721円で、対前年比 1.4%の減となっております。不納欠損は91件、額にして73万3,000円を処分しております。

収入未済額4,639万1,448円は、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。全体の徴収率は82.48%で、対前年比4.05%の増となっております。

項 1 国民健康保険税、目 1 の一般被保険者国民健康保険税は 2 億1,665万2,090円の収入で、現年、滞繰分を合わせた徴収率は82.35%でございます。

目 2 の退職被保険者等国民健康保険税は515万631円の収入で、現年、滞繰分を合わせた徴

収率は88.09%でございます。一般の被保険者は2,381人、退職被保険者は37人でございます。

次に、157ページをごらんください。

款3の国庫支出金の収入済額は2億6,439万1,338円で、対前年比27.7%の増となっております。

項1国庫負担金は、目1の療養給付費等負担金が主な収入で、医療費の32%相当の国庫負担金となっております。

目2の共同事業医療費拠出金負担金は、1レセプト80万円を超えた額に相当する、高額医療共同事業医療費拠出金の25%相当額の国庫負担金となっております。

項2国庫補助金は、目1の財政調整交付金が大半を占めておりまして、普通調整交付金と特別調整交付金を合わせて、医療費の9%相当額の交付を受けております。

次の158ページをごらんください。

款4療養給付費交付金の収入済額は1,470万1,408円で、対象者人数の減少により、対前年比60.5%の減となっております。交付に当たっては、退職被保険者等の療養給付費等を対象に、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものであります。

款5前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金より3億3,506万432円の交付を受けており、対前年比21.2%の減となっております。

款6県支出金の収入済額は5,755万9,520円で、対前年比10.6%の減となっております。項1県負担金、目1共同事業医療費拠出金負担金は、国庫と同様に1レセプト80万円を超える額に相当する、高額医療共同事業拠出金の25%相当額の収入でございます。

159ページをごらんください。

款8共同事業交付金の収入済額は2億6,612万7,622円で、対前年比18.3%の増となっております。節1共同事業交付金は、1レセプト80万円を超える分が対象で、節2保険財政安定化支援事業交付金は、1レセプト80万円以下から患者自己負担相当額を除く医療費が対象の交付金であります。

款10繰入金の収入済額は5,723万703円で、対前年比2.2%の減となっております。国保財政等安定化にかかわる一般会計からの繰入金でございます。

161ページ下段をごらんください。

歳入合計は、予算現額12億5,841万1,000円、収入済額12億6,270万2,432円、収入済額の対前年比は4.5%の減となっております。不納欠損額73万3,000円、収入未済額4,639万1,448円の歳入決算でございます。

次に、162ページの歳出をごらんください。

款 1 の総務費につきましては、国保の事務の効率化、適正化及び賦課徴収のための経費として支出してございます。国保加入状況につきましては、国保世帯数は1,519世帯で、対前年比21世帯の減、被保険者数は2,418人で、対前年比83人の減となっております。

163ページをごらんください。

款 2 保険給付費の支出済額は 7 億8,006万8,383円で、対前年比2.4%の増となっております。項 1 の療養諸費の支払済額は 6 億9,435万7,512円でありまして、一般、退職合わせた全体での 1 人当たりの医療費は37万8,357円となっており、速報値による県内順位は17位となっております。

次の164ページをごらんください。

項 2 高額医療費の支払済額は8,365万871円で、対前年比2.3%の増となっております。

165ページをごらんください。

款 3 後期高齢者支援金等の支出済額は 1 億3,594万4,981円で、対前年比5.3%の減となっております。

次の166ページをごらんください。

款 6 介護納付金の支払済額は4,510万8,250円で、対前年比7.8%の減となっております。

167ページをごらんください。

款 7 共同事業拠出金の支出済額は 2 億2,777万5,908円で、対前年比7.3%の減となっております。目 1 共同事業医療費拠出金は、1 レセプト80万円を超える高額医療に係る財源負担を緩和するための交付金の財源として拠出しております。

目 2 の保険財政共同安定化事業拠出金は、1 レセプト80万円以下全てを対象に、保険料の平準化や財政の安定化にかかわる交付金の財源として支出してございます。

款 8 保険事業費の支出済額は1,944万8,613円で、対前年比19.4%の増となっております。

168ページになりますが、項 2 特定健康診査等事業費は、特定健診と特定保健指導にかかわる経費として支出してございます。3月31日現在の速報値では、健診受診者数は1,235人で、受診率は64.9%となり、平成29年度における全国の同規模団体148町村の中では3番目に高い受診率という状況であります。また、平成28年度の数値となりますが、町の保健指導実施率は93.6%で、県の実施率55.6%、国の実施率26.3%と比較しますと大きく上回っている状況でございます。

169ページをごらんください。

一番下の歳出合計でございますが、予算現額12億5,841万1,000円、支出済額12億2,017万4,180円、予算執行率は97.0%となっております。

170ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額12億6,270万2,000円、2、歳出総額12億2,017万4,000円、3、歳入歳出差引額4,252万8,000円、5、実質収支額4,252万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は、1,900万円でございます。基金繰入額につきましては、実質収支から療養給付費負担金の精算による、次年度返還金485万9,258円を差し引いた残り、3,766万8,742円が決算剰余金となりますので、国保条例に基づいて、当該剰余金の2分の1以上の額を基金へ繰り入れるものでございます。決算承認後、国保支払準備基金へ積み立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第4号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

175ページをごらんください。

歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料の収入済額は9,512万6,600円で、対前年比7.4%の増となっております。収入未済額は44万6,600円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。全体の徴収率は99.53%で、対前年比0.27%の減となっております。

款3 繰入金の収入済額は3,693万9,059円で、対前年比1.5%の増となっております。一般会計からの繰入金で、事務費に係る繰入分と保険料軽減に関する保険基盤安定のための繰り入れでございます。

176ページをごらんください。

最下段の収入合計は、予算現額1億3,223万7,000円、収入済額1億3,241万5,049円、収入額の対前年比は5.9%の増となっております。

続きまして、177ページの歳出をごらんください。

款1 総務費は、平均被保険者1,977人の資格、給付申請事務、保険料決定通知、納付書発送などの事務的経費の支出でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億3,168万459円で、対前年比6.0%の増となっております。県広域連合へ事務費負担金、基盤安定負担金、保険料負担金を納付しているものでございます。

178ページをごらんください。

最下段、歳出の合計でございますが、予算現額 1 億3,223万7,000円、支出済額 1 億3,223万1,457円、予算執行率は99.9%となっております。

179ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額 1 億3,241万5,000円、2、歳出総額 1 億3,223万1,000円、3、歳入歳出差引額18万4,000円、5、実質収支額18万4,000円でございます。

次に、認定第 5 号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

184ページをごらんください。

歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金の収入済額は612万8,000円で、対前年比48.8%の減となり、収入未済額は16万7,000円でありましたので、収入未済額は翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。また加入件数については、12件の新規加入がございました。

款 2 使用料及び手数料の収入済額は 1 億9,198万4,230円で、対前年比0.1%の増となっております。

目 1 使用料の収入済額は 1 億9,171万8,130円の収入で、徴収率は95.8%となっております。不納欠損額は31万4,370円で、徴収不納と判断されたもの16件について処分しております。収入未済額は808万6,550円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

款 3 の繰入金金は 1 億9,592万4,000円を一般会計より繰り入れたもので、対前年比1.1%の増となっております。

次の185ページをごらんください。

款 6 町債の収入済額は 2 億6,550万円で、対前年比15%の増となっております。下水道事業債特別措置分と、資本費平準化債の借り入れとなっております。

歳入合計は、予算現額 6 億6,789万8,000円、収入済額は 6 億6,982万4,322円、収入額の対前年比は6.4%の増となっております。不納欠損額31万4,370円、収入未済額825万3,550円の歳入決算でございます。

次に、186ページをの歳出をごらんください。

款 1 公共下水道事業費の支出済額は 1 億1,571万7,642円で、対前年比36.3%の増となっております。受益者人口9,442人に対し、接続済受益者8,638人で、水洗化率は91.52%となっております。

項 1 公共下水道事業費、目 1 公共下水道事業費、備考欄二重丸、公共下水道事業、13委託料では、企業会計移行するための委託料、15工事請負費では高瀬浄水園監視制御設備の改修、地域交流センター等建設に係る管渠移設及び公共ます移設のための工事を行い、支出してございます。

187ページをごらんください。

目 2 汚水処理事業費は、高瀬浄水園を初めとする諸施設の維持管理を行っており、下水道使用料の対象となる有収水量は81万1,000立方メートルとなっております。

備考欄二重丸、汚水処理事業、13委託料、50污泥処理委託料は、高瀬浄水園で浄化処理をした残りの污泥624.64トンの運搬及び最終処分に係る経費が主なものでございます。

次に、188ページをごらんください。

款 2 公債費の支出済額は 5 億5,109万8,463円で、対前年比1.4%の増となっております。年度末現在の未償還元金は49億5,004万551円となっております。

歳出合計は、予算現額 6 億6,789万円8,000円、支出済額 6 億6,681万6,105円、予算執行率 99.84%となっております。

次の189ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額 6 億6,982万4,000円、2、歳出総額 6 億6,681万6,000円、3、歳入歳出差引額300万8,000円、5、実質収支額300万8,000円でございます。

以上が下水道事業特別会計の決算でございます。

続きまして、認定第 6 号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

194ページをごらんください。

歳入でございます。

款 1 使用料及び手数料の収入済額は348万7,250円で、対前年比12.7%の増となっております。収入未済額34万8,490円は、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。給水世帯は44世帯で、前年対比では 8 世帯の減となりました。給水人口は83人と変わらないという状況であります。水道使用量の徴収率は90.91%でございます。

款 3 繰入金の収入済額は613万7,000円で、対前年比9.7%の増となっております。簡易水道事業債の元利償還を補給するため、一般会計からの繰入金でございます。

最下段ですが、歳入合計は、予算現額899万9,000円、収入済額990万9,364円、収入済額の対前年比は9.5%の増となっております。また、収入未済額は34万8,490円という歳入の決算

でございます。

次の195ページの歳出をごらんください。

款 1 簡水総務費の支出済額は271万8,088円で、対前年比3.4%の増となっております。年間1万1,337平方立法メートルの給水を行い、飲料水の安定供給に努めております。

款 2 公債費の支出済額は、前年度と同様の613万5,212円で、年度末現在の未償還元金は6,167万6,676円となっております。

最下段、歳出合計でございますが、予算現額899万9,000円、支出済額885万3,300円、予算執行率は98.4%となっております。

196ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額990万9,000円、2、歳出総額885万3,000円、3、歳入歳出差引額105万6,000円、5、実質収支額105万6,000円でございます。

以上が簡易水道事業特別会計の決算でございます。

以上、認定第1号から認定第6号までの補足の説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

なお、事業の成果につきましては、お手元でございます成果説明書に事業ごとに報告もされておりますので、ごらんください。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 続きまして、議案第44号について、補足説明を求めます。

丸山建設水道課長。

〔建設水道課長 丸山善久君 登壇〕

○建設水道課長（丸山善久君） お疲れさまでございます。

それでは、議案第44号 池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

決算書は197ページからとなりますので、お願いいたします。それから、水道事業会計の業務報告につきましては、成果説明書122ページからとなりますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、決算書199ページの決算報告書をごらんください。

初めに、水道事業会計の決算報告書の決算額は消費税込みの額での表示、損益計算書等の財務諸表につきましては、消費税抜きの額で表示しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入の決算額は2億5,128万6,091円、支出の決算額は1億7,156万4,619円となりました。

次に、200ページの資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は264万6,000円、支出の決算額は1億2,060万29円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,795万4,029円につきましては、当年度分損益勘定留保資金5,269万4,200円、減債積立金6,356万1,429円及び当年度消費税資本的収支調整額169万8,400円で補填いたしました。

201ページの損益計算書につきましては、収益から費用を差し引いた7,770万5,598円の当年度純利益が生じております。

次に、202ページの剰余金計算書につきましては、工事負担金248万8,400円を資本剰余金に整理し、利益剰余金は、減債積立金の取り崩し分6,356万1,429円と当年度純利益7,770万5,598円を合わせた1億4,126万7,027円が未処分利益剰余金の当年度変動額となり、当年度末残高は5億6,843万2,730円となりました。

この未処分利益剰余金につきましては、譲与金処分計算書（案）において、当年度未処分利益剰余金5億6,843万2,730円のうち、減債積立金を取り崩した6,356万1,429円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第4条による処分では、未処分利益剰余金のうち1億5,000万円を処分し、決算認定後に8,000万円を減債積立金に、7,000万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

203ページの貸借対照表につきましては、資産総額28億7,295万4,644円、負債総額10億5,301万851円、資本総額18億1,994万3,793円となりました。

204ページはキャッシュ・フロー計算書、205ページ以降には収益費用明細書を記載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

経営状況につきましては、節水機器の普及や節水意識の高まりに加え、人口減少の影響により水需要が減少したことで、給水収益が減収しており、このような厳しい経営環境にある中で、純利益を計上することができました。

本年度の事業といたしましては、中之郷地区の配水管布設替、墓地公園給水ポンプ更新、送水ポンプ場の送水ポンプ更新工事を行い、経年施設の更新を実施しております。

今後も経営改善に積極的に取り組み、引き続き健全経営を維持しながら、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定の説明は以上でございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了いたします。

報告第18号、報告第19号の一括上程、報告

○議長（那須博天君） 日程6、報告第18号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第19号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上報告第18号、報告第19号を一括して報告願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 報告第18号、報告第19号について一括報告をいたします。

まず、報告第18号 池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は、昨年より2.2%増の8.8%となりましたが、29年度単年度においては、11.72%と上昇してきており、今後の動向を注視してまいります。

その下、将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達しておりませんので、当町の財政状況が健全であることを報告させていただきます。

次に、報告第19号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてありますが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を議会に報告するものであります。

当町における公営企業会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営の

健全段階であることを報告いたします。

以上、報告第18号、第19号について一括報告をいたしました。

監査委員による平成29年度の決算審査意見について

○議長（那須博天君） 日程7、監査委員による平成29年度の決算審査意見の報告を求めます。

吉澤代表監査委員。

〔監査委員 吉澤暢章君 登壇〕

○監査委員（吉澤暢章君） 皆さんお疲れさまでございます。

数字の表記につきましては、大分、午前中、今までの説明のところで重複するところがございますけれども、何分御容赦いただきたいと思います。

それでは、平成30年8月9日、町長に提出いたしました平成29年度池田町各会計決算及び各基金の運用状況等についての審査意見を報告いたします。

なお、この監査につきましては、私、吉澤と立野両監査委員で行いました。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成29年度池田町各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況並びに財政健全化の状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1、審査の概要

(1)審査の対象 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算から平成29年度財政健全化の状況を示した書類について審査の対象といたしました。

(2)審査の期間 平成30年7月5日から平成30年7月25日まで行っております。

(3)審査の手続 審査に当たっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類及び財政健全化の状況を示す書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類等の照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

2、審査の結果

審査した一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細

書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認した。各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを確認した。

(1)総括

決算規模

一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

下記の表をごらんいただきたいと思います。

決算歳出額は前年度に比較して、一般会計で4億4,263万734円、率にして9.22%の増、特別会計では2,068万8,622円、率にして1.03%の増となっている。

特別会計のうち金額の大きなものでは、下水道事業特別会計が3,841万3,772円の増、国民健康保険特別会計が2,526万108円の減となっている。

この決算額のうち、一般会計から特別会計へ2億9,623万762円の繰り出し、また一般会計の基金繰入額は1億3,819万9,000円となっている。

決算収支

総計決算における歳入額は74億6,583万5,650円、歳出額は72億7,040万8,768円、歳入歳出差引額は1億9,542万6,882円の黒字となっている。この内容は、一般会計1億4,256万5,517円、特別会計5,286万1,365円である。

平成30年度への繰越明許総額は、一般会計の5億8,271万5,000円で、このうち一般財源は6,935万5,000円であった。

決算剰余金のうち、地方自治法等の規定により一般会計は財政調整基金へ3,670万円、国民健康保険特別会計では国保支払準備基金へ1,900万円の積み立て予定となっている。

予算の執行状況

歳入決算額は、総予算額に対し4億8,728万4,350円の減であり、収入率は93.9%で、前年度93.4%に対し、0.5ポイント上回っている。未収金は、町税及び国保税の滞納と平成30年度への繰越明許事業の未収入繰り越しが主なものとなっている。

予算額との比較の中では、一般会計の町税及び国保会計の国保税の収入が予算額を超えて収入されている。

歳出決算額は、総予算額に対し91.4%の執行率で、前年度と同率である。

財産に関する調書

地方自治法施行規則第16条の2に規定する財産に関する調書により示された財産の内容については次のとおりで、特に問題なく処理されていた。

公有財産。

取得した主なものは、土地では、地域交流センター等用地7,869.99平米、まちなかの賑わい拠点施設1,578.25平米、まちなか第2駐車場用地1,423.43平米、まちなか第1駐車場用地964.53平米、また、建物では新弓道場279.94平米、坂下地区高齢者支え合い施設181.64平米などとなっている。平成29年度は計画的な公有財産の売却が行われた。主なものでは、旧池田交番跡地1438.14平米、東町ふれあいセンター東隣760.19平米、旧会染小学校公共住宅土地建物373.3平米、旧和合教職員住宅土地建物780.46平米などである。

有価証券及び出資による権利。

決算年度末現在高は8,642万7,000円で、決算年度中の増減はない。また、出資による権利は、決算年度末現在高は7,144万1,000円で、決算年度中の増減はない。

基金については後述する。

(2)会計別意見

一般会計

歳入総額53億8,489万9,243円、歳出総額52億4,233万3,726円、差引残額1億4,256万5,517円となっている。

イ、歳入

歳入総額は、前年度に比べ5億2,009万5,148円、率にして10.7%の増である。

歳入構成比は、第1位地方交付税35.9%、第2位町税17.7%、第3位町債11.4%等となっている。

基金からの繰入金として、財政調整基金4,900万円、公共施設等整備基金7,500万円、スポーツ振興基金44万7,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金1,375万2,000円をそれぞれ取り崩した。

ロ、歳出

予算総額58億7,949万円に対して支出済額は52億4,233万3,726円で、予算執行率は89.2%、(前年度89.6%)である。

翌年度への繰越明許による繰越額は、総務費の63万5,000円、農林水産費の1億3,396万4,000円、商工費の3,287万円、土木費の4,506万4,000円、教育費の3億4,473万3,000円、災害復旧費2,544万9,000円となり、総額5億8,271万5,000円である。

公債費は、5億2,092万7,936円で、前年度に比べ2,826万8,689円の増となり、歳出全体に占める割合は9.9%となっている。

平成29年度決算審査に当たり、例年と同じく、委託料、備品購入費、工事請負費、負担金・補助金について重点を置き審査を実施したが、適正な処理がなされており、問題はなかった。

特別会計

イ、総説

水道事業会計を除く5会計の歳入総額は20億8,093万6,407円、前年に比べて0.5%の減、歳出総額は20億2,807万5,042円で、前年度に比べ1.03%の増である。

各特別会計収支の状況は、下記の表をごらんいただきたいと思います。

ロ、各説

池田町工場誘致特別会計

歳入総額は前年度繰越金608万5,240円で、歳出はなかった。

池田町国民健康保険特別会計

平成29年度の池田町国民健康保険特別会計の収支状況は以下のとおりである。

歳入額合計は12億6,270万2,432円で、うち国保税の収入額については2億2,180万2,721円となり対前年比で1.4%の減となった。また、収納率は95.26%となった。収納率については、前年度をわずかに上回ったが、滞納繰越金は、依然として多額であり、引き続き徴収努力を継続し、収納率の向上につなげていただきたい。

歳出合計は12億2,017万4,180円であり、保険給付費の支出額が7億8,006万8,383円で、歳出全体の63.93%を占める。保険給付費は、医療費のうち保険者が負担する費用であるが、対前年度比では2.42%の増となった。特定健診受診率の向上、特定保健指導により、治療の長期化、医療費の高額化となる生活習慣病の予防効果があらわれてきているが、循環器系疾患、がん等の高額医療費が増加した。

決算認定後、決算剰余金から過年度返還金の財源453万969円を除いた額の2分の1以上となる1,900万円を国保支払準備基金へ積み立て、残額の2,352万8,252円が次年度へ繰り越される。

国民健康保険事業の大部分を占める保険給付については、計画的な事業執行は困難であるが、引き続き予防事業との連携により、医療費の抑制に向けた取り組みに努められたい。

池田町後期高齢者医療特別会計

平成29年度の決算状況は、歳入合計額が1億3,241万5,049円である。歳入の内容は、保険料、一般会計繰入金等である。保険料の現年分は68.41%が特別徴収で、31.59%が普通徴収である。現年分の収納率は特別徴収が100%、普通徴収が98.87%、合わせて99.64%で滞納繰越分の収納率は42.42%であった。

歳出合計額は1億3,223万1,457円であり、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出全体の約99.58%を占めている。歳入歳出差引残高の18万3,592円が決算余剰金として次年度へ繰り越される。

池田町下水道事業特別会計

下水道事業費は、高瀬浄水園を初めとする諸施設の維持管理に努めた。歳出決算額の前年度対比は6.1%の増額となっている。そのうち公債費は前年度対1.4%の増となっている。本年も平準化債の導入により一般会計への負担軽減がなされているが、その分償還期限は延長される。今後は、新たな加入促進により財源確保、償還手法等に対し調査・研究をして取り組みに努力されたい。

池田町の下水道水洗化率は91.5%と順調に推移しているので、引き続きつなぎ込みの契約を推進されたい。また、使用料、負担金の未収では、ともに減少している。引き続き適正な徴収業務に努力されたい。

なお、今後も下水道施設の適切な維持管理を行い、施設の延命、経費の軽減に努められたい。

池田町簡易水道事業特別会計

水道使用状況は、給水世帯数44世帯、給水人口83人で、1万1,337立方メートルの使用があった。施設の老朽化の進行に対応し、施設の更新に意を尽くしている。今後も水源の確保を図り、水の安定供給に努められたい。

(3)池田町水道事業会計

イ、営業

給水戸数3,887戸、給水人口9,849人、有収水量は93万771立方メートル、有収率89.7%であった。給水収益は税抜きで2億203万6,422円、前年度より148万1,471円の減となった。受託工事収益は、前年度より28万8,000円の増の222万8,000円となり、営業収益全体では2億619万2,333円で、112万4,046円の減となった。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化に努められた。税別で、総収益2億

3,483万9,253円に対し、総費用は1億5,713万3,655円となり、7,770万5,598円の純利益を生ずる決算となった。また、年度の利益剰余金は8億2,422万9,389円となった。

水道の基本は、いつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給することであり、この基本に沿った安定供給に一層努められたい。

(4)基金について

基金の額は、決算年度中に国民健康保険支払準備基金3,584万4,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金2,551万円が増額となった。また、財政調整基金1億1,643万2,000円、スポーツ振興基金58万2,000円、公共施設等整備基金1億9,750万円がそれぞれ減額となった。

出納整理期間中に財政調整基金5,164万円、減債基金2,000万円、福祉基金17万3,000円、国民健康保険支払準備基金8万3,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金674万8,000円、公共施設等整備基金1億2,500万円がそれぞれ増額され、また、スポーツ振興基金が44万7,000円の減額となった。平成30年5月31日末の現在高は22億2,221万7,000円である。

金利の動向に十分注意を払い、非常に厳しい状況下にあっても、さらに効率的な運用を図られたい。

各基金の額は次のとおりであり、表をごらんいただきたいと思います。

平成29年度財政健全化審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

実質赤字比率について。当町は黒字決算につき該当しない。

連結実質赤字比率について。当町は黒字決算につき該当しない。

実質公債費比率について。平成29年度の実質公債費比率は8.8%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回り、良好な状態にある。昨年より2.2ポイント上がったが、引き続き公債費負担の抑制を図られたい。

将来負担比率について。平成29年度末の将来負担額よりも充当可能財源等のほうが多い

ため、将来負担率ありません。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成29年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

資金不足比率について。当町は該当しない。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成29年度決算審査意見書

実質公債費比率は8.8%であるが、平成29年度単年度では11.7%となり、平成30年度は10%を超えるのは、確実と思われる。長期的な分析を行っていただきたい。

各課共通事項として事務担当職員の意識向上及び業務チェック機能の強化に努めていただきたい。特に、出先機関についても、担当課長は、定期的に訪問され、現状把握及び管理に努めていただきたい。

行政の課題である町民へのサービス向上、福祉の充実を目指し、より一層業務に取り組んでいただきたい。

なお、ここで補足説明となりますが、平成29年度におきます一般会計の地方債残高は48億8,948万7,000円、前年に比べて1億1,632万円の増額となっております。特別会計の起債残高につきましても、下水道事業特別会計の49億5,004万円を主なものとしまして、総額で52億9,155万7,000円で、昨年度より3億1,053万5,000円の返済による減額となっております。

大型事業が進捗する中、財源確保は大変厳しいものと予想されます。細心の注意を払い、堅実な財政運営に努められ、計画的な事業執行と施設の維持管理に万全を尽くしていただきたい。また、職員各位には特に健康管理に努められ、それぞれの職員に総意と工夫をもって

最大限の努力を傾注して取り組まれるよう望み、監査報告といたします。

○議長（那須博天君） ただいまの決算審査意見報告に対して質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で意見報告を終了といたします。

認定第1号より認定第6号まで、議案第44号の質疑

○議長（那須博天君） 日程8、認定第1号より認定第6号までと、議案第44号を各認定、議案ごとに質疑を行います。

初めに、認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、7ページから29ページについて質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、30ページから32ページ、第2款総務費、32ページから54ページについて質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、54ページから74ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、74ページから82ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第 5 款労働費、82ページから83ページ、第 6 款農林水産費、83ページから95ページ、第 7 款商工費、95ページから100ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第 8 款土木費、101ページから109ページ、第 9 款消防費、109ページから111ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、111ページから138ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、138ページ、第12款災害復旧費、138ページから139ページ、第13款予備費、139ページについて質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出についての各款の質疑は終了します。認定第 1 号の全般について何か質疑はございますか。

矢口稔議員。

○ 3 番（矢口 稔君） 1 点、全般にわたってお尋ねをしたいと思います。それは、電算委託費でございます。さまざまな各課で電算委託をしているわけでございますけれども、年々電算委託にかかる費用が増加しているように思います。特に、昨年度は約5,000万円ほどでしょうか、かかっております。これは、総予算に比べると、約 1 %が電算委託費として支出されているわけですが、それが本当に高いのか安いのか。なかなか電算委託業者もそんなにたくさんあるわけではないということで、県も動かれているという話は聞いておりますけれども、昨年度、どのような形でこういう電算委託費を工夫して削減したり、どのような形で契約しているか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） まず、各課業務にかかります電算委託料につきましては、株式会社電算との交渉は、企画政策課のほうで行っております。当初予算の編成時につきましては、それぞれ見積もりを聴取するわけでありますが、当然、中身をチェックいたしまし

て、もう少し値引き等を考えていただきたいというようなことで、交渉等も行っております。

ただ、その中で、今、ご指摘のあったように、総予算の１％相当が上がっているということでございますが、この要素といたしましては、主に電算の物件費等が挙げられます。人件費でありますとか、システム開発費というものが出てまいりますし、また中には、システム自体がバージョンアップをしたということによる値上げといったものがございます。

極力、こうした電算処理も他町村と共同で実施することによって、低い金額でやっているということもありまして、これは委託料とは別個に、負担金ということで出ているということとで、共同実施することで、コストも下げているという面もあるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（那須博天君） 他に質疑ございますか。

服部議員。

○８番（服部久子君） 成果説明書でもよろしいでしょうか。17ページなんですけれども。

税目別の滞納29年度のことなんですが、前年から比べると、大幅に個人の町民税が、滞納額はすごく上がっているんですけれども、これはどのような理由からなのでしょうか。予想がつけばお答えください。

○議長（那須博天君） よろしいですか。どこかで回答出ますか。

藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問でございますが、委員会のほうもまたございしますので、そちらのほうで詳細に、明確な数字等を申し上げたいと思いますので、この場では御容赦をいただきたいと思います。

○議長（那須博天君） ほかに、全般で何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） よろしいですか。

では、これをもって認定第１号についての質疑は終了いたします。

次に、認定第２号 平成29年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、認定第3号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、認定第4号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、認定第5号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、認定第6号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第44号 平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について
質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で認定第 1 号より第 6 号まで、議案第44号の質疑を終了いたします。

散会の宣告

○議長（那須博天君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 0 6 分

平成30年9月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	17
○応招・不応招議員.....	18

第 1 号（9月6日）

○議事日程.....	19
○本日の会議に付した事件.....	20
○出席議員.....	20
○欠席議員.....	20
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	20
○事務局職員出席者.....	21
○開会及び開議の宣告.....	22
○諸般の報告.....	22
○会議録署名議員の指名.....	23
○会期の決定.....	23
○町長あいさつ.....	24
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
○認定第1号より認定第6号まで、議案第44号の一括上程、説明.....	26
○報告第18号、報告第19号の一括上程、報告.....	58
○監査委員による平成29年度の決算審査意見について.....	59
○認定第1号より認定第6号まで、議案第44号の質疑.....	66
○散会の宣告.....	70

第 2 号（9月7日）

○議事日程.....	71
○本日の会議に付した事件.....	71
○出席議員.....	71
○欠席議員.....	72

○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 2
○ 事務局職員出席者.....	7 2
○ 開議の宣告.....	7 3
○ 議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 3
○ 議案第 4 6 号、議案第 4 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 5
○ 議案第 4 8 号より議案第 5 2 号まで、一括上程、説明、質疑.....	7 7
○ 議案第 5 3 号の上程、説明、質疑.....	9 2
○ 認定第 1 号より認定第 6 号まで、議案第 4 4 号、議案第 4 8 号より議案第 5 3 号まで、各委員会に付託.....	9 6
○ 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	9 7
○ 散会の宣告.....	9 7

第 3 号（9月18日）

○ 議事日程.....	9 9
○ 本日の会議に付した事件.....	9 9
○ 出席議員.....	9 9
○ 欠席議員.....	9 9
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 9
○ 事務局職員出席者.....	9 9
○ 9 月定例議会一般質問一覧表.....	1 0 1
○ 開議の宣告.....	1 0 3
○ 一般質問.....	1 0 3
倉 科 栄 司 君.....	1 0 3
横 澤 は ま 君.....	1 1 5
薄 井 孝 彦 君.....	1 3 4
服 部 久 子 君.....	1 5 3
矢 口 稔 君.....	1 6 6
○ 散会の宣告.....	1 8 5

第 4 号 (9 月 1 9 日)

○ 議事日程.....	1 8 7
○ 本日の会議に付した事件.....	1 8 7
○ 出席議員.....	1 8 7
○ 欠席議員.....	1 8 7
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8 7
○ 事務局職員出席者.....	1 8 7
○ 開議の宣告.....	1 8 8
○ 一般質問.....	1 8 8
櫻 井 康 人 君.....	1 8 8
和 澤 忠 志 君.....	2 0 1
矢 口 新 平 君.....	2 1 9
大 出 美 晴 君.....	2 3 6
○ 散会の宣告.....	2 4 0

第 5 号 (9 月 2 1 日)

○ 議事日程.....	2 4 1
○ 本日の会議に付した事件.....	2 4 1
○ 出席議員.....	2 4 1
○ 欠席議員.....	2 4 1
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 4 1
○ 事務局職員出席者.....	2 4 2
○ 開議の宣告.....	2 4 3
○ 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 4 3
○ 認定第 1 号より認定第 6 号、議案第 4 4 号について、討論、採決.....	2 6 1
○ 議案第 4 8 号より議案第 5 2 号について、討論、採決.....	2 6 4
○ 議案第 5 3 号について、討論、採決.....	2 6 8
○ 請願・陳情書について、討論、採決.....	2 7 0
○ 日程の追加.....	2 7 1
○ 諮問第 1 号について、上程、説明、採決.....	2 7 1

○同意第４号について、上程、説明、採決.....	272
○発議第６号及び発議第７号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	273
○総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	277
○日程の追加.....	277
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	278
○日程の追加.....	278
○議員派遣の件.....	278
○町長あいさつ.....	279
○閉議の宣告.....	280
○議長あいさつ.....	280
○閉会の宣告.....	280
 ○署名議員.....	 283

平成 30 年 9 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年9月池田町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

平成30年9月7日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 議案第45号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 2 議案第46号 町道の路線の廃止について
議案第47号 町道の路線の認定について
一括上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 3 議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について
議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第50号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第51号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第52号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
一括上程、説明、質疑

日程第 4 議案第53号 財産の減額貸し付けについて
上程、説明、質疑

日程第 5 認定第1号より第6号まで、議案第44号、議案第48号より第53号まで委員会に付託

日程第 6 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	倉 科 栄 司 君	2 番	横 澤 は ま 君
3 番	矢 口 稔 君	4 番	矢 口 新 平 君
5 番	大 出 美 晴 君	6 番	和 澤 忠 志 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	櫻 井 康 人 君	1 0 番	立 野 泰 君
1 2 番	那 須 博 天 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	甕 聖 章 君	教 育 長	平 林 康 男 君
総 務 課 長	藤 澤 宜 治 君	企画政策課長	小田切 隆 君
会計管理者兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君	住 民 課 長	矢 口 衛 君
健康福祉課長	塩 川 利 夫 君	産業振興課長	宮 崎 鉄 雄 君
建設水道課長	丸 山 善 久 君	教育保育課長	中 山 彰 博 君
生涯学習課長	倉 科 昭 二 君	総 務 課 長	宮 澤 達 君
監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君	総 務 係 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 薦 奈美子 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（那須博天君） 日程1、議案第45号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第45号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年5月に成立した、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、国民健康保険は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を交付し、市町村は都道府県が決定した納付金を納付するため保険料を賦課徴収することになりました。

この制度改正に伴い、平成29年3月31日交付の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日から施行することとなりました。

このたびの条例改正は、その改正に伴い、字句等の整備を行うものであります。

第2条は国民健康保険税の税額について規定するものでありますが、第2条第1項を基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を第1号から第3号に分け表記し、

第2項から第4項ではそれに伴う字句の整備をしています。第5条第2項では国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割について規定していますが、法改正に伴う字句の整備をするものであります。

以上、議案第45号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

立野議員。

○10番（立野 泰君） 45号について、ちょっと質問をさせていただきたいんですが。

提案理由の中に、国民健康保険税条例というのはわかるんですが、航空機燃料譲与税法の一部を改正するという項目があるんです。これは、国から文書が来ていますんで、町としてはそのままぱっと書いてあると思うんですが。これが国民健康保険税とどういう結びつきがあるのか、その辺説明してもらわないと何が何だかよくわからないんです。その辺についてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問でございますが、今回、国民健康保険、要は町でかわる国民健康保険の部分でございますけれども、そのこの指示といいますか法律改正の部分がこの名称であるということで、あくまでこの地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、この中で国民健康保険の関係についてうたっているということでございますので、お願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 立野議員。

○10番（立野 泰君） 何となく言っていることはわかるんですが、課長がこのことをわかって説明しているのかどうか、これは向こうから文書が来たことと書いてるんであれなんだけど、国民健康保険税条例の中の航空機燃料というようなものがどういうふうに結びつくのか、その辺がちょっとよくわからないんです、私は。それについてもう一遍説明をお願いします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） たまたま、恐らく航空機燃料譲与税法という言葉が、恐らくひっかかる部分かなと思いますけれども、たまたま法律の名称がこういう法律になっているということでございますので、お願いをしたいと思います。この法律の中でうたっている、

それに伴う条例の改正ということでございますので、お願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） ではこれは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論はありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第45号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、議案第47号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（那須博天君） 日程2、議案第46号 町道の路線廃止について、議案第47号 町道の路線の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第46号及び議案第47号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第46号 町道の路線の廃止についてであります。これは、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道の路線の廃止を提案するもので、中之郷地区の町道102号線の一部区間において、多面的機能支払交付金による舗装整備が計画されていることから、町道102

号線及び町道103号線の起点に変更が発生するため、一旦この2路線の全線を廃止するものであります。

次に、議案第47号 町道の路線の認定についてであります。これは道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線の認定を提案するもので、議案第46号で一旦廃止した町道102号線及び町道103号線の起点を変更し、改めて路線の認定を行うものであります。

また、新たに認定する路線は内鎌地区の民間開発による道路で、池田町町道認定基準に関する要項に基づき、道路の敷地が町に寄附されたことから、町道744号線として路線の認定を行うものであります。

以上、議案第46号及び議案第47号について提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第46号 町道の路線廃止について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論はありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第46号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 町道の路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論はありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第47号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第48号より議案第52号まで、一括上程、説明、質疑

- 議長（那須博天君） 日程3、議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第50号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第51号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第52号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

- 町長（麩 聖章君） 議案第48号から議案第52号について、一括、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由

の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,112万6,000円を追加し、総額をそれぞれ57億7,269万1,000円とするものであります。

地方債の補正では、臨時財政対策債を490万円減額変更するものであります。

歳入では、地方交付税2,174万円を計上し、繰入金では財政調整基金を8,900万円取り崩し繰り入れるものであります。繰入金は、29年度決算に伴う3,151万円の追加補正であります。

町債では、490万円の減額補正を行っております。

歳出では、2款総務費で総額6,471万6,000円の追加を行っておりますが、主な内容として、専門学校開校に係る改修費用及び県施設の取得費用に5,160万円計上し、また、老朽化したワゴン車の公用車1台を更新いたします。

3款民生費では、789万4,000円の増額をお願いするものですが、国民健康保険特別会計繰出金に58万2,000円、後期高齢者医療療養給付負担金に531万7,000円をそれぞれ増額するのが主な点であります。

4款衛生費では、ごみ集積所改修補助金及び墓地公園の環境整備費に計52万6,000円を追加しました。

6款農林水産業費では、総額1,838万6,000円を計上してございますが、シルバー人材センター事務所が多目的研修集会施設に移転する際の整備費用として439万4,000円、事業費確定に伴う農業農村整備管理経費の増額分902万5,000円、有害鳥獣対策等の林業振興費に278万3,000円を追加いたしました。

7款商工費では、商工会への補助の一環である経営改善普及事業補助金を中心に、合計247万3,000円を増額補正を行いました。

8款土木費では、自治会から陳情要請に対応する補正となり、道路等の施設修繕や舗装工事費等を行うほか、クラフトパーク遊具修繕など、総額2,454万6,000円の追加であります。

9款消防費では、団員退職報償金の増、57万7,000円をお願いするものです。

10款教育費では、町道251号線改良に伴い、総合体育館の駐車場用地取得費を中心に補正を行った結果、総額2,092万8,000円を追加いたしました。

12款災害復旧費では、陸郷地区の過年度道路災害復旧費108万円を計上いたしました。

次に、議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ10億3,256万3,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で1,741万8,000円を減額し、繰越金2,252万8,000円を増額補正し、歳出では、総務費で電算委託料32万4,000円増額、諸支出金で療養給付費の過年度返納金453万2,000円を計上、予備費に25万4,000円を措置しました。

次に、議案第50号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,695万4,000円とするものであります。

歳入では前年度繰越金、歳出予算では後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、それぞれ18万2,000円を計上しました。

次に、議案第51号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,271万3,000円とするものであります。

歳入では繰越金の増額、歳出では公共下水道事業費に、それぞれ300万7,000円を増額計上しました。

次に、議案第52号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,006万6,000円とするものであります。

歳入では繰越金の増額、歳出では管理費として施設修繕料に、それぞれ105万5,000円を増額計上しました。

以上、議案第48号から議案第52号まで、一括、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

○議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

議案第48号中、歳入と企画政策課関係の歳出について。

小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） おはようございます。

それでは、議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）につきまして、歳

入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれに 1 億4,112万6,000円を追加しまして、総額57億7,269万1,000円とするものです。

5 ページをお開きください。

第 2 表で地方債の補正を行っております。今回、変更分として、臨時財政対策債を490万円減額し、総額 1 億4,420万円の借り入れ限度額とするもので、これについては、普通交付税の算定終了に伴い、記載額が確定したことによります。

続きまして、歳入関係、8 ページをごらんください。

9 款地方交付税で2,174万円を追加してありますが、増額分は普通交付税分となっております。

9 ページにまいりまして最下段、15款財産収入では180万円の増となっておりますが、豊町の教職員住宅 2 棟分の売却処分を行った結果であります。

10ページの17款繰入金においては8,900万円の増額措置を行いましたが、財政調整基金を取り崩して充当するものです。

その下、18款繰越金においては3,151万円の追加となっております。これは、29年度決算に伴う処置であります。

その下、20款町債で490万円の減額を行っておりますが、第 2 表で説明させていただいたとおり、臨時財政対策債の減額によるものです。

次、歳出にまいりまして、企画政策課の歳出関係を御説明申し上げます。

11ページをごらんください。

2 款総務費、6 目の企画費では5,311万2,000円の増額補正となっております。説明欄の二重丸、企画一般経費で工事請負費に2,000万円計上してございますが、専門学校開校に伴う校舎及び寮の改修費用に充てます。

その下、土地建物取得費は、寄宿舍となります安曇養護学校の寮につきまして、所有者であります県と事前協議が終了したことから、その取得費としまして3,160万円盛り込みました。

同じく、その下の二重丸、情報処理費としまして151万2,000円を計上してございますが、マイナンバー制度の運用にかかわる安全管理措置としまして、大町市、松川村との 3 市町村合同で行う経費を追加しました。

また、13ページになりますけれども、2目指定統計費につきまして、住宅・土地統計調査及び経済センサス基本調査の交付決定によります2万1,000円を減額させていただきました。

企画政策課の補足説明は以上であります。

○議長（那須博天君） 続きまして、議案第48号中、総務課関係の歳出について。

藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、議案第48号中、総務課関係の歳出について御説明を申し上げます。

議案書につきましては、11ページをごらんをいただきたいと思います。

款2項1目1一般管理費でございますが、390万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄であります。一般管理経費では235万3,000円の増額をお願いするものでございます。臨時職員賃金は、住民課臨時職員の退職に伴いまして、賃金を125万9,000円減額をお願いするものでございます。

また、公用車の10人乗りワゴン車の更新といたしまして、自動車損害保険料7万2,000円、機械器具購入費347万8,000円、自動車重量税として6万2,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

その下でございますが、庁舎管理経費でございます。町長室のソファの更新ということで155万2,000円の増額をお願いするものでございます。

下段になりますが、項2徴収費目1税務総務費では235万1,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄であります。一般職員人件費では、先ほどの住民課臨時職員の退職に伴います職員1名の異動により、一般職給料は196万5,000円、一般職職員手当等は96万円、一般職職員共済組合負担金は44万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、この職員の異動に伴いまして、土地開発公社より職員の派遣を受け、これに伴います土地開発公社への負担金といたしまして572万円を増額するものでございます。

2目賦課徴収費では、200万円の増額をお願いするものでございます。説明欄、賦課徴収一般経費では、法人町民税の還付金でございますが、200万円の増額をお願いするものでございます。

その下、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、336万9,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄、一般職人件費では、先ほどの人事異動に伴いまして、給料を196万5,000円、職員手当等では96万円、共済組合負担金では44万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、19ページをごらんをいただきたいと思います。

19ページ中段であります。款9項1目2非常備消防費では57万7,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄、非常備消防経費団員退職報償金では、消防団員の退職に伴い退職報償金の増に伴いまして57万7,000円の増額をお願いするものでございます。

総務課の関係は以上でございます。

○議長（那須博天君） 次に、議案第48号中、住民課関係の歳出について。

矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） お疲れさまでございます。

それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

13ページをごらんをいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の説明欄、国民健康保険特別会計繰出金は、普通交付税の算定による財政安定化支援金の確定によりまして、58万2,000円の増額でございます。

次に、2目高齢者福祉費の説明欄、後期高齢者医療療養給付費負担金は、平成29年度負担金の精算によりまして、広域連合への負担額が確定をし、531万7,000円の増額でございます。

次に、14ページの10目国民年金事務費の説明欄、電算委託料で35万8,000円を計上してございます。内訳は、来年10月から消費税が10%に引き上げ予定に伴いまして、低所得の年金生活者を支援する給付金が支給されるため、その準備としてシステム改修費20万5,000円を計上し、財源は全額、国庫支出金が充当されます。

また、来年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まるため、システム改修費15万2,000円を計上してございます。財源は国庫支出金が確定次第、補正計上いたします。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の説明欄、集積所改修補助金は、堀の内の集積所で屋根改修の申請がありましたので、8万円を計上してございます。

次に、5目墓地公園事業費の説明欄、施設修繕料ですが、こちらは園内の枯れ立木伐採のため30万円を計上してございます。

それから、聖地解約に伴う返還金は、未使用聖地1件の返還がありましたので、墓地公園条例により、永代使用料の2分の1の額を返還するため14万6,000円を計上してございます。

住民課関係は以上でございます。

○議長（那須博天君） 次に、議案第48号中、健康福祉課関係の歳出について。

塩川健康福祉課長。

- 健康福祉課長（塩川利夫君） それでは、健康福祉課の補正説明を申し上げます。

13ページからとなります。

中段、款3 民生費、目1 社会福祉総務費のうち、説明欄の二重丸、社会福祉一般経費であります。50万円の増額であります。これは、8 地区児童遊園遊具の撤去費であります。

次に、目5 地域包括センター運営費の47万5,000円であります。臨時職員賃金の減額であります。

次に、14ページであります。

上段、目9 総合福祉センター管理費69万2,000円の増額であります。いけだデイサービスセンター高姫厨房食器洗浄機の故障による備品購入であります。

中段、目11福祉企業センター費の92万円でありますけれども、臨時職員賃金の増額であります。

健康福祉課は以上でございます。

- 議長（那須博天君） 次に、議案第48号中、産業振興課関係の歳出について。

宮崎産業振興課長。

- 産業振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、産業振興課関係をお願いをいたします。

予算書15ページをお願いをいたします。

款6 項1 農業費、目3 農業総務費であります。569万5,000円の増額補正であります。

説明欄、農業振興事業では44万4,000円の増額補正であります。農産物等輸出拡大事業における職員1 名分のマレーシアへの渡航に係る旅費24万4,000円と、ワイン用ブドウ生育調査のため県補助金を活用した水田農業経営確立推進指導事業に伴う試験栽培委託料10万円及び原材料費10万円でございます。

花とハーブの里づくり事業につきましては、85万7,000円の増額補正であります。ハーブ園園場東側に設置してあります池田町ハーブ園の看板が経年劣化していることから、看板撤去及び道の駅駐車場周りの歩道に設置してあります樹脂プランターの撤去費用として23万7,000円。ハーブ園入口にガーデンマップを設置するための工事請負費32万円。桑葉の乾燥機2 台を導入するための備品購入費30万円であります。

続いて、多目的研修集会施設管理経費については、439万4,000円の増額補正であります。シルバー人材センターの移転にかかわる施設修繕で、2 階資料展示室及び会議室の間仕切り用カーテン、照明器具の取りかえ、エアコン設置、外物置の設置等で工事請負費430万6,000

円。調理実習室のオープンレンジが使用に耐えなくなったため、更新のための備品購入費 3 万4,000円であります。

続いて、16ページをお願いいたします。

目 5 農業振興地域整備促進事業費31万2,000円。また、目 6 地域営農システム総合推進事業91万円でございます。こちらにつきましては、それぞれのシステム保守業務委託料及び処理業務の委託料でございますけれども、平成29年度に未払いが生じてしまいました。そのため、過年度支出として計上をさせていただいております。

続いて、目 7 土地改良費であります。868万6,000円の増額補正であります。

説明欄、農業農村整備総務費につきましては、高瀬川左岸水利運営委員会事業費の確定によりまして33万9,000円を減額補正するものであります。

農業農村整備管理費につきましては、902万5,000円の増額補正であります。農地耕作条件整備事業により整備を進めております鵜山・渋田見工区におきまして、ミト沢の改良を行うため、水路敷きを分筆する必要があるため、分筆登記委託料30万円。また、分筆後の土地購入費10万円。工区内において産業廃棄物が発見されたため、処理費用30万円であります。

重機借上料につきましては、鵜山沢、象ヶ沢、黒沢のそれぞれの沈砂池の排土の費用60万円であります。

工事請負費につきましては、渋田見工区において単独工事が生じたため38万4,000円の増額補正でございます。

維持適正化事業負担金につきましては、事業費が確定したため147万3,000円の増額補正であります。

農業農村整備事業負担金につきましては、こちら、事業費確定に伴い586万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

続いて、17ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 2 林業費、目 1 林業振興費です。278万3,000円の増額補正であります。

説明欄、林業振興事業ですが、広津地区及び陸郷地区において森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業が採択されたため、町負担分として事業費の 4 分の 1 に当たる86万3,000円を増額補正するものであります。

有害鳥獣対策事業でありますけれども、修繕料として192万円の増額補正であります。中之郷・渋田見ほか 6 地区の電気柵バッテリーの交換及び電線修理、除草、倒木処理にかかわ

る費用であります。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 の商工費ですが、200万円の増額補正であります。経営改善普及事業補助金、こちらにつきましては、商工会の経営支援員の人件費にかかわる補助金であります。県補助金の減額に伴い、町がその分を負担するものであります。

目 2 観光費であります。47万3,000円の増額補正をお願いするものです。経年劣化により見にくくなった観光案内看板 4 カ所の修繕費用であります。

産業振興課の補足説明は以上であります。

○議長（那須博天君） 次に、議案第48号中、建設水道課関係の歳出について。

丸山建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

17ページをお願いいたします。

17ページ下段の 8 款土木費、2 項 1 目の道路橋梁維持費でございますが、706万5,000円の増額補正でございます。

自治会要望に対する道路の維持が主なもので、説明欄の施設修繕料では、側溝の破損、舗装欠損箇所の修繕費用に300万円。

次の18ページ、工事請負費では、側溝等の補修工事費用に350万円の計上でございます。

除雪機設置事業補助金につきましては、除雪機等の整備購入に要する経費を自治会及び道路愛護団体を対象に補助するもので、今回、1 自治会より要望がございましたので、56万5,000円の計上でございます。

3 目道路舗装費につきましては、900万円の増額補正でございます。自治会要望のありました、町内 3 路線の舗装打ちかえ工事費用の計上でございます。

4 目交通安全施設整備事業費につきましては、290万円の増額補正でございます。これにつきましても、自治会から要望がございます、カーブミラー等の交換補修料に150万円、カーブミラー、区画線等の工事費用に140万円の計上でございます。

続きまして、3 項 1 目砂防費でございますが、88万1,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の砂防事業の事業費精算によります県治水砂防協会負担金の増額でございます。

3 項 2 目排水路費でございますが、200万円の増額補正でございます。内容につきましては、町道旧県道線沿い水路のふたがけ構造による改修工事費用でございます。

ページ飛びまして、21ページをお願いいたします。

21ページ下段の12款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費で、今回、108万円の補正でございます。現在、町道624号線の日向地区におきまして、昨年10月の台風21号災害の復旧工事を行っておりますが、ことしの5月の地震以降、地すべりの兆候が発生し、急遽押さえ盛り土による対策をしましたが、今後、災害復旧工事を進めるに当たり、復旧工法の検討及び国への協議に必要となる地質調査、解析業務の委託費用を計上したものでございます。

建設水道課関係は以上でございます。

○議長（那須博天君） 次に、議案第48号中、教育保育課関係の歳出について。

中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、教育保育課の補足説明をさせていただきたいと思っております。

19ページ下段をお願いしたいと思います。

款10項1目2事務局費では186万4,000円の増額でございます。

社会保険料では、臨時職員の4月から6月に決定されます標準月額試算によるものでありまして、当初予算の不足額としまして179万3,000円をお願いするものでございます。

それから、その下、消耗品費では7万1,000円の増額でございます。教育会館のガス漏れ検知器4台を更新するものでございます。

20ページをお願いしたいと思います。

項2目1池田小学校管理費では31万2,000円の増額でございます。

一般修繕料31万6,000円は、校舎東側にあります雨樋の凍結用防止ヒーターの設置、それから、消防設備の点検に伴います、体育館の誘導灯の修繕が主な内容でございます。

その下、備品費の減額4,000円でございますが、これにつきましては、牛乳保冷库の入札差金を減額しまして、新たに、加湿器5台、教職員用の椅子3台を購入させていただくものでありまして、不要額を整理したものでございます。

次に、目3会染小学校管理費では56万6,000円の増額でございます。これは、学校備品としまして、平成14年と15年に設置いたしました、教室用のFFストーブ2台を更新させていただくものでございます。

次に、項3目1学校管理費では45万5,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、校内に設置しております粉末消火器46本を更新させていただくものでございます。

補足は以上でございます。

○議長（那須博天君） 次に、議案48号中、生涯学習課関係の歳出について。

倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） お疲れさまです。

それでは、生涯学習課関係の補足の説明を申し上げます。

19ページ上段をごらんください。

款8土木費、項4都市計画費、目2公園事業費は270万円の増額であります。これは、現在、クラフトパークの遊具が一部使用できない状況となっており、その修繕費であります。

次に、20ページ下段をごらんください。

款10教育費、項5保健体育費、目2総合体育館費は1,747万7,000円の増額であります。総合体育館駐車場整備事業にかかわる分筆登記委託料に3万2,000円、調査測量委託料に11万5,000円、土地購入費に1,673万6,000円を、また、A E Dと収納ボックス購入費の59万4,000円であります。

次に、21ページ、目3体育施設費は25万4,000円の増額であります。

テニスコート・プール等施設管理経費では、大峰のマレットゴルフコースを整備するための管理用機器の購入費に17万円。

農村広場管理経費では、多目的トイレの冬期間使用に向けてパネルヒーターを設置する費用に8万4,000円をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 次に、議案第49号について。

矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） それでは、議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

今回は、歳入歳出それぞれ511万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,256万3,000円と定めるものであります。

詳細につきましては、5ページからになります。

まず、歳入であります。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金の説明欄、財政安定化支援事業繰入金は、一般会計の繰出金でも御説明しましたが、普通交付税の算定による財政安定化支援金の確定により、増額分58万2,000円を繰り入れるものでございます。

次に、2項1目基金繰入金の説明欄、国保支払準備基金繰入金は、前年度繰越金等の確定により1,800万円を減額計上してございます。これにより、基金繰入金は、9月時点で、

1,200万円の繰り入れ見込みとなっております。

次に、7款繰越金の説明欄、前年度繰越金は確定により2,252万8,000円を計上してございます。

次に、6ページの歳出をごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の説明欄、電算委託料は、コクホライン制度改正に伴いまして、国保事業報告システム改修が必要なため32万4,000円を計上してございます。

次に、6款諸支出金、1項3目償還金の説明欄、療養給付費等負担金過年度分返納金と療養給付費交付金過年度分返納金。これは、29年度事業実績で国庫への返還金の確定見込みによりまして、合わせて453万2,000円を計上してございます。

7款予備費につきましては、歳入歳出差額調整として25万2,000円を計上してございます。

国保関係の補足説明は以上でございます。

○議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了いたします。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

薄井議員。

○7番（薄井孝彦君） 町債の臨時財政対策債ですけれども、減額理由をもう一度ちょっと説明していただきたいんですけれども。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） まず、この記載の趣旨でございますけれども、本来は、地方公共団体が普通交付税として全額もらえたわけです。それを、国の制度で、こうした地方債に置きかえられたということが、ここ数年来起こっているわけでありまして、当然、交付税の額が確定しますと、その記載額も、借りの額も確定するということで、今回はそれに伴いましての減額処置ということになっております。

○議長（那須博天君） ほかに質問ございますか。

立野議員。

○10番（立野 泰君） 総務費の関係ですが、私ちょっと聞き間違えたような気がして質問させてもらっているんですが、12ページの19010派遣職員給与費等負担金572万円です。これは公社から1人異動した関係ですか。それで、その下に、総務費の関係で一般人件費、給料

02030、ここでまた給料が出てきている、その辺ちょっと説明をお願いしたいと思っています。

○議長（那須博天君） どこで説明になりますか。

藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） 恐らく、御質問の内容なんですが、一致をするのではないかと、いうことを言っておられるんですかね。金額が一致するということ言っておられるのかとは思いますが。

職員によって、今現在の給料がそれぞれ違うわけでございます。まず、12ページの上の段、負担金ということで572万円計上してございますが、この中には給与費、それから、手当、共済等の費用が一式入っております。一式合わせまして土地開発公社のほうにお支払いをする負担金という内容になっております。

あと、総務費の、要は住民課のほうの一番下の段でございますけれども、職員人件費の関係でございますが、これはまた違う職員でありまして、この者の給料分ということで196万5,000円、これが給料ということで計上させていただいております。あと、手当、共済負担金となっております。

それから、ちょっと今回、異動の関係についてまとめさせていただきたいと思いますが、住民課の窓口の臨時職員が1名退職をしました。それに伴いまして、税務課にいた職員を1名、住民課の窓口に移動しております。その部分に土地開発公社の職員に来ていただいて、現在、税務課のほうで勤務をしていただいているという内容でございますのでお願いをしたいと思います。

ですので、最終的には土地開発公社が1名、今、減員という形になっております。

○議長（那須博天君） 立野議員、よろしいでしょうか。

○10番（立野 泰君） わかりました。

○議長（那須博天君） ほかに質問。

矢口稔議員。

○3番（矢口 稔君） お願いしたいと思います。

各課に、各課といいますか2課にまたがるので、質問させていただきたいと思いますが、

20ページの教育費の関係の消火器の交換であります。46本、一気に交換していただけると、いうことで、内容的には非常にありがたいことだと思いますけれども。

先日行われました防災訓練で、各自主消防会から、消火器の訓練を行いたいけれども、水消火器が圧倒的に少ないということで訓練が行われなかった地区もございました。できれば、破裂の危険等も、古いのであろうかと思えますけれども、安全を確認した上で46本の、出るかどうかわからないですけれども、そういったものを、要するにリサイクルといいますか、訓練等に回していただいて、そういった訓練等に生かされないか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） 学校の関係で、粉末消火器を46本ということでかえさせていただきます。この内容につきましては、耐用年数が10年を過ぎてしまったということで、今回、毎年点検をして詰めかえるということではなくて、一気に買ってしまったほうが安いということであります。

それから、使用したものを訓練に使うということなんですけれども、これについてはちょっと、防災のほうとしっかり打ち合わせができていなかったのもので、今回、訓練には使用できなかったわけなんですけれども、今後、そういった事案が発生したときには、速やかにまた担当部署と調整をとりながら訓練のものとして提供させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問といいますか、御指摘のとおりだと思います。

実は、南部消防署から、今回、借りてきたというような状況でございました。でありますので、空いてきた消火器の活用について十分検討させていただきたいと思います。

○議長（那須博天君） ほかに質問ございますか。

薄井議員。

○7番（薄井孝彦君） 13ページの民生費です。社会福祉一般経費の施設修繕の関係なんですけれども、8地区の遊具を撤去したというふうに説明があったかと思えますけれども、何と申しましょうか、危険だからということかもしれませんけれども、そういう形でどんどん、いわゆる遊具がなくなってしまっているのかどうかというのが非常に疑問なんですけれども、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

○健康福祉課長（塩川利夫君） この件でございますけれども、29年度中に9自治会から遊具を見ていただきたいという要望がありまして、そのところを委託業者から見ていただいた

中で撤去をしなければいけないとなったものが8カ所ということでございます。

これにつきましては、委託の調査結果につきましては、調査、撤去、もしくは修繕、それとも新たに新しくしなければいけないとか、段階的にあるわけですがけれども、新たに、新規に設置をしますと大分お金がかかるということで、まずは撤去に、ことし、今回の9月で9カ所お願いしまして、今後予算等を検討する中で、新たに新しく入れられるものには入っていったり、修繕するほうが安いものについては修繕をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（那須博天君） ほか、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） では、以上で質疑を打ち切ります。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第50号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第51号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第52号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、議案第48号より第52号までの質疑を終了いたします。

議案第53号の上程、説明、質疑

○議長（那須博天君） 日程4、議案第53号 財産の減額貸し付けについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第53号 財産の減額貸し付けについて提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、共有財産である土地建物を時価よりも低い価格で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容は、平成31年4月池田町内で開校予定となっている専門学校に公共施設を安価で貸し付けるもので、福社会館につきましては、来年4月から20年間、改修費の20分の1の費用に加え、定額分として年額72万円で貸し付け、教育会館につきましては、初年度は2階部分のみの23万7,000円、次年度以降、改修費の19分の1の費用に加え、定額分として年額54万円で貸し付けるものであります。

貸し付けの相手方は、池田町大字会染4024番地、学校法人日本アルプス国際学院、設立代表者宮澤敏文氏であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部議員。

- 8 番（服部久子君） 質問します。

減額貸し付けというふうにあるんですが、これは何か、減額貸し付けする基準というものが法律としてあるんでしょうか。それをお聞きます。

- 議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

- 企画政策課長（小田切 隆君） 明らかに、何%以下の場合とはどのような基準ではございません。ですから、例えば不動産鑑定額に対して同額ぐらいであれば、こうした議決いらないわけですが、それよりも低いということでの、今回、適用ということになっております。

- 議長（那須博天君） 服部議員。

- 8 番（服部久子君） ちょっと調べてみたら、横浜市とか横須賀市なんかは、貸し付けの、どこどこに貸す、公に貸すとか学校に貸すとか、そういうので基準みたいな計算方法があったんですが、池田町にはそういうのは一切ないわけですか。

- 議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

- 企画政策課長（小田切 隆君） 町にはございません。

- 議長（那須博天君） ほかに質問ございますか。

矢口稔議員。

- 3 番（矢口 稔君） お願いをいたします。

提案理由のところに、専修学校の設置により地域活性化を図る目的としてとございますけれども、地域活性化の数値的な基準、どの程度地域活性化ができれば、こういう減額貸し付けを行ったことについて、また、学校が来ることによって地域活性化の目で見えるような基準みたいなものはあるんでしょうか。

- 議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

- 企画政策課長（小田切 隆君） まず、活性化というものにつきましては、どの分野でもそうですが、なかなか数値化するのが非常に難しいという状況になっております。

この学校法人が来ることによりまして、200名を超す生徒さんが来るわけでございますので、そこによりまして、例えば、食品でありますとか衣料、こうしたものの新たな消費拡大にもつながるのではないかとということが1点と、あと、町といたしましても、交付税算定で1人当たり、年によって価格が違ってくるわけですが、15万から19万くらいの金額が入ってくるというようなことで、財政面でもメリットがあるというようなことで判断いたしまして、

こうした額にさせていただいたわけであります。

○議長（那須博天君） ほかに質問ございますか。

薄井議員。

○7番（薄井孝彦君） 一応、支払われないということは、実際問題としてないという、契約の段階でちゃんと支払うということについて明記するということでございますか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） この点につきましても、今までの全協等の中でも御説明申し上げてございますが、賃貸借契約の中で保証人を設けて、こうした債務不履行がないような制度になっておりますし、また、支払いの関係につきましても、当該年度の4月末までに一括してお支払いをいただくというような契約内容で締結をしてございます。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

○4番（矢口新平君） 200名を超える生徒が来年以降、子供たちがふえるということで、池田町もにぎやかになるかと思うんですが、私がこだわるのは住所の問題で、子供たちが一旦どこに住所を置くか。

これは本当に大事なことですよ。池田町にいて池田町で住所を入れていただいて、そこで物を買っていただく、あるいはそこへ動いていただく中で、ぜひ他町村に住所を持っていけないような、職員としての努力をしていただきたいと思います。課長、どうでしょうか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） 基本的には、議員のおっしゃるとおりでございますが、極力、教員の方も含めて、町に生活根拠として置いていただく場合は、当然住民票を置いていただくことになるもので問題ないわけですが、問題は他町村に居住される場合。これにつきましては、住民基本台帳法によりまして、生活根拠地に住民票を置かなければならないという法律がありますので、町といたしましても法令重視という立場で臨んでまいりたいと思っております。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

○4番（矢口新平君） 課長の言われることはわかるんですが、こういう低額貸し付けという中で、ぜひ文言の中に、3分の2は池田町に住所を置くとか、ある程度の線引きというのは、私、必要になるかと思うんです。池田町だけで対応できる施設もないのであれば、やっぱりその辺は契約の中で、3分の2は池田町にいる、4分の3は欲しいとかという内容の文言の契約はできないでしょうか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） 基本的に、その率というものは明記はできません。あくまでも、その住民票を置いたところということになりますので、どうしてもキャパの問題がございますので、そのところは御理解をいただけたらと思っております。

○議長（那須博天君） ほかにございますか。

矢口稔議員。

○3番（矢口 稔君） これも協議会で、今、矢口新平議員のおっしゃられたのと重なると思いますけれども、やはり今、さまざまなところで、そういった新しい、人口増につながるものについては、ぜひ住民票を置いていただきたいという動きもあるかと思います。

なので、池田町は財産の減額貸し付けを行っているので、ぜひそのところを理解していただいて、努力義務といえますか、強いお願いを、要するにキャパの問題もありますけれども、キャパの問題は置いて、あくまでも原則は池田町に住んでいただく、なるべくそういったお願いをしていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） その点につきましても、実は我々の最初の賃貸借契約の中でも、それとは別個に、それを補完する申し立て事項というものもつくってございますが、その中で、実は第一案の中では入っていたわけでございますが、やはり、学校側の事情等もございまして、町も法令遵守ということがありますので、現在ではその部分は削除されていまして、努力義務というので極力町に住民票を置いていただく、努力義務というようなことでの表現としてなっております。

また、一番は、キャパがあれば、そうした問題が何の問題もなくクリアできることでありますので、現在、安曇養護学校の寮のほかにも、どこか池田町に住める場所がないか、空き家等を中心に、今また企画政策課の中でも物件を探している最中であります。

○議長（那須博天君） ほかにございますか。

服部議員。

○8番（服部久子君） 貸し付けの値段なんですが、福祉会館は月にすると6万円です。教育会館が5万円です。これは、何か基準があって、どこかの自治体で、そういう私立の学校に貸し付けた公の公有財産を貸し付けた、そういうあれを参考にしたんでしょうか。

これは、池田町の財産でも町民の財産でもあるので、この辺がしっかり町民に説明できないと、ちょっと苦しいかなと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） まず、近隣の例でいきますと、筑北村等につきましては、無償貸し付けということになっておりますので、全然一切取ってないという状況となっております。

今回の金額の根拠でございますけれども、これも全協の資料でたびたび出させていただいておりますけれども、現在シルバー人材センターが月3万円、年額36万円という金額で福祉会館を使用しております。これに、単純に2倍という金額で72万円ということで設定をさせていただいております。

教育会館につきましては、福祉会館と教育会館、面積案分によりまして、年間額を決めさせていただいたということになっております。

御質問になかったわけでございますが、初年度2階のみの金額となっておりますが、これも教育会館の中の1階と2階の面積案分によりまして、額を算定をさせていただいております。

○議長（那須博天君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

認定第1号より認定第6号まで、議案第44号、議案第48号より議

案第53号まで、各委員会に付託

○議長（那須博天君） 日程5、認定第1号より第6号までと、議案第44号、議案第48号より第53号までを各委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

大蔭議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（那須博天君） ただいまの付託表により、各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託することに決定をいたしました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

- 議長（那須博天君） 日程 6、請願・陳情についてを議題といたします。

職員をして請願・陳情の朗読をさせます。

大蔭議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（那須博天君） これについては常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

大蔭議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（那須博天君） お諮りします。

請願・陳情は、付託表により常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会に付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

- 議長（那須博天君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 10 分

平成 30 年 9 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

平成30年9月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年9月18日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1 番	倉 科 栄 司 君	2 番	横 澤 は ま 君
3 番	矢 口 稔 君	4 番	矢 口 新 平 君
5 番	大 出 美 晴 君	6 番	和 澤 忠 志 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	櫻 井 康 人 君	10 番	立 野 泰 君
12 番	那 須 博 天 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	教 育 長	平 林 康 男 君
総 務 課 長	藤 澤 宜 治 君	企画政策課長	小田切 隆 君
会計管理者兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君	住 民 課 長	矢 口 衛 君
健康福祉課長	塩 川 利 夫 君	産業振興課長	宮 崎 鉄 雄 君
建設水道課長	丸 山 善 久 君	教育保育課長	中 山 彰 博 君
生涯学習課長	倉 科 昭 二 君	総 務 課 長	宮 澤 達 君
監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君	総 務 係 長	

事務局職員出席者

事務局長 大 薦 奈美子 君 事務局書記 矢 口 富 代 君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、3番、矢口稔議員、体調不調のため午前中欠席との届け出がございました。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言をされる際は、できるだけマイクに向かってお話しいただくようお願いを申し上げます。

一般質問

○議長（那須博天君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順といたします。

職員をして一般質問の一覧表の朗読をさせます。

大蔭議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（那須博天君） これより一般質問を行います。

倉科栄司君

○議長（那須博天君） 1番に、1番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） おはようございます。1番の倉科栄司です。

平成30年9月池田町定例議会の一般質問を行います。

2点お伺いいたしますが、最初に、保育園、小・中学校における暑さ対策についてお聞きをしたいと思います。

町内の保育園2園、小学校2校、それから中学校でのことしの夏、園児の過ごす部屋、また児童・生徒の教室などで室温をはかった経過があったか。また、あったとすれば、どのくらいの温度であったか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、この夏、猛暑が原因と思われる熱中症の症状を訴える事例があったか、あわせてお聞きをまずしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

〔教育保育課長 中山彰博君 登壇〕

○教育保育課長（中山彰博君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、室温の計測についてでございます。

まず、保育園につきましては、毎日2歳児以下の園児室で実施をしております。

なお、他の園児室につきましては、事務室での測定を基本としまして、そのような状況で対応している状況であります。

また、事務室の気温では、池田が34度、会染は38度が本年度の最高室温になっております。

日差しの強い事務室の基本測定の基本としてありますけれども、必要に応じまして3歳児以上児の保育室も計測を行いまして、園児の熱中防止に配慮をしておる状況であります。

次に、小・中学校でございますけれども、測定につきましては、3校とも各教室での測定を実施しております。本年度の最高気温ですけれども、3校とも3階の部分で、池田小学校が38度、会染小学校が36度、それから、高瀬中学校ですけれども35度というような状況でございました。

それから、熱中症の事例でありますけれども、保育施設では両園とも発生はしておりません。また、小・中学校につきましても同様でございます。

なお、教職員でありますけれども、中学の教諭1名が熱中症の症状を訴えまして、半日で早退になったというような事例は報告されております。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） ただいま課長からお話を伺いました。

非常に38度という40度に近いような気温が計測されたというようなことでありますので、ことし全国的にも本当にまれに見るといえるのか、これからは多分こういったことが毎年のごとく起こるかと思いますが、非常に身に危険が迫るような温度がはかられたというようなことだと思います。

それでは、今の経過を経て、2番目のところに行きたいと思います。

猛暑という言葉を超えて、危険な暑さという言葉がマスコミで連日報道されたことしの夏でありました。日本各地の基礎気象観測所で、それぞれ観測史上最高の気温を観測しました。熱中症で救急搬送される方が全国的に例年を大きく上回り、また熱中症で亡くなった方も同様に例年を大きく上回っておりますと報道されております。

扇風機では対応できずにエアコンを設置しようにもエアコン自体が在庫不足となったり、仮にエアコンは間に合っても設置してくれる業者が予約でいっぱいとなり、1カ月近く待たされた事例も近所で見聞きをいたしました。そんな中、たとえ暑くても、どこかからとした信州型の夏の気候の中で過ごしてきた環境がことしは一変し、町内の保育園、小・中学校でも、この危険な暑さに見舞われました。今、温度では課長の答弁のとおりだと思います。

過日の議会全員協議会の中で、町内の小・中学校のエアコン設置の現状が報告をされました。対象となる普通教室、特別教室、合わせて90室のうち、エアコン設置済みの教室はわずか5室のみでありました。ただ、学校施設環境改善交付金、「大規模改造（空調）」の交付基準額が示され、エアコン設置による環境改善が保育園も含め図られると説明があり一安心をしたところであります。

この危険な暑さの対策として、当町の保育園、小・中学校でことしどのような対策がとられたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、各施設とも、子供たちが暑さで体調を崩すことのないように最大限配慮をしております。具体的には、保育園におきましては、大変暑くなる午後の対応におきましては、午睡時を含めエアコンのある部屋に移動して過ごすことを基本にしております。

また、脱水症対策では、小まめな水分補給に心がけ、日本茶を避け、麦茶等のミネラル分を多く含むもので対応してきたところであります。

このほか、猛暑での野外活動につきましては、なるべく控えるような措置をしてきました

けれども、プールを有効に活用しながら、屋内のみならず屋外保育を実施してきたところでもあります。

また、各園では一番日の当たる窓際にスプリンクラー、これは噴霧するようなものでありますけれども、こういったものを設置しまして、気化熱による冷却をしたところでもあります。

また、保育士につきましては、熱中症にかからないように水分補給とミネラルの補給の徹底を行いまして、体調管理に努めてきたところでもあります。

次に、小・中学校の関係でございます。

基本的には、扇風機の活用が主な暑さ対策となっております。また、水分補給に関しましては、水筒持参で小まめな水分補給を行ってきたところでもあります。中でも今年は異常に暑いということもございまして、学校では、水、お茶のほかにスポーツドリンクでもよいということで、これを許可しまして、汗で排出されます塩分等の補給に配慮してきたところでもあります。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔１番 倉科栄司君 登壇〕

○１番（倉科栄司君） さまざまな対策をとって、健康第一で対応をとっていただいたということは非常に感謝をしたいと思います。

それで、全協の中でも課長のほうからちょっとお話があったかと思いますが、保育園については、遊戯室のところに全員を集めて昼寝をするというような対策を、ことしもとったと思うんですが、来年もとっていきたいということで、特に各園児の部屋にはエアコン設置というようなお話がなかったかと思いますが、この点については、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） ただいまの御質問でありますけれども、園児室につきましては、実は保育園につきましては厚労省サイドの補助金という形になります。この厚労省につきましては、エアコン対策については補助金が制度がございません。したがって、私もなるべくお金をかけず、また最大限に子供たちの健康面で十分そういったところを配慮することを考えまして、想定できますのは遊戯室、一番広いところで200平米ほどありますので、全員が入れるというような状況がございます。

したがって、私も今考えているのは遊戯室と、それから、会染ではちょっと事務室

が入っておりませんので、そういったところも入れていきたいということで、園全体では園児の部屋には全てが入るということは今のところちょっと予定はしておりません。

以上です。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 小学校、中学校の児童・生徒になると、ある程度抵抗力もついてくるということであります。ただ、保育園児になると、まだ非常に対応能力が弱いというか、そこまで成長をしていないということが考えられます。園児の過ごす部屋についても、何とかこれを設置をしていただきたいということですが、よく町長は子供は池田の宝だと言いますが、保育園児も当然宝であります。

過日、松川村議会では、村長さんが冒頭の開会あいさつの中で、保育園も含めてエアコン設置をしたいというようなお話があったように報道をされました。これについて、町長いかがでしょうか。答弁をいただきたいと思います。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それぞれの自治体によりまして事情があろうかと思えますけれども、町といたしましては、保育園につきましては遊戯室の設置ということで当面検討をしていきたいなと思っております。

また、その他の保育室については、他の方法で何らかの対策もしていくかというところで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 町長、何らかの方法ということで答弁あったわけですが、やはり例えば大事な子供を預けるに、エアコンを設置していきましようという自治体と、ちょっとエアコンは無理だが、ほかの対応で何とかというと、やっぱり考えちゃいますよね。

それで、変な話、それだけのことで住民が移動をしたりするということはないと思いますが、やはり比べて住みよい自治体に住んでいこうというのが今、日本全体の動きの中だと思えますが、そこら辺も含めて町長もう一声答弁をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 来年に向かって、その辺もあわせてどんな対応をするか検討してまい

りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 課長の答弁にあったように、補助制度そのものは厚労省の関係ではないということですが、そんなことで非常に大事な子供さんでありますし、健康が第一ということで、何かあったら本当に大変なことでありますので、ぜひ何らかの方法で最善の方法をとっていただきたいということと、来年の新年度予算で保育園のところにエアコン設置のお金がもらえてくることを期待して、お願いをしたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

来年以降の夏も、ことしと同様の危険な暑さが続くことが予想をされます。あくまでも自然現象でありますので、その年の気圧配置によったり気象条件が変わったりと予想の範囲を出ないわけではありますが、いずれにしても対策は今からとっていく必要があると思います。夏の間、長時間の整列は避ける、屋内外にかかわらず運動やスポーツを制限する、炎天下での校外活動などは避けるなど、さまざまな対策が必要と考えられます。

ことし既に夏休み中のプールの使用をとりやめたり、終業式を体育館で実施せず、児童は教室で校長先生のお話をマイクを通して聞くことにしたりと、各地で暑さ対策がとられていると報道されました。

来年に向け池田町ではどのような暑さ対策を検討しているか、また、実施を決めた対策があればお聞きをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

次年度につきましては、本年度の対応での熱中症対策を基本としまして、子供さんの健康面での配慮を優先に考えていきたいというふうに思います。

保育園に関しましては、園児が活発に活動するために、猛暑日でも涼しい室内で遊べる場所の確保が必要だというふうに考えております。この対応としまして、各園の遊戯室への冷房設置の整備での対応をしていきたいというふうに考えております。

また、未設置であります会染保育園の事務室につきましても、同様に空調を入れたいというふうに考えております。

次に、小・中学校でございますけれども、文科省でも熱中症事故の防止についての通達が

されておりまして、これらをもとに各学校での対応の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

水分補給、塩分補給を基本としまして、さらに熱中症の疑いのある子供への早期の対応に心がけることを前提にしていきたいと思います。

なお、熱中症の事故のほとんどが体育などの活動時に発生している状況を踏まえまして、屋外での運動時はもちろん、屋内での活動におきましても十分暑さに対して配慮するようにしていきたいと思います。この辺のところにつきましては、3校校長会でも折に触れて、再度徹底をしてまいりたいと思います。

また、冷房の整備につきましても視野に事務手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

議員のおっしゃられます全国的な暑さ対策の事例につきましては、学校長と十分協議をする中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 今答弁いただきましたが、その中で1点だけ、夏休み中のプールの使用について、ことしは池田は実施をしたということで理解していいですかね。プールの活動をしていたかどうか、夏休み中。それをちょっと聞きたい。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） 夏休みのプールの活用ということですね。

6日、池小についてはやっておりました。会染についてちょっと数字をつかんでおりませんけれども、いずれにしても、夏休み中は水温が30度以上にならなければやるということでありましたので、実施をさせていただいております。

以上です。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） かつて、こんなに暑いときではないとき、毎日ほとんど子供たちが通ってきたということで、ただ、今問題になっているのは、プール自体はいいんですけども、往復する時間に炎天下を歩いてくるということで、逆に危険があるんじゃないかということで、プールの使用をとりやめているという事例があったように聞いていますが、そうい

ったこともちょっと検討されるというか、これからそこも含めて来年以降の対応について検討するか、どうかちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） プールの利用の行き帰りということでありまして、炎天下の対策ということでありまして、基本的には、屋外に出るときには水道持参で来てくださいというような学校のほうでも指導をされているようでありまして、そういったところも含めまして、ちょっと小・中学校の学校の先生方とも相談しながら対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 1 番（倉科栄司君） 今課長の答弁にあった水筒持参、これは結構でありますけれども、炎天下で危ないというか、その中を歩いてくるということですので、昔からも本当に夏の午後の2時くらいの暑いときにと考えたときもありますけれども、そこら辺も含めて、ぜひ対応を検討していただきたいと、こんなふうに思いますが、それについて、もう一度、学校長とか、それから、PTAの皆さんとのそんなようなことについての話し合いみたいのを持たれるかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） この関係につきまして、10月に3校PTAの懇談会がありますので、そのときにちょっとこちらのほうで提案をさせていただいて、意見交換をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

○ 1 番（倉科栄司君） いろいろな機会を通じて、特に事故が起きないように対策をとっていただきたいと、このように要望したいと思います。

それでは、最後のこの質問になりますが、今年の猛暑を受けて、県教委が夏休みを延長するか、検討する場を設けると報道されました。都会に比べ短い夏休みを来年から長期化しようとする試みも検討される市町村もあるように聞いておりますが、当町の考えをお聞きしたいと思います。

夏休みを長期化するとなれば、さまざまな対応が必要となったり、保護者の理解も当然求

められると思います。早目の対応が必要となりますので、それらも含めて考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

夏休みを1カ月程度の期間とした場合を想定してのお話でございます。本年度の夏休みは、池田小学校が31日、会染小学校とそれから高瀬中学でありますけれども27日間で実施をされております。過去の課題では、池小につきましては、特に問題はないんじゃないかというようなお話をいただきました。また、会染、高瀬中学校につきましては、授業日数の確保ができれば可能としております。

なお、会染小学校につきましては、運動会の運営の時間の短縮を課題として上げられておりました。

猛暑日がどの程度になるか今のところわかりませんが、各校では7月末から8月末を想定したほうがよいのではないかというような御意見を頂戴しております。

なお、この件に関しましては、学習指導要領に基づき授業日数の確保が必要とされておりますことから、3校校長会で十分検討させていただき、来年度、どのようにしていくかというのを、早目に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 夏休みを長期化するかどうかということについて、3校ですがPTA会長とか校長先生を含めた会議ということですが、これはさっきのお話にありましたように、3校のPTAの皆さんも含めたということでよろしいですかね、検討については。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） ただいま申し上げたのは、学校長のほうの3校校長会での話でありますので、PTAは含めておりません。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） ちょっと質問の中にも触れましたけれども、やはりどうしても休みが

長くなったりすると、保護者のほうの理解も必要になってこようかなと、こんなふうに思いますし、ですから、校長先生たちとまずお話をいただくことは、これは十分結構ですけれども、さっきもお話がありましたように、10月ですか、3校のPTAの皆さんとお話するという中で、一応こういうことについても話をしているような経過があるというようなことで、またそれについては長期化するようなことになれば、またおのずから協力を得なければいけないということもございますので、そこら辺について、3校の校長会の後を受けてでも結構ですが、PTAの皆さんとのこういったことについての動きとか、そういったものについて話し合いをしていくというようなことは、やるということによろしいでしょうか。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） 休みの延長につきましては、やはり学習指導要領というのがありまして、その中で授業日数を確保していかなければいけないというのが大前提になっておりますので、一応3校校長会のほうで十分検討していただいて、その内容については、また10月に3校PTAの懇談会がありますので、御意見として頂戴してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） いずれにしても、この暑さは本当に、先ほども申し上げましたけれども、ことしだけに限るということは絶対ないわけでありまして、これからもっともっと暑くなる事例が考えられると思います。ですから、何かあったでは遅いので、事前に先回り先回りの対策を、ぜひ校長先生を初め学校関係の現場の皆さんとか、それからPTAの皆さんを含めて対応を考えていただきたいと、こんなふうに思います。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

地震に対しての公共施設の安全対策はということでお聞きをしたいと思います。

ことし6月に発生いたしました最大震度6弱の大阪北部地震で高槻市立小学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が死亡するという痛ましい事故がありました。

国は昭和53年の宮城県沖地震の教訓から、昭和56年に耐震基準を大きく見直し、現在に引き継がれる新耐震基準が定められました。その後、平成7年の阪神淡路大震災を経て、さらに安心・安全のために建築基準法が改正され、現在に至っています。

建築から半世紀近くになる池田町公民館を除き、当町の公共施設の中に地震で倒壊が危惧

される建物や附属建造物はあるかお聞きをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、町で抱えます公共施設の現状ということでお答えをさせていただきますと思います。

現在、企画政策課でございますが、公共施設の長寿命化個別計画の策定を進めているところでございます。御質問の公共施設及び附帯施設がリストアップされているところでございます。その中で建築基準法改正前に建築されたものにつきましては、施設本体としては旧北保育園を初めといたしまして4カ所、物置等の附帯施設といたしまして6カ所がございました。

以上であります。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 震度により危険度が程度の差はあろうかと思います。震度3とか4で倒壊を免れても、やはり5以上になったら倒壊するというような危険があろうかと思います。そういったようなことで、今お聞きしましたリストアップされたものに対して、今のお話でいけば危険をされる建物、附属物があるということでございますので、今後その安全対策のためにどのような対策をとるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいま申し上げました公共施設超長寿命化個別計画につきましては、本年度と来年度の2カ年で策定することになっております。この計画に基づきましてメンテナンスや廃止等を行っていくわけですが、このたびの台風や地震による災害から、現在の法律の基準をクリアしていればよいというものではないということを感じざるを得ない状況と認識しているところでございます。

この点につきましては改めて確認をし、想定外の災害等に備えてまいりたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 2カ年というようなお話がありましたけれども、皆さん御存じかと思う、やはり地震というのはいつ起こるかわからないということで、本当にいろいろな人の話の中で、東北で起きて、熊本で起きて、大阪で起きて、また北海道と、一番ないのがこ

こら辺じゃないかなというようなお話も冗談まじりに出ているんですけれども、話が出ているうちはいいんですけれども、起きてしまったら大変なことになりますので、そこらも含めて、なるべく早く危ないと思われるものについては対策をとっていくことが必要かと思いますが、それについてはどうでしょうかね。具体的な対策について。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） 先ほどの質問の中でお答えをさせていただきましたが、施設が4施設あるということで、この内容でございますけれども、通常的に使っているものにつきましては、現在わかっている範囲で金の鈴会館、こちらが耐震の関係について恐らくされてないと。それから、あと寄附を受けております東京にありますアパート、解体撤去の予定にはなっているわけでございますけれども、これが通常的に使われているものということで、こういうものを優先で順次やっていきたいと考えております。

先ほど申し上げました北保育園、それから、もう一点あったのは広津の小学校の体育館でございます。こちらにつきましては、通常の利用がないという状況でございますので、後といたしますか、順次やっていきたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、附帯施設の関係でございますが、こちらにつきましては常時使用しているというものではございませんので、順番的に後にはなるかと思いますが、危険のないよう、いろいろな可能性があるわけでございますので、そちらも再度確認をしながら順次整備をしていきたいということで考えておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 倉科栄司議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

○1番（倉科栄司君） 非常に耐震化についても庁舎ですとか、それから、今回貸していくような対象になっています福祉会館とか、いろいろなところでクリアをしているということで安心は安心なんです、やはり地震の規模によってはいつ倒壊するかわからないということがありますので、これについては本当にどこまでやって、どこまでが安心なのかということは何も保証できるわけではありませんが、ぜひ常時使っているところを中心に、まずそういった対策をとっていただくということで、とにかく、いつ何どき何があっても、こういうことまでしていたということが出来るかどうか、そこら辺についてぜひ検討して、対策をとっていただきたいということを要望しまして質問を終わります。

○議長（那須博天君） 以上で倉科栄司議員の質問は終了いたしました。

横 澤 は ま 君

○議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

2 番に、2 番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 2 番（横澤はま君） 今回は3点質問をさせていただきたいと思います。2 番の横澤はままでございます。

まず、1点ですが、池田町社会資本総合整備計画の事業推進についてであります。

1つ、社会資本総合計画の整備事業の進捗状況であります。池田町社会資本総合整備計画が平成27年度から平成31年度、基本理念、環境、景観を守り、まちなかのにぎわいの再生を支援する町づくりとした基本目標、1つ、まちなかのにぎわいの再生を支援する町づくり、2つ、まちなかの再生を支援する交通体系づくり、3、まちなかの憩いの場の創出、4、環境に配慮した町づくりを掲げ、余すところ1年半となります。

この目標を達成するために10事業が計画されており、事業費の大幅な増加で総額13億5,400万円から20億3,590万円、6億8,190万円増となったことは承知のとおりでございます。

そこで、それぞれの事業の進捗状況をお聞きいたします。

まず1つ、地域交流センター、（木）公民館と図書館の機能を有する複合施設）は8月ごろから建物の躯体工事が始まり、当初の工事予定では、9月後期から内装、外装、外構工事に取りかかる計画とのことでございます。進捗状況をお聞きするとともに、できるだけ内部工事の状況を町民に発信していただきたいと思います。

さらに、避難拠点とした交流センターをどのようにお考えか。また、災害は必ず起きるとする意識に立って現在設置されております災害対策本部（庁舎2階）ですが、それにかわる設置、整備はやるべきと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

〔 総務課長 藤澤宜治君 登壇 〕

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの横澤議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、災害対策本部の関係でございます。

国内外の想定を上回る災害の状況から、二次的な災害対策本部は必要であります。現在の業務継続計画におきましても必要となっております。

災害対策本部では、非常電源の確保と通信手段の確保、重要な行政データのバックアップが必要となります。町といたしましては、このたびの交流センター建設に当たりまして、二次的な災害対策本部の設置を計画しておりましたが、議会の皆様より御審議をいただく中で、非常電源の設置に伴う予算の関係から今回は設置を見送るという状況となり、災害対策本部につきましては使用できないという状況になってございます。

今後につきましては、予算の状況を見ながら、できる限り速やかに非常電源の設置、二次的な災害対策本部として機能できるよう、また、ほかの方法につきましても、あわせて検討してまいりたいということで考えておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔２番 横澤はま君 登壇〕

○２番（横澤はま君） 前にもこのお話を承っておりますが、なおかつ心配をするということ、今現在、本庁舎ですが大分老朽化しているなど。外から見ても本当にこれで本部体になる箇所が大丈夫かなと、そんな危惧がありましたので再度お聞きをしたわけですが、ぜひ近いうちに、せっかくの交流センターであります。

当初考えをめぐらしている中では、ちょうど平成26年でしょうか、基本構想というのがございまして、そのときに、福島大学の教授の奥山先生がそのところに、これからの新しい施設は防災なくしてはという、そういうお言葉をいただきましたので、それが進むことによって何か災害対策がどこかへ寄せられてしまって、町民としても非常に心配をしたという過程でございまして。ぜひできるだけ早く安全対策のできる、この本体がこれがもう機能しなければ本当に町民が大変な目に遭いますので、その辺を考慮していただきまして、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次にまいりたいと思います。

２の町立図書館整備事業及び町立図書館活用推進事業は、児童図書の充実、池田町の情報センターと位置づけ、さまざまな図書、ＣＤの充実を図るという中で、どのような特色ある図書館を目指すのでしょうか。あわせて、基本理念、基本方針をお聞きいたします。

また、図書館サービスを受けられる体制は、どう整えていかれるのかお伺いいたします。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

図書館の利用者は、女性は12歳以下、30歳、40歳代と60歳代の3つのピークがあり、男性は60歳代がピークとなっております。

図書館では、近隣の図書館と比べて絵本が充実しているのが特色となっておりますが、今後さらに高齢化社会を迎える中で、学び続けたり居場所を確保したりすることも大切になると思います。「それぞれが気軽に集い 楽しみ くつろぐ居場所」としての図書館を基本とし、「みんなが参加して学びあい 創り 育てる」場としての図書館を考えております。

今後、交流センターの基本計画に基づき、図書館のあり方についてさらに検討を深めていきたいと考えております。また、図書館サービスの体制につきましても、その中で詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

○2番（横澤はま君） この問題については、また地域交流センター全体でお聞きしたいと思いますが、特に今まで私がずっと見ていたところ、図書館の協議というものが、ほとんど町民とあわせてされてないのが残念であります。

その中で今課長のほうから答弁ございましたけれども、もっと町民の目線で協議していただけるような、そして、この方針がなかなか明らかにされておられません。そういった面で、図書館利用する町民の皆さん、そして遠くから見える、一体池田町の図書館はどうなっていくのかなという、そういう期待と心配といいますか、そういった面でございます。ぜひ、そのこのところを、しっかりとした運営方針というものを明確化してほしいということがお願いの1つであります。

それから、早急にこの基本方針というものをやはり掲示すべきではないかなと、そんなふうに思います。いろいろの掲示方法はございますけれども、町民に今までのこういうことが全く浸透していない。どういう方向になっているかなということがわかっておりません。ぜひこの機会でありますので、それを明確に示していただきたいというのが私のお願いでございます。

それからもう一つ、5次総合計画の中には学校図書館とのネットワーク化がうたわれているという、こういうことであります。それで、図書館教育行政の一環とする考え方も、ぜひ新図書館を中心にして進めてほしいと、そんなふうに思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

さて、次にまいります。

公民館の跡地ミニ公園整備事業として、教育会館を取り壊さず、専門学校設置のため貸与することに方向転換しましたが、今後、八幡神社と一体化した公園整備や駐車場設置の構想はどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、公民館跡地ミニ公園の整備事業について御説明をさせていただきます。

本年度に設計を実施いたします。来年度につきましては、工事を実施するという事になっております。計画では、町なかの憩いの場としまして、緑地、ベンチ、トイレ、駐車場などを設置することになっております。

議員御指摘のとおり、教育会館の取り壊しについて変更をし、残すこととなりまして、7月に事業変更の町民説明会を実施したところでございます。今後、具体的な設計を始めますが、面積が減った半面でありますが工事にかかわる費用が高騰しております。限られた予算の中でどの程度の工事ができるか、設計の中で検討をしてみたいと思います。

設計は年度内を予定しておりますので、状況につきましては改めて御報告をしてみたいと思いますのでお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

○2番（横澤はま君） 当初予算よりも、また当初計画よりも随分変わってきました。この認識の中で1つお願いをしたいと思います。まず、町民の意見をぜひ、たとえミニ公園でもアイデアを募っていただきたいと、そんなふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいま御答弁の中で申し上げましたが、7月に一度でございますが町民説明会という形を開かせていただいております。そのときには、集まれた方の人数も非常にわずか、御意見等につきましても、公園についてという部分につきましては、非常にわずかな御意見しかいただけないというような状況でございます。

折がありましたら、ただいまご指摘ありました町民の皆様方から御意見、アイデア等の募集につきまして一応検討をしてみたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

- 2 番（横澤はま君） 1つ、2つ、これでもかという、ぜひ1回やったからいい、こういうことではなくて、それが今までのいろいろの事業にも関係するかと思います。ぜひ町民のきめ細かい、それでももっと聞いてみたいなという、そういう方向に転換をしていただきたいなということで御期待したいと思います。

次に入ります。

4 番目、まちなかサイン整備事業の案内板設置であります。池田町の観光地を訪れてみたいという誘客への道しるべの役であり、また、過去に文化財マップの作成を提案した過程があり、予算措置も含め検討していきたいとの答弁でした。

今回のサイン整備事業をもとに、文化財を身近に感じ、ふるさとへの愛着心を育み池田文化を継承していく上でも、市民、町民と協働の手づくりの文化財マップを作成を提案しますが、お聞きいたします。

- 議長（那須博天君） 平林教育長。
- 教育長（平林康男君） おはようございます。

それでは、お答えをしたいと思いますけれども、まちなかサイン整備事業につきましては、現在、社総交事業のエリアに4カ所作成するようであります。その中に文化財関連の項目を入れるよう要請をしていきたいと思っております。

また、文化財マップの作成につきましては、町外から来た皆様の観光マップの1つとして、また、それ以上に町の皆さんが手軽に町の文化を知り、理解する上で大切なことと考えます。

町では「池田町の文化財」、それから「池田町の地蔵と仏像」、この2冊を作成し、販売をしております。これらをもとにコンパクトなマップの作成は可能であります。ただし、場所を明示することは盗難にもつながりかねませんので、一定の配慮が必要かと思われます。

現在、図書館の2階に文化財管理施設の設置を計画しておりますので、その関連事業として、設置後につきましては子どもも含め町の方も参加いただける中で、シンプルな文化財マップの作成を検討したいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

- 議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

- 2 番（横澤はま君） ぜひお願いしたいというのは、見渡すと池田町は非常にアルプスを背景にした、そして、そのもとで長く池田町の文化というのが培われております。そして、後世にも残していく意味でも、大事なこのマップというのが役に立つのではないかなというふうに思っております。

このことがやはり町外から、あるいは外の観光客の皆さんを呼び込む1つの材料ともなりますので、ぜひそんなにお金をかけなくても町民の知恵を出し合って、そして考えてみれば手づくりとまではいきませんが、そういった何か池田町らしさを出す、この文化財のマップを期待いたしますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

さて、次にまいります。

文化財管理設備事業（事業費：設計委託料が378万円）は、現在の図書館を文化財管理施設として文化財の保存、歴史や文化に触れる場、学びの場や一般公開等も行うとしております。教育委員会も同施設へ移転するとのことで、公開する施設としてはスペース的に十分か、あるいは管理施設としての機能が保持できるのか、設計、改修工事の内容をお聞きいたします。

また、文化財保護委員会では、文化財管理につき、どのような議論や検討がされているのか、町民には情報が得られないゆえにお伺いいたします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまのスペース的な部分と、それから機能保持改修工事の内容についてということで、まず初めにお答えさせていただきたいと思います。

現在の計画ですけれども、旧図書館2階部分を改修しまして、最も広い児童図書室を展示室に、郷土資料閲覧室を研究調査室と収蔵の保管庫に、それから、書庫につきましては収蔵保管庫ということで考えております。したがって、大幅な改修の箇所は、児童図書室内ということになります。

展示施設は、順路を周回することで町の歴史文化を見ることができる場所として設定しております。実際には、パネルを中心として手前に資料を配置するようにして考えております。

また、部屋の中央には町指定文化財、それから各地区からお預かりいたしました仏像などを展示ケースに収納して、ごらんいただくようなこととしております。

なお、古民具、農具等の大型の民俗資料につきましては、展示はスペース的に確保が非常に難しいということでありまして、保管場所につきましては、防災倉庫等の別施設を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、どのような議論が検討されてきたかということでもありますけれども、文化財保護委員会では、この計画が策定された直後から、施設のあり方等につきまして毎回議題に取り上げまして検討を重ねてきたところであります。また、本年4月ですけれども、近隣市町村にあります類似施設の施設見学をしまして、展示方法等の研修を積んでまいったという

ころであります。

私どもでは、これらの結果を踏まえまして、今まで未整備であったり散在していました諸資料を系統立てて整理するとともに、その主なものにつきましては見てわかりやすいことをコンセプトに展示方法を工夫すること、それから単に羅列ではなく、町の文化人の紹介など町独自のテーマを幾つか設ける展示とすること、それから、写真や図表等も使用しながら歴史的な流れの中で展示することを基本としまして、現在、具体的な展示内容とその配置等につきまして詰めを行っているような状況であります。

町民の皆様には、この設計案がまとも次第公開しまして、御意見、御要望をいただきながら、この施設を完成してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 2 番（横澤はま君） 大変さかのぼってのお話であります、私自身は、今の図書館を丸ごと文化財の管理施設に当てるのかなと、そういう頭でおったんですが、だんだん年を重ねるごとに、今の教育会館が移転をして、じゃ、教育委員会はどこに行くのだろうかというような、そんなことから結局今の図書館の 1 階でしょうか、そちらに移転されるというお話を聞きました。

といいますと、これが最初の、当時そういう設計といいますか、考えはなかったんでしょうか。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） この関係ですけれども、まず文化財資料室につきましては、誰かその管理人がいなければいけないということでありまして、やはりそういうことになりますと、改めてその人事配置をしなければいけないということでありまして、だったら私ども教育委員会もその中に入り込んで、その文化財施設も管理する中で一体となって施設管理をしていったらどうかというようなことも視野に検討をしてきたところであります。

今回はもう確実に教育会館が他の施設というふうに変わりますので、私ども今後につきましては、1 階の部分に教育委員会が入って、文化財を保管しながら管理とともに事務室を確保してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

- 2 番（横澤はま君） ぜひ、その辺のところの教育とまた文化財は切っても切れない関係でございますので、その辺のレイアウト、うまくいけるような、そんなことで期待をしたいと思います。

次に行きたいと思います。

大きな 2 でございます。地域交流センター運営の今後の方向についてであります。

今後の地域交流センターの運営に関して危惧することがあり、これまで幾度か質問をしてきました。検討していただけにとまり、建設にかかわってきた多くの町民や関連機関、団体などと議論を交わすこともなく、いまだ方向性が見えません。

行政と町民が一体となった協働の町づくりを担う大事業に、公民館の職員だけの問題ではなく、各課横断的に情報交換することを通し、点検し、問題を解決していくといった役場職員一丸となった取り組みの姿勢が大切ではないでしょうか。

また、今までのような生涯教育、社会教育を行政サイドの構想から脱却し、住民を主軸、いわゆる町民が主役とした再構築をし直すことが大事と思うのは私ばかりではありません。かつての池田町公民館使用の問題では、自由な学びの拠点としてきたそのあり方も問われている中、地域交流センターづくりの現状に問題を感じている町民は少なくありません。

御存じのとおり、議会は町民アンケート結果を検証し、8 月に「地域交流センターの運営は町民の意見を十分諮り、早期にその運営方針を示され、誰もが集う新たな教育芸術文化のにぎわいの源とされたい」という提言書が出されております。

町長は、地域交流センターの基本方針と運営につき、どのように考えておられるかお聞きいたします。

- 議長（那須博天君） 甕町長。
- 町長（甕 聖章君） 一般質問、大変御苦労さまでございます。

ただいまの横澤議員の御質問にお答えいたします。

平成 26 年度に策定した基本構想に定められておりますが、「それぞれが気軽に集い 楽しみ くつろぐ 居場所」を将来像に、誰もが気軽に集まることができ、それぞれの時間の中で楽しみくつろげる居心地のよい場所を交流センターの目指すべき姿としております。

また、それを実現するために、交流センターを「みんなが参加して学びあい 創り 育てる」とコンセプトとし、多くの町民が参加して池田学問所の精神にのっとり、みずからも学び、みんなで考え、新たな交流を創出し、育て続けてまいりたいと考えております。

これらを念頭に基本方針を現在検討中であります。

センター運営の基本的な方針といたしましては、複合施設という特性を生かし、町民に親しまれるよう利用者とコミュニケーションを図りながら、生涯学習の拠点として多様な活動と交流を促す運営を行ってまいりたいと考えております。

公民館事業では、「楽しさ発見 なかま発見 ふるさと発見」を引き続き理念に掲げ、新池田学問所の幹となる総合学習講座みのり塾を初め、子供から高齢者まで幅広い年齢層に対応したさまざまな塾の開催による生涯学習の推進、複合施設を生かした各種イベントの企画、開催、子供たちの居場所づくりや子育て世代への支援等に努めるとともに、図書館事業では、あらゆる世代の学びの場の提供、特色ある蔵書整備、学校連携の推進等に取り組んでいきたいと考えております。

また、にぎわいのある場所とするには、町民の皆さんによる、より自主的な企画、運営もしていただけるよう町民参加型による施設運営を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 2 番（横澤はま君） ただいま町長から、しっかりとした交流センターの考えをお聞きいたしました。ただ、1つ大事なことが、これから私が申し上げていきたいなと思います。そこで、また町長の御意見もいただこうかというふうに思っております。

それでは、次のところにまいります。地域交流センター運営協議会の設置であります。

交流センター建設に当たり、社会教育委員会は教育委員会から池田町公民館の現状とあるべき姿について平成25年に諮問を受け、町に平成27年に答申をしております。この一部抜粋をごらんいただければと思います。

提言の一番下の(4)でございます。これからの公民館は、従来の生きがづくり、自己啓発に加え、地域の課題や人材育成をも視野に入れた活動にかかわらなければなりません。

生涯学習の観点においては、高齢社会という言葉のイメージから脱却し、健康で生きがいを持った高齢化社会から支えられる存在ではなく、地域社会が抱える課題を主体的に解決できるような環境を整備していくことが必要です。

そして、3つ目が、これからの環境整備をどのようにしていくか。一公民館だけでなく、公民館運営審議委員会など関係機関による取り組みに期待していますというふうに答申されております。

この答申は、生涯学習は、社会に生きる人々が自分らしく生き、変化に富んだ価値豊かな社会へとつくり出していくために必要な学びであり、町民が地域社会の主役として主体的に解決できる環境整備や地域コミュニティの活性化を図ることを願った提言と理解します。

しかし、運営組織体制を整える肝心な姿が見えません。提言を推進していくために、運営協議会の設置が不可欠であります。町のお考えをお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

運営協議会設置の御提案であります。交流センターには公民館としての位置づけも残りますので、現在あります公民館運営審議会、社会教育委員会、図書館運営協議会などを活用して組織づくりを行っていきたいと考えております。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 2 番（横澤はま君） ようやく今の課長から、そういうお話をいただきました。今までこの件については、きょうで 5 回目質問をしております。検討するという中で、なかなか明白に示されておられません。そこで、今課長のお言葉の中で教育長に質問をさせていただきます。

教育長は、このことについて審議をし、そして、今後の検討というふうなお話をお聞きしておりますが、教育長自身いかがでしょうか。この運営協議会ということについての設置について、どんなお考えをお持ちになりますでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 今課長のほうから答弁がありましたけれども、やはり議員さんがおっしゃるとおり、これは職員だけではやはり限られた知恵でございますので、なかなかいいアイデアがでてこないと思いますので、今までの経験を重ねた皆様からのいろいろな御意見、御要望をいただきながら、この交流センターをつくり上げていくということが前提でありますので、今の課長の答弁のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 2 番（横澤はま君） ぜひ早々に、もう時間がございません。早々にこれを設置をしていただくように、ぜひ 6 度目はこういう質問がないようお願いしたいと思います。

次にまいりますが、運営面での創意工夫ということで教育長にお伺いします。

建設のため要した大きな費用を考えると、開館後の実際の運営には、相当な覚悟としっかりした計画性がなくてはならないと考えます。費用対効果という視点からソフト面の充実に今後の成否がかかってきますが、どのような工夫をお考えか教育長にお伺いいたします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） まず、現在の池田町の新池田学問所の状況でございますけれども、みのり塾を初め、セカンドライフ塾、家庭教育学級ポレポレ塾、小・中学生対象のふるさとチャレンジ塾、若者による未来塾等々、非常に幅広い年代の町民の皆様が塾を楽しんでいただいております。

交流センター開設に向けまして、にぎわいを醸成する重要な構成員は、やはり利用者の皆さんだと考えております。そこで、いかに具体的に利用者をふやすかと考えたときに、公民館講座のサークル化促進ということが上げられます。

新しい塾を開設するときは、いつもサークル化を意識しながら塾を開催をしておりますが、ここ数年は特に力を入れ、また地域活動サポートセンターも機能し多くのサークルが生まれました。カラオケ、着つけ、パソコン、ギター、フラダンス等々であります。そしてまた、サークル化後は育成期間を設け、サポートセンターでその後押しをしております。

そして、そのサークルが今度は芸文協に加入するという傾向も最近見えてきました。最近では、ハーモニー、ウクレレあれあ、池田カラオケ倶楽部等が芸文協に加盟をいただいております、これからの芸文協に新たな光が差し込んだと言っても過言ではありません。

このように、新講座の開設、そしてサークル化、そして芸文協加入、この流れは今後の地域交流センターの大きな目玉として、そしてまた同時に芸文協の活性化のためにも重点施策と考えております。

今のサークルも、基本はもとは公民館の講座からサークル化したものが大部分でございます。これからも新しく町の人呼び込むために、職員一同アンテナを高くしながら、さまざまな講座を開設していきたいと張り切っております。そして、成熟をしました現在の塾に、さらに新しい人を呼ぶ呼び込む工夫を考えています。

また、今年度の公民館大会では、「皆で考えよう！地域課題～話し合いから紡ぐ「池田」の未来～」と題し、自治会や移住定住、分館運営、花とハーブの取り組み、地域防災等々のさまざまな町の課題を分科会形式で開催し、各課横断的に町職員等が中心となり住民と課題を共有する新たな取り組みを行うなど、公民館ならではの役割も発信し続けております。

す。

講座開催時に当たりテーマに関連した本を図書館が選書し、講座を聞いて興味を持った方々に図書館に寄ってもらう、そしてまた反対に、図書館に本を借りに来た方が公民館の講座等の催しに興味を持ってもらえるなど、相互連携がとれる取り組みもあわせて検討し、現在試行段階に来ております。

地域交流センターの特徴は、図書館と公民館の融合、そしてオープンスペースの活用であります。特に後者につきましては、ギャラリーを中心に町民参加型の事業展開ができればと考えております。今後新しくできる地域交流センターを核に、創造館、美術館、総合体育館との連携をとりながら、まだ一度もこれらの施設に足を運んだことのない皆様が一人でも多く訪れていただくために生涯学習の充実に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 2 番（横澤はま君） るる説明を伺いました。何かおくれればせながら、これからかなというふうな感じがするんですが、これからのまた質問の中に利用者の会というのもありますので、そして運営組織というものが大きな課題があります。それについて、これからお話しさせていただきたいと思っております。

次、サポート組織「利用者の会」ということです。この言葉が町民の皆さんにどの程度浸透しているかわかりませんが、これについてお伺いしたいと思います。

町民は運営組織の立ち位置がわからないまま、交流センター施設の運営サポート組織「利用者の会」という形で唐突に立ち上げられたのは理解に苦しみます。

会が担う5つの活動が示されていますが、今まで公民館を担ってきた各委員会、町民、教育委員、そして社会教育委員、芸術文化協会、図書館運営協議会、公民館運営審議会などとの関係はどのように考えられておられるのか。また、この利用者の会がどこで議論され、立ち上げるに至ったのかお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

以前から議員各位よりボランティア組織の立ち上げの要望に対して答弁してきたように、町民サポートセンターを中心にボランティア組織設立に向け検討し、公民館運営審議会から

御意見をいただくなどして、ことし3月に募集を開始しました。

利用者の会は、センターを「それぞれが気軽に集い 楽しみ くつろぐ居場所」として魅力ある施設としていくために、施設運営に町民が参画し盛り上げていく組織とし、ギャラリー展示を初め、講座・イベントへの参画、図書館事業への参画、広報紙発行、草とり・清掃などの施設管理サポートなど6つの活動があり、会員による自主的な会の運営を目指してまいります。

教育委員や運営審議会などはセンターの運営をチェックする機関であり、利用者の会は、いわゆる実行部隊となってセンターの運営をさまざまな面からサポートしたり、自主企画を運営してもらう組織と位置づけております。

以上です。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

○2番（横澤はま君） ただいま課長のほうから、利用者の会という、どういうことをやるのかということを御説明いただきました。

実は、これが関係者に配られたものであります。そのとおり交流の募集ということで、6つ講座がございます。この中からそれぞれの希望を募ったということで、第1回の利用者の会が立ち上げられたのは御承知だと思います。

そこで、ここで問題になりますのは、利用者の会というのが、ここにちょっと添付してありますけれども、規約というのがございました。そのところに一部であります、任務として、そして特典ということ、目的、運営、構成というふうになっております。

これは、町民の皆さんはもちろん明らかに皆さん知っているわけではありませんので、あえてここで申し上げたいというのは、これが運営のところに、今、町民の活動サポートセンターが運営を行うというような、こういう1項目がございます。これはどういうことなんだろうなという、それともう一つは、構成のところに参画する意欲ある団体、これ、意欲なければどうするのでしょうか。意欲あるというのは、どうしてこういう言葉を使われるのか私としては非常に疑問であります。

むしろ、どの町民も参加をして、そして交流センターの生涯教育、社会教育を本当に楽しんで、生きがいと思っている場所に対して意欲ある団体というのは、ちょっといかなものかなと個人的に思っております。

あとは任務をここでごらんいただければ、3点が上がっております。施設運営のサポート、

それから会員同士の交流、そして運営上の必要と認める活動というような任務がされております。

米印のところに会員特典ありという、こういうことを非常に興味を持って参加してほしいという意図は分かりますが、ここに活動に応じた使用料の減免や記念品などの特典を予定しているということは、本当にこの公民館活動として、こういうことを述べてよろしいのかなと、それも1つの疑問点であります。

こういった中に、やはりこの地域交流センターの利用者の会というのは非常にはっきりしない。立ち位置がよくわからない。私はむしろ、この後半にまたお話ししますが、組織としての参加の1つの皆さんの中の利用者の会というふうに解釈をしたいと思うんですが、そんなことで次のところにまいりたいと思います。

地域交流センターの取り組みについてであります。

公民館は、終戦翌年の1946年、昭和21年、全ての国民が自主的にものを考え、平和的、協力的に行動する習性を養うため国が設置を奨励し、整備が始まりました。長野県の動きは速く、現在は分館を含む1,520カ所あり、今も全国で最も多い自由な学びの拠点であります。

当公民館は、1967年、昭和42年に建てられ半世紀が経過いたしました。長い歴史の中で築き上げたさまざまな公民館活動を基盤とし、これからは町民の目線に立った新たな運営を進めるべきと考えます。施設をサポートするボランティア組織、利用者の会の立ち上げで、会員は特典ありとは情けない話であります。行政のこのような考えに、住民からさまざまな異論の声が聞かれます。

交流センターの取り組みについて、次の事項につきお聞きいたします。

1 点が住民とともに歩む交流センターの運営構想とは。

2、公民館、図書館の安定した職員体制の確立、職員の増ということであります。

それから、3番目、利用者の会のサポートとボランティア活動とは、いまいちよくわかりません。どのようなことを指しますかということでお伺いいたします。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、運営構想であります。公民館では、「楽しさ発見 なかま発見 ふるさと発見」の理念のもと、新池田学問所では、みのり塾を初め住民が興味を持ちやすいような多種多様な講座を開催し、生涯学習のきっかけづくりの場となるよう努めてまいります。今後もこれらの方針を継続し、住民ニーズに応じた塾の開講を柱に公民館運営に取り組むことが町民の

ための公民館づくりの一環になると考えております。

運営していく過程では、現状と同様、引き続き町民の方々の声や社会教育委員会、公民館運営審議会、図書館協議会などから意見、要望をもらいながら、必要に応じ軌道修正を図ってまいります。

また、利用者の会については、センターの運営をともに協働し、みずからが自主企画事業等を主催できる組織づくりを目指し、交流センターを住民とともに盛り上げていきたいと考えております。

次に、交流センターの職員体制は、センター長、公民館長、図書館長、公民館主事、町民サポートセンター担当、社会教育指導員、窓口事務、図書館司書、施設管理人などを想定しております。

交流センターは施設や敷地の規模が現在より大きくなり、トイレ等もふえるため清掃や草刈り等、施設管理の手間がふえるものと思います。加えて、隣接する緑地公園の管理も生じるため、現在の施設管理1名体制では厳しく、増員が必要と思われます。また、図書館も開館時間や開館日の状況により、現在、館長以下3名の臨時職員では対応できずに、職員の増員が必要となることもあり得る状況にあります。開館時間等につきましては今後協議してまいります。

次に、利用者の会のサポートとボランティア活動とは、どのようなことを指すのかという御質問であります。議員のおっしゃられるようなわかりにくい表現がどこにあったのかはわかりませんが、利用者の会はボランティア活動により交流センターのさまざまな運営をサポートしていただいたり、みずから企画運営していただく組織であります。

以上であります。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

○2番（横澤はま君） ただいまはっきりとお話伺いました。

1つ、この中に公民館の安定した職員体制の確立であります。

私がここにかかわりまして、かつて4人の課長さんがかわったという、1年ごとにころころかわるわけです。これだけの大きな事業を抱えておきながら、職員の一番のやはりトップの皆さん方がかわるというのは、それに次から次とこの一番の理念といいますか、その辺が揺らぐのではないかと。事業もとにかかるところには理解されるのが大変ではないかなと、外部からのそういう心配であります。

もう一つは、図書館の司書の方のことです。

大変一生懸命やられております。しかし、その雇用が正規ではないというので残念なことであります。この辺も、今度の地域交流センターに変わって検討をしていただきたいなと。そして、その専門職は非常にそれに燃えていただいている、そういうごく大事な立ち位置かなということでもあります。

岐阜県の池田町の図書館では、司書の異動がないと。そのかわりに熱意ある職員の雇用は未来の文化を育む、そういう機動力があるんだという、池田町もせっかくの新しい図書館には、ぜひそういった風を送っていただきたいなと、職員の安定をぜひお願いしたいなと、そんなふうに思っております。

次にまいりたいと思います。

住民の立場に立った運営組織づくりであります。今まで私が述べてきましたが、最終的にこういう形がいいのではないかとということで、提言も踏まえてお話ししたいと思います。

建設工事費10億5,624万円を投じた町の大事業は、答申のとおり、生きがいつくり、自己啓発、地域の課題解決や人材育成の重要な役目を担う拠点であります。その運営はこれまでのような行政サイドからの構想ではなく、町と住民が両輪のごとく方向性を考えバランスをとる働きと、一方は機動力の働きが融合し合い、同時に進むことで効果的に推進されていくものと考えます。

それには従来の公民館が行ってきた考えから脱却し、町民一人一人が自治を担えるような健康で生きがいを持って、人生100年時代を想定した人生設計や、地域社会の主役として活躍できる状況の創造を図る方向性に帆を向けるべきであります。地域交流センターの運営は住民を主軸とした組織づくりを提案しますが、町のお考えをお聞きます。

なお、ここに住民を主軸とした運営組織づくりということでごらんいただきたいと思います。運営母体を地域交流センターを中心にした、あらゆる各委員会がそこに加わると、そして先ほどの利用者の会もこの中に含めていき、そして行政と民間との両輪を行くんだという、こういう新しい構想の世界の中で、ぜひ地域交流センターの新しい組織改革をしていきたいと。それによって行政はそこに支援をしていくという、実務担当していくというような、そういう形がいかかなということでお伺いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

人生100年時代を迎え、リタイア後の個人個人の人生設計や生涯学習が今後さらに重要な

位置づけとなっていくだろうと思います。そんな時代に対応できるよう、公民館では「楽しさ発見 なかま発見 ふるさと発見」の理念のもと、池田学問所でみのり塾を初め、住民が興味を持ちやすいような多種多様な講座を開催し、生涯学習のきっかけづくりのサポートをこれからもしていきます。

特に、今年度始まった役員さんのためのパソコン塾は、終了後、利用者の希望でサークル化し、14名による自主的な活動に移行しました。このように住民のニーズを反映し、人生100年時代や地域社会の主役につながるための生涯学習のきっかけづくりを担うのが公民館活動の大きな使命であると考えております。

センターの運営を行っていく過程では、引き続き社会教育委員会や公民館運営審議会、図書館協議会や住民の方々からの意見・要望等をもらいながら、必要に応じ軌道修正を図ってまいります。同時に、芸術文化の推進に向け、芸術文化協会と引き続き連携協力をしてまいります。

利用者の会についても、参加された住民の方が主体となり、自主運営や自主事業を行える組織づくりを目指してまいります。

以上であります。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

○2番（横澤はま君） 簡単に言いますと、組織づくり、これは教育長にお聞きしたいと思えます。

ただいま課長のほうからいろいろ細かく説明をいただきましたが、簡単に言いますと、主は町民ではないのかなと。こういう行政をやっていかなければいけないじゃないかなと。それにはどうしたらいいのか。組織をはっきりとやはりここで確立していただいて、そこから生まれてくるものじゃないでしょうか。

今までも、私も芸術文化協会に入りましてやってきました。そして、これを立ち上げるまでには、それぞれのワークショップも重ね、皆さんの意見も十分反映していくには、どうしたらいいのかということをお皆さんからもいろいろ意見を聞いております。その中で最終的にこの地域交流センターをどう動かしていくのかということが根本が立ち位置が全然はつきりしておりません。

この際ですので、教育長、この組織づくりについて、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） いずれにしても、公民館というのは町の方が主であります。これは、いつになっても変わらないものであります。いかに町の皆様が公民館、分館も含めてでございますけれども集い、そしてまた、それぞれの生きがいを感じていただけるか。このために、今どうするかということを考えるわけであります。

当初、いろいろの交流センターの立ち上げにつきまして考え方がありました。まず、公民館の職員は今の事業に対して非常に自負を持っております。皆様は、どのようにお考えかどうか分かりませんが、可能な限りやっているという、これは職員の考え方です。ただ、職員の考え方と町の皆様の考えのずれというものが確かにあるかなというふうに私も感じております。

ですから、私は、まず職員の今の努力は非常に認めます。ただ、これから新しい交流センターができたときに、これでいいのかということをもう一度やはり職員とともに考え直す必要は十分感じておりますので、今回、新しい交流センターの組織図、運営組織の提案をいただきましたので、もう一度これにつきまして職員と話をしながら、やはり町の人々の力をかりるということは非常に大切なことですので、こういう組織のことも十分に検討しながら前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（那須博天君） 横澤はま議員。

〔 2 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 2 番（横澤はま君） しっかりとぜひ御検討いただきまして、みんなが集える本当にいい交流センターだなという、そういう場を設定して、また望んで、町民も皆さんも関心を持っていただくという、こういう形でぜひ御検討をいただきたいなとお願ひしたいと思っております。

さて、最後になります。

教育現場における災害対策についてであります。

3 点、私のほうで上げさせておりますが、時間の関係で、この 1、2、3 点については、また後ほどお伺ひしたいと思っておりますが、1 つ申し上げたいことがございます。

実は災害の関係であります。ちょっと見にくいと思いますが、この写真は 2016 年、これは中国新聞に掲載されたものでございます。このことについて、ちょっとお話しさせて、読ませていただきます。

松山市の沖に浮かぶ怒和島というところがございます。かんきつ類が非常に栽培が盛んな

ところであります。高齢者が多いが農業、漁業の両方に精を出し、日本一働き者の島と言われておる。怒和小学校の児童は6人だけ。去年、幸せな気持ちになった記事へのコメントを募集する日、新聞協会の催しで、この給食の感想が大賞に選ばれた。

週1度、日よけを張った学校前の堤防前を食堂にする海テラス給食であると。潮風と波の音に囲まれて、島の食材を使った昼食を味わう楽しいひとときだ。すばらしい風景を持った子供たちは、心にも栄養を蓄えていくと思うという感想を寄せております。

学校行事は島民が積極的に協力した。数少ない子供の成長を地域ぐるみで見守った。2人の姉妹と母の命を奪った豪雨。久しぶりの新入生の妹は、みんなのマスコットだという。宝のように思っていたのに、突然牙をむいた自然。これまでの知識が通用しない気候になったのか。そして、3人はこの島の宝だったということで、綿々とこの3人の御家族の気持ちを他者が述べております。

そして、このタクシーのある方が、お子さんが亡くなられた、この中にいらっしゃいますお二人です。小学校の1年生、そしてお姉さんが長女、3年生であります。この島の保育園に通っていたそのお二人から、フェリーまでよく送って、目の浮かぶ姿はいつも笑顔。明るく、おしゃべりが大好きでという、こういう記事が載っております。

これを考えたときに、今回この災害対策についてお話ししたかったんですけれども、この報告の中に、いかに子供たち、私たちは、いつ、どんなときでも災害が起きるという、このことを念じた中で今後の池田町の対策を考えていかなければいけないかなということで、結びとして3は割愛しながらも、先ほどの倉科議員の御回答にもございますので、これで私の一般質問とさせていただきます。

○議長（那須博天君） 以上で横澤はま議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。午後の再開は1時を予定しております。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

薄 井 孝 彦 君

○議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

3 番に、7 番の薄井孝彦議員。

薄井孝彦議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 7 番議員、薄井隆彦です。

今回は、4 つのテーマについて質問いたします。

まず、保育園、小・中学校などの暑さ対策についてですけれども、この質問につきまして
は先ほど倉科議員から質問があり、既に回答をしていただいておりますので、補足というの
ですか、確認も含めてお聞きしたいと思います。

先ほどの課長さんの答弁から、平成30年度につきましては、小・中学校の教室及び児童セ
ンターの図書室、それから平成31年度は当初予算で保育園の遊戯室、それから会染保育園の
事務室、これについて整備するんだという回答をいただいたかと思います。

この工事については、来年の夏に間に合うように実施していただきたいと思いますが
も、工事はいつごろ実施、具体的にされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

〔 教育保育課長 中山彰博君 登壇 〕

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

工事につきましては、基本的に来年、平成31年度の夏に間に合うような形で行いたいと思
います。小・中学校につきましては、内示が済み次第ということで考えておりますし、また、
保育園、それから児童センターにつきましても、夏に間に合うようにということで進めさせ
ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 薄井孝彦議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） よろしくお聞きしたいと思います。

それで、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、私もちょっと心配になりま
して、8月8日の日ですか保育園とか小学校、中学校にお邪魔いたしまして、職員の皆さん

から状況をお聞きしたわけですが、やはりその中から保育園におきましては、各教室、園児室ですか、そういったものも部屋でもやってもらいたいという声がありました。

特に児童センター、児童クラブの遊戯室については、ちょうど西側に両方とも配置されていますので非常に西日を受けて暑いというので、何とか子供たちが遊べるようにクーラーを設置してほしいという声をお聞きしたんですけれども、その辺は平成31年度予算の中で実施していただけないでしょうか。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） ただいまの御質問でありますけれども、児童センターの遊戯室ということでお話がありましたけれども、私ども今回、集会室に各エアコンが入っているということでもありますけれども、今回の予定では図書室に入れたいというふうに思っております。

遊戯室にも入れたいという思いはあるんですが、大変施設が大きいということでありまして、これにつきましては、かなりの額がかかってくるということでもあります。状況を見ながら、この遊戯室については考えてまいりたいと思いますけれども、現在のところは集会室とそれから図書室に配備すれば、ある程度暑さ対策にはなるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 先ほども倉科議員も指摘したんですけれども、松川村のほうでは、もう保育園、それから小学校、中学校、全部含めてクーラーを設置していくという方向で進んでいるようです。移住の場合の比較ということも重要になりますので、場合によっては財政調整基金、それもある程度利用をして整備をしたらどうかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（那須博天君） 養町長。

○町長（養 聖章君） この件につきましては、先ほどお答えしたとおりであります。いろいろな状況を勘案しまして、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 7 番（薄井孝彦君） ぜひお願いしたいということを申し上げまして、次の 2 番目に移ります。

ことしの夏、役場 1 階にクーラーがないために、熱中症にかかった職員がいたとお聞きしております。実態はどうなっているのでしょうか。

また、職員、来庁者の健康、それから職員の事務効率の向上を図るため、役場 1 階にも計画的にクーラーを設置すべきと考えます。町の考え方をお聞きします。

- 議長（那須博天君） 藤澤総務課長。
- 総務課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、ことしの夏に熱中症と診断をされた職員が 1 名ありました。この職員につきましては、庁舎内の仕事に従事する職員でありました。対応策といたしまして、飲み物やあめの配付を行い対応したところでございます。

役場庁舎 1 階へのエアコンの設置につきましては、昨年度より検討を始めていたところでございますが、設置費用は約 1,000 万円と高額でありまして、本年度につきましては設置を見送ったという状況でございます。

今後につきましては、予算の状況を見ながら検討してまいりますので、お願いをしたいと思います。

以上であります。

- 議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 7 番（薄井孝彦君） 町の職員というのは、本当に健康で仕事をしていただかないと町の発展もないと思いますので、これ町長どうですかね。

今 1,000 万円という話がありましたけれども、ぜひほかの保育園ともあわせて計画的に、この辺もなるべく早目にやっていただきたいと思いますけれども、町長の考え方を聞きます。

- 議長（那須博天君） 甕町長。
- 町長（甕 聖章君） どうも聞きますと、この建物自体が 1 階に冷房施設に入れるというつくりになっていないようなので、天井も高い、これ全体を冷やすとなると相当な問題が出てくるだろうと思います。当然、電気や設備の問題も出てくると思いますけれども、何らかの形でこの対策はしなくちゃいけないと思いますけれども、一般的に言われる全館冷房というの

は、ちょっと手が届かないのかな、そんな感じでおります。別の形で検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） なかなか難しいとは思いますが、ぜひその辺は知恵を働かせていただいて、スポットクーラーというようなやり方もあるような話も聞いていますので、ちょっと検討もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

ブロック塀の安全対策について。

1、学校施設・通学路の安全点検結果と今後の対応は。

本年 6 月 18 日の大阪府北部地震で高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学 4 年生が下敷きとなり死亡する痛ましい事故が発生しました。文科省はこの事故を受け、全国の保育園、小・中学校のブロック塀の点検と通学路の安全指導を求める通知をしました。当町での点検状況と今後の対応についてお聞きします。

また、町内の道路に面した高さ 1.2メートルから 2.2メートルまでのブロック塀についても調査し、建築基準法施行例の構造基準に合わない危険なブロック塀については、所有者に改善を依頼する活動が必要と考えます。あわせて町の考え方をお聞きします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問でありますけれども、前段の部分、私の方でお答えさせていただきたいと思います。

まず、学校施設の点検結果から、小・中学校の施設へのブロック塀の使用につきましては、当町では確認されておりません。また、保育施設でも同様でございました。

また、通学道路の点検でありますけれども、県教委からの通知の前に、私ども先行して、7 月ですけれども、危険箇所の点検とあわせて、2.2メートルを超えるブロック塀の有無につきまして地区 P T A に調査依頼をしたところであります。

なお、通学路の安全点検につきましては、県教委より今月の 4 日ですけれども照会文書が参ったところであります。ここですけれども、高さ以外で目視等、外観の点検で現行基準に合わない、適合しないブロック塀を調査するというような内容の通知になっておりまして、これらをもとにしまして、今後私どもでは関係機関と相談しながら把握に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 一応目視による調査をこれは P T A、あるいは自主防災会と共同という形でおやりになるのでしょうか。それから、それは、いつごろまでにおやりになるのでしょうか。その 2 点をお聞きします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） この点検につきましては、まだ具体的にどのようにという、どのような組織でということ、まだはっきり決めてございませんけれども、自主防災会等も当然入ってくるということが予想されます。

実施の時期につきましては、また防災行政担当、あるいは町の建設担当とも十分相談しながら、専門家を交えて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 私も町内のブロック塀について、1.2メートルから2.2メートルくらいのところを見て回ったんですけれども、やはり何カ所か私はあるように思われます。

やっぱりこの前、広報の 8 月号で、ブロック塀の所有者について、ぜひ業者等の専門家に見ていただくようにという、そういう広報の記事が載りまして非常によかったと思いますけれども、ただ、それで大町建設事務所のほうに心配のある方は問い合わせてくださいということで記事が載っておりました。

実際に問い合わせを聞いてみたところ、1 件しかないという状況ですので、調査をして、これは危ないと思われる方については、やはり個々に、一応こういう専門家の調査を依頼したらどうかということを広報だけではやっぱり進まないと思いますので、個々に依頼をするという活動が必要じゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、ただいまの個々の所有者への改善依頼という関係でございますけれども、地震によって道路に面した塀が倒壊しますと、子供や高齢者など被害が発生するおそれだけではなく、緊急車両の通行、また救助、避難道に対して大変支障になってきます。このようなことで、通学路、避難路、一般交通に関連する関係がございますので、教育委員会、消防防災係と連携して、まずは調査を行い、危険なブロック塀の現状把

握、これに努めまして、危険なブロック塀の所有者に対して、効果的な改善依頼の方法などを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 町として一応現状把握をして、広報などでやりたいということがございますけれども、先ほど申し上げましたように、なかなか現状では実際に問い合わせてくる人が少ないという状況ですので、やはり個々での依頼というのは必要になってくると思います。

特にほっておいて、もし事故が起こった場合、現実問題として、2016年の熊本地震でブロック塀が倒れて亡くなったという方の所有者に対して6,700万円という、そういう損害賠償訴訟が起きているわけですね。そういうことも起こり得るんだということを知らして、それで改善を求めるといえることが必要になってくると思いますので、ちょっと次の質問と関連してきますので、先に進みます。

2、ブロック塀撤去により町補助金制度の創設に向け検討を。

地震などによりブロック塀が倒壊した場合、思わぬ事故につながるおそれがあり、緊急車両の通行の妨げ、避難や救助、消火活動の障害になります。ブロック塀の安全確保は所有者の責任でありますけれども、自治体の支援も必要と考えます。この観点から、県内17自治体では、ブロック塀の撤去や石垣を設置した場合、補助金を出しております。表の1に示しております。

なお、茅野市と立科町の2つの自治体が、この9月議会にブロック塀撤去の補助金を出すという議案を提出する予定であるというふうに聞いております。

本年6月25日付の国土交通省の事務連絡では、ブロック塀等の撤去にかかわる支援について、防災安全交付金等の効果促進事業の対象とすることが可能であるとしております。これを活用するには、住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）の効果促進事業に新たに「ブロック塀等の安全対策事業」を記載し、県を通じて交付申請するだけでよいと説明しています。その際の国の補助率は、地方負担の2分の1としております。

ブロック塀の撤去を進めるため、国の補助制度を活用し、町補助金制度の創設に向け検討できないか町の考え方をお聞きしたいと思います。

表の1をごらんください。近隣の自治体では、大町市がブロック塀撤去の費用の50%ということで、限度額15万円を支給するという制度になっております。

その２ページが一番下の長野市でも、７月10日に制度拡大を行いまして、通学路沿いの危険なブロック塀の撤去には３分の２の補助を出すというふうに制度改正をしたようであります。

それから、次の３ページ目の下條村では、通学路に面したブロック塀の撤去と耐震補強ということで費用の80%を見て、限度額40万円という、そういう制度もやっております。

それから、４ページが一番最後のところに、茅野市と立科町で９月に提出する工事をする場合の補助率と補助上限額を一応書いてありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

いずれにしても、ブロック塀の撤去を進めるためには、やはり財政的な支援というものも私は必要と思います。その辺で町の考え方をお聞きします。

○議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、ブロック塀の撤去について、町補助金制度の創設に向けた検討をとの御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、地震によって道路沿いにあるブロック塀が倒壊すると、子供や高齢者などへの被害があるおそれがあるだけでなく、緊急車両の通行、救助や避難にも支障となることから、ブロック塀を撤去、もしくはブロック塀撤去後に生け垣などに改善することは、防災・減災面において非常に有効なものと考えられます。

県内では、道路に面した危険なブロック塀の除去や景観形成のための緑化推進による既存ブロック塀の撤去などの補助制度を設けている市町村がありますが、大阪府北部地震、先日の北海道胆振東部地震など大きな被害をもたらした地震が続いたことから、今後、危険なブロック塀の撤去への対応が進むものと思われます。

町では、現在、住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震改修事業を基幹事業として進めていますが、これに効果促進事業の国の補助制度を活用するに当たっては、明らかな建築基準法違反であるブロック塀は補助の対象としないとされていますので、まずは町内の調査により現状を把握した中で池田町耐震改修促進計画の見直しを含め、国の制度を活用した助成について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 結局、その国の補助金は本当に厳密に使えない場合もありますから、町独自でも制度を検討すると、そういう意味でよろしいでしょうか。

○議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） とりあえずは国の効果促進事業での補助で考えていきたい。

そのほかに、補助の対象にならない建築基準法違反、また過去の建築基準法には適合しているが、今の建築基準法には適合していない既存不適格なブロック積みというものもございます。

この中では、この効果促進事業というのが使えるかどうかは、まだ国のほうの関係もしっかり見えておりませんので、その辺も研究した中で、この効果促進事業に組み入れていきたいということで、今後、計画を見直し、現在、県内で行っております住宅の耐震事業交付金を使った中で、この効果促進事業を使って事業を行っているというところが現在なく、独自の補助金制度に今は頼っているという状況でございます。県のほうでも、近ごろ地震が連続したということもございますので、この効果促進事業を今の交付金事業に組み入れた中で今検討を行っているというところでございます。町もそれに乗かって効果促進事業で危険なブロック積みの撤去を考えていきたいということで、とりあえずはそういう考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） この補助金、国が2分の1を出してくれるというやつですね。これについては、確かに全自治体に徹底しない面があるんですよね。けれども、既に宮城県では支援制度で出している、その半分での自治体でも国の支援制度を使っているということでありますので、ぜひこの辺も前向きに検討していただいて、多分、かなりの部分が私はこの補助制度が使えると思いますので、研究していただいて、ぜひ創設を考えてもらいたいと思います。

それで、できれば、ちょっと池田町というのも非常に地震が起こる確率は全国的に見て高いところでありますので、早目にやっぱり調査をして、早目に実際に工事をやっていただくということで事故防止を図っていく必要があると思いますんで、町長、できれば早目に調べていただいて、もう9月議会でもって、2つの自治体でそういう条例化をしておりますので、そういう議案として出しておりますので、池田町も研究していただいて、12月議会にブロック塀撤去の補助制度というのを提案するような取り組みで、それに基づいて、ぜひ撤去を進めていただきたいという依頼活動を展開するような、そういう進め方というのはできないですか。

○議長（那須博天君） 麿町長。

○町長（麿 聖章君） 今建設水道課長答弁したとおりでありますけれども、早急に調査のほうを進めていくということで御理解いただきたいなと思います。

いずれにしても、いつ起こるかわからないというのは大前提でありますので、急ぐ必要あるだろうと考えおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） ぜひ、その辺を早急に進めていただきたいと思いますけれども、さきに返って申しわけないんですけれども、一応1.2メートルから2.2メートルのブロック塀について調査をするということなんですけれども、PTAと一緒に協力してやるという形に多分なと思うんですけれども、その場合の点検のポイントというんですか、そういったようなものを、例えばブロック塀にひびがあるとか、傾きがあるとか、控え壁がついているかどうかとか、そういったような調査用紙というのを町でつくって、それでPTAと一緒にやっていくような、そういう活動というのはできないでしょうかね。ちょっとその辺お聞きします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） ただいまの御質問でありますけれども、長野県教育委員会から来ている文書につきましては、1.2メートル以上のものをひび目視ということで来ておりますので、そういった控え壁だとかというものは、ちょっと中まで見られないというような状況もありますので、それにつきましては、また関係部署と相談しながら進めたいと思っております。そんなことで、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） ぜひその辺も具体的に進むように援助をお願いをしたいと思います。

次の3番目に移ります。

道路に面した構築物についても点検し、危険なものには改善依頼を。

地震発生時、町なかにブロック塀のほかに自販機、看板、建築物などで転倒落下、崩壊するおそれのある危険構築物が幾つかあります。ブロック塀の点検にあわせ、町、自主防災会などで連携して道路に面した構築物を点検し、危険なものは所有者に改善を依頼する活動が必要と考えます。町の考え方をお聞きします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、ブロック塀の点検についてであります。7月の自主防災会長会議におきまして点検をお願いしたところでございます。各自主防災会によりまして取り組みの状況は異なりますけれども、報告も届いてきている状況であります。

また、先ほどお話ありましたが、広報8月号では、町の皆様に基準を示し、点検をお願いしたところでございます。

議員御指摘のとおりであります。災害時にはいろいろなものが凶器となります。危険と思われる構築物につきましては、先ほど来と重複をいたしますけれども、町の職員で留意する、また自主防災会、広報や防災無線で点検についてお願いをし、所有者につきましても指導等をしてまいりたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○7番（薄井孝彦君） その場合、個々の所有者に対して依頼をするというんですね。その辺のところは、町として考えているのでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） 基本的には、せっかく基準等も示したり、いろいろ説明をしてきた経過がございますので、本来、各地区といいますか、地域の中で助け合いでやっていただければよろしいと思いますが、なかなか難しい部分あるかと思っておりますので、やはり私どもとして、特に防災の関係であります。そういう中でかかわってまいりたいということで考えております。お願いいたします。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○7番（薄井孝彦君） 個々の依頼というのは、どこの自治体でも具体的にどういうふうにするのかという点がなかなか難しいというふうに聞いておりますけれども、そうかといって、これをやるのは自治体しかないと思うんですね。なかなか近所でもって面と向かっては言えない要素はありますので、その辺のところは依頼という形でもって、ぜひ個々に自主防災会と協力していただいても結構ですので、やっていただく方向で取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3 番目、異常豪雨災害対策について。

1、高瀬川洪水を防ぐため下記 4 項目を長野県に要望を。

本年 7 月 4 日から 7 月 7 日までの豪雨では、大町ダムの調査ではダムの流入水量が過去最高の 314.23 立方メートル / 秒となり、ダム放出量も過去最大に近い 217.30 立方メートル / 秒となりました。また、籠川、鹿島川からの流入もあり、高瀬川の水位は 7 月 5 日 19 時に十日市場の高瀬橋水位が氾濫注意水位 1.5 メートルを超え 1.8 メートルとなり、20 時 21 分に洪水警報が発令されました。また、7 月 6 日 14 時 35 分に高瀬川左岸中之郷地区の堤防約 130 メートルの浸食が確認され、堤防決壊寸前の状況になりました。

7 ページの写真の 3 に中之郷の決壊寸前の状況の、これは応急工事完了した後なんですけれども、写真がありますので、またごらんになっていただきたいと思います。

以上の経過を踏まえ、高瀬川洪水から町民を守るため、町として次の 4 項目を県へ要望していただきたいと考えます。町の考え方を聞きます。

1 番目、高瀬川中之郷地区堤防浸食部を早期に完全修復する工事を実施していただきたいということ。

理由としましては、大町建設事務所により応急工事が 8 月 9 日に完了しました。先ほどの写真 3 であります。しかし、応急工事でありますので、完全修復工事をしないと今後の台風などの増水によって決壊するおそれがありますので、今年の渇水期、要するに冬場には、ぜひ工事を完了していただくよう県に要望していただきたいということ。

それから、2 番目に、高瀬側河川敷に残されている流木が相当ありますので、それをほっておきますと流木が橋脚等にひっかかり、水位が上昇して洪水が発生したという例もありますので、早期に流木は撤収していただきたいということです。

7 ページの一番下の写真のように、河川敷に残された流木の写真があるので、ごらんになっていただきたいと思います。

3 番目に、中之郷地区堤防浸食部の上流右岸及び下流左岸にある堆積土砂、立木を除去し、流路を河川中央にさせていただきたいということでございます。

今度の中之郷の浸食部というのは、川の蛇行によりまして流れが集中的にこの部分に集まって浸食したというふうに考えられます。

7 ページの写真の 1、2 をごらんいただければわかるかと思いますが、ちょうどこの浸食部の上流と下流の部分に土砂と立木がありまして、ぶつかるような構造になってしま

っていますので、上流の土砂と立木、下流の土砂と立木を取り除いて、河川流路を真っすぐにしていただくということが洪水予防にもなりますので、ぜひその点を要望していただきたいと思います。

4番目に、高瀬川想定最大規模降水量、2日間に396ミリの浸水想定区域図を早期に着手していただきたいということであります。

現在の高瀬川洪水ハザードマップは、計画降水量246ミリ2日間の降雨量に基づいて策定されております。西日本豪雨災害級の豪雨では、想定最大規模降水量の降雨量に基づく浸水区域想定図が作成されてなければ避難対策を検討できないと考えますので、本年度から大町建設事務所で策定作業が開始されたと聞いておりますけれども、一刻も早い策定が必要と考えますので、よろしくお願いします。

以上4点についてお聞きします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

7月5日からの豪雨により被害を受けました中之郷地区護岸の被災箇所につきましては、御指摘のとおり応急工事を8月9日に完了したところでございます。

被災状況については、左岸堤防の石積み護岸工が約130メートルにわたり流出しました。即日応急作業として根固めブロックを75個投入し、ブルーシート設置工事を行いました。応急工事は、袋詰め玉石工100袋、大型土のうを約400袋等を応急工事としたものでございます。

大町建設事務所では今後の予定としまして、この9月の国土交通省による災害査定を受けまして、本復旧内容が確定後、早期の工事発注を予定しているということでございます。ただし、被災規模が大きいと、復旧工事につきましては来年度後半までかかる見込みということだそうでございます。

引き続き町からも早期に復旧工事を完了するよう要望をしております。

昨年7月の豪雨災害によりまして、高瀬川には流木が蓄積いたしました。また、本年の7月の豪雨により、さらに堆積をしていることは承知のとおりでございます。

議員御指摘のとおり、流木が橋脚に引っかかり水位が上昇したことにより災害の発生が懸念されることから、繰り返し県に要望しているところでございます。県におかれましても危険性は認識しており、立木と流木の撤去を同時に進められないことから思案していると聞いています。

いずれにいたしましても、引き続き要望につきましてはしていきたいということで考えております。

それから、浸水想定の見直しについてでございます。

現在、県の関係機関におきまして、平成27年水防法改正により想定最大規模の降雨に対応した浸水想定作業を行っているところでございます。平成31年8月末ごろをめどに発表をするとされております。町では、この発表を受け、従前のハザードマップに記載されています浸水想定区域の見直し、検討をする予定でございます。

ただし、現在のL1と呼ばれております100年に1回の異常豪雨から、1,000年に1回の確率としているL2にハザードマップを全面見直しする際には、現在のL1を生かしながら、避難時には、さらにこれよりも規模の大きい豪雨あり得るから厳重に注意を必要とするとしたハザードマップが有効であると考えております。

L1、L2重ね合わせるなど分析をし、水害の住民避難に活用されることを目的として、第1に住民目線で作成するべきと考えているところでございます。したがって、L2が発表された想定を十分考慮し、見直しをしてみたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○7番（薄井孝彦君） 今の説明を見ますと、来年の後半までかかってしまうということでございますけれども、その間に災害が来ないことを祈るわけですが非常に不安でありますので、町長さん、早急に国へ要望して、何とかいろいろな人の力をかりて、できればことしの冬から春にかけてやるような、そういう取り組みというのをぜひ、実現できるかどうかわかりませんが、一応そういう活動を働きかけてやるべきじゃないかと思っておりますけれども、その辺、町長の考え方をお聞きします。

○議長（那須博天君） 町長。

○町長（轟 聖章君） ただいまの御質問ですが、関係機関とよく相談しながら、その辺、力の及ぶところがあれば検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○ 7 番（薄井孝彦君） ぜひ強力な取り組みをお願いいたします。

じゃ、次に移ります。

異常豪雨による災害想定の見直しを、また避難対策の再検討を。

西日本豪雨災害では、梅雨前線が動かないところに台風などの大量の湿気が流れ込み、線状降水帯が次々と広範囲に発生し、時間50ミリ以上の激しい雨が長期間降り続いた。降り始めからの雨量も900ミリから1,695ミリとなり、洪水土砂災害により死者200人以上となる大災害となった。

池田町及び高瀬川上流水域でも、上記のような気象条件になれば同様な異常豪雨となり大災害が発生するおそれは十分にあります。その場合想定されることとして、以下のことが考えられます。

1 つは、高瀬川の水位上昇による霞堤、これは正科北西部と内鎌のところ、2カ所ありますけれども、そこからの出水。それから、2番目として、高瀬川堤防の決壊、越流による洪水発生、3番目に、内川などの高瀬川流入支線が高瀬川へ流入できなくなって内水面氾濫が起こる可能性がある。それから、4番目に東山山麓地域での広範囲な土砂崩れと土石流の発生が考えられます。

最悪の場合、町平たん部は大部分が浸水し、平屋建ての指定緊急避難場所、各地区の公民館は使用できなくなる可能性があります。また、正科北西部の霞堤からの出水により高瀬荘などの平屋の建物も浸水するおそれがあります。

8 ページの資料 1 をごらんになっていただきたいと思いますが、これは地形図からわかる水害予測ということで、正科の北のほうの霞堤から出水したと思われる場合の水の流れについて予測したものでありますけれども、その標高線のほうから考えて、奥の部分が5丁目を通過して東側のほうに流れる。それから、町の真ん中部を流れる。それから、高瀬川に沿って流れるという、3カ所に沿って町が浸水を受けるとということが予想されるということの図であります。

さらに、東山山麓地域の避難場所も土石流の災害で使用できない可能性もあり、町民の避難場所がなくなってしまうおそれがあります。役場なども浸水し、自家発電機が使用不能となり、その機能が発揮できなくなることも考えられます。

以上のような災害想定の見直しを行い、町民の命を守るため避難先をどうするのか、特に高齢者、子供などの災害時要支援者の避難をどうするのかの対策を再検討してほしいと考えます。

再検討に当たり、次の点も考慮してほしいと考えます。

1 つは、高瀬川想定最大規模降水量 2 日間で 369 ミリの浸水想定区域図により池田町平たん部の水深の深さがどのくらいになるかを明確にし、それに基づいて避難対策を検討していただきたいこと。

2 番目として、高瀬川上流域での降雨量と高瀬川の水位の上昇の関係を明確にし、霞堤からの出水は河川水位がどの程度で発生するのかを明確にすると。これは想定最大規模降水量での霞堤からの出水があるかも含むということです。

この点については、大町建設事務所が想定最大規模降水量の高瀬川洪水ハザードマップを策定する中で検討していただくよう町から要望していただきたいと思います。

避難対策としては広域避難と垂直避難の 2 つが考えられるわけですが、広域避難としては町外の安全な場所に避難すると。受け入れていただける場所、それから、どんな人がその該当者になるのか、人数はどのくらいか、移動計画はどうするのか、そういったことを今後検討していただきたい。

それから、垂直避難、これは町内の浸水していない高さの建物に避難するということですが、想定最大規模の降水量の浸水想定に基づき、避難場所として適当な公共の建物及び民間の建物を検討するということになるかと思いますけれども、その場合、松本市が実施しているような災害時サポート事業者登録制度、そういったものを参考にさせていただいて検討していただけるとと思います。

以上を含めて町の考え方をお聞きします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

浸水想定区域の見直しにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、霞堤からの出水につきましては現在想定がされていませんが、L2 によって浸水部が明確になればハザードマップに反映をさせていきたいと考えております。

避難対策につきましては、L2 が県から公表され、町が新しく浸水想定区域図を策定したときに、現在の L1 と比較する上で避難想定が変わると考えております。

現在、県では広域避難計画を策定しておりますが、市町村に示されましたら、それに従いまして町の広域避難計画を策定することになります。豪雨による洪水や土砂災害については、垂直避難の状況にならないように、空振りをおそれない早目の避難準備情報、高齢者等避難開始等の伝達を行い、町民の生命、身体を守っていききたいと考えております。

垂直避難については、町内に適当な公共建物や民間建物を模索しているところでございますが、松本市のように高層建物がない状況でありますので、Ｌ２策定と同様に検討をしてみたいということで考えております。

避難勧告等の情報伝達基準や避難場所、避難所の指定、避難所運営等、それぞれマニュアルを作成し、町の広報紙、ホームページ、みのり塾や講習会等、機会あるごとに住民の皆様に周知を図っているところでございますが、まだまだ理解を得られていないこともありますので、あらゆる機会を通じまして説明をしてみたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） Ｌ２が出てから検討していきたいと、それから広域避難の計画も県から出たところで検討していきたいと。それで結構かと思うんですけども、いずれにしても、今では考えられないような多分浸水域が広がると、町場を含めて広がっていくということはまず間違いないと思います。

それで、広域避難としまして、なかなか多分限定されてくると思いますので、中心は、ある意味では垂直避難、民間の建物で２階になるのか３階になるのかわかりませんが、そういった建物に避難できる人は、なるべく避難していただくということがかなりのウェートを占めてくるんじゃないかと私は思います。

そういうときに、防災危機管理アドバイザーの山村武彦さんというのが「災害から命を守る準備と行動」ということで、「スマート防災」という、こういう本を出しておりますけれども、この本の中で強調している点は、地震災害も含めて避難所に行ける人はごくわずかなんだと。大部分の人は自宅で避難をせざるを得ないと。

だけれども、その在宅避難の訓練というのはほとんどされてないし、その重要性が余り強調されてないということを指摘されているわけですけども、水害についても多分そういうことになると思いますので、やはり今後、防災の面でも、在宅避難生活マニュアルといったもの、例えば１週間分の食料と水は当然用意すると。今までは３日間と言われたんですけども、これはもう３日間じゃ足りませんので、それから、トイレ等の用品についても、これはやっぱり１週間分くらい用意すると、そういったようなことを含めた、そういう在宅避難生活マニュアルというものも今後作成して、皆に知らせていくということも、今後の豪雨災害とあわせて検討していただきたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） まず、前段の県等の関係でございます。

先ほど来の避難計画等につきましては、やはり広域的なコントロール、調整等が必要であります。町単独で動けばいいというものではないので、残念でありますけれども、県の発表といたしますか、それを待つような状況ではおります。

ただし、ただいまの御質問の中に御指摘いただいた事項でございますけれども、担当課の中では、もう常日ごろから、やはり今回の災害等ありましたので、こういう場合はどうするというような形で、マニュアル的に町単独で出すわけにはいかないわけでありまして、一応対応策については検討をしてきたところでございます。

また在宅での宅内といたしますか、その中でのマニュアル、避難訓練等につきましては、御指摘のとおりかと思えます。折を見て、周知等をしていきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） 町長さんにお聞きしますけれども、こういう西日本豪雨災害が起きないことを、災害級の豪雨災害が起きないことを祈るわけでございますけれども、それは可能性としてはありますので、町長さんの豪雨災害に対する取り組みの決意をお聞きしたいと思います。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 御指摘されるまでもなく、もう当町、非常に堤防決壊という危機に見舞われました。先日の防災訓練でも、町民の皆さんも本当に危機感を感じて、そういう表情でまた真剣に学ばれておりました。そんなことも受けまして、町としても、あらゆる可能性と云ったら、もうとにかくはかり知れないんですけれども、できることはとにかくやっていると。

また、関係機関と相談する、あるいはデータ等いろいろ集める中で、町としての防災、具体的な防災計画、組み上げていきたいなと思っております。そんなことで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 7 番（薄井孝彦君） よろしくをお願いします。

それでは、次の質問、最後の質問に移ります。

高齢者への除雪支援について。

超高齢時代を迎え、池田町の65歳以上の高齢者、現在3,793人だそうですが、ひとり暮らしの高齢者563人、それから、要介護認定者数640人程度が年々増加しております。これらの高齢者の方々が安心して暮らせるような支援体制の構築が重要です。その1つとして、降雪時の高齢者などへの除雪支援があります。

現在、その仕事の多くが地域の民生委員の皆さんの尽力によるところが大きいと聞いています。しかし、民生児童委員だけでは、やり切れないという声も聞いております。

大町市、安曇野市では、住民やシルバー人材センターの協力により、高齢者などへの除雪支援事業を行っております。

昨年12月の議会の一般質問で、高齢者世帯への除雪支援対策を問い、町は除雪支援を検討すると回答いただきました。その後の検討状況をお聞きします。また、この件に関する来年度に向けての施策についてもお聞きします。

表の2に近隣自治体の除雪支援事業の概要を書いておりますけれども、大町市では社協の委託事業として除雪支援事業をやっておりまして、雪かき支援を望む世帯を市に登録する。それが231世帯あるそうです。それから、雪かき支援をする人を登録するんですけれども、そういう人が56人で3団体ということで、雪かき支援を望む人は、高齢者は雪かき支援員に連絡をして除雪してもらって、30分ごとにその支援員に50円を払うと。それから支援員は、30分ごとに市から450円受け取るということで、結局30分500円で支援員は仕事をするという形でありまして、除雪機を使った場合には30分ごとに1,000円という形であるそうです。

平成29年度の実績を見ますと、派遣回数が1,399人、作業時間は1,107時間、除雪機の使用時間が592時間ということで、うまく回っているようです。この事業に伴う市の事業費ですが、雪がどの程度降るかによって変わりますが、200万円から500万円というふうに聞いております。

安曇野市の場合は、シルバー人材センターに委託してやっているという状況であります。町の考え方を聞きます。

○ 議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

○ 健康福祉課長（塩川利夫君） それでは、ただいまの御質問について御回答したいと思います。

平成30年度第2回の池田町支え合い・助け合い広げる協議体の会議で、高齢世帯の除雪支援について検討をいたしました。委員の意見や提案をまとめますと、まずは御近所で協力し合うことを進めていく、御近所も高齢で協力が厳しい場合や大雪で立ち行かない場合は、次に自治会や自主防災会が対応していく仕組みづくりが必要ではないかと出されました。

また、地域包括支援センターが地域支え合い推進員等と協力しながら、総合事業対象者、要支援者のひとり暮らし、高齢者のみ世帯に訪問して生活実態・ニーズ把握調査を現在実施しています。その中で雪かき支援が必要な方を割り出しながら、御近所が支援してもらえるか等を調査している最中になっています。

次回の池田町支え合い・助け合いを広げる協議体でも、引き続き調査の途中経過を踏まえながら雪かき支援について検討する予定になっています。

来年度に向けての施策は、協議体の意見提案や訪問調査の結果、また民生児童委員協議会、自治会などの動きを見ながら関係機関と合意形成を図りながら進めてまいります。

以上です。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

○7番（薄井孝彦君） 御近所の力というのも私は当然重要なことだと思うし、必要なことだと思うんですけども、やはりそれなりの対価というのは、やっぱりたとえ少額であったとしても制度としてつくったほうが長続きすると思うんですね。

そういう意味で、これはぜひ大町市の制度というのは私は非常にいい制度だと思いますので、その辺を参考にさせていただいて、高齢者雪かき支援が長続きするような、無理しないで、みんなが喜べるような、やるほうも喜ぶし、それから、やられるほうも感謝できるような、そういう支援制度になるように、ぜひ検討してもらいたいと思いますけれども、町長その辺どうでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 町は十分、支援につきましては検討してまいりたいと思いますが、いづれにいたしましても、地域の皆さんと現状を把握しながら、もう本当に実態を見た上で町ができること、これは公助ということになりますけれども、十分検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 7 番（薄井孝彦君） ぜひ、ただ働きというか、そういうことじゃなくて、みんなでもってお互いに喜べるような、そういう制度設計を目指して検討していただきたいということを要望しまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。
- 議長（那須博天君） 以上で薄井議員の質問は終了いたしました。

服 部 久 子 君

- 議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

4 番に、8 番の服部久子議員。

服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

- 8 番（服部久子君） 4 番の服部久子です。

質問 4 点お願いいたします。

まず 1 点目、給食費の負担軽減を求めたいと思います。

前回、子供の貧困について、子育て世帯の実態調査をした自治体では、支援ニーズを明らかにして、既存事業の見直しなど今後の政策につないでいくことを取り上げました。長野県の調査結果で、約 25% の子育て世帯が何らかの生活困難を抱えていることが明らかになりました。

子供の貧困が問題視されて久しく、昨今、全国的に学校給食費の無料化を含めた負担軽減の動きが広がっております。全国で約 30% の 506 自治体で、給食費の無償化や一部負担軽減を実施しております。特に小規模自治体で実施が目立っています。人口 1 万人を切った池田町も例外ではありません。

現在、全国で 83 市町村が学校給食費無償化を実施しています。長野県は、下條村、平谷村、売木村、天龍村、大滝村が無償化しています。生坂村は平成 28 年度から給食費半額補助をしておりましたが、今年度から無償化しました。

町は給食費の 1 万円補助を実施していますが、これは松川村長選挙のときに示されたもので、町として積極的に打ち出されたものではないように思います。1 万人を切った小規模自治体は、今積極的に子育て支援の施策を出しております。出生数が極端に落ち込んだ当町は、

効果的な子育て世帯支援をする必要があると思います。そこでお聞きいたします。

町長の公約に、第2子以上の給食費の減免を行いますとあります。来年度に向けて給食費の補助を進めますか、お聞きいたします。

○議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの服部議員の御質問にお答えをいたします。

御存じのとおり当町では人口減少が大きな課題となっておりますが、特に若年層の減少はとりわけ大きな課題と感じているところであります。若年世代の住みよい環境、子育てしやすい環境をつくっていくことは大きな要件であります。その中で、経済的支援ということも重要な要素と考えております。

国におきましても保育料の無料化など検討が進められておりますが、当町でも何らかの支援策を検討しているところであります。次年度給食費等の減免策について具体化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 具体的にお願いいたします。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） これからの検討でございますので、今は具体化されているわけではありません。これから検討いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 前回質問しましたら、保護者からの負担は1年間で3,700万円あると。無償化は財政的には厳しいというように言われまして、全く無償化の一かけらもなかったような回答がありました。それで全国的に今広がりを見せているということで、全く無償化するということも、それは目指すのはいいんですが、今1万円支援していますが、それを2万円にするとか、それから5割補助にするとか、第2子以降を半額や無償化するとか、いろいろやり方があると思うんです。その辺の傾向をちょっとどの辺のところで行いたいのかという町長のお考えをお示してください。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 給食費につきましては、松川村さんとの関係もありますし、一概にこ

ちらだけでという点が通るかどうかわかりませんが、これから含めまして検討しているところであります。よろしくお願いします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 隣の生坂村さんが無償になりましたので、ぜひ効果的な給食費の無償化を目指してやっていただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

子供の医療費の完全無料化を求めたいと思います。

ことし 8 月から、子供の医療費の窓口無料化が実施になりました。子供の医療費の窓口無料化は、これまで 39 都府県が導入しており、長野県が 40 番目になります。窓口で無料化したことはよかったのですが、受給者負担 500 円を払うことになっています。

県内 77 市町村の受給者負担金は 500 円が 51 市町村、300 円が 7 町村、負担金ゼロが 9 町村になっています。県内で完全無料化を実施している自治体は原村だけでしたが、最近、9 町村にふえました。この流れは今後も広がる傾向です。

県が子供の貧困の実態調査をしたのも、経済的な格差が広がり、子育て世帯の支援の必要を認め、効果的な施策をしていく必要があると認識した結果だと考えます。池田町も若い世帯の支援が必要と考えますので、お聞きいたします。

平成 29 年度成果説明では、18 歳未満の子供の医療の受給人数は 1,268 人で延べ 1 万 2,127 件でした。受給者負担金 500 円は、平成 29 年度は合計が 606 万 3,500 円となります。少子化対策として、受給負担金を全額、または半額などを実施できないかお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） 服部議員の御質問にお答えいたします。

ことし 8 月診療分から 18 歳までの子供の医療費の現物給付方式、いわゆる窓口無料化により福祉医療の受益者負担金を支払うことで、医療サービスを受けることができるようになりました。

受益者負担金につきましては、長野県福祉医療給付事業検討会において 1 レセプト当たり 500 円を維持することが適当であるとの取りまとめがあり、県では、その方針に沿って市町村が足並みをそろえて実施することが望ましいとの見解であります。

福祉医療制度が将来にわたり持続可能な制度として社会全体で制度を支え合うという視点からも、受給者の方に無理のない額として現行の 1 レセプト当たり 500 円の受益者負担金を

御負担いただくものでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 長野の子ども白書によりますと、県下の子育て世帯の約 1 割が生活保護基準以下で生活保護を受けてない実態がありました。福祉医療給付制度を進める会の会長の和田医師の発言では、負担金の 500 円を払えないので医療にかかれない子供さんが実際にいたというように指摘されております。

せっかく子供の医療費が窓口で無料になりました。完全負担軽減を進める施策がどうかとれないでしょうか。もし、どうしても無理なら 300 円にするとか、半額にするとか、そういう工夫もあっていいと思います。

それで、私がさっき言いましたように、平成 29 年度の負担は 606 万円です。これの半分を負担することによって、その負担が幾らか軽くなる。そういうことも、ぜひ考えていただけたらと思いますが、町長お考えをお聞かせください。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 原則として、今、住民課長説明したとおりであります。受益者負担の部分ということもあります。

医療制度、基本的に日本は充実しておりますけれども、この制度を引き続き安定して続けていくためには受益者負担という観点も必要かなと思います。

しかしながら、大変非貧困家庭等のこともありますので、いろいろな研究を進める中でまた検討もしていかなくちゃいけないかなと。そんなところも考え、感じているところでありますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 受益者負担がなくなったからといって、この制度がなくなるということじゃないと思います。この制度を維持していくためにというようなことを言われますけれども、やはり 9 町村では負担金ゼロで維持しておりますので、池田町も 1 万人を切ったというやっぱり切迫感があると思うんですが、その辺をぜひ考えていただきたいと思います。

将来に向けて全くしないか、それとも検討をする余地があるか、その辺をお聞かせください。

- 議長（那須博天君） 甕町長。
- 町長（甕 聖章君） 時代がどんどん変わりますので、この辺は十分研究していく意義はあるだろうと思っております。そういうことでよろしくお願いします。
- 議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

- 8 番（服部久子君） ぜひ研究していただきたいと思います。

じゃ、3番目に行きます。

国保の負担軽減を求めたいと思います。

国保の均等割は、昔の人頭税と同じで収入のない子供にも賦課され、低所得者には厳しい負担です。公的保険で、国保以外で扶養している子供に均等割の賦課する保険はほかになく、子供の人数が多いほど負担が重くなります。

国保の被保険者は、非正規雇用や農業、自営業など比較的所得が低い世帯が多く加盟しています。子供の均等割の分の減免は、子育て世帯にとっては大きな負担軽減となります。全国知事会は、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割額を軽減する支援策の創設を国に要望しています。国も地方から子供の均等割軽減措置の導入の提案を踏まえ、引き続き議論していくと答えております。

全国で、子育て世帯の支援策で国保の子供の均等割分を減免する自治体がふえております。東京都の東大和市、埼玉県のみどり野市、愛知県の一宮市、兵庫県の赤穂市、広島県の福山市、愛知県春日井市でも実施されております。仙台市は、今年度から18歳未満の均等割を引き下げる独自措置をいたしました。石川県加賀市も今年度から実施し、長野県の小海町も今年度から18歳以下の第3子以降の均等割を免除することになりました。

前回の町の回答は、現行の国民健康保険制度において、子供に係る均等割の保険料の軽減措置はありませんと言われました。所得金額が一定の基準以下の場合の2割、5割、7割軽減は行われておりますが、所得にかかわらず子育て世帯の18歳までの子供の均等割の軽減を町独自の施策として求めたいと思いますが、お聞きいたします。

- 議長（那須博天君） 矢口住民課長。
- 住民課長（矢口 衛君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

当町は今年度より国保税の資産割を廃止して3方式に変更し、税負担の公平性を保持しつつ、県から示された標準保険料率を参考に、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮して税率改正を行いました。結果として1世帯当たりの平均税減税額は減少し、調定額ベース

で国保税額は前年度よりも減少しています。

また、医療費の増加で今後県に納める納付金の増加が懸念されておりますので、国保財政の見通しは厳しい状況となっています。

子供の均等割の減免措置については、地方税法第703条の4第9項の規定で全ての被保険者について同額となるものであり、子供の人数によって被保険者均等割額を変更する取り扱いはできないものとされています。

以上により、現行の国保制度にない減免措置を独自に実施する予定はありませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） ここで、すっぱりと独自に減免する措置はいたしませんというふうになると、あとの質問が続かないんですけども、それでも続けます。

やはり独自減免がありませんと言われても、さっき申し上げたように、大きな市でもしっかりとやっているんですね。東京都の東大和市とか埼玉県ふじみ野市、それから仙台市、それから石川県加賀市、大きな市でもやっております。

特に池田町のように1万人を切って、若い世帯が何とか来てもらいたいというところは、余計にこれは考えないといけないんじゃないでしょうか。町長どうでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 社会保障制度というのは、いろいろな形のものがあります。全部が全部やっていれば、全てをそこに財政をつぎ込むということにもなってくるわけでありますけれども、この辺につきましても、恐らく時代とともにどんどん変わっていくだろうと思います。その辺見きわめながら、またこの点につきましても研究を進めてまいりたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 世界的に見ても、社会保障料といいますか、個人が出すその社会保障料というのは、非常に世界から見ても日本は高く個人個人が負担しているという結果があります。

それで、日本にいたら、それが当たり前のように思えてきますけれども、でも外国では医療費はただというところも先進国では幾つもあります。だから、やっぱりこういうことをい

つまでも続けていては、日本は本当に後進国になってしまうと思うんですね。

国のことを言ってもここでは仕方ないので、池田町のことをちょっと言わせていただくと、町の国保加入世帯、18歳未満の子供さんの数が117人です。均等割が約2万7,500円ですので、減免すると321万7,500円。もし、半額減免すると160万8,750円ということになるんですよ。それで、全くこれができない数字じゃないと思うんです。321万円、それから5割減免が160万円。どうでしょうか、町長、ちょっと考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 養町長。

○町長（養 聖章君） 計算上では幾らでもできますけれども、この点に絞れば、これも考えようがあるかと思いますが、先ほど来いろいろな形で子育て支援策提示されておりますので、全部が全部というわけにはまいりませんので、先ほどお答えしましたとおり研究はしてまいりたいとは思いますが、今すぐという態勢にはないということでは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） 当町は県内でも医療費が多く医療費負担が大きいので、その負担に見合った国保税を徴収しなければなりません。県の試算では、当町は今後国保税を大きくふやしていかないと、県へ納める納付金が納められない厳しい財政見込みになっていきますので、県からは激変緩和措置をいただいているところでございます。

ですので、逆に減免などで国保税を下げるような改正をしますと財政が厳しくないとみなされ、激変緩和措置の対象から外れてしまうおそれがありますので、その辺のところもあわせて御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 国に顔を向けていたらそうなるんですけれども、でも町が町民のほうに顔を向けたら、それを大きな声で町民に言えますか。言えないと思いますよ。

国保の保険料は池田町1人約10万円ですよ。もし4人家族だと、年間約40万円の負担になるんですよ。そうすると、子育て世帯にとって年40万円というのは、非常に大きな負担だと思います。それで、特に国保は派遣や非正規雇用の方が多いので、払う気持ちが十分にあっても払い切れないという場合があるんですよ。

平成29年度の成果説明では滞納繰越分の収納率が37.5%、前年より少し上がりましたがけれども、でも37.5%の収納率、やっぱり低いと思います。だから、払いたくても払えないとい

う子供さんが多い御家庭には非常に苦しい毎日を送られていると思います。

だから、その辺をしっかりと酌んでいただいて、これをぜひ幾らか検討してもらえないかということ、もう大きな市もやっているんです。その辺どうでしょう。町長もう一度伺いいたします。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいま住民課長から説明ありましたが、なかなか自分の町だけでという部分でもないのかなというところも感じますし、いずれにいたしましても、さっきからお答えしておりますように、社会制度につきましては大いに研究はしていかなくちゃいけないなということでは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 平成29年度決算を見ますと、国保基金が1億9,500万円でした。それで、平成29年度末では、国保基金に積み立て可能なお金が1,900万円ということになっております。そうすると、これを合わせますと約2億1,400万円の基金が平成30年度にあるということになります。そうすると、この2億1,400万円があれば、子供さんの均等割の減免を全額じゃなくても何とかやってみましょうということにはならないでしょうか。どうでしょう、町長。

○議長（那須博天君） 矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） 先ほども申しましたとおり、当町は厳しい国保財政状況であります。減免によりまして税収が減少し、医療費の増加により県へ納める納付金が増加しますと、やはり財源不足額というのはさらに拡大することになります。この財源不足を補填するために基金繰入額がこれ以上増加しますと、すぐに基金というものは枯渇をしてしまうおそれがあります。

財政力の豊かな自治体と違い、当町は独自に減免を実施する財政状況ではありませんので御理解をお願いいたします。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 次へ行きます。

4番目に、会染保育園の建設を早急にとということで、前回もお尋ねしましたが、保小中一貫教育の考え方を示されました。その中身は説明されませんでした。そして、8月28日の議

会全員協議会では考えが示されましたが、多くの議員から疑問や異論が多く出されました。

6月の答弁では、平成34年に一貫教育の取り組みがスタートするので、保育園はそれから検討すると回答されました。町の具体的方針が示されないまま時間がたっしまい、保護者や会染住民からは会染保育園建設はどうなっているのかという声も上がっております。

池田保育園は平成25年度に建設され、会染保育園建設検討委員会は場所を変えて建設とという答申を3年前に出しました。子供の成長は早く、町の方針を早急に出すことが求められております。そこでお聞きいたします。

検討委員会の答申はなかったかのような町の姿勢は納得がいきません。教育委員会で会染保育園建設検討委員会の答申を議論されましたか。また、その議論の中身はどうでしたか、お聞きいたします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

当時の会染保育園建設委員会の会長からお話を聞きましたところ、財政面もあり、積み立てなどにより町の負担とならないような建て方がよいことや、子供の数の変動も注視しながら、それに見合った保育園を考慮して新しく建てていただきたいとお願いしたと記憶している。また、建てていただきたいが、何が何でも新しく建てるのではなく、いろいろな条件を加味しながら、よりよい方向を探し出していただきたいということを補足したということを言われました。また、今の財政、子供の数のことも一番大事な部分なので、考慮しながら、これからの展開を見ていきたいと述べられております。

また、答申の中身をよく見ますと、前文の中でありますけれども、町づくり戦略や今後の保育需要等から、現在の保育園の定数120人に不足が生じることも想定しておく必要は否定できない。また、財政状況についても、社総交事業を実施して会染保育園を建設しても実質公債費比率10%を超えないとの当時のシミュレーションが示されておりました。

教育委員会としては、これらの2つの点を十分加味する必要があるとの慎重論でありました。

以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 3月議会の町の回答では、一貫教育の考えは、同じ施設でなく、施設が別々で一貫した方針で教育すると言われました。6月議会の回答は、保小中一貫教育の取

り組みは、平成34年4月のスタートを目指し、その中で保育園の位置づけをするとしました。

この2つの回答からは、一貫教育の方針と施設建設は別々に考えているのか、それとも一貫教育の方針ができてから保育園の建設について考えるのか、はっきりしません。どのようにお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 保小中一貫型の教育は、最初に施設ありきではなく、育ってほしい子供像の実現のための組織とカリキュラムづくりがまずスタートをします。それと同時進行で保育園のあり方も検討し、新しい保育に適した施設のあるべき姿についても検討していきます。そんなことで、できるだけ早く結論を出したいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 今の回答では、では、会染保育園の方針が出るのは、平成34年以前でもあり得るということでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 平成34年4月スタート以前にも、委員会、あるいはいろいろな意見を聞く中で必要性があれば、方向性づけについては可能だというふうに思っております。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） 全員協議会のところで、教育委員会が今、一貫教育のことで研究されているということで、愛知県阿久比町、それから長野県青木村で視察をされたということですが、どのように具体的に一貫教育のよさがあるんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） まず、子供を一貫して、ずっと長いスパンで見られるということがあります。ですから、それぞれの年代に応じて、いろいろな教育の仕方があります。ただ、15歳という最終的な出口のところでどうなるかということ、それぞれの先生が自覚をしながら子供たちを育てる。それがつながっていくという、そんなことを学びました。

それから、やはり全ての子供が落ちこぼれないように、また全ての子供たちが平等に教育を受けて上がってほしいという、そんなことも、この2つの中では一生懸命やられているということを感じたものであります。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） この問題、いつも私は心の中で思うのは、会染保育園の園長先生がやはり臨時職なんですよ。それから、会染の児童センターのセンター長さんも臨時職の方です。何かこれ、池田保育園は5年前にすばらしいのが建って、私の知り合い、長野県のほかに住んでおられる方がそういう関係の方で、池田の保育園を見に来ましたと言われました。すばらしいところですねというふうに言われました。それなのに、同じ町に住みながら、池田とそれから会染と子供たちの待遇が環境が非常に違うというのをこういうふうに放置していいのかなと私はいつも心の中では思っているんですよ。

これを改善というのを早く方針を出して、していただきたいなと思うんです。町長、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） なかなか会染の皆さんには、そういうことでは御不自由かけているかなと思いますが、今教育長から答弁があったように、状況が非常に変わってきております。そういう意味では、熟考すると、いろいろ状況等考えていかなければならないかな。一概にすぐ結論というところにはなかなかできないかな、そんなふうに考えております。

いずれにいたしましても、これからの町の状況の変化、その辺も十分検討して、できるだけ早く、会染の皆さんに御不便かけておりますけれども、この辺を補うような形で何らかの形でできればなと、そんなふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） 何か何度聞いても考えているというような、何かこうはっきりしない。いついつまでに考えをまとめますという返事がないんですよ。

だから、会染の保護者の人たちは池田と会染じゃえらい環境が違うという、そういうことは聞きますので、その辺の不満の受け皿をぜひ町に出してもらおうように私も言いたいと思います。私から言っても、なかなか考えてもらえないので、それを住民の方が直接町に電話するように言います。

それで、8月28日の議会の全員協議会で、教育委員会から一貫教育の考え方が示されて、それで一貫型教育の経緯では、行政側を中心に教育関係者は校長、園長など管理職がメ

ンバーとなっております。メンバーの中には、保護者、住民、それから議員とか現場の教師などの参加がありません。

町が示したメンバーから推測すると、自由な議論よりも教育委員会が出された方針に基づいて粛々と議事が進む傾向が予想されます。政策説明資料にも住民参加の有無は白紙でした。

子供の教育についての方針を考える場に住民や現場の教師の参加は欠かせないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 保護者や地域の皆さんには、何を目指し、どのように変わるのか理解していただけるようなグランドデザインを作成し、機会あるごとに説明をしていきたいと考えております。

保護者や地域の皆さんにお願いをするのは、実際の保育や事業への支援であります。保小中で一貫させていきたい教育課程の編成については、今後、現場の先生方に研究を重ねていただき、内容によっては、保護者や地域の皆様に大いに御支援をいただくことになるうかと思っております。

保小中の先生方には実践を通してつながることから始め、研修会等を合同で開催するなどして一貫型教育の理解を深めていただくのが先決であります。先生方の意識改革が最重要課題です。来年度は、始動期として、先生方が交流し、知り合うことを目標にする計画を進めております。保育や授業実践を通して先生方から意見を吸い上げ、池田町らしい一貫教育になることを願っております。

一貫型教育をすること自体が目的ではなく、全ての教育方法の基盤としていく考え方であるということで、保育実践、授業実践の向上を図るためのものだとすることを御理解いただきたいと思います。その上に立って、池田町教育全般のあり方について御意見をいただける機会があればよいと考えます。

なお、来年度発足予定の運営協議会におきましては、委員のメンバーに保護者、それから地域の皆様などが入っていくことを予定をしておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

○ 8 番（服部久子君） この前に統合も含めて会染保育園のことを考えると言われましたけれども、統合というのは、どの辺を頭に置いておられるんでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 統合につきましては、いろいろあります。小学校の統合、あるいは保育園、全ては白紙の状態です。

何回もお話をさせていただきますけれども、まず、子供のあるべき教育環境の状態はどういうことが一番大切かということを考えて、その中で施設がどうあるべきかということを考えていきますので、いろいろな考え方がこれから出てくると思います。

その中には、今のままでいくのがいいのか、あるいは保育園2つ、そしてまた会染保育園をどうするのか、池田小学校、会染小学校どうするのか。それは、それぞれの教育のカリキュラムができた時点で、施設については考えていくことが必要かなというふうに思います。

ただ、それがカリキュラム全て決まった後ということではなくて、当然それは同時に考えていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

○8番（服部久子君） さっきも言いましたように、子供さんの発育は非常に早いです。2年、3年で保育園入ったら、もう小学校に上がる年になります。ぜひ早く方針を出していただいて、会染地区の子供さんの巣立ちをしっかりと見ていただきたいと思います。

それから、全般にわたって、私の思いを言わせていただきますと、専門学校のことは5,000万円、今度補正予算が組まれております。でも、池田町のこの子育ての何百万円のところは財政がどうのこうのと言われます。私、そこは非常に矛盾を感じます。

ぜひ子供たちの育ちを第一に考えていただいて、専門学校は、本当は池田町のお金を頼りにするんじゃなくて、民間なら民間で、施設を借りるのは借りても、運営とか改修は自分たちでやってもらいたい。私はそれが正直な気持ちです。

以上です。終わります。

○議長（那須博天君） 以上で服部議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中ですが暫時休憩といたします。午後の再開は15分後を予定しております。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

矢 口 稔 君

○議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

5 番に、3 番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔3 番 矢口 稔君 登壇〕

○3 番（矢口 稔君） 3 番の矢口稔です。

午前中は私の体調管理の不足により欠席いたしまして、申しわけございませんでした。

一般質問をさせていただくに当たり、腰に優しい答弁をぜひお願いしたいと思います。

私も今回3問について質問をさせていただきます。

まず初めに、保育園、小・中学校及び教育施設へのエアコン設置についてであります。

同僚議員がエアコン設置について同様の質問を行っておりますが、この夏の酷暑に対する町民の声の大きさと御理解いただき質問させていただきます。

先ほど発表されました県民世論調査によりますと、学校へのエアコン設置について、「積極的に取り組むべきだ」との回答が78.2%となりました。関心の高さがうかがえる数字であります。私も含め子育て中の保護者の方から、多くの御要望や御意見をいただきました。その点を踏まえてお尋ねいたします。

まず初めに、各教室の室温の現状と把握方法はということですが、午前中の質問等にも答弁があったようでございますので割愛をさせていただきます。

現在は、その点で扇風機が教室には設置をされておりますけれども、その扇風機の利用方法について、まず初めにお聞きしたいと思います。

答弁が先に書かれているかと思しますので、そこら辺も踏まえて、その湿度の把握は割愛していただいて、その情報はどのように活用されているのか、まずお聞きをしたいと思します。それから扇風機の利用方法について聞きたいと思しますので、お願いをいたします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

〔教育保育課長 中山彰博君 登壇〕

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

たいと思います。

室温等は、先ほどということで割愛をするということでありますけれども、温度計、湿度計の活用方法ということでありますけれども、保育園につきましては、30度以上を基本として冷房使用するというような状況になっております。それから、小・中学校でありますけれども、特に温度計というのは重視していなくて、温度が何度になったから、また、あるいは湿度が何%になったから暑さ対策を行うということをする上で明確な判断基準というのはございません。

各種施設におきましては、設置されております温度計、湿度計を参考にして、望ましい学習環境下であるかというようなことにつきまして先生方のほうで判断をしながら、それぞれの対応をしているということであります。

扇風機の使用につきましても、これも室温等を先生方が把握しながら使用をする、スイッチを入れる、あるいは水分の補給、首への冷却グッズを使うとかというものを熱中症対策として行っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） 扇風機のほうのお話もありましたけれども、保護者のほうからは、これはどの先生ということは特になかったわけですが、室温が30度を超えないと扇風機は使わせないといった指導があったといったことが私のほうに聞こえておりました。そうすれば何のために扇風機を設置したのか、全くこの意味が見えてないわけであります。

なので、そういったところの扇風機の利用方法についての的確に指導されているのか。要するに、先ほどは先生の指導のようだったんですけれども、先生の中には精神的な指導なのかどうか分かりませんが、そのように30度以上にならないと扇風機は回さないといったクラスの話があったということですが、そういったところは指導をしているのでしょうか。もう一度確認のためにお伺いします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） ただいまの御質問でありますけれども、先生によっては扇風機の使用温度について認識がばらばらだということでありますけれども、基本、学習をする上で望ましい学習温度というのがあろうかと思います。

汗をふいて授業に集中できないということになれば、それは当然、何らかの冷却装置を使

ってやらなければいけないという部分でありますので、先ほどお話をいただいたことに関しましては、各学校に実情をお伺いしながら対応してまいりたいと思いますので、いずれにしましても、子供たちのためにということでありますので、そのところは重視してまいりたいというふうに思います。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 3 番（矢口 稔君） また、ぜひ校長会通じて、そういった利用についても統一をお願いしたいと思います。

続きまして、災害対応としての早急にエアコン設置をということでしたけれども、さきに開催されました議会全員協議会におきまして、エアコン設置を早急に進めていくという答弁がございました。

その中で、今年の夏は、気象庁の見解としては災害レベルであると報道されました。各保育園、小・中学校の教室はもとより、子供たちが生活するほかの場所でもエアコン設置が必要になってきています。例えば屋内外にかかわらずなんですけれども、中学生が保護者の迎えを待っている役場入り口の教育会館の付近ですね。真夏の午後の炎天下に屋外で待つことの大変さ。これは、少しの人数だったら日陰に入ることもできるんですけれども、数十人、時にはいることもございます。

そのかわり教育会館内はエアコンが設置をされておりまして、キンキンに冷えているような状況、そういうことも踏まえて、来年度以降、教育会館の利用が限定的にできなくなりますけれども、教育会館のエアコンのある施設等での待機場所設置など、何らかの来年度に向けて早急に実施していただきたいと思います。

これは本当に気象庁が発表する災害ですので、そういった災害の見地からも教育委員会としてどのように対応するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、教育会館の北側の電話ボックスの周辺に保護者待ちをする生徒が集まるようになっております。生徒さんの炎天下での待機を御心配されての御提言ありますが、学校では、戸外では日中の強い日差しを避け、帽子をかぶるようを指導されております。まず、このことにつきまして、しっかり徹底をしたいというふうに思います。

また、周辺には図書館、八幡神社、それから役場の南には大きな樹木が覆い茂った木陰となっております。こうしたところでも待機は可能かと思われます。

また、来年度ですけれども、地域交流センターも夏場前に完成するようなことをお聞きしております。エアコンのきいた施設となりますので、勉強も兼ねて利用することも可能ですので、そうしたところの活用も考えられるかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） 子供たちの待っている待機場所、主に私の娘もそうでしたけれども、図書館等では学習をして、そういうことを済ませた後に、どうもあそこの電話ボックスの周りに時間を決めて来るといった状況であります。電話ボックスの場所がいいのか、たまたま電話ボックスで電話をかけて、そこで待つという形だったと思うんですけれども、交流センター、これからちょっと環境が変わりますけれども、交流センターもできて、また公民館が取り壊されてというふうになるとスペースがある程度できるわけです。

なので、どこか、要するにあそこ炎天下なので、何とかそういったところ指導、町側として、ここじゃなくて、こちらのほうが要するに熱中症予防には適しているということで、神社の境内に入ることもなかなかできませんので、役場の駐車場かいわいで何らかのそういう、直接なこういう直射日光が当たらないような場所の指導というものをぜひ来年度に向けてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） 基本的に炎天下で過ごすということは非常に難がありますので、そういったことも含めまして、学校を通じて保護者のほうにも通知をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、炎天下にいるというより、日陰が戸外でたくさんありますので、そういったところを自分の力で場所を決めていただくことも、子供たちにとって生きる力になるんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） でも、今年の夏だけはちょっとね。中でも外でも同じような感じで、

私、大丈夫かなと思って教育会館の中にいたら、教育会館の中の温度がキンキンにもう冷えていたものですから、せめてちょっと玄関先ぐらいまでは入れてあげてもいいのかなとか、要するにそういった工夫をできれば、子供たちも非常に助かるかなと思いますので、ぜひそれは要望ですけれども、来年ちょっと環境が変わってしまいますので一概には言えませんが、何らかのまたこういった対策をお願いしたいと思います。

続いて、来年度の予算措置についてお願いをしたいと思います。

エアコンの設置について、国の方針として現在の補助率を上げる、地方交付税算入率の向上など、これからの状況が国の来年度予算によって変わる可能性があります。また現在、さきの議会全員協議会において、本年度の補正予算としての計上を予定されているとしておりますが、他市町村も同様の動きが起こる可能性があります。これは、先ほども質問があったとおりです。その場合、エアコン需要の急激な高まりが予想されます。価格も高騰するかもしれません。

特にエアコンは夏に主に設置をするんですけれども、工場では冬にフル生産を行って、それに備えているというのが現状ですので、これから来年のモデルが中心となって生産をするといった状況になるわけです。

全国でこの状況が、近隣市町村を見ても、大北の数市町村を見ても、明らかに来年度に向けて設置をするといった場合、家庭用エアコンなら、まだそういった数的なものはカバーできるかもしれませんが、業務用のエアコンというものは、ある程度一定数の数量の確保が年々もう大体決まっていますので、急激な増産というものも難しいのではないかなと思います。

そういった意味で、なるべく早目早目の対応をお願いしたいと思いますが、どのような対策で臨むのかお尋ねをいたします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

私のどもでは、今後、学校施設環境改善交付金を活用しましての冷房整備をする予定でございます。議員御指摘のとおりです。日本全国で、この交付金を活用しました教室等への冷房機事業が始まりますと、機材の品薄で価格の高騰も考えられるということでございます。

この交付金につきましては、平成31年度を想定して国が補正を行い追加募集したもので、予算枠を確保するために本年7月でありますけれども調査されたものであります。

なお、国では平成30年度で前倒し可能であると言われておりますもので、私どもでは手を挙げてございまして、内示があり次第、早期に着手できればというふうに考えているところであります。

また、できれば内示をもとに、消費税改定する前に着工できればということでもあります。準備は早目にするということは当然のことだと思いますので、十分考慮して今後発注にしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） 先日の全協の説明では、3月の春休み等を利用してという話でしたので、どこの市町村も多分考えていますので、それ以前に要するに発注をかけて、教室ごとです。土日を中心ということでも、ある程度要するに見通しを立ててやったほうがいいのかなと思います。本当にエアコン自体が確保できるかどうかというところが鍵だと思いますので、そういった点をぜひ考慮をお願いしたいと思います。

また、エアコン本体のみならず、やはり電気設備の更新もあわせて行わなければいけません。キュービクルの交換等も含めて、そちらのほうも、ほぼ受注生産のものがほとんどです。そういったところも含めて早目の早目の対応をお願いしたいと思います。

続いてまいりたいと思います。

2番目の外国人及び観光客等への優しい町づくりにつながる環境整備についてであります。

いよいよ来年度、町内で専門学校を開校する準備が進められております。また、東京オリンピックに向けて訪日外国人が増加を続けており、日本政府観光局は7月18日に、2018年上半期、これは1月から6月ですけれども、訪日外国人数推計値を発表いたしました。訪日外国人数は前年同期比15.6%増の1,589万9,000人で、6年連続の過去最高を更新したことがわかりました。前年より1カ月早く、史上最速で1,500万人の大台を突破したことになります。

2017年の訪日外国人数は2,869万人で、5年連続で過去最高を更新しており、このまま推移すれば、過去最高の3,000万人が訪日することが現実味を帯びてきたと言われております。

これはニュースサイトの民泊ニュースから引用したものでございますけれども、池田町もインバウンド等に対応すべく、外国人観光客向けのパンフレット作成など事業展開をしておりますが、外国人の皆さんが今度は安心して住んだり観光したりするには、まだまだ環境整備が整っていないと感じております。

また、専門学校が開校するに当たり、来年すぐではないということではありますけれども、東南アジアを中心とする留学生が学ぶということが言われております。町民の中にも、そちらのほうを不安視する声もあるということも確かであります。そんな外国人留学生及び外国人の観光客等への優しい町づくりにつながる環境整備について質問をいたします。

まず、バス停看板等への通し番号表示及び車内アナウンスの復活をということであります。

JR等の交通機関を中心に既に実施されておりますけれども、公共の駅やバス停などにアルファベットで路線名の名称と通し番号を表示するものであります。外国人の多くの方は漢字が読めません。したがって、バス停表示がわからないのです。

日本人にとっても説明がしやすくなります。この場所に行くにはどうしたらいいのかと聞かれたときに、滝沢の七五三掛とか言っても、日本人でも難しい漢字でもありますし、そういったどこに行けばいいのかというのがわからないところもあります。

そういったところもありますので、現在、町営バスの車内アナウンスも行っていないところから、乗客は自分が今現在どこにいるのか、まずわからないというのが問題だと思います。

バス車内での案内は、池田工業高校に機器等を含め課題解決を依頼してもいいのではないのでしょうか。既に、他の高校では、行政の課題を高校生が解決する取り組みが産学官連携で実施をされているケースが多く見られます。町が目指す誰でもわかりやすい町づくりにつながるものだと思います。

バス停看板への通し番号表示及び町営バスの来年度への予算編成において対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） 矢口議員の御質問にお答えいたします。

町営バスは、3路線に限って見ますと、明科駅、穂高駅、松川駅、それぞれの駅まで1路線の折り返し運行ですが、路線が重なる町内のバス停は共通のバス停となっており、最大で6路線の共通バス停があります。各バス停に通し番号を表示する場合、各路線で通し番号が違いますので、共通のバス停ではわかりづらくなる可能性があります。

また、往復のバス停となりますと、道路の両側ではなく、片側しか設置のないバス停が多くありますので、通し番号表示もちょっと複雑化してきます。

また、時刻表等に通し番号を掲載する場合も、複雑化して分かりにくくなるおそれがありますので、通し番号表示を行うことは今のところ考えておりません。

次に、町営バスの車内アナウンスについてですが、現在車内アナウンスを行っておりませ

んが、優しい町づくりという視点からも、機器の購入も含め今後の検討とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） バス停の看板等への通し番号表示なんですけれども、都内の路線、いろいろなところを見てもらうと、もう重なっているところは当たり前にあります。そういったところを要するに研究してみるのもいいと思います。どのように、要するにそういった重なりをカバーできているのかというところですね。

明らかに聞いてきます。聞いてきたときに、私だったら、住民課長ができないと言ったものですから答えられませんというしか、しょうがないんですけれども、要するにできることをどう考えるのか。やはりそういった工夫は絶対必要になってきます。

その苦情が結局住民から町へ来ますので、ぜひそういった複数のところは工夫しております。通し番号についてですね。なので、ぜひちょっとまずは研究してみただけだと思います。

6路線だからできないというよりも、都内とかいろいろなところは、同じところをどういうふうにもつってきますので、やはりそういったところの研究をまずお願いしたいと思いますが、その1点目お願いできますでしょうか。

○議長（那須博天君） 矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） 当町共通のバス停というのをちょっと調べましたら、どちらかといいますと、当町の場合は通勤、通学、通院等の生活交通の利便性の確保を優先して運行していることもありまして、明科線、穂高線、松川線に限ってみますと、約25カ所、共通のバス停があります。それと、あと時間帯によってルートが変わって、停車しないバス停というものもあります。また、バス停も、先ほど言いましたとおり、道路の片側しか設置してない箇所も多くて、両側に設置しているところと非常に混在をしています。これらのことから、当町のようなバス路線には、通し番号表示がかえってわかりづらくなってしまう可能性があるのではないかなというふうに思います。

今インターネットサービスというのが充実してまして、乗りかえ案内の無料ソフトウェアというのがあります。池田町の町営バスの路線図、路線名、バス停などがローマ字表記できるようになっていますので、外国人観光客にもスマホなどで簡単に検索表示ができて非常

に便利になっています。

外国人観光客が今、当町にどのくらい訪れているのかわかりませんが、今後増加傾向となれば、バス停等にローマ字表記をするだけでも利便性が図れると思いますので、今後の検討とさせていただきたいと思います。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 3 番（矢口 稔君） まず研究をしていただいて、ローマ字表記も本当に効果があるのかと思います。そして、やはり来てからの対応というよりも、来る前に、要するにやはり明らかにもう日本の国全体は外国人観光客を推奨しているわけですから、明らかに来ますし、専門学校も来るといったところの中で、もう明らかな要素はできていますので、ぜひそういったところを、町の人たちも説明しやすいし、向こうの迷った人たちも今度はわかりやすいといった対応がやっぱり必要だと思います。

どこの路線がどうだから、どこの路線が何だからという、そういうできないロジックは省いて、どうしたらできるだろうか、どうやったらできるんだろうかという頭の要するに転換ですね。やっぱりちょっと今、町全体を見回してみても、質問見ても、どうしたらできないという答弁をすればいいのかというのが、もうあからさまに議員をやっていればわかりますので、どうすればできるのかなというところの視点をぜひつくっていただきたいと思います。

その点、我々の議員の経験もある町長だったら気持ちはわかると思いますので、どうやったらできるかという答弁を積極的をお願いしたいと思いますが、この問題について町長から一言お願いします。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 外国人の問題は、本当に現実味を帯びてくるだろうと思います。そういう点では、いろいろな部分で対応、対策を考えていかなければならないかなと。まだ池田町は明らかに外国人の観光客という人たちは目に見えては来ておりませんが、もう小谷村、白馬村では、職員が英語、あるいはほかの外国語を学ぶというような体制にも入ってきているようであります。

そんなことを考えますと、池田町もそういう流れから、逆に池田町はそういうお客さんを引っ張ってこなくちゃいけないもんですから、そういう意味では体制についても十分考えていかなければいけないな、そんなふうを考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

- 3 番（矢口 稔君） ぜひ町長先頭に立って、そういった対応をお願いしたいと思います。

そして、車内アナウンスについて、ぜひそれは復活していただきたいんですけども、一般のところから機器を買うと、やはり非常に高価なものだと思います。また、そういったところでも、やっぱり何か味気ないといいますが、お金はかけたけれども、それなりにやはり他市町村と同じものだとなってしまう可能性もありますので、ぜひ池田工業高校と、高校生は本当にそういった地域の課題を何とか自分たちが解決したいというのを卒業課題で頑張っているところが多くあります。

松本工業高校は、地域の課題を明らかに解決して卒業していくというパターンにもなってきました。特にそれは塩尻市のケースでは、道路を通過する人の数を計算する。それは一般的にコンサルに頼むと2,000万円かかるという見積もりがあったんですけども、松本工業高校の生徒に頼んだら、卒業研究として1年間取り組んで、わずか2万円以内で同じものをデータとして塩尻市に提供したというケースもあります。

まさしく産学官連携でありまして、池田工業高校のノウハウはあるはずですね。そして、そんなにも機器的にもそんな複雑な機器ではないので、ぜひ車内アナウンスの機械を池田工業高校の生徒の皆さんで1年間くらいかけて研究して、ぜひつくっていただけないだろうかということを投げかけるくらいはいかがでしょうか。

- 議長（那須博天君） 矢口住民課長。
- 住民課長（矢口 衛君） その辺も含めて、こちらでしっかり研究検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

- 3 番（矢口 稔君） ぜひお願いいたします。

それが結局、毎日高校生、よく使っていますよね。これ自分がつくったもので、町の人に生かされて、そして、それが使われて卒業していくなんて、一番こういう地域に貢献して、形を残して卒業できるという最高の形だと思いますので、ぜひそういったところを高校にどんどんと投げかけていって、そうすると、池田工業高校も違った意味でやはり地域に根差した学校だと、実際ここになればいけない学校であるということをやはり訴える1つのきっかけでもありますので、そういった視点でも、ぜひ池田町が高校を利用する、町の課題を高校に解決してもらおう。

先日は社総交の交流センターのモデルも池高の生徒でつくっていただいたんですけれども、それ以外にもいろいろなノウハウを持っていますので、ぜひそういったところを依頼をして、まさしく本当に池田町にある高校、池田町が必要となる高校となるよう、ぜひその点はお願いしたいと思います。

また、もう一点、これは教育委員会のほうに聞きたいんですけれども、やはり町民の皆さんも専門学校の関係で若干不安になるのは言語の問題です。コミュニケーション本当に図れるのか。学校側は日本語を勉強してくるといっても、それでもニュアンスが伝わらないところもあります。

来年度から結構なんですけれども、みのり塾を中心として、生涯学習で例えばベトナム語の教室を開く、開催して、まずはこっちも相手のことをわかるといった、そういったことも必要だと思います。

やはり国際交流の一番だいご味でありますけれども、相互理解という意味では、向こうの人も日本語を学ぶ、こちらはその人たちの国の言葉を学び、文化を学ぶといったところが大事かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） ただいまの御質問であります、今後のみのり塾の中で検討してまいりたいと思いますので、お願いします。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） ぜひお願いしたいと思います。

そういった一步一步の積み重ねが、そういった例えば外国人が来ることによって治安が悪くなるというものに対する払拭にもつながるんですね。ぜひそういった国籍という垣根をどんどん崩していくことが、これから池田町が外国人や国際化につながる道しるべになるべきだと思いますので、ぜひそういったところはどこの課も影響してきますので、どこの課へ行っても同じ答えができるように、本当にそういったところで大事になってくると思いますのでお願いをしたいと思います。

続いて、看板及び各表示への外国語表記について、先ほど課長も答弁がありましたけれども、交差点での地名表示は英語表記が併記されている看板が、これは公安委員会等での指定ということなんですけれども、看板が多くなってきました。しかし、町内に設置されている行政が設置した一般の看板は日本語表記が多く、英語の併記が余りありません。

来年度に向けて看板を調査し、英語併記できるものは、なるべく対応するべきだと思いますが、対応をお聞かせください。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

交通関係ということではなくて、町で設置している案内看板等ということで、私どものほうでお願いをしたいと思います。

御指摘のとおり、外国の方々が最近町内でも大変多く見られるようになっております。また、既にお住まいの方も80名ほどおられます。先ほど来お話の中にあります専門学校の関係につきましても、誘致されるということになっております。

スマートフォン等の普及はかなりしているところですが、案内看板につきましても、観光面の利便性だけではなくて、現在では防災関係でも当然必要になってくるということと認識をしております。

このたびの御質問に伴いまして、町内の案内看板等につきまして再度確認をし、予算の範囲内で順次整備をしてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） ぜひ調査をしていただきたいと思います。特に福祉会館前の交差点を見ますと、信号は福祉会館前じゃなくて、ウエルフェアホールと書いてあります。だけど、上のところへ行くと農村広場、福祉会館と書いてあって、それが2つ同じ意味をなしているのかどうか分かりませんが、さまざまなそういった昔ながらの看板と今の表記とが混在しているところもありますので、ぜひ一遍ちょっとぐるっと見ていただいて、直せるところは直していただいて、ステッカー1つ張るだけでも全然違うと思います。

大きめのテブラだけでも、下手すれば本当にそれでも、ここはどこなんだということがわかりますので、ぜひそういったところをお願いをしたいと思います。

今課長から答弁をいただきましたので、ぜひ早急に、急に全部といっても予算的にもありますので、少しずつでもいいので、そういった表記をお願いしたいのと、また公安委員会等にも言って、古い看板等についてやはり更新をお願いしたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 矢口住民課長。

○住民課長（矢口 衛君） 公安委員会への要望につきましては、また自治会のほうからも、ぜひそういう要望を上げていただいて、こちらのほう、また住民課が窓口になっていますので、こちらから公安委員会のほうに要望をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

○3番（矢口 稔君） 総務課で今ちょっと看板の調査をしてもらおうということだもんですか。その調査で公安委員会分については、また公安委員会のほうに早急にそういった看板名や看板を直していただくように、またお願いをしたいということであります。

続いて、観光客がわかりやすい道路名の決定についてであります。

これは看板だけではなくて、道路についてでも同様です。県道大町明科線はR51ということとわかりやすいんですけども、各町道は町民でも、なかなか番号、町道何号線ということとは把握はしておりません。

大まかな路線でいいとは思いますが、誰にでもわかりやすい路線名を表示すべき、また決めるべきだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） それでは、この点につきましては企画政策課のほうからお答えをさせていただきます。

現在の供用されております町道の路線数は、633路線にも上っております。そのうち、それら全て数字で管理されておりまして、1級道路は1番から50番まで、2級道路が51番から99番まで、その他道路が3桁で表示されているということになっております。ただいま御指摘のとおり、その数字を言われても場所がぴんと来る方は、恐らく建設水道課の職員くらいのものかなと思っております。

ちなみに、町道1号線は山麓線、2号線は登波離橋線、5号線は旧県道線ということで、1級及び2級道路につきましては全て通称がついているわけですが、なかなか生活に密着できないということもございますし、またこの通称をつける動きにつきましては、最近その他道路でもやっております。一例を申し上げますと、社総交事業で整備いたしました道路は、高瀬中学校グラウンド線といったようなことになっております。

今、質問の中にもありましたが、全ての路線でやることは到底難しいとは思いますが、

も、やはりわかりやすく定着するには、オリンピック道路の例を出すまでもなく、愛称がついたほうがいいに決まっておりますので、そこで我々といたしましては、若手職員を中心に構成されておりますボトムアッププロジェクト、ここにこの点を投げかけまして、愛称、それと周知方法、特にこの周知方法というのは一番ポイントになるところかと思いますが、答えを出せますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 3 番（矢口 稔君） ぜひお願いしたいと思います。若手職員の力に本当に期待したいと思います。

それと、やっぱり先進地、町内にもありまして南台自治会。全ての路線に愛称がついているといったところがございますので、南台の重鎮の方が多分講師となって、どのように愛称をつけたのか、どうやって定着していったのか、そこら辺のところを参考に講師として招いていただければ、そういったお話も聞けるのではないかなと。

いろいろなユニークな名前もついていたたり、もう明らかに誰が見てもそういった通りということで、それも地域に根差した活動ではありますけれども、そういうのが町に広がってくるといいなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

3 番目の質問にまいりたいと思います。

災害対応における職員派遣及び災害備蓄品の分散配置についてであります。

短期及びボランティア等での職員派遣についてお聞きいたします。

先日、災害救援ボランティアセンターで主催した西日本 7 月豪雨災害被災地へボランティアとして活動してまいりました。被災地では今なお避難生活を送っている方が多く、心が痛む次第であります。今回は 8 名の参加で比較的小規模な活動になりましたが、現地でのさまざまな状況を体験することにより多くのことを学ぶことができたのも事実であります。

今回の災害を含め、被災地では人員が不足しています。そこで、短期間でも職員を派遣するなど池田町でも対応をすべきだと考えます。

町社会福祉協議会では、今回、広島県三原市へ職員 1 名を 6 日間派遣しました。行政としても現地に職員を派遣し、現場を知ることから防災に役立てることが多くあるのではないのでしょうか。直接の防災担当者ではなく、課を横断する取り組みとして考えるべきだと思いますが、町の考えをお聞きします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

- 総務課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

災害対応におきます職員派遣につきましては、先般、大規模災害が発生した西日本豪雨災害についても検討いたしました。チーム長野として派遣する職員派遣要請は災害査定を行う専門職員の要請であったことから、町としては該当する職員、技術職員がいないことから派遣できませんでした。

ボランティア等での職員派遣につきましては、災害の大小はありますが人道的に派遣はしたいところでございます。しかしながら、日本全国各地の災害に対し派遣するのは検討が必要です。熊本の大地震や大阪でも災害があり、9月6日未明には北海道でも震度7の大地震が発生し、大勢の死者や行方不明者が出ております。職員派遣は受援側の要望や、他県として行政同士が望む内容もあり、県の職員派遣がされているので、調査する中で近隣市町村とも調整をし、考えてまいりたいと思います。

公的に派遣される消防職員等につきましては、地区を限定し派遣をされております。長野県の場合におきましては、群馬、新潟、富山、山梨、岐阜、静岡の各県が被災した場合に第一次出動としております。

出動準備として災害の規模に応じて行く県は、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、福井、愛知、三重、滋賀の各県と定められております。

このほかの県につきましては要請に応じて出動するという事になっており、これに準じた派遣の範囲とすることを基本として検討をしているところでございます。

- 議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

- 3番（矢口 稔君） そういった要望がないといったところもあるかと思いますけれども、県等を通じれば、そういった形になろうと思いますし、ホームページを見ると直接呼びかけているところもありますので、ぜひアンテナを高くして対応していただければと思います。それが我々の池田町にとって、今後起こり得るであろう災害に対してプラスに働くことは明らかです。やはり現場を見てこなければ、なかなかわからないということが多くあります。

なので、今回もそうでしたけれども、せめて災害救援ボランティアセンター、社協を中心として構成されているセンターであります。そういったところが主催する場合には、職員最低1名か2名程度ボランティアとして派遣をしていただいて、ぜひ現場を見ていただくということですね。

活動自体は、本当に少ない活動の時間に、暑さ等もありますけれども、そこの行き帰り、ボランティアセンターの運営方法、また、そこにいる人のこういう動きだけでも、1時間もちょっとそこにいるだけでも非常に運営方法のノウハウが見えてくるところが多々ありますので、ぜひ町の職員の方に、事前にそういったところを各課で、もし災害が起こったときには積極的に参加してほしいということを事前にお知らせしておく中で、またそういったボランティアに積極的に参加をしていただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいま御指摘をいただきましたが、実は私どもも既に内部的に今交渉中というところがございます。西日本の災害の被災したところがございますが、ボランティアセンターと現在調整をとっております。やはりネットの中で見ると、必要な例えば行政職としてお手伝いをする。例えば住民課関係、税務課関係とかあります。

また、ボランティアの輸送に関して、車を持ってきていただいて協力してもらいたいとか、軽トラを持ってきていただいて、多分泥かきをした泥を運ぶとか、そういうもののお手伝いも欲しいというようなところで、今具体的に詰めているところございまして、できましたら役場の職員派遣をしたいということで今準備をしているところでございます。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） 今非常に前向きな答弁がありました。

やはりマスコミ等のニュースがどんどん減っていく中ではありますけれども、現地は遅々として改善の方向が見られないといったところもございますので、ぜひそういったところを積極的に参加をしていただいて、行った限りは本当に本人、もしくはまた周りの人たち、いろいろなものを得て帰ってきますので、貴重な人材かと思えますけれども、進めていい結果になればいいかなと思えますので、ぜひよろしく願いしたいと思えます。

最後の質問であります。

備蓄品の分散配置を早急にとということであります。

過去にも質問を行いましたけれども、遅々としてなかなか進まなかったものですから、もう一度御質問させていただきます。

町では、毎年、災害備蓄品を購入及び更新をしております。昨年度は約170万円分の費用を充てています。

過去にも質問いたしました、池田町は南北に長く、山間部も多い地域です。大地震の際は電柱等が道路をふさぎ、車での通行が困難になることが強く懸念されております。備蓄品の多くは、吾妻町といえますか、花見といえますか、相道寺の間みたいな防災倉庫に保管をされておりますが、道路が寸断された場合、近隣の住民のみしか利用できないこととなります。防災倉庫が遠い地域の住民からは、どのような方法で入手できるのか不安な声も多く聞きます。

近年は、宝くじの助成事業で多くの自治会、自主防災会に防災倉庫が整備されました。また、厚労省の事業で支え合い拠点施設、基幹センターの新しく建てかえた場所も多くございます。そういった中で、保管場所は既に各地域で確保されている状況だと言えます。

数の少ない備品は町の防災倉庫に保管するとしても、ある程度数の多い備品、毛布や飲料水等や被災時に運搬が困難と思われる備品は、自治会や自主防災会が管理する倉庫へ早急に分散配置すべきだと思います。過去の質問から現在までの検討結果を踏まえ、今後の町の対応をお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの備蓄品の関係についてお答えをさせていただきます。

現在、備蓄品につきましては、防災倉庫と各小・中学校に配置をしているところでございます。今回、災害時の協力による協定ということで、4社の事業者の方から物品や食料、水等の供給の手配を受けることが可能となりました。今後も現在ある備蓄品につきましては、更新する物品の精査をしながら確保してまいりたいと考えております。

分散配置についてでございますが、町の防災倉庫や小・中学校から遠距離にある広津地区、陸郷地区につきましては、現在分散配置の計画を立てているところでございます。備蓄する物品や食料、備蓄倉庫のスペース、配置後におけます定期的な更新等、管理も必要なため、地区防災会長等と検討をしているところでございます。ことし中には配置を完了する予定でございます。

広津・陸郷地区以外の地域につきましては、小・中学校にある程度の備蓄をしておりますので、今後、指定避難所となっている町施設への配備について、定期的な更新や管理、費用を含め検討をしてみたいと考えております。

自主防災会で管理している防災倉庫の備品につきましては、町の自主防災組織補助制度を活用をしていただきたいということで考えておりますので、お願いをしたいと思います。

以上であります。

- 議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

- 3番（矢口 稔君） 広津・陸郷地区には分散配置が考えられているということで、非常にありがたいことではないかなと思います。やはり少しの雨や風で道路が分断されてしまいますので、広津・陸郷地区は早急にできてよかったなと思います。

しかしながら、まだほかにも遠い地域がございまして、小・中学校区といっても、なかなか小学校まで遠いところもございまして。保育園もありますので、公共施設を中心にちょっと考えていただければ本当に柔軟に行くかな。

公共施設だったら、まだ管理が行き届くところもございまして、そういったところも必要かなと思います。その公共施設を中心にという考えではいかがでしょうか。

- 議長（那須博天君） 藤澤総務課長。
- 総務課長（藤澤宜治君） 具体的に配置をしていくということでは、率直に申し上げて楽というか、スムーズにできると思います。

実は今回検討の中で、広津・陸郷地区を検討していた中でございますけれども、恐らく地元の皆さんが地区の公民館とか、そういうところにすぐあるということについては非常に安心感につながりますし、すぐ使えるというようなこと、また非常に有効であるということでありますので、並行して考えているところでございます。

できましたら、多くの自主防災会、避難所等に設置をするような形をとっていきたいということと考えておりますので、お願いしたいと思います。

- 議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

- 3番（矢口 稔君） ぜひ校区の自主防災会を中心に、倉庫がせっかくありますので、そういったところで自主防災会と連携を密にして行っていただきたいと思います。

なぜ私がそれを訴えているかといいますと、池田町の備蓄品というのは、先日の成果説明のときでも、人口10%の3日分という、池田町でいうと1,000人に対して3日分の食料の備蓄がありますということなので、数えてみれば1日では3,000人分しかないわけですね。なので、どうしても緊急時には足りなくなる。先ほど薄井議員がおっしゃられたとおり、1週間とか10日分、個人的に備蓄をお願いしたいということとはごもっともだと思います。

なので、やはり防災倉庫はなかなか見る機会がないので、池田町の町民の皆さんがどれだ

け備蓄してあるかが目で見てわからないと、自分のところでどのくらい備蓄すればいいのかという感覚がちょっと湧かないんですね。

それが少しでも近くなったところで、これだけ今備蓄ありますよといったら、多分自主防災会の方は、これじゃ足りないから、自分たちで自主的に、自主防災会中心となって費用を賄って、自分たちのものはもうちょっとふやそうとか、これを買おうという話になってくるのかなと私は思って、要するに身近なところで危機感を感じてもらいたいというところもあって、池田町ではここまでやりますので、ぜひそこから先は自主防災会、地元の皆さん何とかお願いしますというところに持って行けたらなというところで私この質問をしているわけであります。

なので、ぜひそういった身近なところで目に見える形で、池田町はここまではできます、でもこの先どうしても難しいので、ぜひこの先は自主防災会中心に考えてください、そのくらいのちょっとメッセージみたいな形になれば、より一層、町も楽といいですか、語弊がありますけれども、負担がそれなりな負担で同じ負担で、自主防災会の人たちたちも自分たちに直接降りかかってくる問題ですので、そんなところで課題共有ができるかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、最後に一言その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） 先ほど申し上げました自主防災会ごとの配備、これとあわせて、ただいまご指摘いただきました点につきまして、自主防災会のときに申し上げておりますけれども、どうしても役場といいますか、行政に依存という部分があります。いい機会と思いますので、あわせて進めてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

○3番（矢口 稔君） いい面は防災に関しては、ぜひ早目に積極的に進めていただければと思います。

おかげさまで腰に来ることなく一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（那須博天君） 以上で矢口稔議員の質問を終了いたしました。

散会の宣告

○議長（那須博天君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会　午後　３時４５分

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	1 番 倉科栄司議員	1．保育園、小・中学校における暑さ対策について 2．地震に対しての、公共施設の安全対策は？
2	2 番 横澤はま議員	1．池田町社会資本総合整備計画の事業推進について 2．地域交流センター運営の今後の方向について 3．教育現場における災害対策について
3	7 番 薄井孝彦議員	1．保育園・小中学校などの暑さ対策について 2．ブロック塀の安全対策について 3．異常豪雨災害対策について 4．高齢者への除雪支援対策について
4	8 番 服部久子議員	1．給食費の負担軽減を 2．子どもの医療費完全無料化を 3．国保の負担軽減を 4．会染保育園の建設を早急に
5	3 番 矢口 稔議員	1．保育園・小中学校及び教育施設へのエアコン設置について 2．外国人及び観光客等への優しいまちづくりにつながる環境整備について 3．災害対応における職員派遣及び災害備蓄品の分散配置について
6	9 番 櫻井康人議員	1．猛暑下での学校教育の現状と今後の対応は 2．公共施設使用料金の見直しは 3．生活インフラ、給油所過疎をどう守るか
7	6 番 和澤忠志議員	1．健康寿命延伸について 2．保小中一貫型教育について
8	4 番 矢口新平議員	1．ふるさと納税について 2．池田町保小中一貫教育について 3．指定管理制度について

9	5 番 大出美晴議員	1 . 町施設の耐震と耐久性について
---	------------	--------------------

平成 30 年 9 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

平成30年9月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成30年9月19日(水曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1 番	倉 科 栄 司 君	2 番	横 澤 は ま 君
3 番	矢 口 稔 君	4 番	矢 口 新 平 君
5 番	大 出 美 晴 君	6 番	和 澤 忠 志 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	櫻 井 康 人 君	10 番	立 野 泰 君
12 番	那 須 博 天 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	教 育 長	平 林 康 男 君
総 務 課 長	藤 澤 宜 治 君	企画政策課長	小田切 隆 君
会計管理者兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君	住 民 課 長	矢 口 衛 君
健康福祉課長	塩 川 利 夫 君	産業振興課長	宮 崎 鉄 雄 君
建設水道課長	丸 山 善 久 君	教育保育課長	中 山 彰 博 君
生涯学習課長	倉 科 昭 二 君	総 務 課 長 総 務 係 長	宮 澤 達 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 薦 奈美子 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、吉澤監査委員、所用のため欠席との届け出がありました。

会議に入る前にお願いを申し上げます。発言される際は、できるだけマイクに向かってお話しいただきますようお願いをいたします。

一般質問

○議長（那須博天君） 日程 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

櫻 井 康 人 君

○議長（那須博天君） 6 番に、9 番の櫻井康人議員。

櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） おはようございます。9 番、櫻井康人です。

9 月の定例会におきましての一般質問を行います。

私は、以下 3 件について町のお考えをお聞きします。

まず、1 件目ですけれども、猛暑下での保育園、あるいは学校教育の現状と今後の対応について。

この問題につきましては、昨日から私を含めて 4 人の方が質問に立っておりますので、その内容としては、考え方としては、やはり今子供たちにいい環境で勉学に励んでもらいたいという気持ちからだと思います。そういう中で幸い、県あるいは町の努力効果で国の補助金

を得て来春には小・中学校の主要な教室にエアコンが設置されると。また、保育園、あるいは児童センターにつきましては、町の予算で設置との全協での報告を受けました。今後も異常気象、異常高温というのが考えられるわけですが、それに対応できるということで非常にうれしく思っています。

そういう内容から、ここでの私の質問は、保・小・中学生の暑さ対策が主体でしたけれども、エアコン設置ということでメイン課題は解決済みとして附帯質問として町の考え方をお聞きします。

まず、1点目ですけれども、設置するエアコン、資料の中では冷房機能のみという資料でしたけれども、それに間違いはないのか1点確認。

それから、資料の中で、私なりに台数はどのくらいになるのかということで試算した中では、80台前後が必要かなということですが、ただ、いろいろな話の中ではまだ落ち度がある教室もあるということですが、実際にはどのくらいの設置台数になるのか。そして、それをもし冷房だとすれば夏の期間だけだと思うんですが、フル稼働したときに大体電気代というのはどのくらい必要になるのか。予算編成を控えて概算でも結構ですので教えてもらえばと思います。

1点目お願いします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

〔教育保育課長 中山彰博君 登壇〕

○教育保育課長（中山彰博君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、導入予定をしています空調でありますけれども、議員御指摘のとおり冷房のみの機能を持った機種としております。

使用電力につきましては、現在、実施設計をしておりませんので、電力料金としてのランニングコストが試算されておられませんけれども、今後部屋の広さに応じた機種を選択しまして適正規模での機種選択をしてみたいというふうに考えております。なお、通常のエアコンと違いまして冷房のみの機種でありますので、エアコンの暖房時の消費電力に比べまして大変低くなるようであります。ちなみに、機種によっても異なりますけれども、現在の冷房装置につきましては、10年から15年前の機種に比較しまして消費電力が格段に改善されているというふうに伺っております。

いずれにしましても、ランニングコスト、それから受電設備の設置検討などを早目に行い

まして、速やかに導入できるように準備を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） 電気料、ランニングコストの問題もありますけれども、大体何台ぐらいの予定になるのでしょうか。概算で結構ですので教えてもらいたいのですが。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） 台数に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、まだ実施設計がされておられません。広さに応じて1台になるか、あるいは2台になるかというものはそこで判断をされますので、最低でも80部屋ということになれば、80台が最低ラインになるかなというふうには思いますけれども、いずれにしましても実施設計後で決定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） わかりました。

次の質問ですけれども、教室、それなりの部屋にはエアコンをもし設置したとして、どうしても子供たち、特に小学生なんかは体育の時間も含めてですけれども、中学生につきましては部活、それから休み時間等も教室を離れる時間帯というのがあると思うんですけれども、そういった子供たちに、エアコンが入っても、あるいは現在もそうなんですけれども、どういったような指導をしているのか、これはくどういようなんですけれども、エアコンが入っても同じような状況というのが考えられますので、指導方法といいますかを教えてもらいたと思います。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

熱中症の事故防止につきましては、本年5月15日及び7月17日に文科省より通知がございました。特に7月17日付の通知におきましては、愛知県で小学1年生の児童が校外学習後に死亡するというような事故が発生したことを起因に、熱中症事故防止のための理解徹底と適切な措置を講ずるようというところで指示がございました。教育委員会では、この内容を学校に速やかに伝えるとともに、防止策周知を徹底させていただいたところであります。

小学校では、熱中症予防対策としましては、体育の授業や部活動におきましては、子供たちの様子を見ながら、状況に応じて休息をとるようにしております。また、小学校では水筒を携行させ、水分補給が速やかに行えるように対応をしている状況でございます。なお、休み時間につきましては特に指定した場所を設けずに、基本的に水分補給をこまめにとるようにしているような、そんなような指導をされておるようであります。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） たまたま会染小学校の校長先生と話す機会があったものですから、ここの猛暑の件についていろいろお聞きしたんですけれども、校長先生が一番苦労するのは、私の次の質問にもなるんですけれども、通学時、校長先生が言うには下校時の暑さ対策が一番心配だったということで、どうしても目の届かないところをかなりの距離歩く子供たちもいますので、それが一番心配だったということ。それと、ちょっと前へ戻りますけれども、休み時間、私も会染小学校の近くにいるので、あの猛暑の中、多分休み時間だと思うけれども、子供たちが校庭で遊んでいる姿を数名ですけれども見ました。そういう生徒は、先生どうやって指導しているのか聞いたんですけれども、もう子供たちは先生の指導も言葉も振り切って出ていってしまうということで、ひどいときにはもうストップをかけると、教室から出ちゃいけませんというようなことを言っていました。

2 番目の質問とダブるわけなんですけれども、2 番目の質問につきましては、先生のエリアの範囲で、指導の範囲で行われるんですけれども、通学の下校時というのは、今言いましたように目が届かないということもありますけれども、こういったときの対策というのはまた別問題だと思うんですけれども、どういう指導をしているのかをお聞きします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） 下校時の暑さ対策の関係でありますけれども、学校では登下校時におきます暑さ対策としまして帽子の着用、それから水筒を携行して通学途中でも適宜に水分を補給するというような健康面での配慮をしながら指導をしているような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） 幸い、この猛暑の中、特に熱中症らしき子供たちも出なかったという

ことをお聞きしました。

次、ちょっと問題外の質問になるのかと思いますけれども、こういった高温時、特に心配になるのは子供たちの給食なんですけれども、給食の受け入れ施設とか、あるいは施設から各教室へ運搬時、特にその問題というのは発生していないのか、また、何かこういう給食に関して特別な指導というのはしているのかどうかお聞きします。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） ただいまの御質問でありますけれども、給食センターから配送されます学校給食につきましては、2時間以内に消費することになっております。

保冷状態ですけれども、それぞれの容器に暖かいもの、それから冷やしたものをトレイごとに配置をしております。特に冷えたものにつきましては、配送直前まで冷やしてコンテナに入れるというようなことで配慮されております。また、冷凍物につきましては別に配送するようにしておるようであります。なお、学校ではコンテナが到着しまして1時間以内に給食として提供しておりますので、特に問題はないかというふうに思っております。

したがって、冷房の効いた部屋に特別にストックをするというようなこともしなくてよいということになります。

なお、牛乳の関係でありますけれども、牛乳は傷みやすいものでありますので、保冷库を学校内に設置をいたしまして、直前に配布をするような、そんな配慮がされているような状況であります。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

○9番（櫻井康人君） 暑さ対策について最後の質問になりますけれども、この夏休みの件につきましては昨日も質問されたようですけれども、もう一回確認の意味で質問させていただきます。

暑さ対策の一環で、他の市町村では夏休みを延長したとの話を聞きますけれども、今後エアコンを設置した、その後もこういった夏休みの日数をどうするかという議論はあり得るのかお聞きします。

きのうの話ですと、池小がことしの夏休みの実績ですけれども、池小が31日、会染小学校が27日、高中も同じですけれども、そういう報告があったんですけれども、新聞の県教育委員会での調査ですと、県内が26日から30日の休みが大半だと。それで県外につきましては

36日以上が8割、その中でも41日以上が半数を占めるというような報道がありました。夏休みを長くする、あるいは現状でいくかどうか議論が分かれるところですが、エアコン設置した後も、こういった夏休みの日数をどうするかという議論というのはどうなるのか、その辺だけお聞きしたいんですが。

○議長（那須博天君） 中山教育保育課長。

○教育保育課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問でありますけれども、夏休みの期間延長を検討するに当たりましては、新学習要領等の時間数がベースとなっておりまして、各教科の年間指導時数を学年ごとに定めまして、年間の休みが決定されるところであります。したがって、この年間指導時数が確保できれば夏休みの延長も可能になるというふうに思われます。

ただし、各学校では地域の特色を生かしまして、運動会あるいは音楽会などさまざまな行事が組み込まれておりまして、現状では1カ月程度が休みとしてぎりぎりのところではないかというようなことを言われております。

本年度の夏休みの場合につきましては、池小につきましては、先ほど議員お話しのとおりでありますけれども、大規模改修があったということで31日、それから会染、高瀬につきましては、通常ということで27日ということで、それぞれ学校の諸事情で延長した経過がございます。

夏休みにつきましては、学校管理下で学校とも十分協議をしなければならないというところでありますけれども、次年度、学校で作成します学校計画の作成に当たりましては早目に検討していただくよう、3校校長会に図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、今後の猛暑日については予測ができませんので、冷房装置をまず整備することを優先にして考えます。これは長期化する暑さ対策として、仮に夏休みの期間外であっても冷房ができるメリットがありますことから、こうした措置が適当であるというふうに考えたところであります。

したがって、冷房機を設置したから夏休みの期間を短くするというようなことはせず、子供たちの教育に無理が生じない範囲で授業日数を確保しながら、各学校におきまして夏休みを設定いただければというふうに思うところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） はい、質問。

櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

- 9 番（櫻井康人君） 夏休みの日数の議論につきましては、いろいろ新聞上にもぎわせていますけれども、特にきのうも話がありましたけれども、夏休みの延長とか日数の決定につきましては子供たち、あるいは教師だけの問題ではなくて、保護者の問題も当然考えなければいけないと思いますので、慎重にお願いしたいと思います。

次に、2 件目に入らせていただきますけれども、町の公共施設の使用料の見直しをしたということをお願いします。

町の公共施設につきましては、屋内用、屋外用と各多くの施設があります。町内者あるいは町外の者の使用時、使用料金が決まっていて、平成29年度の全施設使用料金の合計ですけれども、これは決算書から拾い出したものですが、4,846万3,410円で科目名、使用料の収入済額の合計金額です。

この施設の使用人数につきましては、非常に多岐の施設にわたっていますので省略しますが、区分分けて町営バスを含めて20施設という合計です。総務、あるいは民生、衛生、農林水産、あるいは土木、教育等の合計でございます。この金額が高いか低いか、施設の使用料の一例を近隣市町村と比較して、とりあえず私の関係している野球場だけをお示ししましたけれども、公共施設使用料につきましては、町民にとっては安価な設定ほどよいわけですが、今後新設予定の交流センター、あるいは専門学校への貸し出す各施設等の使用料設定は慎重を期す必要があると考えています。その背景には、施設によってかなり低額な使用料金設定になっている印象からです。

一例ですが、野球の関係だけなんですけれども、近隣市町村の野球場の使用料ということで調べてみたんですけれども、大町市には、公式に使えるグラウンドが2つあるんですけれども、1つが木崎湖の近くにある大町平野球場、これが1時間1,200円、それから、大町の市営球場、これは正式なグラウンドですが、倍近くの1時間2,500円、それから松川村の村営グラウンド野球場ですが、これも正規なグラウンドなんですけれども1時間で1,600円、それで、規模あるいは環境は違うんですけれども、池田町の農村広場、結構野球で利用しているんですけれども、これが1時間当たり300円という金額です。いずれの野球場も、少年とか学童につきましては減免が50%というような話を聞いています。

こういった情勢の中で、次の3点について町の考え方お聞きします。

1 点目ですが、全施設使用料設定の根拠と考え方、そして、時代の変化に伴って定期的な見直しが必要と私は考えるわけですが、どうなるのかどうか。また、使用料金設定に当たっては収支バランスは考慮するのか。実態につきましては営利企業ではないので、

その辺はどうかわかりませんが、この農村広場だけの設定料金だけを見ますと非常に安いというような印象を持っています。

もう一点、野球場だけではいけないので、教育関係の施設になりますけれども、テニスコート、これも大町市も松川村も持っていますので確認したいんですけども、大町市につきましては町内は無料、それから町外の人を対象ですけれども、1時間当たり1,200円という話です。ただし、県とか国の大会があったときには、中学生は無料ですけれども、50%を徴収すると。それから、松川村ですけれども、これは室内のテニス場を持っているんですけども、1時間1,000円、それから室内が1時間1,200円ということ、それから高校生以下については80%を徴収しているというような状況です。

そういう中で使用料の根拠とか、質問1についてお答え願いたいと思います。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの全施設使用料設定の根拠と考え方についての御質問でございますが、お答えをさせていただきますと思います。

公共施設の使用料につきましては、利用に伴います対価として維持管理費の一部を負担していただいております。御質問にありますように、利用者側から見れば、安価であればあるほど喜ばしいのは当然でございますが、その場合は必要経費の不足分は当然公費で賄われることになります。町民全体の負担となってまいります。そこで、公共施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であるということで考えております。現在の使用料の設定につきましては、近隣市町村との比較や町内施設の使用料の均衡性、従前の使用料を考慮しているものと考えます。光熱水費につきましては、実費負担をお願いをしております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり随時見直すことは必要と考えております。平成31年には地域交流センターが完成することもあり、使用料について原価計算のあり方や利用者の負担割合など、算定方法に係る考え方を整理してまいりたいと考えております。また、来年10月には消費税の改正も予定をされているところでございますので、あわせて検討をしてまいりたいと思います。

収支のバランスという御質問でございますが、基本的に収支でございますけれども、やはりそのまま新しい施設に向けて、例えば使用料を充てていくとか、基本的には公共施設でありますので無理かなということで考えております。

以上であります。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） 先般この質問をするに当たって、公共施設使用料徴収条例というのを最初もらったんですけれども、この中を見させてもらいますと、次の質問にもあるんですけれども、町内者が使用するのと町の外の人が使用する場合、金額的に差を設けているのはテニスコートだけなんですけれども、ほかの施設については、この使用料設定というのは町内も町外も一緒と考えてよろしいのですか。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） それでは、お答えをさせていただきます。

公民館、総合体育館、小・中学校の体育施設、農村広場、ただいまのテニスコート、アルプス広場、あづみ野広場、クラフトパーク、多目的研修センター、東山夢の郷コミュニティーセンター、福社会館、総合福祉センター、以上の使用料につきましては、池田町公共施設使用料徴収条例等で規定がされているところでございます。ハーブセンター、それから町立美術館、シェアベースにぎわいは、それぞれの条例で規定をされているところでございます。

ただいま申し上げた施設でございますが、町内外の利用者により使用料の区別は、現在ない状況でございます。先ほどのテニスコートはまた別でございます。

しかし、池田町公共施設使用料徴収条例で規定されている施設は、町内在住の中学生以下の方が使用する場合、入浴料を除き免除され、その他の町民の場合、施設使用料が2分の1に減免をされております。ハーブセンターとシェアベースにぎわいには、この規定がございません。町立美術館は、町内の小・中学校、高校の児童・生徒が教職員に引率をされて学習のために観覧する場合につきましては免除となっており、施設によりまして差異があるという状況でございます。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） ごめんなさい、その中でテニスコートだけが何で町内外で差をつけているのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ただいま議員のほうから御指摘がありましたとおり、やはり最近の流れといたしまして、町内者と町外者で利用料の区別といいますか差をつけていくという

傾向はやはり見られております。そういう中で、今後そこら辺も含めて考慮しながら、先ほどの改定等を進めてまいりたいということで考えておりますので、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） すみません、それともう 1 点、先ほどテニスコートあるいは野球場の話で、その町内、あるいは市内、村内に住む人の使用料は大町市、松川村についてはかなり無料化されているんですけれども、池田町については、町内者が使用する場合は無料というようなことは今のところどうなのでしょう、考えているのかどうか。将来的にもお願いしたいんですが。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） やはり時代の流れといいますか、そういう傾向が見られてきております。そういう中で、先ほど申しあげました改定に向けてということで、先ほどありました地域交流センターの設置に伴います使用料の見直し等もありますので、そういう中で考慮をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） 次の質問ですけれども、私もよく経験したんですけれども、大北の 5 市町村で、大北競技大会とかいろいろあるわけなんですけれども、主に公の体育行事、そういった行事なんですけれども、市町村に分散して体育施設を使用するケースがありますけれども、各市町村で使用料金はどうなっているのか。

要するに、一例を申しますと、池田町の体育協会で開催する安筑青年野球大会につきましては、今グラウンドの関係で、池田町は農村広場と池高のグラウンド、それと隣の松川グラウンド、松川村から協力を得て村営グラウンドを使っているんですけれども、その村営グラウンドについては、確認したところ一般の町外者と同じような使用料金をもらっているということで、私が言いたいのは、各市町村で公の行事をする際には、よそのグラウンド、あるいはテニスコートも含めてですけれども使用したときに無料というようなことを大北圏内で協議した中でできないものなのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

現在、大北 5 市町村がそれぞれ主催者となり会場を分散して行う体育行事並びに市町村持

ち回りによる体育行事はございません。

また、郡下4町村で組織している郡体育協会は、事務局持ち回りで体育祭を行っておりますが、使用料はともに100%減免となっております。

なお、中学校体育連盟主催の中学校体育大会、いわゆる郡球につきましても、使用料はともに100%減免となっております。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

○9番（櫻井康人君） 大北圏内での体育行事というのはかなり少なくなっているんですけども、ちょっと違和感を感じたのは、先ほども報告したように、池田町の体育協会で開催している野球、これは中信の人たちが集まる大会ですけども、それも隣の松川村に行ったときだけ料金取られたのはちょっとおかしいかなというような感じを持ったもので質問したんですが、その辺、池田町で大会をするので、松川村へ申し出て無料にするとか、そういうことというのは可能なんですか。

○議長（那須博天君） 倉科生涯学習課長。

○生涯学習課長（倉科昭二君） それにつきましては、それぞれの使用料徴収条例がございますので、松川村のほうの判断になるかと思います。池田町の体育協会が町外の施設を借りる場合は、減免の対象にならないのが常になるかと思っています。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

○9番（櫻井康人君） わかりました。

次、3件目になりますけれども、給油所の過疎化問題ということで、この給油所の問題につきましても、新聞とかテレビ等で報道された給油問題でありますけれども、町内の給油所の数と問題と、今後のあり方について、行政として何が必要なのかお聞きします。

現在、町には、給油所、これはSS（サービスステーション）という名のもとのものなんですけれども、これは3カ所あります。

報道によりますと、経済産業省は、給油所が3カ所以下の市町村を給油所過疎地、SS過疎地とも言いますが、こう位置づけ、県内では3月末現在ですけども、1カ所が11村、2カ所が11町村、それから3カ所が9町村、77市町村の中で計31町村がこういったことに該当するという、池田町も3カ所ですので当然該当するわけですけども、何年前ですけども、4カ所あったわけですけども、1カ所が廃業ということになっています。

県内もこの10年間で3割減ったと報道されています。原因につきましては、エコカーの普及とか、あるいは少子高齢化による消費減という内容ですけれども、給油所、誰も御存じだと思いますけれども、冬場の灯油、農業機械の燃料を供給する役目も担っており、生活に欠かせないインフラだと考えております。ガソリンの販売量もかなり減って、給油所経営は非常に厳しいと、県内の過疎地給油所の経営者のアンケートが報告されていたんですけれども、今後の事業経営については1割が廃業すると、2割が未定との結論を新聞では公表していました。

では、その過疎地給油所となっている池田町町内3カ所の給油所の経営というのはどのようなかということで、JA経営のエネオス、それから滝沢商店のシェルですか、この2カ所の給油所の経営者といういろいろお話ししてみたいんですけれども、詳細内容、要するに数字的には、こういった経営情報の保護の遵守ということで省略しますけれども、両者とも非常に厳しくて、企業努力で経営を継続しているということ。それから、今後廃業か、あるいは検討するというようなことは、今後地域のことを考えると軽々しく口には出せないということ、またその見きわめが非常に難しいとの考えは共通でした。

そこで、生活インフラを守るためには、さらに池田町の環境下も加味して、以下3点について町の考えをお聞きます。

1点目ですけれども、給油所の現状を知るために給油所関係者と話し合いを持って、継続営業するために行政の立場で何ができるのか。先般、企業との話し合いは今後も進めるという話がありましたけれども、ぜひその中にこういった給油所の関係も含めてほしいと思いますが、町長、お考えがあったらお聞かせください。

○議長（那須博天君） どこでお答えになりますか。

宮崎振興課長。

○産業振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、1点目の関係でございます。

議員御指摘のとおり、ガソリンスタンドの経営については、ハイブリッド車の普及によるガソリン販売量の減少、またオール電化の普及による灯油販売量の減少、そして2013年1月の消防法の改正によりまして、40年以上経過した地下タンク、こちらの改修義務が盛り込まれたことにより、さらに拍車をかけてガソリンスタンドの廃業が増加しているというふうにお聞きをしているところでございます。当地域につきましても、当町、隣村の松川村、また小谷村がSS過疎地域となっております。

当町においては、平成26年に長野県石油商業組合、また、同じく同組合の中信支部様と災

害時等における石油燃料の供給に関する協定を締結させていただいております。災害発生時の緊急車両、また重要施設への優先給油等を盛り込んで御協力をいただいております。こちらにつきましては、町民にとっての生活に欠かせないものであると認識をしているところであります。

そこで、国では、経済産業省でありますけれども、SS過疎地の対策検討支援交付金を御用意をいただいておりますし、県の産業労働部においては有利な制度資金の支援を行っております。

当町としましては、商工会及び事業者との意見交換を行う中で事業継続のための支援、情報提供等を行っていきたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） 今の回答ですが、支援をしていくという話を聞いたんですけれども、2番目の質問になりますけれども、経営が苦しいことは間違いないので、その支援の内容として法人税とかその他の減免処置ということはどうなんでしょう。考えられるのかどうか。

○議長（那須博天君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤宜治君） ほかの業種につきましても経営が苦しいというところがあると思います。給油所関係のみを減免措置をするという考え方につきましては、税の公平性、公正の観点から、考えていないところでございます。

しかし、国または県の経済対策等税法上の改正がもしあれば、これに基づき対応をしてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） 給油所につきましては、我々もガソリンがなくなれば、あるいは灯油、軽油がなくなれば気軽に立ち寄って供給していたわけですが、この経営の内容を聞きますと、先日申し上げましたように非常に厳しいということで、特にJAなんかは大北圏内を見ても、池田町、松川村、大町市はまあまあですけれども、小谷村とか白馬村につきましては、もう大北単独ではできなくて、JA長野と共同で経営しているというような話も聞かれました。それだけ、かなり自助努力がなければもうやっていけないというような状況ですので、ぜひそういった考慮も頭の中に入れて、町の給油所が廃業に追い込まれないようなこ

ともぜひ必要かと思われますので、よろしくお願いします。

それと、最後になりますけれども、こういった生活インフラについての立場もありますけれども、さきの薄井商店とエッソが廃業になったんですけれども、こういった廃業、生活インフラで重要な給油設備についての廃業の際というのは、行政への報告というのは必要なのかどうか、また、その義務はあるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですけれども。

○議長（那須博天君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、3点目の関係でございます。

行政への届け出等についてということでございますけれども、こちらにつきましては、ガソリンスタンド廃止の届け出については、経済産業省への揮発油販売廃止届というものが必要となってまいります。ただ、こちらの届け出は直接経済産業省という形になっておりまして町等の自治体への報告届け出の義務はないという形でございます。

ただ、こちらのほう、廃止においては、商工会のほうには一応お話はあったということで伺っておりますので、御報告させていただきます。

○議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

○ 9 番（櫻井康人君） この給油所の問題につきましては、この先どうなるかというのが、見通しつかないというような経営者の話ですけれども、くどいようですけれども、援助ができる範囲で援助していただくということをお願いして終わります。

○議長（那須博天君） 以上で櫻井康人議員の質問は終了いたしました。

和 澤 忠 志 君

○議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

7 番に、6 番の和澤忠志議員。

和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） おはようございます。

平成30年度 9 月定例会一般質問をさせていただきます。6 番の和澤忠志でございます。

今回は 2 点についてお聞きしたいと思います。

1 点目が健康寿命延伸について、2 番目が保小中一貫型教育についての問題でございます。
それでは、初めに、健康長寿についてお尋ねしたいと思います。

長野県食育推進計画（第3次）平成30年から平成34年までの5年間、世界一の健康長寿を目指す食育の中で取り上げられているのが、働き盛りの世代のころからのバランスのとれた食事の実践と健全な口腔機能の維持と、高齢者においては低栄養予防対策が必要とうたわれています。

それでは、1 番目、高齢者（65歳以上）の低栄養の実態と取り組みについてお尋ねします。

平成28年度国民健康栄養調査の結果によると、65歳以上の高齢者の低栄養傾向の人の割合は17.8%で、高齢者の6人に1人の割合となっている。長野県では、女性が23%で増加傾向にある。

低栄養が続くと、血液中のアルブミンなどのたんぱく質が減少し、低血色素となり筋肉量が低下し、転倒や骨折をしやすくなる。また、免疫機能が低下したり、風邪などの感染症を引き起こしやすくなり、認知機能の低下、傷等が治りにくくなり、寝たきりや死亡の危険性を増す。

高齢者の低栄養対策として日々の食生活を気をつけることが必要である。特に3食のバランスのよい食事、欠食は絶対避ける、動物性たんぱく質を十分とること、野菜を多く摂取、牛乳は毎日とること等が言われています。

高齢者においては、主菜の量が少なくなるため、自分に必要な栄養が十分とれるよう介護予防としても栄養改善の指導の必要性が課題となってきております。

「主食・主菜・副食」のそろった食事がさらに重要です。高齢になると、一日に必要なエネルギーの量は減少しますが、一定の栄養は必要です。活動量が減っても、多少減らしてよいものは御飯やパン、麺類などの炭水化物です。肉や魚、卵、乳製品、豆類などのたんぱく質は減らしてはいけません。たんぱく質は口にした栄養を分解する、吸収する、栄養を体内に行き渡らせる、血や肉の材料となるなどの働きをします。

たんぱく質が不足すると転倒の危険が高まり、嚥下障害、肺炎、床ずれ、感染症などさまざまな病気が進行する要因となります。大変なことでございます。

低栄養になる前に、町として予防に取り組むことが健康寿命の延伸のため大変重要と考えております。

そこで質問いたします。

町として、高齢者の低栄養の実態と周知・啓発についての取り組みについてお伺いいたし

ます。また、課題は何か。また、健康診断受診率を高めるためにはどんな工夫が必要なのか。

以上お尋ねします。

○議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

〔健康福祉課長 塩川利夫君 登壇〕

○健康福祉課長（塩川利夫君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

平成29年度の特定健診と長寿健診の結果より、65歳以上でBMI肥満指数でございますが、20%以下の割合は男性で14%、女性26%であり、長野県の平成28年度のデータと比較すると割合は高めです。BMI20以下で低栄養のもう一つの指標である血清アルブミン値が基準数より低目だった方は33名おりました。しかしながら、がんや他の疾病で治療されているなど理由がある方がほとんどでしたので、実際の低栄養という方はほとんどない状況です。

BMI20以下でも元気に体操教室に参加されている方や脂質異常症や糖尿病などの生活習慣病で治療されている方、未治療で高コレステロールや高血糖などがあるため、血液検査の結果を見ながら個別の保健指導、栄養指導を行うことが重要となります。

課題といたしましては、町の特定健診等を受けていない方や医療機関の検査結果等を町に提出されていない方については実態把握できておりませんので、健診受診率を上げていくことが課題となります。

健診受診率を高めるための活動についてですが、平成29年度の特定健診の65歳以上の受診率は72.6%で、特定健診全体の受診率65.3%より高い状況であります。国では若い女性の低栄養も心配されておりますので、今後も乳幼児健診時等で朝昼夕ときちんと食事を取ることを啓発し、ヤング健診のお誘いをしてまいります。また、地区での健康教室等で特定健診等を受けていただくよう今後も啓発してまいります。

以上です。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

○6番（和澤忠志君） 低栄養については、町でも、必ずしもこの特定健診を全員が受けないという人も、受けた人しかわからないというようなことで、町全体の低栄養というのが、これは低栄養というのはなかなか時間がかかってすぐ出るわけではないので、予防ですから、そういう兆候が見えたときに即予防をしていかないと、重症になってしまうと遅いと、これが寝たきりになったり介護が必要になってしまうと。今一番心配している健康保険料が上がっていくということになります。

それで、最近の新聞にも出ておりますように、カロリー摂取量の新聞に出ていますけれども、ここにも低栄養の傾向があるということで、65歳以上では男性の12.5%、女性の19.6%が要は低栄養傾向だったと。週に1回も外出しないと答えた男性の低栄養傾向の割合は28.6%で、外出した男性の約3倍に達しているということで、どうしても65歳過ぎる、あるいは75歳過ぎてしまうと外出機会がないと、なかなか自然に低栄養、結局運動機能が低下する、食べ物が食べられなくなる、そうすると低栄養になると、そうすると寝たり転んだりしなくなると、それで介護が必要になるということなので、この低栄養については最近言われてきたことでありまして、各市町村に比べると多分、池田町は結構この低栄養についての取り組みが進んでいるのではないかなというふうに思っております。

そういうことですが、まだ予防をしっかりやるという点では、出始めということなので、これからの高齢化社会、寝たきり老人を、何しろ健康長寿を伸ばすためには、健康寿命と寿命の間が10年差があるということですから、どうせ生きるなら健康で自分の足で歩いて生活を長くするというので、この問題の一つの傾向としては低栄養が原因になって健康長寿が阻害されるということなので、町でもいろいろやっているようなんですが、より一層この低栄養について取り組みを強化してもらいたいと思います。

そこで、ちょっと3番目の質問になってしまっているんですが、この低栄養を自分で判断する方法ですね、やはりこの低栄養というのは健診してBMI、体重との関係を調べてその20以下が対象になって、それから、また、血液検査をしなければ実際わからなくなるわけですが、そういう家庭にいて簡単に計算しなくても、その低栄養傾向がわかるというようなチェックリストがあります。参考資料の中の1に、この低栄養の簡易栄養状態評価表というのがありまして、この表でうちにいて、これに該当するところを丸していただいて、それで大体点数がありまして、低栄養は0から7ポイントの人が低栄養傾向があるということがわかれば、医者に相談したり、栄養士に相談したりして、これを改善するということができるので、こういうものを町の皆さんに広報で知らせていって、このBMI、体重と身長の関係から肥満度を割り出すと、これは年寄りの人にはできないと思います。これは簡単に計算式は載っていますけれども、なかなか簡単でないということで、自分がこれが20以上なのか以下なのかというのはわからないので、それよりもふくらはぎですね、この周囲をはかると、それにかわるものが31センチ未満か31センチ以上かでわかると。あとは簡単な問いで自分に該当するものをしてみて、一応診断して、もし低栄養傾向にあるとすれば、8から11ポイントですが、これはおそれがあるということもありますけれども、これがあつたら

栄養士に相談するとか医者に相談するというので、低栄養を予防していけばどうかと思うんですが、この件について町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

○健康福祉課長（塩川利夫君） それでは、ただいまの御質問ですけれども、特定健診や長寿健診、人間ドック等を受けていただいた方や医療機関の検査結果を御提出いただいた方のデータでしか低栄養かどうかわかりませんので、ただいま議員のほうからも提案ありましており町の広報誌等に簡易栄養状態評価表を掲載し、自己評価に役立ていただくように啓発をしたいと思います。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） 本当に大切なことなので、ひとつよろしく、積極的な取り組みを表名していただきましてありがとうございます。本当に、みんなも低栄養というのはなかなか気がつかないと思ひまして、ぜひその評価しながら全員で健康長寿を延ばすということに取り組んでいていただきたいと思ひます。

それと、2番目として、高齢者のオーラルフレイル予防対策の周知・啓発の取り組みについてお尋ねいたします。

オーラルとは口のことで、フレイルとは虚弱化と、ですから、口腔機能が低下してくるということで、それが身体機能の低下に進むということなので、このオーラルフレイルの特徴としては、口から食べるときにこぼす、それから物がうまく飲み込めなくなる、むせる、食べられない物が出てくる、滑舌が悪くなる、ちょっとしたことなんです、よく食べているときにちょっとこぼしちゃうとかいうことでありまして、私もそのような傾向がありますけれども、こういふことで非常にこれを見逃すと、これが全身機能が低下してきてしまうということが、かむことができなくなると、結局食べた物が栄養にならなくて吸収されなくなるということもありますので、これも非常に大切なことでございます。口腔機能の維持ということと高齢者の低栄養、結びついているとは思ひますので、ここについての現状の町の対策についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

○健康福祉課長（塩川利夫君） それでは、御指摘のとおり、歯の欠損や嚥下機能などの口腔機能が低下することで、食の偏りから低栄養につながる危険性がござひます。

現在、町では介護予防事業として実施しております体操教室参加者には年2回、歯科衛生

士により嚥下チェックや歯の本数など口腔機能評価を実施し、口の体操や唾液腺のマッサージなども含め、講話を各教室１回ずつ実施しております。

また、保健補導員開催の地区での健康教室では、平成29年度は１地区が口腔ケアについての学習会を実施しておりますが、広く周知するために町の広報誌等で口腔ケアについて掲載したいと思います。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔６番 和澤忠志君 登壇〕

○６番（和澤忠志君） 今、これからも広報で知らせて、これを啓発していくというお話がありましたけれども、健康事業の分館事業の中で口腔機能の説明が、去年は１回しかないということで、これは非常にこの口腔機能というものは、まだなかなかわからないということで、初期の段階なんですけどね。ですから、それで、町には歯科衛生士というのが福祉課に私はいらったのですが、実際はいないと。必要なときだけ雇用して講習をしているというふうにお聞きしました。

ですから、これから高齢化社会でこれが非常に問題になっていくわけです。8020運動もあります。80歳で20本の歯がないと、やはり健康が維持できないという問題がありますし、やはりこの口腔機能が非常に大切だということで、神奈川県条例で、黒岩知事というのは神奈川県の知事なんですけど、この人が全国初めてで、このオーラルフレイル条例をつくったということで、ちょっとニュースで見たことがありますけれども、それだけ今後のいろいろ高齢者対策については、健康長寿についてはこの対策が非常に大切だというふうに思っております。これからの時代は非常に高齢者がふえるわけですから、非常に大切だなと思います。

そこで、町でもそういう意味で歯科衛生士を常時雇用して、そして町民に津々浦々口腔機能の勉強会なり指導をしていく体制が必要と思われそうですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

○健康福祉課長（塩川利夫君） ただいまの御質問ですけれども、現在のところ必要時に歯科衛生士を雇用している状況で事業実施ができていますので、常時雇用する予定はございません。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔６番 和澤忠志君 登壇〕

○６番（和澤忠志君） 現在は必要ないということですが、これからの高齢化社会、特に高齢者が2025年にはピークに達するというので、口腔機能は、これはなかなかわかりづ

らいということなので、早目に予防していくという観点から、今までは支障がなかったということなんですが、今後の状況を考えると、その必要性を改めて考えてみていただきたいと思うんですが、その点について、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、健康福祉課長からお話ありましたが、必要時には歯科衛生士を雇用しているということで、今現在町の状況を考えますと十分であるという判断をしておりますので、今のところ常時の雇用については考えていないということであります。よろしくお願いします。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） 現在の考え方はよく聞きましたけれども、今後のことを考えるとよく考えていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

食物繊維摂取量20グラム以上の取り組みについて、これについてお伺いしたいと思います。

20年間にわたりアメリカで医療活動をしていたバーキット博士は、イギリスに帰国後あることに気づきました。イギリスやアメリカの病院のベッドのほとんどで、アフリカでは全く見かけない病気の患者によって占められているということに気がつきました。

その後、研究を重ねある真実にたどり着きました。西洋諸国において共通して起こっている病気は炭水化物から食物繊維を取り除いてしまったことに起因していることに気がつきました。例えば、玄米を白米にするとか、精製された小麦、パン、麺類、これを食べていると。食生活の欧米化、つまり食物繊維の摂取量の減少が糖尿病、心臓病、大腸がんなどの病気の引き金になっていたということに気がつきました。

日本においても、食物繊維の摂取量は減少傾向にあります。昭和20年代は20グラムから25グラムとっていましたが、今は14グラムしかとっていなくなりました。そのせいで若い女性の便秘がふえているというようなことも聞いております。

今、本当に必要な栄養素こそが食物繊維、最近では第3の栄養素と言われています食物繊維であります。食物繊維の働きは生活習慣病を予防するのに欠かせない大切な食材でございます。

食物繊維の主な働きは7つぐらいあります。

1、便秘の改善、排便力アップ、便秘解消。

2、腸内環境を改善する、善玉菌をふやす。

食べ過ぎを予防する、肥満を防ぐ。

血糖値の上昇を抑える、糖尿病の予防をする。

血中コレステロールの正常化、動脈硬化の予防になる。

吸着作用、悪玉菌や発がん物質の排泄を促す。

免疫力を高める、腸内の活性化、がんの予防にもなるということです。

それで、まず食物繊維の多いものを食べると自然にそしゃく回数がふえる。すると唾液の分泌量がふえ、唾液中のたんぱく質がバリアのようなものを歯の表面に形成して歯を保護、虫歯の予防にもつながります。よくかむことは、脳の活性化や小顔効果も期待できます。

小腸に物が送られてきますと、消化・吸収を遅らせることにより急激な血糖値の上昇を防いだり、油っこいものを食べてもコレステロールや中性脂肪がたまりにくくなる。さらに、腸内のコレステロールを体外に排出する性質もあります。

大腸に行きますと、消化されにくい食物繊維がそのまま便の材料となって、便のかさを増します。腸壁が自然に刺激され、排泄が促進され古い便がたまりにくくなり、善玉菌を元気にして腸内を活性化、それが免疫力アップにつながります。

食物繊維には水溶性食物繊維と不溶性食物繊維があり、1つの食品の中で理想比率は不溶性と水溶性が2対1であり、キウイ、アボカド、納豆、オクラ、ライ麦等が非常に理想的な食材になっております。特に便秘対策に有効でございます。善玉菌のえさになるよい食材としては、水溶性食物繊維のアボカド、海藻類、根菜類などがあります。食物繊維の多い主な食材は、抹茶、大麦、ニンニク、ゴボウ、アーモンド、ブロッコリー、納豆、ライ麦、オーツ麦などがあります。

食物繊維で死亡リスクが低下。食物繊維で高齢者の病気リスクが減少。

食物繊維は腸内細菌の餌になる大切な栄養です。腸内細菌そうが作り出す腸内環境は免疫をつかさどる健康のかなめでございます。それなのに先進国の人々は高脂肪、高糖質食に傾き、食物繊維摂取量は奨励される量の半分ほどなのが現状でございます。幾ら乳酸菌を摂取しても、外から来た菌は定着しません。もともとおなかの中にいる腸内細菌を元気にするためには、その餌になる、なおかつ腸内で不要なごみを除去してきれいにしてくれる食物繊維をしっかり摂取することが重要です。

そこで質問をいたします。このように重要な食物繊維の取り組みについて、町はどのような取り組みをしているかお伺いいたします。

○議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

○健康福祉課長（塩川利夫君） それでは、今の御質問についてお答えしたいと思います。

日本人の食事摂取基準2015年版では、食物繊維の目標摂取量は18歳から69歳までは、男性20グラム以上、女性18グラム以上を推奨しておりますが、平成28年度県民健康・栄養調査結果では、20歳以上の食物繊維摂取量は男性が14.57グラム、女性14.40グラムであり、国の示す目標量には達していません。

御指摘のとおり、食物繊維の働きは多岐にわたり、生活習慣病、特に肥満や糖尿病、脂質異常症等の予防には食物繊維の働きが大切となります。しかしながら、胃腸に疾患がある方などには、たくさんの食物繊維を摂取することは負担となるため、健診結果等を見ながら個人に合わせて保健指導を実施しております。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） いろいろ個人によって健康指導をしているということで、食物繊維摂取といっても、なかなかわかりにくいですね。個人で、そしたら、俺はどのくらい食物繊維を1日摂取するかというのは、なかなかわかりづらいので、簡単に私は食物繊維がとれているかどうかチェックする簡易リストもあります。そういうのは、項目が5点ぐらいで、それが3点以下なら食物繊維がとれていないというようなチェックリストもありますので、そういう具体的に、町民の全ての人が、食物繊維が大切なのがわかるということも周知すると同時に、実際とれているかどうかということ自分でチェックするようなことを、簡易表を広報なんかで掲載していただければよいのではないかなというふうに思います。

そこで、簡易方法の食物の分量を計算する目安として、食物繊維1カップ法というものが書いている先生がいるのですが、これも非常にわかりやすいなというふうに思っています。ですから、さっき広報でいろいろ周知していくというようなことがあるので、簡単に食物繊維のとっている量をチェックするような簡易方法も掲載していただければいいと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 塩川健康福祉課長。

○健康福祉課長（塩川利夫君） この件でございますけれども、生活習慣病予防の視点から、食材の選択をする上でおよその食物繊維量を知ることは有効であります。しかしながら、使う食材によって1カップの内容量や食物繊維の量は異なるため、それを覚えるのは難しいと考えております。食物繊維1カップ法についての周知・啓発については差し控えたいと思っ

ております。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） いろいろ難しい点もあると思います。行政においてはですね。

だけど、一応参考資料見ていただきたいと思うのですが、また皆さんも参考にしてもらいたいと思いますが、参考資料の図が薄くてわからないと思うのですが、何しろ200ccのコップの中に材料を刻んだりいろいろして200グラムに達すると、この参考資料2 - 2で見てもらいますと、ゴボウを200グラム、1カップあたりにみじん切りにして入れると重量が110グラムで食物繊維が6.3グラムと。それで水溶性が2.5グラムの不溶性が3.8グラム、エネルギーが72キロカロリーと、こういう形で、その半分ならばということで、こういう例が、表がありますので、こういうのも自分でその食物繊維量を必要な分だけとると。余り取り過ぎると問題もあるし、病気の人もあると思うんですが、普通の一般の人の、特に20代から40代の人の食生活が欧米化しているということで、食物繊維が足りないよということもありますので、こういう表も簡易表ではございますけれども、これを見ると資料を参考に見ると、食物繊維が多いものがあります。

特に必要なものは大豆です。豆類に非常に食物繊維が多いので、豆類を食べて、ある程度とると食物繊維というのは、ある程度それにプラスすればいいと思うので、大豆とか納豆、おから、豆類、これを非常にとるとということが、たんぱく質もとれるし、大豆というのは非常に宝の山の食材だなというふうに思います。この辺も参考に、ひとつまた広報等、もっとこの表ではなくて、参考に、簡易的に自分の摂取量が目安としてとれているかどうかというものはできれば載せていただければありがたいと思います。

それでは、食物繊維については、重要性を十分周知していただきたいというふうに思います。

それでは、次に移っていききたいと思います。

それでは、保小中一貫型教育について御質問いたしたいと思います。

保小中一貫型教育については、内容的には先般ちょっと提示された中で、まだ内容が固まっていないということの中でございますけれども、一応質問させていただきます。

1 番目は、なぜ今一貫型教育なのか、なぜこの教育が今必要なのか。どんなような背景でこの一貫型教育が出てきたのか。また一貫型教育と中・小連携との違いは何かについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、連携についてであります。例えば、中学校の文化祭に小学校6年生が見学に行くとか、あるいは小学校1年生が保育園の年長さんのお世話をしたりなど、園児・児童・生徒の体験や交流、保・小や小・中の先生の連絡会などです。頻繁に校種間でつながりはあるものの、一貫して学びをつなげ、切れ目のない教育をしていくというものではありません。

それに対して一貫型教育では、中学校卒業の15歳の出口をゴールとして位置づけ、そこに向けて各学校・園・各学年の段階でつけるべき資質・能力を明らかにし、しっかり力をつけていこう、つまりつまずきや学び残しを出さず、確実に力をつけようというものであります。

保育園、小学校、中学校も、それぞれ先生方に頑張ってもらっていることを、今度は15年間というスパンを意識して目の前の子供を捉え、ゴールを目指して指導していこうとするものであります。

また、新しい学習指導要領、保育指針にも、保・小の接続の充実、小・中の接続の充実、中・高の接続の充実が新たな項目として加えられました。でありますので、保・小・中の先生方でそれぞれの段階の育ちについて語り合う共通基盤ともなるわけであります。

以上であります。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○6番（和澤忠志君） 一貫型の内容はわかりましたけれども、なぜその一貫型教育が今後重要になってくるかという背景ですね、日本の社会が全世界的に変換期に来ているということでIT化が進み、ロボット化が進み、人間の仕事はどうなるんだと、単なる労働者の仕事はなくなっていってしまうということで、そういう今後の社会の情勢、世界の中で人間が持てる資質を変えていかなければいけないのではないかと背景になっているような気もするんですが、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 今おっしゃるとおり、確かに10年後、20年後の社会、職業がどう変わるかということが今非常に問われております。今の職業の約6割、7割がなくなって、新しい職業が生まれるのではないかと、そういう見方も多くの方がされております。そんな中で子供たちが10年後、20年後、どういう資質、力を持っていかなければいけないかということが、これから一番考えなくてはいけない問題であります。

やはり今習った知識をどういうふう to 実際の生活の場、職業の場で生かすことができるか、そういうやはりあるものをどういうふう to 生かすか、使うか、養うかが一番大切なことと考えております。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） これは後の質問にもかかわってくるんですが、ここはここにしていたいて、次の質問、前回の回答とちょっとダブっているんですけども、それでは、この一貫型教育というものの授業内容は、今までと違う点は何かということで、先ほどもお聞きしたのですが、グローバル化の時代の中でどのような子供を育てたいかということが問題になってきていると思います。いろいろこの間の話だと、教育大綱だの地域の学問所の関係とかいろいろなことがあって、なかなか一口にどんな子供を育てたいかというのは、非常にわかりづらいということなので、やはり町民に最終的にゼロ歳から15歳までに、目標としてはどんな子供を育てるのかということが一口にやはり簡単明瞭に言ってもらわないと、何かしなやかな、柔軟な、何とかかんとかと言っても、非常にわかりづらいということなので、もっと簡単に一口に最終の教育の一貫型教育の最終目標を、どんな子供を育てたいかというのを一口にちょっと言えないでしょうかということです。よろしくお願いします。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） ちょっと周りから話をさせていただきますが、まず授業の関係でございますけれども、現状ではこれからも授業内容が変わるということはございません。ただ今までとは違う点というのは、例えば小学校3年生の担任が算数の授業をしているとすると、この内容が4年生以降、中学3年生まで資質・能力としてどのようにつながっているかの意識をしたり、あるいは小学校2年生までにどのような資質・能力をつけてきたかを考えながら授業をしたりしていくということであります。

喫緊では、中学校の英語の先生が小学校5・6年の英語で、どのような学習をしてどのような力をつけてきたかを知っておく必要があるということが挙げられます。新しい学習指導要領で求められている「主体的、対話的で深い学び」という点では、教育の方法について保・小・中の連続が必要になってきます。

授業内容につきましては、今後、一貫型を目指した教育課程の編成ということで、現場の先生方に研究・研修をしていただきたいと思いますと考えております。

どのような子供を育てたいかについてでございますけれども、教育大綱の理念のとおりで

ありますが、究極的には自立できる子供を目指していきたいと思います。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） どのように変わるかということに対して、余り変わらないんだということで、今までの授業をよりつながりを深く持って、一つの目標を持って、落ちこぼれのないように、そういうことでやっていくということですが、余り変わりがないというのが非常に私、違和感がありまして、この教育というのが、考え方が何か学習要領を見ると大きく変わっていくものだなと。

この間、ちょっと教育長も言いましたけれども、今までは、まだ先生が大体授業の内容を決めて、結論まで方向づけを決めて、それで子供にその段階を教えて、子供も一つの回答を出すというような学習の仕方から、今度は、要は生徒の自主性を重んじて、先生は 1 から 2 ぐらいを、最初の課題を与えて、後の問題解決に取り組むのは生徒たちが自分たちでグループミーティングして、いろいろやって、それで回答は多様性のあると、いろいろな回答が出るんだということで学びをしていくんだというふうな説もありますけれども、そういうことになれば大きく変わるのではないかなと。受動的から能動的、受動的な学習から能動的な学習に変わっていくというふうに思われるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 体系的な形では変わらないというふうに申しました。

今の和澤議員さんが言われるような内容につきましては、これから、まずは先生の意識改革ということになるかと思います。それは今までやってきたものを全て変えるということではなくて、考え方をどうするかということであります。

今、やはり教科書をここまで必ずやらなければいけないという、そんな方向性が強いようでありますけれども、まず、教科書についての中身をよく先生たちが勉強をしていただきまして、子供たちに教えるというよりも、子供たちが自主的に学ぶ、この力をどういうふうにつけていくかということがこれから非常に大切なことかと思います。答えは多分、幾つかあるという、そういう想定の中で、子供たちのいかに考え方を引き出すことができるか、先生がいかに待てるか、これがこれからの大きな教育の特質かなというふうに思います。

子供たちが主体で、先生が後ろにいて、子供たちがグループ討議をしながら学んでいく、そんな形態にこれからどんどん広がってくると思います。

そんなことを今考えていくために、学校の先生、それから保育園の園長を主体とした話し合いの機会を持ちながら、その両方で話をしているという段階であります。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） そういうわけで、非常にある意味で言えば学校教育、先生たちにとっては、従来の授業よりも大きく変わっていくのではないかなというふうに思われます。

そこで、教育長の言うように、先生たちの意識改革がまず大事だというふうに言われているわけでございますけれども、先生たちの意識改革、これをどのように池田町のほうのプロジェクトでしていくのかというのは、これから段取りがあると思いますけれども、そういうことで非常に教育内容がほとんど変わらないのではなくて、やはり変わっていくということなので、これはやはり非常に革命に近いぐらいの教育が変わるのかなというふうに思っております。

そういうことで、ぜひそこら辺について、先生方が中心で現場で変えていくわけですから、先生たちの意識改革をしっかりといただいて、その中で一つの目標に従って、よい子供を育てることが必要だと思いますので、先生たちの意識改革、研修、仲間づくり、池田の教育について何が今足りないのか、こういう子供に育てたいと、最終的には自立する子供ということの目標を持つように、よく研修、先生たちの意識改革を進むようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

保・小・中一貫型の教育運営委員会の準備会の長は誰になるのでしょうか。リーダーの選定と組織が大切であると思います。特に長期間にわたりますから、これから非常にいろいろなそういう新しい形に変えていくわけですから、内容が非常に濃いということで、小中一貫型でも、やはり今の 6・3・3 制を、5・4 制に変えるとかいうことも含んでいると思いますし、いろいろな形で、中にはどのような教育をしていくためには、今の町の小学校、保育園のあり方を当然考えていかなければいけないような、非常にボリュームの大きな委員会ではないかなと私は思っていますので、これについての組織づくりについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 今回の改革につきましては、教育委員会等トップダウンの改革ということではなくて、園や学校の内からの改革を目指しております。そのために園長先生、校

長先生方のリーダーシップが重要となってきます。教職員は3年から5年で異動をし、毎年新たな職員が赴任をしてきます。その都度、一環型教育がぶれないように、教職員用のガイドラインを作成をし、新任の先生方には年度当初に御理解をいただけるようにしたいと考えております。

また、保育実践、授業実践の充実を図るために各学校・園の研究主任の会を考えたり、教頭先生方には合同研修会の計画を立てていただいたり、ミドルリーダーを中心にした組織づくりも考えております。

専属のスタッフにつきましては、現在は学校保育課の職員が2名体制で当たっているという状況であります。

以上です。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

○6番（和澤忠志君） 非常に運営する事務局というのは大変な労力といろいろな苦勞をするわけでございます。2人だけでいいのかどうか、立ち上げは2人でもいいとは思いますが、内容によってはみんなで協力していくようにはなっていると思いますが、専属スタッフが必要ならば、順次ふやしていく必要があると思いますので、その点も考えていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問4、いずれにしても一貫型教育ということになれば、人口減少の中で、特に少子化が問題になっております。そういうことで、ことしの子供の出産数が30何名ぐらいとか何か言われております。そういう中で、これから5年後、10年後、本当に池田町の一貫教育の姿、また設備のあり方を考えていくと、最終的には5年後、10年後、ことし35人生まれたとすると、その人が小学校へ上がるには6年後でございますから、それで来年も35人以下だとすれば、当然、六、七年後、保育園・小学校のあり方というのは変わってくると思います。そういうことで、池田町の10年後のあり方を考えると、少なくとも池田町は保育園が1つ、小学校が1つということで、しかもそれは校長が1人で、全て保育園から中学まで一貫した教育をしていくというのが望ましいというふうに考えますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） これは何回も申していますとおり、今現在での、各学校、園の施設

をスタート考えていきたいと思います。当然これから少子化になって困ることが非常に出てくると思いますので、それにつきましても少子化対策をどういうふうにするべきかということとはしっかり考えながら、基本的には現在の施設を生かすべき方向で考えていきたいと思います。

校長先生が1人というのは、義務教育学校という、そういう新しい制度でありますけれども、池田町の場合は、あくまでも小学校・中学校を1つにするということではなく、園を1つにするということでもなく、基本的には園・小学校・中学校それぞれの施設の中で連携、協力をしながら理念をともにするという、そんな方向性になるかというふうに思っていますので、当然少子化の問題については、これからも非常に喫緊の問題ですので、慎重に検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔6番 和澤忠志君 登壇〕

○6番（和澤忠志君） 大分時間も来ているんですが、ちょっと教育長にお尋ねしたいんですが、35人以上で今2クラスですか。これが34人とか33人しかことし生まれなければ、では6年後の小学校の入学はどうなるんでしょうか。例えば1クラスしか認めないとすれば、池田小学校に30人来るのか、会染小学校に30人にまとめるのか、あるいはそういうことをしないで、お互いに会染小学校15人、池田小学校10人という形でクラス、学校を存続していくのか、そこら辺についてのお伺い、県とか国の指導はどうなっているのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 国も統合するという姿勢は強くは打ち出していないと思います。効率化と、それからやはり一人一人の子供を見られるかどうか、こういう視点が大事になってきています。外国では結構少人数でやっている学校が多いと思います。20人以下という学校もいっぱいあります。

日本のほうが逆に見れば、35人というのは非常に多いというのが外国と比べての状況であります。やはり少人数になりますと、子供一人一人を先生がきめ細かに見られるという、そういう大きなメリットがあります。ただ、競争とかよく言われる、そういうことも大人数がいいということもありますので、一概にどちらがいいかというふうには言えないと思いますけれども、基本的には池田町は、複式学級にまでなってしまうと非常に大変でございますので、これは本当に早急に考えなければいけない問題でありますけれども、やはり1学年1学

級になってからも、やはりそれはいかに子供たちが教師と触れ合う機会があるということに
大事にしながら考えていけばというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） それでは、いずれにしても 4 番目の質問の中で、統合の問題について
をお聞きしているんですが、いずれにしても、町長も盛んに少子化で困った、困ったと言っ
ていますけれども、前回、三、四年前の地方創生のときに、子供の数がどうなるんだかとい
う話をしたときに、確か教育長は 70 人にしていきたいという希望を持っていたんですが、現
実は 30 人ぐらいに下がっていると。その理想と現実が大分違っているということで、やはり
現状の認識の中で、本当に小学校・保育園の統一というものは、これ教育長みずからやるこ
とはできないと思います。学校の先生だって、自分たちの職が首になるからそんなことを統
一するなんて誰も言わないということで、やはりそうはいっても町民の皆さんは、やはり 30
人ぐらいになれば、効率と言うと語弊がありますが、子供を育てるには同じところで
同じ先生がいて、こうやったのが育てやすいのではないかなというふうに思います。

ぜひ今の学校の活性化の 34 年のあれの中でも検討するようになっていきますけれども、それ
は検討できないのではないかなと思うので、別に、保育園・小学校の人数の、来年も 30 人ぐ
らいで、35 人以下だとすれば、町に統合の検討、教育のあり方の統合委員会をつくって検討
していく時期だと思いますけれども、そこら辺についてのちょっとお考えをお伺ひしたいと
思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） これは非常に難しい問題でありますので、これは避けては通れない
問題であります。どんなふうにこれを検討したかというのは、私も今ははっきり言えませ
んので、これから教育委員会の中で、まずは教育委員会の中で委員の皆様の意見を聞きながら
大事に考えて、将来的には子供たちが一番いい環境はどれかということを中心に考えていき
たいと思いますので、これからの課題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願
ひいたします。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） 時期は来たと思いますので、教育長としては、そういう自分の方針、

教育から見て、やはりみんなで考えるのではなくて、今の状況を考えたらこうあるべき姿というものを持っていたきたいというふうに思います。

それでは、時間がないので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

認定こども園の給食を和食中心に切り替えたらどうかということで、「いただきます」という福岡県の園の上映会の内容がありますので、これを教育委員会で上映するように検討していただきたいと思います。この和食に切りかえると、玄米を中心に毎日玄米、納豆を食べているこの保育園、高取保育園でございますけれども、本当にその中で健康を保つために、その高取保育園ははだしで飛んでいっているということで、健康で御飯は玄米を食べていまして、100回かんでからいただきますということで、非常に見学が多い保育園だというふうに聞いています。それで、毎月100キロのみそをつくっているということなので、中学校・小学校は学校給食センターがありますので、ちょっと松川村と一緒になので保育園は池田町独自で和食に切りかえることができると思います。ぜひこの検討をお願いしたいと思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 池田町の保育園の献立を見ますと、カレーライス、あるいはハンバーグなどのメニューはあるわけでありましてけれども、献立のほとんどはツナ納豆、すまし汁、煮豆、ごま酢あえ、カボチャの甘煮等、ほとんどが和食でありますので、この辺は改善ということでなくて、現在も和食で子供たちは食べているということで御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（那須博天君） 和澤議員。

〔 6 番 和澤忠志君 登壇 〕

○ 6 番（和澤忠志君） 和食といっても、食べ物が和食ということではなくて、和食というのは和食の文化、精神ですね、そういうものを培わなければいけないということで、和食の文化というものは、やはり感謝するということだと思います。食べ物について感謝するということで、よくかんで食べるということで、本当に池田保育園は何回かむようにしているんでしょうかということもありますけれども、それは時間がないのでいいにしても、よくかむと。何しろ小さいときからよくかむ、これは言いますけれども、口腔機能というのがありますけれども、本当に二十の歯科検診もやっていますけれども、本当に小さいときからかむということになれば消化もいいし、食べたものをよく吸収するということで、非常に体にいいということなので、ぜひ和食の精神を取り入れていってもらうような教育、食べ物は和食だけ

ども、体は洋食だということではなくて、精神も和食というものに感謝しながら食べるということで、一つの例でございますけれども、北海道の当麻町というところで、食の地域おこしということをやっております、食育ということで、これは町で2町歩ぐらいの田んぼを用意しまして、そこでみんなで米づくりをするということで、田植えの時期には地域の人のボランティアが170人来て、それで米を植えて、それから育てて収穫して、それを全部保育園、小学校、中学の給食に使うということなので、ぜひそこら辺を参考にしてよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（那須博天君） 和澤議員の質問は終了いたしました。

以上で和澤議員の質問は終了といたします。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（那須博天君） 休憩前を閉じ再開いたします。

なお、6番の和澤忠志議員、所用のため午後の会議欠席との届け出がございました。

矢 口 新 平 君

○議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

8番に、4番の矢口新平議員。

矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

○4番（矢口新平君） こんにちは。食物繊維の話を聞きまして、私も納豆を今食べてきました。とてもよい質問ができるかと思っています。

それでは、平成30年9月定例議会一般質問をさせていただきます。4番、矢口新平です。よろしく申し上げます。

ふるさと納税について、保小中一貫教育について、指定管理について、3点質問させていただきます。

まず、初めに、ふるさと納税について。

池田町としてことしの9月までのふるさと納税の状況と残りの対策はということで、2017年度池田町ふるさと納税の寄附額は8月現在2,050万円ということで、対前年比が20%減で返礼品の寄附額の占める割合は45%から34%に減らしたということです。

近隣の町村を見ますと、松川村はことしの8月で4,293万5,000円ふるさと納税がありました。対前年比でいうと10%減ということで、白馬村は2億1,117万5,000円、小谷村24億2,407万3,000円となり、ほかの77市町村比べてみても、池田町は大分少ない最下位のほうではないかと見ました。

白馬村では返礼品、16年度34%から17年度は28%に下げても6%の伸び、松川村も16年度43%で17年度30%下げても10%の減でありました。長野県全体では調達額が134億円ということで、池田町としてのふるさと納税に対する取り組みをまずはお聞きをします。

それと、隣の人口3,000人の生坂村に限っては1,908万7,000円の寄附があり、返戻金は14%でした。ということは、返礼品でふるさと納税をしない人もいたという、そういうような理解ができるのではないかと思います。

行き過ぎた返礼品の競争を是正するために、30%以下に抑えるようにことしの4月から要請をされ、一定の影響を受けたとは見られますが、全国的に換金率の高い返礼品を見直さなかった自治体は寄附が集中した傾向にあるという見解でございます。

まずは、この池田町のふるさと納税に対する取り組みと、その金額等々、その姿勢をちょっとお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

〔企画政策課長 小田切 隆君 登壇〕

○企画政策課長（小田切 隆君） それでは、ただいまの矢口新平議員の質問にお答えしたいと思います。

まずは、その総務省通達ということでございますが、この影響は少なからずあったかなと思っております。中でもお米の返礼率を50%にして成功したという事例もございますし、時計が地場産業のところでは、引き続き好調だともお聞きしておりますので、率もさることながら、その中身にも差が生じたのかなと思っております。

それと、もう一例出てまいりましたのが、この夏甲子園で大活躍しまして、全国的にその

名が有名になりました金足農業高校でございますが、ここにあります秋田市につきましては、その影響からか、たった4日間で全国から140万円を超えるふるさと納税があったということがございますので、知名度というのも非常に大きな要素となってきたということになっております。

当町におきまして、最近、返礼品を見直しまして、3品目追加しまして、今現在でありますのが、19種類63品目というものを扱っておりますけれども、なかなか実績には結びつかないというのが実情であります。

次に、8月末現在での比較ということをしてみましたけれども、昨年の8月末現在では433万円の寄附がございました。それに対しまして本年度は285万円ということでございまして、148万円の落ち込みがもう既にあったということになっております。これは、原因ははっきりしておりまして、昨年出されました総務省通達が出た後、5月と6月に特にその駆け込み需要があったためということで推測しております。

ちなみに平成28年度と今年度平成30年度の差を見てみますと、その差が38万円に縮まっているということでありますので、やはりこの説は実証されたのかなと思っております。

しかしながら、こうした現状をただ手をこまねているわけにもいきませんので、私どもとしましても、こうした結果を分析をさせていただきます。

その結果、出された結果の一つとしまして、現在委託しておりますポータルサイト、これはふるさとチョイスでございますが、ここに問題があったというわけではないのですが、このサイトに非常に全国から多くの自治体が登録をしております、どうも池田町は其中で埋もれてしまっている感があるということで、新たなプロモーション活動を展開していかなければならないと判断をさせていただきました。

この結果を受けまして、8月にプロポーザルを行いまして、新たなポータルサイトを追加をいたしまして、これが「さとふる」という会社でございますが、ここと新規に契約をいたしました。このさとふるという会社につきましては、ソフトバンクが100%出資する会社でございまして、同社が全国的に広げておりますネットワークに今後大きな期待を寄せているところであります。

また、今回の見直しにあわせまして、その納税方法につきましてもチェックをいたしまして、これも改善をいたしました。従来は、このふるさと納税をやるには、クレジット決済、郵便振替及び現金のこの3種類でしか対応してございせんでしたが、これに加えてコンビニ決済とネットバンキング、これらも利用可能としまして、その利便性を大きく図

ろうということで、修正を図っております。

いずれにしても、21日の議員協議会におきまして、資料を提出いたしまして詳しく制させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

○4番（矢口新平君） ありがとうございました。

今の課長の答弁の中に、何かヒントがないのかなと思って聞いていましたけれども、まずは、ネットのポータルサイト、さとふる、構いませんが、我々は検索するときに池田町と検索するでしょう。そうすると「いけだちょう」のほうへ引きずられてしまうんだよね。ということは、今課長言われたとおり、要するに「いけだまち」という呼び方をするのは、これは長野県が多くて、県外はほとんど「いけだちょう」になっちゃうわけ。だから、ネットで、さとふるでもポータルサイトでもいいんだけど、この町に寄附をしたいなと思う人もなかなかたどり着けないという現状、これはあると思うんですよ。

ということは、池田町は大きくいうと、余り知られていない町だと、ちょっと話が飛んで本当に失礼なんですけど、池田町40万人超えの観光客が来ていると、それでは1人当たり幾ら落としたんだろう、400円、500円の世界ですよ。ということは、池田町に来ているわけではなくて通過の、たまたま黒部ダム、小谷村、白馬村に行くときの通過の町に過ぎなくて、自動販売機でジュースを買って、トイレに寄って、それで行く程度が、これ池田町の把握している観光客なんだよね。我々がどこか、どこだろうな、どこに行ってもおみやげなり買っただけでも1,000円、2,000円は買いますよね。ということは、池田町は本当は観光の町ではない。

それともう一つ、先ほどから言っている、要するに県外の人が池田町というのを認識をしていないと。これが一番の私は原因だと思うんですが、小田切課長、どのように思いますか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） 私どももそういった見解でありますので、どうしてもやはり埋もれてしまうという表現は、そういった意味合いで申し上げておりますので、ですから、そこから脱皮するには、新たなプロモーション活動が必要と申し上げておりますので、そういう面では、矢口議員と丸っきり同じ見解と思っております。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 4 番（矢口新平君） ありがとうございます。

これは町長にも言いたいんですけれども、本当に池田町は今までハーブだ云々と大きなお金、あるいは大きな設備をかけていますけれども、これハーブももう20年前からやって、全国津々浦々でハーブをやっているわけ。だから、ハーブでもって、ふるさと納税は多分難しいのではないかなというのは、私の見解で思います。

本当に池田らしさというか池田色というのが何もないんだよね。それと、「いけだちょう」という検索をされてしまうと、岐阜県なりに飛んでいってしまうわけ。「いけだまち」というのは本当にこの近辺の人たちだけが認識をしているだけで、南信やもう北信に行ったら「いけだまち」ってわからないですよ。よっぽど、犯罪だとかそういうのがない限りは、本当に有名じゃないという、その認識をまず持たなければ、このふるさと納税というのはだめだと思うんです。

まず、問題点は知名度が低いということが、これ一番。それと、要するに特徴がない。はっきり、これは言わせていただきますけれども、特徴がなくして知名度がなかったら誰も池田町にしませんよ。どうして、では小田切課長、これ1つ聞きたいんですが、小谷村は24億円という莫大な納税をもらっているわけ。簡単に我々が考えると12億円くらいは、これ目的でいただくのを含め、全額ではないけれども、このうちの半分は、村長、町長の腹でもってこれ使えるわけ。その辺、どのように思いますか。

○ 議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○ 企画政策課長（小田切 隆君） まず、大北管内の状況から申し上げますと、真っ先にこのふるさと納税が出てスタートダッシュに成功したのは、白馬村でありました。もう白馬村は早い段階で5,000万円、6,000万円という納税がございまして、1億円に到達したのは真っ先に白馬村でありました。その理由は、やはり世界に通じるスキーリゾート白馬というのがやはり知名度があったということでございますし、またその返礼品もスキー場のリフト券でありますとか、ラフティングの体験券だとかいったもので、いわゆる普通のお米だ、リンゴだというようなものとはまた違ったものの返礼品の魅力があったのかなと思っております。

そのうちに小谷村では、これもさんざん新聞報道でされておりますが、モンベルのポイント制を導入しまして、それによって一挙に小谷村が伸びてきたということでございます。ですから、そうしたやはり返礼品の中の問題というものも非常に大きかったかなと思いますし、プラス知名度ということもございしますので、そういった状況では、ちょっと池田町は太刀打

ちができなかったということがあろうかと思います。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 4 番（矢口新平君） ありがとうございます。

小田切課長は適切に捉えられていると思います。飯田市なんかは極端に減った本当の一例だと思うんですが、そういう中で、これからでは池田町は、そのふるさと納税に対してどのような取り組みをしていくのか。今までの延長だと全く同じだと思うんです。他町村もまた努力をしますので、だから追いかけてごっこになって、池田町は長野県でも下のほうに2,000万円くらいで推移していいのか、その辺も含めて思います。

それと、今5,500万円ぐらいですか。今若干今回保育園のエアコン等に使う予定だと思うんですが、あと5,000万円くらいはあると思うんですよ。その全部が町長の一存で使える金額ではないと思うのですが、ぜひ、この少ない、少ないのか多いのかちょっとわかりませんが、そのお金はためておくのではなくて、これから先有効な投資に使っていくのが筋ではないかと思います。いい例が小・中学校に使うエアコンの試算で2億円かかった中で、県費と国とどのくらいの補助があるかわかりませんが、それを使っていくというのも、これは一つの選択肢だと思うんですよ。だから、要するに自主財源でやる中で、これは起債すればいいわ、また10年先に延ばせばいいわではなくて、これしかないお金なんだけれども、これを有効に使うのは、私は今だと思うんですが、町長、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、今までも花とハーブの里づくり事業、あるいは保育園の運営事業、Wi-Fiステーションの設置事業、まちなか賑わい拠点施設の事業等に使ってまいりました。これから議会終わりますと、来年度の予算編成の時期に入ってまいります。その中で必要である事業には、大いにこのふるさと納税活用させていただきたいと思いますし、本当に寄附をいただいたお金でありますので、有効に、また寄附していただきました皆さんにも納得していただけるような、そんな使い方していきたいなと考えております。決してこれをため込むという気持ちはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 4 番（矢口新平君） ぜひ、また起債なんて言わないで、有効に使っていただきたい

と思います。

お聞きします。企業版のふるさと納税というのは、池田町はあるのでしょうか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） まず、この企業版のふるさと納税を受けるには、どういった目的で募集し、何に使うかということを事前に内閣府の許可を得なければならないということがあります。それで、その許可が下りた段階で初めて企業版のふるさと納税が受け入れられるということでございますので、まだ町はそれらの申請はしておりません。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

○4番（矢口新平君） その辺も含めて、ふるさと納税と、1人の担当に任せるのではなくて、みんなで前向きに向かっていってもらえば、また違う結果が出るのではないかと期待をいたします。

ぜひ本当に、もらったもの勝ちというところが、ここ3年ぐらいであったので、何回も一般質問させていただきましたが、当時の町長、今の町長、なかなかそういう嫌われることをやらないというか、50%の返礼でぱーんと出したら本当にすばらしい金額が来たかもしれない。今となっては、もうこれは結果論ですので、ぜひ池田町を知っている方の貴重な財源を有効に使って行って、なおかつ、また幾らでも皆さんが寄附をしていただけるような施策を考えていただきたいと思います。町長、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

それでは、保小中一貫教育について、質問をさせていただきます。

今まで、池田学園所の精神である「地域の子供は地域で育てる」この精神を引き継ぎ、より実践的、かつ全国的な展開のもとに、池田の子供に生きる力を育み自立する力をつけることを目的にするとあるが、どのように変わるのでしょうか。また、どのように結びつけるのかよくわからないので、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） それでは、お答えをしたいと思います。

一貫教育は15歳の出口をゴールとしております。そのときにどのような子供に育ててほしいのかについて、小・中の校長先生、保育園長先生方に池田町教育大綱をもとに検討をいただいております。その姿に基づいて、保育園ではどのような子供、小学校ではどのような子供というように、学校づくりの狙いを考えていただき、教育目標や内容の系統性を図ろうと考えております。

一番大きく変わるのは意識であります。保育士、学校の先生の意識です。それぞれの先生

が持っている考え方の上に共通する15歳で巣立ってほしい子供の将来像がのっかる、そんなイメージであります。

ですから、保育園から小学校、小学校から中学校へかわるとき、以前のことが蓄積されながら15歳のゴールを目指して、途切れない筋の通ったつながりができてきます。そのために、保育士と教職員のつながり、顔合わせを積極的に進めてまいります。また、家庭、地域、学校、行政の役割分担を明確にしたいと思います。

その中では、特に生活の基盤である家庭を重点事項に考えていきたいと思います。保育園での園生活は将来の人生をも左右する最も大切な時期と捉え、これも重要課題と考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

○4番（矢口新平君） 簡単に教えてください。これ6月以降に、私たちの前に保小中一貫ということを教育長言われまして出てきたんですけれども、これは文科省なんのでしょうか、県の教育委員会の指導で出たのでしょうか、どちらなんのでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） これは基本的には、文科省の学習指導要領の中に出ている言葉であります。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

○4番（矢口新平君） 私がちょっと疑問に思うのは、教育長の言われる理念と、要するにこの大綱、要するに文科省の出た理念の間に何か違ったものをちょっと感じてしょうがないのですが、具体的な話をすると、要するに先ほど和澤議員の中でも言われましたけれども、義務教育学校、これを要するに池田町は1つにしよう、これ将来少子化等々なって複合学級なんていう話も先ほど出ていましたけれども、それになる以前に布石を打っておいて、要するに建物はまたどちらの建物を建てるのかそういう問題は置いておいて、それぞれを別々にして、この時代とともに子供の人口が減ってきますよね。そうなったときの布石を、これ私、撲たれているような気がしてならないわけ。

それで、何か新聞の中に出ていたんですが、未来創造ゆめスクールプラン基本構想というのが、これは県の教育委員会でもそろそろ出てくる時期だというふうに言われる方もお見え

になって、施設一体型小・中一貫校、義務教育学校を1校ずつ置く。これは要するに、もうちょっと池田町より大きいベースの、人口5万人くらいのベースのところを3つくらいに区切って、その3つの義務教育学校を、将来的には3つの義務教育学校にかえていこうというこの方針のように見えてしょうがないんです。

そのとりあえず第一弾の中で保小中一貫教育というのが出てきて、その結果、その先に見えるものは子供の減少なんですよね。子供が減るということは、要するに先ほど言われた1クラス30人ではなくて、これは1・2年生は複合学級で1つのグループにしまえというようなどころまで行ったら、では統合しましょう、池田、会染1つにしましょうという、そういう持っていく方の手法のように思えてしょうがないのですが、所見だけ聞かせてください。どうでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 今のところ全くそのことは考えておりません。

多分、私の知っている範囲で義務教育学校をやっているのは、信濃町と、もしかしたら大町市の八坂、美麻あたりが義務教育学校になるかなとその程度であります。基本的には学校施設ではなくて、考え方を一緒にしたいというのが一番の狙いでありますので、学校が1つになるということではなくて、15歳までの子供たちの教え方を一つにしていきたいというのが今回の保小中一貫型の狙いでありますので、繰り返しますが、義務教育学校にするということは、今全く考えておりません。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

○4番（矢口新平君） それでは、その考え方をちょっと変えまして、要するにちょっともう一つ引っかかるのが、本当に教育を受けるのは児童なんです。教育長の話の中からは学校の先生だ、校長先生だ、園長先生だと、こういう話が出てきているんですが、主体は子供ですよ。子供から上がってきた、何ていうか自分たちの目指すもの、将来像、それを自分たちがみずから考えて判断をして、そして行動していくというのが、これ本来の教育の姿だと思うんです。

学力テストではいつも上位の、先ほども出ました秋田県。秋田県では、子供型の授業というのをやっているわけ。机に座った子が立って、あなたの意見は違うんだといって、その子のところに言いに行っても、先生は怒らないというんだよね。これ池田の学校でやったら先生は怒りますよ。座っていなさいよと。要するに子供目線で教育をしているのが秋田県の学

校の教育方針ではないのかなと。要するに、子供がみずから考えて、判断して、表現する、それが本当の一貫教育の姿ではないのかなと。

ガイドラインをつくって、ぶれない子供をつくるというけれども、子供がぶれなければいいんですよ。子供から自分がつくった中のそういうぶれないというきちんとした判断力が培われるようには、今の教育長の話の中からはちょっと理解ができないというか、あくまでもトップダウンの上から目線の施策、これは教育委員会と文科省からの要領の中の押しつけみたいなような気がして、だから、今回も何人もの議員がこの質問をしたと思うんですよ。

だから、そういう中で、次のほうにも入っていきますけれども、何ていうか美しい言葉だけではなくて、子供目線というのをもうちょっと入れていくべきだと私は思います。理念の中に、優しさとたくましさを兼ね備え、しなやかな心と身体で郷土を誇りをもって、みずから学び明るい未来を切り開く子供。どういう子供でしょうか、教えてください。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） 今、矢口議員さんが言われたことは、全く私と同じ考え方であります。ということは、私の説明不足に尽きるわけではありますが、私たちが求めているのは、今、矢口議員さんがおっしゃったことそのもの、イコールでありますので、その辺を前提にお聞きいただければありがたいかなというふうに思います。

教育大綱の中で、キーワードというのは「しなやかな心と体」、そして素心深考、この言葉を大切にしております。具体的には、友達とのかかわりがよく、考え方や対応が柔軟な頭と心、動作態度がなめらかでよく鍛えられ、弾力があってやわらかく動く体。しっかりとした自分を持ちながら、相手の意見に耳を傾け、それに呼応できる心の余裕や明確なゴールを持ち、それに向けた信念を自分と時代に合わせて形を変えていく柔軟性、頑として曲がらない鋼というよりも、大雪や強風にあっても節が柔軟に伸び縮みしながら全体が大きくしなることで衝撃を緩和する竹のイメージ、この節目が大切であります。

また、素心深考という言葉は、子供たちが毎日の生活や自然に接する中で、そこから素朴な疑問、不思議だなと感じる心を大切にしながら、そのことを楽しみながら深く最後まで考え抜く力、素直な心で深く考える、そういうことであります。これは新しい学習指導要領のアクティブラーニングという言葉に置きかえることができます。想定外の現実にあつたとき、これまでの知識、情報を駆使しながら自分で考え、判断して行動できる、そういう柔軟な対応力であります。

これらの要素を大きな柱としまして、15年かけて全ての子供に身につけてもらうために、

まず、保育園、小学校、中学校の保育士・先生がそれぞれの園、学校でやっていることを共通理解、すなわち２園３校の保育士・教師が一つの学校になるという、そんなイメージであります。具体的には、池田町教育大綱の子供の将来像を満たすために重点目標を定め、それをもとに各学校や園で経営理念や経営ビジョンを考えていただいております。

本年度は、重点目標の自分を信じ、自己の力で未来を力強く切り拓く強い意志の子供という点で、保育園では意欲のある子供、池田小学校ではみずから学ぶ子供、会染小学校では自分で考え自分で判断し、みずから行動する子供、高瀬中学校ではみずから学ぶ子供を保育園・学校づくりの狙いにしながら、主体性の発揮ということを共通項にして取り組んでいく予定であります。

以上であります。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔４番 矢口新平君 登壇〕

○４番（矢口新平君） これ平成30年度から立ち上げて平成34年度にとお聞きしていますが、これで次回、その次くらいから多分ランドデザインを作成するプロジェクトチームを作ると、こういうことを言われましたので、ぜひその辺も含めて、もうちょっと掘ったような、現実的な部分で考えていったほうがいいのではないかというふうに私は思います。

今までは庁舎内でいろいろやってきて、これで校長先生なり、その庁内プロジェクトなり、町長なり入ってランドデザインを考えていくわけなんですけど、ただ、これを受けるのは児童・子供たちですね。その子供たちのことを考えたランドデザインにしていかなければ難しいのではないのかなというふうに思います。

池田町は、池田学問所という中で、地域の子供は地域で育て、みんなという気持ちの強い町だと私は思っていますが、今までも教育委員会がやられていたことは、その要綱に沿ってやられていたと思うんです。ここで、こういうふうに一貫教育というふうに出すのだったら、もうちょっと、色のある、暖かみのある、子供たちにわかりやすい理念、あるいはやる気になるようなシステムをつくらなければだめだと思うんです。

それと、話がだいぶあれなんですけど、大町岳陽高校の卒業生にアンケートをとった中で、75%が大町市から出て行く人間だというんだよね、10年たったとき。10年たったなら100人いたら25人しか大町市にいないわけ。みんなよそへ行ってしまうわけ、県外だ。それは池田町にも言えることで、我々議員の中にも子供がいたり、親戚がいたり、兄弟がいたりしていますけれども、みんな近隣市町村に行っている人も多いわけ。たまたま土地が松川村にあった、

安曇野市にあった、松本市にあった、東京へ出た、そうすると、本当にこれだけ一生懸命、教育長初め町の職員が努力をして、しなやかな子供に育った子供たちの75%がよそに行って、たくましく生きているというのは、ちょっと抵抗があるんですが、その辺はいかなものでしょうか。

○議長（那須博天君） 平林教育長。

○教育長（平林康男君） まず、生活の基盤というのが一番基本的なことになるかと思います。雇用があるかどうか。それが大前提でございますけれども、やはりそこに大人になってからも住んでいたいという、そんな気持ちにさせるのがやはり教育の力だと思います。

それには、子供のときから池田町の自然、文化、生活習慣、そういうものの中から子供たちが池田町に対するいかに愛着心を持てるかどうか、これも教育の大きな力だと思いますので、今回の保小中一貫型の教育につきましては、ふるさとに誇りをもてる、そういうシステムができればいいかなと思います。

そして、子供たちが池田町を楽しむ、そういう気持ちをずっと持っていれば、必ず都会に出て行っても最終的にはまた戻ってきたいという、そんな気持ちに私はなるかと思うので、今回の一貫型につきましては、そこら辺も重点的に考えていきたいなというように思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

○4番（矢口新平君） 私の言ったことをちょっとでも心の中に入れておいていただければと思います。

それと、1つ、何人かの議員が質問した中で、先ほどもちょっと教育長言われましたけれども、一貫教育の中で、今グランドデザイン考えてつくりますよね。そうすると、先生たちも3年、4年、校長先生も2年くらいで移動になってしまう。それとまた教育委員会も、これから先またメンバーもかわるだろうし、そういう中で、これをマニュアル化して残していったとしても、また同じことの繰り返しが始まるわけ。新しい新任の先生が来る、はい、また顔合わせをやりましょう、このマニュアルに沿って勉強しましょうという、この繰り返しで、要するに町の職員もかわり、これで先生方もかわり、本当に、これ長期でやっていくのだったら1人筋が通った人がいて、きちんとこれをやって、ぶれないようなものを持っていかなければ、人間の判断の仕方というのはいろいろありますので、要するに学校統合の義務教育学校の一つではないかと思う私がおかしいのかわかりませんが、そういう人間も出てく

と思う。だから、やはりこれをやるんだったら、それなりの専門職で通しでやっていただける人がいなければ、これは難しいと思うのですが。町長、どうでしょう。これ難しい話なんですよ。

これ1人決めなければ、人がかわり、役職がかわりやっていたら、これまたぶれていってしまいますよ、どうでしょうか。

○議長（那須博天君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） どこの世界でもどんどん人がかわっていくことは、とめることはできません。役場でもそうですけれども、どんどん定年と同時に退職される職員の皆さんもいるわけで、そのために心を残し、文書に残し、後に継ぐ者に伝えていくということの作業が非常に大事な部分になってくるんだろうと思います。

恐らく学校でも、もう3年といえば本当に先生がどんどんかわってしまいますので、その中でつなげていくということに対してはしっかりとした姿勢で形にして残していく、それを引き継いでもらうように、また引き継ぎもしっかりしていくということで、つないでいくということが大事なことはないか。そんなふうに感じております。

1人の人を縛りつけておくというのは、しょせん不可能でありますので、人がかわっても同じ体制がとれるというのが、やはり組織の力ということになるだろうと思いますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

○4番（矢口新平君） 御理解はできませんが、一応、保小中一貫については私なりの意見を述べさせていただいて、これからも動向を見ていきたいと思います。ぜひ、悪いことではありませんので頑張っていただきたいのですが、やはり基本は、主役は子供なんです。教育委員会でも、校長先生でも、先生でもない。ぜひその辺を頭の中に入れてやっていっていただきたいと思います。お願いをいたします。それでは、終わります。

3番、指定管理について。

これで指定管理もまた来年度から1つふえるわけです。カモミール、水産物加工センターの方針は宮崎課長にお聞きしたいと思うんですが、今までの答弁の中だと、9月には方向性が出ると。みそを仕込んで、9月にはこれで終わるから、そのみその動向によってカモミールをどうするのかということをお聞きして、ここに指定管理に

ついて問題を提起させていただきました。

ハーブセンターというのは長野県、大田市、池田町、結構長いですね。そういう中で、あえて言えば玄関ですね。池田町というと、どこか目安のところはハーブセンターくらいしかないと思うんですが、その横に半分ぐらいの面積でカモミール、水産物加工センターがあって、一応4時ころにはもう閉店と。それで月曜日はお休みか、木曜日か。そういう中で、それと盆休み、正月休みはクローズと、そういう中でやっている中で、てる坊を一生懸命あけていても半分はデッドスペースなわけですね。その辺も含めて、これをどのように池田町として捉えるのかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

○産業振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、1点目の農産物加工施設の今後の方針ということでございます。

議員おっしゃられましたように、町のほうとしましても、農産物加工組合の皆さんとの話し合いを持たせていただきました。また、組合の中でも、役員会、全体会含めて検討をしていただきまして、当初、今まででございますけれども、安心・安全な地元農産物を多く皆さんに食べていただきたい、これは観光客、地域住民もあわせてでありますけれども、それと地域の子供たちに食の大切さを教えていきたいということ、また池田町の特産品でありますハーブを使った料理を紹介するという、このような目的のもとに活動を続けてきていただきました。しかし、組合としても高齢化が一番の悩みでありまして、後継者となる人材の育成も非常に厳しい状態であるということでお話をお聞きしました。

そこで、組合としては、来年度平成31年度をもって活動を休止していきたいというお話となっております。やはりみその加工の関係がございますので、本年度で加工のほうを最終として、来年それを販売をして、平成31年度には休止ということでお話を聞いておるところでございます。

また、先ほどのお話にありました農産物加工施設エルブ池田の売店、またレストランカモミール、こちらのほうにつきましては議員のおっしゃられたように、木曜日が定休日となっております。売店の営業時間は午前9時から午後3時半まで。レストランの営業につきましても午前10時から午後3時半までという営業帯となっております。これは農家女性の皆さんの仕事の場という形の中で、営業時間が若干通常のお店と違って短くなってきておる状況でございます。今の点につきましては、2点について答弁をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 4 番（矢口新平君） 平成31年度 3 月をもって休止とお聞きしました。

これはやはり町は譲り受けた施設ということで、あと 1 年しかないわけなんですけど、これ、どのように町としては持っていくビジョンがあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

○産業振興課長（宮崎鉄雄君） 現在、ハーブセンター、てる坊市場さんとの協定を 3 年結んでおりまして、ことしが中間年、平成31年度末までの協定となっております。ですので、平成32年度からのハーブセンター一帯の指定管理の方法等につきましては、来年秋までには、東側一帯、西側一帯、分けての指定管理の方法がいいのか、西側は一帯として管理し東側も含めての指定管理がいいのか、そこを検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 4 番（矢口新平君） 本当、いろいろ聞きたいことが山ほどあるんですが、私は、東側、西側、ハーブセンターとはまた違うと思うんだよね。加工センターとカモミールは分けたわけだ。それを何か今の答弁を聞いてみると、指定管理の終了年になる平成31年のてる坊の契約とあわせて、要するにてる坊に、おんぶに抱っこというようなふうにしかとれないんだけど、そういう中で、またこっちもお任せするというようなニュアンスに聞こえるんですが、それがいいのか悪いのかは、また次の議論だと思います。

てる坊は今指定管理で中にいます。しかし、あれは建物に対しての家賃ということで30万円の12回払い、年 2 回、そういう中で360万円というお金を払っていると思うんですが、あの建物も課長、何年たっているでしょう。20年以上でしょうか。

○議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

○産業振興課長（宮崎鉄雄君） たしか、私の記憶からすれば平成 4 年のオープンということで、もう26年が経過をしている建物であります。

○議長（那須博天君） 新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 4 番（矢口新平君） 26年たっているということで、大分老朽化というか、施設も古いし、ああやって使っていますのでいろいろ壊れるかと思うんですが、要するにあそこの場所を指定管理でてる坊さんに月30万円という家賃を設定するのであったら、これはもう26年たった

物件に対しては、前と同じ値段というのは、これはいかがなものかというのを一つ思います。

美術館の横の食堂も冬期間に関しては減免をやっていますよね。てる坊さんも当然、私も生産者で出荷している一人なんだけれども、11月から3月、4月くらいまでは何も出す物ないわけ。今は幾らか野菜を出して1万円とか8,000円とかのお金を振り込んでいただいていますけれども、これは11月、12月、1月、2月、3月に関しては、全く収穫物が無いと。そういう中でてる坊が一生懸命、いろいろな中で皆さんで考えてやっているのだったら、ちょっと減免をしてもいいのではないかというのを、私も毎日農家で野菜を出しに行くたびに思うんだよね。今はもう、ナスも本当に山ほど100円ですよ、110円とか、そのあれが山ほどあるけれども、夕方になるとない。でも、全部売れても3,000円とか2,000円よ。そういう商売をやっている中で、では冬場が利益を食い崩しているような気持ちもあるもので、てる坊さんは次の中に入っているけれども、育てるといえるのか、てる坊をもうちょっときちんと生かして、玄関として対応していただくんだとしたら、その辺の今まで指定管理でやっている中で、減免というの、これは一つの選択肢ではないかなと思います。

それと、要するに指定管理のあれも美術館でもそう、てる坊でもそうだけれども、いい加減の指定管理の契約なんだね。あるものがなかったり、ないものがあったり、備品についてもね。それも一回、これ前も言ったけれども精査しなければだめだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

○産業振興課長（宮崎鉄雄君） まず、1点目の使用料の関係でございます。

先ほどお話がありましたように、建物の関係も老朽化をしてきておるということでございますので、次回の指定管理者制度導入の新たな協定の中で、先ほども申しましたように、施設使用料につきましては検討をさせていただきたいと。減免という形ではなくて、使用料自体の金額の見直しは当然必要になってこようかと思っておりますので、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、協定の内容についてでございます。議員おっしゃられるように、ここへ来てつけ合わせをする中で、協定の内容の備品類等々の相違があるということがわかってまいりました。ただ、これにつきましては、協定を結ぶ当初にお互いで確認した後、協定書という形になっておりますので、そういうものが見つかり次第、協定の変更をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

- 4 番（矢口新平君） 先ほど来の町長の答弁で、これ人がかわるのは常だと、60歳定年、そういう中で26年たった建物に対して、それでは26年前誰がいたかといえば、誰もいない。

それ、私が一番危惧するのは今度はアルプス学園なんですよ。これも教育課長、これで指定管理の契約をする。これきちんとしていかないと、今度は大変なことになってしまう。だから、それも含めて指定管理というのを outsourching させていただいたんですが、きちん、きちんとか細かいところまで決めておかないと、要するに内々でやる法人ではないと思うんですよ。だから、そういう中で、やはり今度 1 つふえる指定管理に対しても、きちんとしたマニュアルが何かできちんとやっていかないと、これ町がやってくれ、こんなのは俺たちがやる部分じゃない、こんなのは決めていないから知らないよとなると思うんだよね。

だから、第三者が見ても、ああこれはあなたですよ、これはこっちですよというような振り分けのできるような指定管理をもう一回、みんな課が違うんだよね、扱っているところが。だから、それを何か一つ統一のマニュアルの中できちんとしていかないと、今までみたいな、要するにてる坊みみたいなわけには、学校法人はいかないというのをしっかり言いたいと思うんですが、小田切課長、どうですか、それ。

- 議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。
- 企画政策課長（小田切 隆君） まず、1 点誤解を解きたいと思いますが、専門学校と町の関係は指定管理という関係ではございません。あくまでも建物の賃貸借契約でございますので、その点はお間違いのないようお願いしたいと思います。

それで、しっかり細かいことまで想定しての契約という話になっておりますので、当然我々もそのつもりでおりますので、物件の賃貸借契約のほかに細かいこと、例えば避難所の場合はどうであったとか、一丁目の自治会との絡みでありますとか、そういったこと、細かいことまでは、今度は覚書というもので書面の取り交わしをしてございますので、今のところ想定できるものは、それらの中に盛り込んでいる予定でございますので、御安心をいただけたらと思っております。

- 議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔 4 番 矢口新平君 登壇 〕

- 4 番（矢口新平君） すみません、それでは、本当に、これ20年と最後に言って、長いからね。これ本当に今誰もいなくなってしまう中で、これ法人のほうで、これ施設でもきちんとしておかないと、これは町でやってくれるのではないかというようなことが起きた

ら、本当に大きな金額が突発的に出る可能性があるので、その辺も含めて言わせていただきました。

全体的に、私の思ったことを言わせてもらいましたが、本当に建設的な意見で、何とかいい町になってもらいたい、何とかいい方向に行ってもらいたいと思う中で質問させていただきました。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（那須博天君） 以上で矢口新平議員の質問は終了いたしました。

大 出 美 晴 君

○議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

9 番に、5 番の大出美晴議員。

大出議員。

〔5 番 大出美晴君 登壇〕

○5 番（大出美晴君） 5 番の大出美晴です。9 月議会一般質問をさせていただきます。

短時間で終わるような質問の中で、同僚議員からもちよこちょこと、私の質問の中で関係するようなところが答えが出ていました。ですので、また短時間の質問が余計と短くなってしまおうと思いますけれども、最後のところ、皆さんも疲れていると思いますので、短時間で終わらせたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これちょっと私の心配な部分で、一般質問で取り上げさせてもらいました。町施設の耐震と耐久性についてということで質問させていただきます。

質問の1として、町長は、既存施設のあり方をどのように考えるのかということで、現在、数多くの町管理の施設がありますが、いずれは取り壊すか何らかの処分をしていかなければならないと考えます。頻繁に使用する施設は耐震工事も行い、地震災害に備えていますが、耐震工事が施設の耐久性を向上させるものではないとしたら、施設の寿命は変わらないことになります。そうすると永遠に施設が使えるわけではなく、必ず終わりが来ます。多分、寿命を延ばすためのメンテナンスや整備を行っているとは思いますが、果たして、施設のあり方を考えた中で行っているのでしょうか。町長の真意をお聞きいたします。

○議長（那須博天君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） ただいまの大出議員の御質問にお答えをいたします。

公共の既存施設のあり方をどのように考えているかという御質問でありますけれども、議員御指摘のとおり、耐震性能は構造上の観点での結果であり、建物の寿命は使われている素材等によって算出される耐用年数で決まりますので、幾ら耐震性を有していても、永久に使用できるものではありません。

町は今までも特に利用が集中する小・中学校や保育園、体育館等、教育関係の施設には整備の手を入れてまいりました。さらに、ことしと来年の２カ年で公共施設長寿命化個別計画を策定しますので、これにより計画的なメンテナンスの判断材料が出てきます。そこにこれまでの利用状況を加味しながら、どの施設を残し、またどの施設を廃止し、池田町公共施設総管理計画で定める４％削減の対象物件の判断をしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（那須博天君） 大出議員。

〔５番 大出美晴君 登壇〕

○５番（大出美晴君） 同じことですので、質問２のほうも多分用意してあると思いますので、先に質問２のほうをお答え願ひたいと思います。

質問２として、町施設の価値はどう判断するのか。

施設ごとに一定の基準を決め事業別あるいは活動別に評価し、今現在の価値を図り将来の方向を判断すべきと考える。新しい会計制度が導入されると、町の資産がいろいろな形でクローズアップされる可能性があります。早い段階での評価と価値判断を行うべきではないのでしょうか。お願いします。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） 早いうちに評価とその価値判断をということでございますけれども、私どももやはり同様に考えております。

これには、やはり見える化といいますか数値化をする必要があると思っております。その具体的な手法が先ほど町長答弁の中にもありましたとおり、公共施設長寿命化個別計画の結果であったり、利用率であったりするわけですが、これらを参考にいたしまして評価をしてまいると思っております。

ただ、高い評価のあったものについては特に問題がないわけではありますが、低い評価の物件につきましては廃止と即刻即決するわけにもまいりませんので、町政懇談会等、町民の方

の意見もお聞きする中で判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（那須博天君） 大出議員。

〔 5 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 5 番（大出美晴君） 建物もそうですし、ほかのグラウンドとかそういうところもそうなんですけれども、主には、建物が一番心配な部分でありますし、それから、ここら辺が一番クローズアップされてくると思いますけれども、使われている、普通の住宅でもそうなんですけれども、使っているものについては寿命は長く延びると思いますが、使われなくなったものについては極端に老朽化し、あるいは破損がひどくなるというようなことが考えられます。

具体的に言うと、北保育園なんかは、今多分心配されるような部分だと思いますけれども、早急な手だて、あるいは壊すことはないと思うんですけれども、どこかに貸せるとか、そういうことは考えていますでしょうか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） まず、最初の質問の中にあつたとおり、公会計にこれらが反映されるということでございまして、特に池田町の場合は老朽化した施設が割と多いということで、これについては負のほうにカウントされてくるわけでありますので、なるべくそういう施設は抱えないほうがいいということになっております。

この古い老朽化施設の具体的な数値は、きのうの倉科議員の質問の中で総務課長が答えたとおりでありまして、4つ、5つ非常に危ない建物等もあるわけでありますが、幸いなことにそのうち使われているのはごくわずかということでございます。

そうした前段の中で、今、北保育園という言葉が出てまいりましたが、今現在、この使い道を実は一つのプロジェクトが進行してございます。これまだ発表する段階でないのも、まだ表に出ておりませんが、県のパイロット事業等も導入する中で何とか物にしていきたいというプロジェクトであります。これにつきましては、当然町の手を離れる場合がございますので、それで前回の補正でお願いしました周辺整備のそれぞれ境界の割り出し、これによって、それぞれの隣接する土地との境界をはっきりすることによって、第三者へ譲渡しても問題がないような体制については、本年度行っているということでございますので、この後利用の計画発表につきましては、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（那須博天君） 大出議員。

〔 5 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 5 番（大出美晴君） 水面下でいろいろな手だてを考えているということで、ぜひうまくい

くようにお願いをしたいと思います。

それから、もう一点、町の施設の中、大体同じような時期に建て始められた、具体的に言うと、例えば林中の地区にある多目的研修センター、それからハーブセンターも当然ですし、ハーブセンターについては木造を基調とした建て方、これも木造というのがいいのが悪いのかというところもありますし、それから、これから公会計の中でそれぞれ企業会計の部分をサポートというか補足的に使っていくというようなことの中で、減価償却も含めた中の評価というものが考えられてくるとは思いますけれども、その中で、木造であったり、鉄筋であったり、そういうものをどういう順番といいますか、評価しながら、メンテも含めて考えていくのかということ。例えば、木造のほうから先にやっていきますよとか、そういうようなことが考えがあったらお聞かせください。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） ただいまの件の具体的な対応策といたしましては、公共施設の長寿命化計画の個別計画ということになってまいります。ここで専門家の判断によりまして、その建物の傷みぐあい等も出てまいりますので、むしろその建築年だとか、構造によつての優先順位というよりは、その痛みぐあいによって優先順位が決まってくるというふうに思っております。

○議長（那須博天君） 大出議員。

〔 5 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 5 番（大出美晴君） あと1つだけお聞きしたいと思います。

今、いろいろなもの、きょうは本当に私にしては結構具体的な例を出していると思いますけれども、その中で創造館とか美術館と、それからハーブセンターについては指定管理ということになっていきますけれども、今町がこれからどんどん少子化、子供がいなくなり、人口も減ってくるという中で、そこに費やされる税金、メンテも含めて費やされる税金というものが結構ふえてくるとは思いますけれども、持っている財産・資産をどのようにうまく使うのか、町民の人たちが、すごいこれからできてくる交流センターもそうなんですけれども、どんどん使ってみんなの活動の施設になってくれればいいんですけれども、何となくそのまま忘れ去られていってしまうようなもの、創造館もそうなんですけれども、そういったところの売却とかそういうものも将来的には考えなければいけないと思いますけれども、そんなところ、今現在ではどんなふうに考えますか。

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長。

○企画政策課長（小田切 隆君） ただいまの議員のおっしゃったとおりのことが、実はこの個別計画の前段に立っております公共施設総合管理計画、ここに記載されておまして、これは町の考え方ではありますが、今後、先の人口でありますとか財政規模を考えたときに、どうしても公共施設が多過ぎると、メンテナンスに費用がかかり過ぎることが懸念されておまして、その結果４％を削減するのが望ましいという答申が出ておりますので、全ての施設を公費を投入して残すということではなく、当然残していく施設もありますけれども、やはり中にはその４％削減という中にも当てはめなければいけないという建物につきましては、廃止ということも視野に入れていかなければならないと思っております。

○議長（那須博天君） 大出議員。

〔５番 大出美晴君 登壇〕

○５番（大出美晴君） 今回は心配な部分をちょっと質問させていただきました。長寿命化計画の中で、それぞれ個別的にそれぞれの施設を判断していくということがわかりましたし、いい形で施設を利用してってもらい、無駄な税金の投入がないようにしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（那須博天君） 以上で大出美晴議員の質問は終了いたしました。

以上で一般質問の全部を終了いたします。

散会の宣告

○議長（那須博天君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 ２時１１分

平成 30 年 9 月 定例 町 議 会

(第 5 号)

平成30年9月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

平成30年9月21日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
日程第 2 認定第1号より第6号、議案第44号について、討論、採決
日程第 3 議案第48号より第52号について、討論、採決
日程第 4 議案第53号について、討論、採決
日程第 5 請願・陳情書について、討論、採決
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 諮問第1号について、上程、説明、採決
追加日程第 2 同意第4号について、上程、説明、採決
追加日程第 3 発議第6号及び発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 4 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
追加日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
追加日程第 6 議員派遣の件
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 倉 科 栄 司 君 | 2 番 | 横 澤 は ま 君 |
| 3 番 | 矢 口 稔 君 | 4 番 | 矢 口 新 平 君 |
| 5 番 | 大 出 美 晴 君 | 6 番 | 和 澤 忠 志 君 |
| 7 番 | 薄 井 孝 彦 君 | 8 番 | 服 部 久 子 君 |
| 9 番 | 櫻 井 康 人 君 | 10 番 | 立 野 泰 君 |
| 12 番 | 那 須 博 天 君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	教 育 長	平 林 康 男 君
総 務 課 長	藤 澤 宜 治 君	企画政策課長	小田切 隆 君
会計管理者兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君	住 民 課 長	矢 口 衛 君
健康福祉課長	塩 川 利 夫 君	産業振興課長	宮 崎 鉄 雄 君
建設水道課長	丸 山 善 久 君	教育保育課長	中 山 彰 博 君
生涯学習課長	倉 科 昭 二 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 蔭 奈美子 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、宮澤総務課総務係長、所用のため、欠席との届け出がありました。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

○議長（那須博天君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順といたします。

最初に、倉科栄司予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 倉科栄司君 登壇〕

○予算決算特別委員長（倉科栄司君） おはようございます。

平成30年 9 月池田町議会定例会におけます、予算決算特別委員会の総合審議の結果を報告いたします。

予算決算特別委員会の総合審議は、9 月13日木曜日、午前 9 時半より協議会室において、議員11名全員出席のもと開催いたしました。

本委員会に付託された案件は、認定 6 件、議案 6 件であります。

以下、各認定と議案の審議結果及び審査意見について報告をいたします。

認定第 1 号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度一般会計予算に対する総括的意見として、次の 3 点が指摘事項として上がりました。

平成29年度決算に対する指摘事項。

1、実質公債費比率が新たな償還が始まり、昨年より2.2%上昇し8.8%となり、さらに今後の上昇が確実視される。財政状況を見きわめ、短期ではなく 5 年くらいの長期的な実質公

債費比率の推移の見通しを立て、資料を提示しつつ慎重な行財政運営に努められたい。

2、昨年制定した職員向上計画に魂を吹き込むような職員の質の姿勢が望まれる。日々、みずからの職務姿勢を検証するとともに、さまざまな職員研修に積極的に参加し、自己研さんに努められたい。

3、社会資本総合整備交付金事業の道路改良が着々と進んでいる。この道路が共用開始となれば、町道旧県道線を中心とした交通事情は激変することが確実視されております。交通安全を最優先で進めるべく、交通の流れのシミュレーションを研究し、関係機関、関係各課との十分な協議がなされるよう希望する。

以上、3点でございます。

次に、平成29年度決算の各課への意見であります。

総務課。

消防、防災関係に精通した危機管理官の採用により、防災対策が広範にわたり大きく前進した。豪雨、地震などの大規模災害が全国的に多発しているので、防災、減災対策にさらに強化をされたい。消防団員優遇制度を検討されたい。

企画政策課。

電力供給会社の変更により、電気量削減の取り組みが前進した。町有不動産売却に積極的に取り組み、実行をあげた。移住、定住関係の補助金の創設、移住体験ツアーなど積極的に取り組んだ。町内の空き家を移住、定住に結びつけられるよう、調査研究を進め、今後の取り組みをさらに強化されたい。ふるさと応援基金の増について研究し、先進地の事例に学ぶなど取り組みを強化されたい。町民参加で美しい町づくりが進むよう、さらに研究し、取り組みを強化されたい。

住民課。

町営バスの割引回数券や定期券が利用者に浸透し、町営バス利用者が前年対比で約1万人増となった。交通弱者の足の確保のため、町営バスの日曜運航など対策を検討されたい。ごみの減量化にさらに努力をされたい。

健康福祉課。

特定健診、後期高齢者健診の増、保健指導の取り組みを評価する。地域介護予防、リハビリテーション支援事業に組み、ゴム体操、通所介護支援などで新たな前進が見られた。職員の推進計画がスタートした。若者の食生活の改善、小児生活習慣病予防などに特化した取り組みを進めるとともに、年次計画に沿った事業推進に取り組まれたい。ヤング検診、二

十の歯科検診の増員努力をされたい。

産業振興課。

ワインの里づくりに向け圃場整備が進んだ。ハーバルヘルスの取り組みが評価された。池田町産の日本酒などの海外販路が開かれた。花とハーブの里づくり推進のため、事業に対しての工夫を進めるとともに、集計促進の取り組みを強化されたい。遊休農地の増大防止のため、取り組みを強化されたい。有害鳥獣に対する取り組みをさらに強化されたい。町なかのにぎわい拠点施設が整備された。事業実績を上げるため、指導援助を強化するとともに、機会あるごとに事業実績の報告を求めたい。松くい虫の被害木の整備も含め、被害を拡大させないため、地域を挙げて県・国などの上部機関に強力に働きかけを実施されたい。中小企業振興条例円卓会議の積極的な開催に努められたい。

建設水道課。

社会資本総合整備交付金事業の道路整備事業などに取り組んだ。

教育保育課。

子供子育て総合プランの充実を図るため、組織体制も含め実行ある取り組みを進められた。数年先を見据えた保育士の確保と、さらなる処遇改善に努められたい。

生涯学習課。

地域交流センターの運営に町民の参加がスムーズに進むよう、取り組みを強化されたい。内鎌マレットゴルフ場の復活を進めるべく、抜本的な改修対策も含め検討されたい。

以上の意見が出された後、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成29年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第44号 平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について、次の意見が出されました。

池田町の水道料金が他町村に比べ高いと言われている。この根拠となっている資本改良費用を、将来負担ではなく現役世代で負担している点について、折に触れ広報などで町民にわかりやすく周知するよう望む。

挙手による採決の結果、全員の賛成で可決、認定すべきものと決しました。

続いて、平成30年度補正予算関係の総合審議の結果を報告いたします。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、次の意見が出されました。

開校が予定されている専門学校について、息の長い活動、取り組みとなるので、町民、学校、行政、議会が一体となって取り組みが進められるよう望む。

挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

なお、出されました意見、要望について、10月31日までに議長宛て文書にて回答を求めることといたしました。

以上、予算決算特別委員会の総合審議の結果について報告いたしました。

なお、総務福祉委員会、振興文教委員会のそれぞれ所管に属します予算決算特別委員会の質疑につきましては、予算決算特別委員であります各委員長より報告をいたします。

他の委員に補足がありましたら、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

審議報告を求めます。

大出美晴議員。

〔総務福祉委員長 大出美晴君 登壇〕

○総務福祉委員長（大出美晴君） おはようございます。

予算決算特別委員会における総務福祉委員会関係の審査報告をいたします。

日時、平成30年9月11日火曜日、午前9時30分。場所、役場3階協議会室。出席者、予算決算特別委員11名全員、行政側、町長ほか、総務福祉に関係する課長及び補佐、係長、議会議務局長。

説明を省略し、重立った質疑について報告いたします。

なお、言い回しにつきましては、簡潔にするため文章上変えてある場合もありますので、御了承ください。

企画政策課関係。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質問、一般競争入札における総合評価落札方式の導入について、本年度から対象工事を絞って実施していきたいという回答があったが。

答、入札方式については研究してきたが、町の業者を育成することでなるべく町内の業者に発注していく考えと、もう一方で、一般競争入札を導入し町内外から募って安いところを発注していく方法があり、池田の場合は町内の業者をなるべく使う方法を取っている。指名競争という形で地元業者を使うよう考えており、今のところ総合評価は見合わせるという状況である。

質問、池田町の会社が町外に移転するところが何件も出ているが、ぜひ残ってほしい。町の活性化や法人税にも影響があるので、町長みずからの企業訪問や対応を願いたい。

答、極力企業訪問をしているが、条件など対応できない部分があり、押さえ切れないところも確かにある。情報があればお伝え願ひ、お話をさせていただく。

質問、移住、定住のPR事業が始まったが、池田町というキーワードだけでは人は来ない。池田町のよさが、検索したときにヒットしないと意味がないがどうか。

答、移住、定住推進協議会の中でも、大きな課題の一つであり、感じている。東京、名古屋に行き、プレゼンテーションをすることで池田町の存在を知っていただく。また、口コミから広めていただいている。さらに情報発信も検討したい。

質問、Wi-Fiステーション整備事業が整備されたが、どこにあるのかわからないので、市町村名を入れたWi-Fiで宣伝効果を狙ったかどうか。

答、Wi-Fiに市町村名を入れて広くPRしていくことで、今後検討していきたい。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）

質問、企画費の関係で、専門学校開設に伴う工事請負費と土地建物の取得の説明で、謙虚で丁寧な説明が求められていると思うが、町はどのように対応していくのか。

答、説明会では池田小学校から2名の参加で、関心の薄さが出ていると思う。多くの参加をいただけるよう検討していきたい。

質問、保護者として心配だという声もある。最初の説明と大分違ってきていると感じる。また、対応するための通訳が必要ではないか。

答、当初から外国人だけとは言っていない。対応については、全て企業側で通訳を連れていっている。医者にかかる場合も企業側の対応である。町の誘致活動については、メリットがあるということから変わってきた。ここまで話が来ているので、軌道に乗せるということが最重要かと思う。

総務関係。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質問、新人の職員研修では、3カ年の職員研修を行っているが、予算から仕事の内容まで全て把握できるよう上司が一人一人職員にしっかり指導をしてほしい。

答、常日ごろから組織体制をしっかり整えていきたい。また、ふだんから目を配り注意していくよう改めて管理していきたいと考える。

質問、先進地視察を行ったと思うが、今後に生かしてほしい。職員研修で政策形成はどんなやり方をされているか。

答、長野経済研究所の方をお願いし、ワークショップ形式で将来の池田町についてみんなで意見を出し合い、まとめたという形である。

質問、職員の健康管理でストレスチェックがあるが、どんな状況か。

答、ストレスチェックは事業所に義務づけられ、常勤の一般職とフルタイムで働いている4分の3以上勤務している方が対象になることで、教育委員会の回答の人も含め183人から寄せられた。

要望、気象観測システムのPOTEKANETの運用について、スマホのアプリ等を町民の皆さんにわかりやすく説明するよう公報でお願いしたい。また、気温や雨、ゲリラ豪雨

などさまざまな状況がわかることも添える。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。

質問、一般管理費関係で、10人乗りワゴン車更新について、町外に出ることもありアピールする必要を感じる。ラッピング対応できないか。

答、ステッカーで対応していきたいと考えているが、検討したい。

質問、どのような車を予定しているか。荷物など乗せることができるグランドキャビンを提案するが。

答、その方向で、できる範囲で検討する。

質問、消防団員が苦勞されていることに對し、優遇する制度を行っている市町村があるが、検討できないか。

答、団員の高齡化と確保という課題があり、検討していただく。

質問、派遣職員給与負担金として572万円ということ、土地開発公社からの職員が来ていただく負担ということであるが、正規職員分が事実上浮いてきてしまうとか、維持できる状況にはない感じであるが、どう説明されるのか。

答、急な退職ということで、年度の中途であり苦慮したところである。その中の職員確保で臨時職員では対応ができないため、公社との話から人事異動となった。本年度をもって公社に帰っていただく。

住民課関係。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質問、戸籍住民台帳より、人口が自然減で100人減少してきているが、これについてどのように考えているか。

答、自然減で100名前後が今後も続いていくのではないかと私見として思う。急激な勢いで人口減少が起きているということは事実で、それに伴い財政の問題も絡んでくるので、財政シミュレーションを検討しているところであるが、財政的に大変な状況かとしかるべき手を打つことでさまざまな形で進めているところである。

質問、町営バス巡回線のフリー情報ができることを知らない人がいるので、時刻表の巡回線に明記してほしい。

答、フリー情報については時刻表に掲載しているが、時刻表自体が小さいのでお知らせできるように努めたい。

質問、日曜日に明科線と松川線を走らせてほしいという要望があるが、検討してほしい。

答、日曜日運航は、運行会社に状況を聞き、需要が多ければ検討し今後の課題にしていきたい。

質問、運行委託が北安観光タクシーに委託されているが、他の業者がやりたいという声があるかどうか。また、業者選定はどのように決めているか。

答、巡回線については、営業オファーを受けた業者でないとできない。その他の路線は縛りはないが、運転手もそれぞれ1人ずつ必要で、運営できる他の業者にという状況ではない。

質問、美しい町づくりにつなげるためにも、公衆トイレは点検表でチェックしていく方法も考えては。

答、今後、定期的に職員に確認するような形を取りたい。

質問、ごみ収集に関して、広津・陸郷地区と町内のごみカレンダー2種類があるが、効率的に統一化できないか。来年度に向けて工夫を願いたい。

答、統一したカレンダーは難しいと思うが、じっくり検討させていただく。

質問、町内の人口、住宅の増減によってごみ収集所のあり方を考えてほしい。

答、各自治会に説明し、集積所の統合などを投げかけ、見直したい。

認定第3号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第4号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、質疑なし。

議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

質問、国保の運営状況を教えてほしい。

答、予算に対し若干多めの支出傾向である。療養給付金の医療費支払いについては、全額県費の補填があるので、状況を見て12月に補正になるのではないかと。平成29年度から引き続き医療費は下がらない状況である。

議案第50号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑なし。

健康福祉課関係。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質問、緊急通報システムの利用者が年々減っているが、この原因は何か。

答、サービスや他のサービスとの併用と、施設への入所というところが挙げられる。

質問、子育て支援の相談3,080件あるが、どのような内容傾向か。

答、登校の渋り、反抗期の対応など相談がふえている。不登校になっているわけではない。

が、なるのではないかという相談もふえている。年齢が上がったの相談もふえ、抗鬱状態であれば医療のほうにつなげる対応をする。

質問、児童虐待、DVなど件数はふえているか。

答、増減は見られない。

質問、発達障害のような傾向がふえている状況をお聞きする。

答、発達障害に似た状況としては、その場の雰囲気を読めず落ちつきがない子供が少しふえている。

質問、全国的にがんの増加が見られるが、対応として補助金の問題や、がん対策として研修を住民にどのように呼びかけているのか。

答、補助金費用を出しながら、研修を受けていただけない方が固定化しており、頭を痛めている。受診されるようなPRの仕方を考えていきたい。

質問、二十の歯科検診について、成人式にふれることがなかったが、集団的に指導を扱うことは有効と考えるがいかがか。

答、成人式のときでは時期が短いため、30年度からは期間を長くするようやり方を変えて、検診率を上げるよう試してみたい。

質問、小児生活習慣病予防事業の健康診断で、中学生になるほど対象者がふえているが、その内容について聞く。

答、中学生になると、高血糖、高LDL傾向がふえている。ジュース、お菓子、菓子パンなどの摂取によるのも1つの要因ではないか。一人一人の状況に応じ、再診を行い、校医の先生と相談しながら進めていく。

認定第3号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑なし。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。

要望として、児童遊園の遊具の早期設置を要望する。

会計課関係。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

議会事務局関係。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

要望として、議員が監査委員になることは揺るがぬものの、次年度の課題として議事録に残し検討をお願いしたい。

以上で、予算決算特別委員会における、総務福祉関係の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

○議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

大出委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

引き続き、審議報告を求めます。

櫻井康人委員。

〔振興文教委員長 櫻井康人君 登壇〕

○振興文教委員長（櫻井康人君） おはようございます。

予算決算特別委員会での振興文教委員会に付託された内容について報告します。

開催日時、平成30年9月12日午前9時30分より。開催場所、池田町役場協議会室。出席者、議会側、全員、事務局長、行政側、町長、教育長及び振興文教委員会に関する課長、係長。なお、教育長、教育課長は午前中使用のため欠席となりました。

振興文教委員会に付託された案件は、認定第1号、議案第48号中、産業振興課農業委員会、建設水道課、教育保育課、生涯学習課について。認定2号、5号、6号、議案44号、議案51号、議案第52号について。

以上、認定4件、議案4件の合計8件です。

以下、説明を省略し、重立った審議の結果を報告します。

なお、報告内容については、簡潔にするため、文章上変えてある場合もありますので御了解ください。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

産業振興課農業委員会関係。

問、各校一坪花づくり運動が廃止され、ことは団体補助に切りかわった。町民が楽しみにしている花も買えない人も多い。団体も大事であるが、復活してほしい。

答、今までの成果を検証するまでに至っていない。今後検証し、検討していく。

問、花とハーブを彩る修景促進事業は定着してきているが、誘客までに至っていない。ハーブの町としての池田町らしさはどう修景していくのか。

答、ハーブセンター周辺の整備を行ってきた。春、秋の植栽、ガラス温室の西側を手入れしてガラス温室への誘客を促進した。新たな植栽も行い、ハーブセンターの案内看板も整備する。マルシェ、クラフトパークでの活動も地域おこし協力隊を中心に引き続き行っていく。

問、農地の集約は進んでいるが、圃場の管理されたいところが見受けられる。しっかり指導してほしい。

答、農地集約管理を依頼された法人も、圃場条件の悪い場所や人手不足、高齢化等の課題はあるが、関係者と話して指導していく。

問、有害鳥獣被害で広津は作物が作れない状態である。鷓山山麓もイノシシ、鹿、猿等の被害で将来は作物がつかれなくなると思うが、その対策は。

答、けさもイノシシを捕まえてくれとの連絡があった。鷓山、中之郷にはわなを仕掛ける予定である。相道寺から南は電気柵が整備されているが、電気柵のない中島、堀之内には猿がおりてきている。駆除しかないと考えるが、県と相談している。

問、猟友会も高齢化しており、今後数年しか活動できないと言っている。一例として、補助金を多くするなりして会員をふやす等対策はできないのか。イノシシは生坂村のブドウ園も荒らしており、今後生坂村と連携して対策する等は考えられないか。

答、町単独で駆除し処理することは無理と考えている。現在、駆除した鳥獣処理を考えたとき、車の中で内臓を取り除き、専用車で設備のある解体場所まで運ぶ、移動用専用車購入を生坂、松川と模索し始めた。

問、広津キャンプ場は荒れている。今後の整備はどうか。

答、トイレ等の清掃は2日に1回実施しているが、水洗ではない。観光地としての魅力はどう引き出せるか、利用者の立場で考え対応していく。

問、修景促進事業を町としての方向性が出ていないし、成果が見られない。

答、修景提案は受けている。大町境、安曇野、明科境、役場周辺は個人の私用地のため、進んでいない。高瀬川東側のラベンダーガーデンやマカナイシェアハウスガーデン等、事業ができる場所はサポータークラブで活動を行っている。

問、修景部会でその話は出ていないが。

答、これから修景部会の中で提案し進めていく。

問、町なかのにぎわい拠点施設裏側の出入り口が狭くて危険である。また、夜間も街路灯が必要と思われるが。

答、裏側の水路は西町川であるが、2丁目からの要請で水路にふたをすることになってい

る。街路灯については、検討していく。

問、大峰高原の借り上げ料の値下げが必要と思われるが。

答、地権者が変更したのでしばらく待ってほしい。

問、大北森林組合の返還金が少ないが、今後の見通しは。

答、組合経営は赤字であり、ことしも赤字の予想で、実態は今後も厳しい状況である。返還金は県、大口債権者、市町村の順となっているが、早期の返還を求めている。ことしも報告会に出席し、実態を把握し対応を考えていきたい。

認定第2号 平成29年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

議案第45号 平成30年度池田町一般会計補正予算について（第6号）

問、広津の難沢氏宅入り口に看板が必要と考えるが。

答、シーズン時期には入り口看板を設置していきたい。

問、足湯の看板がわかりづらい。

答、足場位置の看板変更を考えている。また、追加の新しい看板も設置したい。

問、商工会の人件費の追加が理解できない。

答、県からの補助金が減少し、その差額の一部を予算の範囲内で充填する規定になっているので追加している。

問、あっぱれが中止となったが、残った食品はどうするのか。

答、来年に持ち越し、賞味期限があるものは社協等と相談して有効活用を考えている。

問、広域連合として、大町、池田、松川、白馬等のサイクリングコースを考えているが、町の取り組みは。

答、広域からは何も話がなくて、町としての考えは進んでいない。

建設水道課関係。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、除雪を自治会でいった後に業者が除雪を行うため、家屋への入り口が塞がってしまい、その後の処置が大変であるが。

答、自治会、自治長会議の中で提案し調整していきたい。

認定第5号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、起債返還利子が高いが、減らす努力はしていないか。

答、高い利子のものは安い利子のものに借りかえている。

問、下水道接続料金が移住者には負担が多過ぎると思うが、補助金等の助成はできないか。

答、建設業社からも要請が来ている。助成については、実行できるよう進めたい。

認定第6号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、特に質疑なし。

議案第44号 平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。

問、上下水道料金が高いので、移転も考えるとの声を聞くが。

答、ことし見直す予定なので、委員会の中で検討していく。

問、北海道で大きな地震が起きたが、町の上下水道管はどのくらいの震度に耐えられるのか。

答、はっきりしたことは言えない。施設更新時に耐震化も行っていきたい。

問、被災地に給水車が必要と考えるが。

答、給水車がないので、350リッターくらいの軽トラに乗るタンクの導入を検討している。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算について、質疑なし。

第51号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑なし。

52号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑なし。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

教育保育課関係について。

問、保小中一貫型教育の一番基本となる会議は何か。教育現場はこういった課題を抱えているので、こういう教育をしたいということが基本ではないか。会議が現場の先生が入ってはなく、行政主導になっている。現場第一主義で、具体的にこういう子供を育てたいとのが基本ではないか。

答、一貫した教育を地域の協力のもとで行い、無理な考えを先生方に押しつけるつもりはない。

問、何が問題で、どう子供を育てていくか、町民に示していく必要がある。早く走り過ぎているのではないか。

答、前回の総合教育会議で校長先生、園長が集まり、課題を持ち寄り行政の考え方もすり合わせた。よいことを少しずつ、点と点を結んでいく。よいところを伸ばし、悪いところは改めていく。無理なくやっていきたい。来年度は地域の人たちも保護者等も一緒に考えていきたい。

問、小・中学校、認定保育園、児童センターにエアコンの設置についてどう考えているか。

答、今調査中で、国へも申請していきたい。来年の夏休みになるまでに設置したい。

問、会染の保育園長が正規職員ではないが、正規職員にすべきである。賃金の差はどのくらいか。

答、指導者として立派であり、よい指導をしていただいている。正規職員と比べ賃金は70%くらいである。計画性を持って、今後正規職員を登用するよう人事を考えていきたい。

問、認定保育園料金の滞納金額がゼロであるが、どんな工夫をしているのか。

答、保護者に小まめに声かけをし、問題ある家庭ではどのような方法での支払いならよいが相談に乗っている。よい人間関係ができるよう工夫している。

問、学校関係はどうか。

答、問題がある家庭は児童手当を現金支給にして、そのとき支払ってもらっている。

問、保育料が高いとの声が聞えるが。

答、2号、3号は松川村が安い。1号認定は大町市より1万円安い。安曇野市は階層が細かく比べられない。一概に高いとは言えないと考えている。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算について。

問、学校で消火器の更新があるが、自治防災訓練に使用する消火器が不足している。交換した消火器を利用できるように考えてほしい。

答、関係団体と検討する。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

生涯学習課関係。

クラフトパークの振興計画はどうなっているか。

答、6月の運営協議会にかけたアンケートをもとに、ことし中に計画を立てたい。

問、図書館管理システム料が高い。借りたい本がないという現実もある。

答、蔵書数6万7,000冊を管理するので高いとは思わない。全ての皆さんの期待には応えられないが、欲しい本はリクエストしてほしい。

要望、図書館の移転経費が高額になると思われる。ボランティアを募ってやれば愛着が湧くし経費節約にもなると思う。

答、前向きに検討したい。

問、休憩施設の未収金はいつ回収するのか。

答、支払う気持ちがあることは確認している。交渉しながら回収金額を決め、支払いを促していく。

問、八幡神社を無形文化財にしてほしい。

答、申請の手續の最中である。

問、短歌の講習会はことしはどうなっているのか。

答、後半の学び塾の中で取り入れを検討していく。

問、テニス利用者の弓道場のトイレ使用はどうなっているか。

答、弓道場が大会等で使用しなくとも使用できるよう配慮したい。

要望、クラフトパークの滑り台に静電気対策をしてほしい。

以上で、振興文教委員会の審議結果の報告を終わりますが、他の委員に補足があれば、お願いします。

○議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

櫻井委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、予算決算特別委員会の報告を終了いたします。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

大出美晴総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 大出美晴君 登壇〕

○総務福祉委員長（大出美晴君） 総務福祉委員会審査報告をいたします。

日時、平成30年9月11日火曜日、予算決算特別委員会終了後。場所、役場3階協議会室。

出席者、総務福祉委員5名、立野委員欠席、行政側、町長、企画政策課課長及び係長、議会事務局長。

当委員会に付託された案件は議案1件であります。

説明を省略し、重立った質疑内容と審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しにつきましては、簡潔にするため文章上変えてありますので、よろしくお願いいたします。

議案第53号 財産の減額貸し付けについて。

質問、賃料としてきちんと返済してもらえるのか、町民が心配している。保証人として株

式会社MRSが保証人となると聞いている。ただ、MRSが倒産する場合もあるわけで、そうすると誰も保証することがなくなる可能性が考えられるので、理事長、学院長も含め、連帯責任を負っていただくことを検討していただきたい。

答、基本的には、学院長、理事長とも、そういった場合は責任をとっていただくことになっている。どうしようもなくなった場合は、保証人での債務保証ということになる。保証人を断ったからといって、学院長、理事長が何もしないということではない。当然やっていただくべきものと思っているので、よろしくお願いいたします。

質問、貸し付け相手が県議という立場を知ってひっかかる部分はあるのか、ないのか。例えば、今後どういう形になるのかわからないが、県の寮を町が買い取って、それで貸し出しという形になる。県の財産にかかわるところはどうか。

答、御心配はごもっともだと思う。県の財産をそのままこの経費のところに使うということになりますと問題があると思いますが、一旦県から町へ移行して、それからということになりますので、ワンクッションあります。その点については、多分問題はなかろうと思います。

質問、連帯保証人という形で、いわゆる理事長と学院長以外の人を立てるというような、かなり長い年月ということになります。金額も相当なものになります。そのところについての見通しはどうなっていますか。

答、今のところ、そこまでは考えておりませんが、議会側から強い要望があったということとでその旨は向こう側に伝え、その結果も、もし連帯保証人をつけるということであれば、契約内容に盛り込んでいくことは十分可能だと思います。

質問、修繕費、例えばボイラーの改修等は既に着手されるわけですが、当然、最初から予想されているものについては、ある程度修繕費の中に盛り込んで、今から払ってもらようなことにしたほうがいいのではないのか。今回についてはこれでやって、後の修繕については学校のほうで見てもらうことはできないか。

答、この補填については、早い段階で家賃と別個に、改修費については回収したいのが本音ではあったので、話し合いを持ちました。結果的に家賃と一緒に分割で合意点に達しました。御指摘の内容もお伝えしましたが、そこには到達できなかったという事情を御理解いただきたい。

質問、20年間その中で、例えば何か地震があるとかそういうようなことで傷んでしまったとか、あるいは壁が落ちてしまったということも、今後町としての対応になるのか。

答、その想定は基本構造に関するところがあるので、恐らく折半、あるいは家主負担ということになると思う。

質問、建物共済を掛けるとか、また、掛けた場合はどうなるのか。

答、今までは町で掛けていました。今度の福祉会館、教育会館については、所有者である町になりますので、保険は引き続き掛け、保険料については学校法人から払っていただく。

質問、時価とはどういうことか。

答、基本的に、民間の建物であれば固定資産税評価額であるとか、不動産業者が出した不動産鑑定額がこれに当たる。福祉会館は公共施設であるので、固定資産の評価がなかった。そこで、図面仕様書など県で評価額を出していただき、それを時価ということにした。

質問、福祉会館の評価額は幾らか。

答、建物のみとなりますが、評価額が4,750万円、それに0.066%を掛けると285万円。それが実際のところは72万円で調整という次第です。

この議案に対し、委員会としての賛否の結果、賛成3、反対1、よって賛成多数で可決ということになりました。

補足として、留学生のアルバイト先の確保と生活相談体制の拡充と町民との融和策を学校と連携してとっていただきたいという要望がありました。

なお、閉会中の継続調査は池田町の町づくりと住民福祉の向上について、池田町第6次総合計画について、高齢者の足の確保とデマンドバスも調査研究することにしました。

以上で、総務福祉委員会に付託された案件の報告を終わります。

他の委員に補足があれば、お願いいたします。

○議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって、総務福祉委員会の報告を終了いたします。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

櫻井康人振興文教委員長。

〔振興文教委員長 櫻井康人君 登壇〕

○振興文教委員長（櫻井康人君） 振興文教委員会の協議の内容と審査結果を報告します。

実施日、平成30年9月12日、午後4時15分より。場所、池田町役場協議会室。出席者、議会側、振興文教委員4名、事務局長、なお、矢口新平議員は欠席です。行政側、町長、教育長ほか、振興文教関係の課長。

当委員会に付託された案件は、陳情1件です。

以下、説明を省略し、協議の内容と審査結果を報告します。

陳情9号 私立高校への公費助成をお願いする陳情書。

意見、私立高校への公費助成に関する陳情は、過去何回も上がっているが、親の負担を考えると今回も陳情すべきである。

以上の意見がありましたが、採決の結果、全員賛成で採択となりました。

また、同時に、国と県に意見書が提出されており、こちらも全員の賛成で、意見書も採択となりました。

閉会中の継続審査テーマにつきましては、社会資本総合整備計画の進捗状況の見きわめについて、1点。

2点目、少子高齢化に対応できる移住、定住、空き家対策の促進について。

3点目、里山整備と松くい虫被害木の撤去について。

4点目、池田町第6次総合計画について。

5点目、花とハーブの町づくりについて。

6点目、児童センターの整備、充実について。

以上6件について、委員の全員の賛成で可決しました。

また、閉会中のテーマの内容であります、松くい虫の件につきましては、参考意見として、県への松くい虫被害木の早期伐採要望書というものを作成中であるという報告もありました。

以上で、振興文教委員会の報告を終わりますが、他の委員の皆さんに補足がありましたらお願いいたします。

○議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了いたします。

以上で、各委員会の報告は終了いたします。

認定第1号より認定第6号、議案第44号について、討論、採決

○議長（那須博天君） 日程2、認定第1号より第6号まで、議案第44号を各認定案、議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論ありますか。

薄井議員。

○7番（薄井孝彦君） 平成29年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとの立場から意見を述べさせていただきます。

平成29年度一般会計は、実質収支で7,779万円の黒字となり、健全な財政運営がなされたことを評価いたします。

事業面では、町なか活性化を進める事業として、地域交流センターの整備を進めたこと、産業振興として、ワイン用ブドウ生産を図る圃場整備を進めたこと、酒、米などの町特産品の海外販路推進事業に着手したことなどを評価します。

福祉面でも、人間ドック補助金の増額及び75歳以上の後期高齢者にも支給対象が拡大されたこと、3歳児以上、第3子以降の保育料無料化が実現したことなどを評価いたします。

また、昨年は、久しく開かれていなかった町民と町との町づくり懇談会が33自治会を対象に15会場で開かれ、延べ256名の町民が参加し実施されたことを評価します。延べ163項目の質問、意見、要望が出されました。これを真摯に受けとめ、今後の町政に生かしていただきたいと思います。

さらに、阿智村では、来年度予算の編成の素案ができる2月下旬に、来年度予算の重点と予算素案を住民に示し意見を聞く村政懇談会を開いております。このような例も研究してい

ただき、町民主体の町政がさらに実現するよう取り組んでいただきたいと思います。

最後に、来年は長年の課題でありました地域交流センターが動き出します。茅野市や塩尻市の地域交流センターの運営方法なども研究いただき、町民が集い、生き生きとした活動する交流センターとなるよう一層の取り組みをお願いし、賛成討論いたします。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論ありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

認定第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（那須博天君） 起立全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 平成29年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成29年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成29年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 平成29年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第6号 平成29年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

認定第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第44号 平成29年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第44号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第48号より議案第52号について、討論、採決

○議長（那須博天君） 日程3、議案第48号より第52号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第48号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

○7番（薄井孝彦君） 平成30年度池田町一般会計補正予算（第6号）について、反対討論いたします。

企画費の工事請負費2,000万円、土地建物取得費3,160万円は、来春開校予定する専門学校、北アルプス国際学院が使う福祉会館、教育会館の施設修繕費及び学生寮に充てるための県施設を買い取るための予算であります。

専門学校については、議員や住民説明会がなされていますけれども、入学者数が不明であり、経営面で心配であります。

さらに、学校開設後20年間の長期にわたっても安定的な経営が保証されるのも不透明であります。

このような不透明なものに5,160万円の多額な町費を実施することは、公の会計として適当でないと考えます。

以上の理由により、反対いたします。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

矢口新平議員。

○4番（矢口新平君） 日本アルプス国際学院の誘致について、当町は池田町福祉会館、池田町教育会館の一部を賃貸して誘致することに決定をいたしました。

20年というスパンの中で池田町町民と池田町役場職員が一致をして成功するよう協力すべきであると思います。

地方交付税に頼る市町村の財政運営の中で、人がふえ活気があふれる特色のある町になる可能性は大であります。町民の温かい協力によって成功することを祈願するものであります。

よって、賛成討論とさせていただきます。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

服部議員。

○8番（服部久子君） 議案第48号について反対討論いたします。

企画一般経費の5,160万円は、専門学校開設のために福祉会館と教育会館の改修費と旧安

曇養護学校寮を県から買い取り、町が学校にかわって建てかえる経費に上がっていますが、学校説明会のたびに、学科の開設予定が変わり、授業料、募集定員も変わりました。

このことについて、町の税金を使うことに不安感が拭えません。

よって、この議案に反対いたします。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第48号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第49号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第50号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第51号 平成30年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第51号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第52号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第53号について、討論、採決

○議長（那須博天君） 日程4、議案第53号について、討論、採決を行います。

議案第53号 財産の減額貸し付けについて、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

服部議員。

○8番（服部久子君） 昨年より専門学校の説明が数回ありましたが、その都度説明内容が変わり、また、福社会館、教育会館の改修費を町が建てかえることには疑問です。

よって、財産の減額貸し付けには反対いたします。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

矢口稔議員。

○3番（矢口 稔君） 議案第53号について、賛成の立場から討論を行います。

池田町は、御存じのとおり人口減少の時代に入りました。池田町は昨年よりも100名以上、年々減るであろうという推測もございます。

今回の学校設立では、既に議会として2つの公共施設の貸借について学校法人への貸し出す旨を決定しております。

また、日本の国としても、外国人の受け入れに対して、政策をこのたび変更いたしました。

また、専門学校ができるということは町にとって大きなチャンスでもあります。

この学校をみんなでつくり上げていく必要もあろうかと思えます。

しかし、大きく、現在2つの不安な点がございます。

学校法人が20年間、確実に運営を行えるか。

もう一つは、外国人留学生に対する不安であります。

議会としては、この議案とは別に要望書を提出し、確実な経営の確認とともに、町民の不安の払拭につなげられるよう強く要請しなければならないと思います。

以上のことから、本議案は賛成すべきものと考えます。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

○7番（薄井孝彦君） この議案は、町財産である福社会館、教育会館を来春開校予定の専門学校北アルプス国際学院に、時価よりも減額して貸し付ける議案であります。

議案第48号の反対討論でも申し上げましたが、専門学校については、長期にわたり安定的な経営が保証されるか不透明であります。年間の貸し付け料も226万円くらい、さらにそれ以上になることが予想されます。それが果たして払い続けられるのか、非常に不安であります。

このような不安なものに町の大切な財産を貸し出すことには賛成できかねますので、反対いたします。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

矢口新平議員。

○4番（矢口新平君） 賛成討論をいたします。

専門学校の誘致により、地域活性化を図ることを目的として町営財産の減額については、私個人としては無償で貸してもいいんじゃないかと。特色ある町づくりの中で、専門学校を町が誘致をしたということは、他町村と違って、また伸びしろ、またいろんな引き出しの中で、いろんな展開がこれから始まると思うんです。よい方向に向かって、町民、職員一体となって、温かい気持ちでこの学校を迎え入れるというのが池田町としては大事ではないでしょうか。

私も池田町という町が好きです。ただ、知名度が低い。これを何とか、北海道の池田町のように、岐阜県の池田町のように知名度を上げていくには、現実をもっと見て、何かをやらなきゃ変わらないという中で、賛成として私は専門学校の誘致を、減額貸し付けについて賛成いたします。

以上です。

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

議案第53号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

○議長（那須博天君） 日程5、請願・陳情書について、討論、採決を行います。

陳情9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

○議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

陳情9号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定をいたしました。

この際、暫時休憩いたします。

全員協議会を開催いたしますので、協議会室へ御集合願います。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時30分

○議長（那須博天君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の追加

○議長（那須博天君） お諮りいたします。

追加案件として、諮問１件、同意１件、発議２件が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

諮問第１号について、上程、説明、採決

○議長（那須博天君） 追加日程１、諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由の説明をいたします。

今回の諮問は、前任者の任期満了に伴い委員１名の選任をお願いするものであります。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき町長は選挙権のある住民で、人格、識見が高く、また、広く社会の実情に精通した方、人権擁護について御理解のある方を議会に諮問させていただき、この諮問によりまして町から法務大臣に推薦することになっております。

今回選任する方は、宮澤陽美さんであります。宮澤さんは、三丁目にお住まいで、現在71歳、出身は山梨県で、昭和55年より池田町に在住され、平成15年から高瀬中学校の図書館に

勤務、平成24年からは池田町教育委員会で文化財保護にかかわる事務補助員として勤務をしていただいております。

任期は、平成31年1月1日から平成34年12月31日までとなっております。議会の皆様の御意見をお伺いします。

以上、提案説明といたします。

○議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元にお配りいたしました意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定をいたしました。

説明員、小田切企画政策課長の退席を求めます。

〔企画政策課長 小田切 隆君 退席〕

同意第4号について、上程、説明、採決

○議長（那須博天君） 追加日程2、同意第4号 池田町副町長の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 同意第3号 池田町副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を頂くことになっております。

このたび、選任いたします副町長は、現在、企画政策課長の小田切隆氏を選任したいと思います。

当初、新年度からという予定で考えておりましたが、これから新年度の予算編成の時期、また新年度退職者が出ますので、人事等の編成がございます。重要な時期に当たりますので、ここで年度途中ではありますが、副町長を選任したいと考えまして提案をさせていただきます。

任命の日は、平成30年10月1日付であります。

小田切氏は、昭和34年10月12日生まれで、現在58歳であります。最終学歴は県立豊科高校で、昭和53年4月、池田町役場に入庁され、平成22年からは管理職として会計課長を、以降住民課長、福祉課長を歴任し現在に至っております。

町職員として豊富な経験と人望があり、今後の町づくりをする上で適任者と考えますので、御提案申し上げる次第であります。

以上、提案理由の説明といたします。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

本件は人事案件でもあるため、質疑、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

同意第4号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、同意第4号は同意することに決定をいたしました。

〔企画政策課長 小田切 隆君 復席〕

○議長（那須博天君） 小田切企画政策課長に申し上げます。

ただいま、議会として人事案件は同意と決定をいたしました。

発議第6号及び発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（那須博天君） 追加日程3、発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書につ

いて（国への要望）、発議第7号 私立高校への公費助成に関する意見書（県への要望）を一括議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

9番、櫻井康人議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

○9番（櫻井康人君） 発議第6号 私立学校への公費助成に関する意見書について。

私立高校への公費助成に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年9月21日提出。

提出者、池田町議会議員、櫻井康人、賛成者、同じく池田町議会議員、矢口稔、同じく和澤忠志、同じく服部久子。

私立高校への公費助成に関する意見書。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、各4名の大臣です。

内容ですけれども、私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習、文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。

しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より高等学校就学支援金政策が実施され、私学に通う生徒にも就学支援金が支給されました。

しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況がいまだ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公の教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層の御理解、御支援を賜りたく下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1、私立高校への就学支援金制度の拡充、並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2、私立高校への教育条件改善のために、施設設備費の補助を行うこと。
- 3、私立高校への保護者負担を軽減するため、学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月21日。長野県池田町議会、議長、那須博天。

発議第7号 私立高校への公費助成に関する意見書について。

私立高校への公費助成に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年9月21日提出。

提出者、池田町議会議員、櫻井康人、同じく賛成者、池田町議会議員、矢口稔、同じく和澤忠志、同じく服部久子。

文面は同じですが、提出先が違いますので朗読させていただきます。

長野県知事、長野県総務部長、各2名です。

私立高校への公費助成に関する意見書。

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習、文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。

しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものになっております。2010年度より高等学校就学支援金政策が実施され、私学に通う生徒にも就学支援金が支給されました。

しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況がいまだ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えてくれます。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公の教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層の御理解と御支援を賜りたく下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1、私立高校への就学支援金制度の拡充、並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2、私立高校への教育条件改善のために、施設設備等の補助を行うこと。
- 3、私立高校への保護者負担を軽減するため、学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月21日。長野県池田町議会、議長、那須博天。

以上です。

○議長（那須博天君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了いたします。

発議第 6 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

発議第 7 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

発議第 6 号について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

発議第 6 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、原案のとおり可決されました。

発議第 7 号について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（那須博天君） これをもって討論を終了いたします。

発議第 7 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

○議長（那須博天君） 追加日程4、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所掌事務の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

続いてお諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程の追加

○議長（那須博天君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（那須博天君） 追加日程 5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程の追加

○議長（那須博天君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議員派遣の件

○議長（那須博天君） 追加日程 6、議員派遣の件を議題といたします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定をいたしました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので申し添えます。

町長あいさつ

○議長（那須博天君） 町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

9月7日から本日までの15日間にわたる長い会期の定例議会、大変御苦労さまでした。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案どおり認定及び御決定をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。

特に案件の中で、年度当初より空席でありました副町長の人事についてお認めをいただきましたので、今後は、次年度の予算編成に取り組みながら、多くの定年退職者を迎える新年度に向けての人事の配置と、早速検討に入りたいと考えております。

猛暑となった夏から季節は秋になってまいります。朝夕の温度差が大きな日もあり、体調管理も難しい季節であります。議員各位にはくれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念申し上げ、9月定例議会の閉会に当たり、御礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉議の宣告

○議長（那須博天君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

議長あいさつ

○議長（那須博天君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月6日より本日まで16日間にわたり、平成29年度の一般会計並びに各特別会計決算の認定、平成30年度の各会計の補正予算等の重要案件を慎重かつ熱心に御審議いただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力により、順調な議会運営ができましたことに心から厚く御礼を申し上げます。

平成29年度も財政が非常に厳しい状況の中、予算が執行された一般会計並びに特別会計とも的確なる決算処理となり、理事者を初め、職員各位の鋭意なる努力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、監査委員におかれましては、長期間にわたり決算審査をいただき、大変御苦労さまでございました。

今後の行政運営に当たりましては、本定例会の審議及び審査報告等の中にありました意見、要望等に十分配慮されて、事務事業の適切な執行により、町の活性化により一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

閉会の宣告

○議長（那須博天君） 以上をもって、平成30年9月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

なお、ここで、小田切課長から要望がございますので、これを許可いたします。

○企画政策課長（小田切 隆君） 先ほど追加で出されました副町長の人事案件でございますが、同意をいただきましてどうもありがとうございます。心より御礼申し上げます。

これによりまして、私、役場職員を９月末をもちまして退職ということになりますので、戻る席はないといえますか、退路を断っての就任ということでございますので、相応の決意と強い意志でもって職務に当たらせていただきたいと思いますと思っております。

なお、自治法の改正によりまして、政策のトップは町長、事務方の責任者は副町長という規定がございますので、これまで培いましたものを集大成として捉えまして生かしていきたいと思っております。

また、近年の町政を顧みますと、１つの課題を解決する間に２つ３つと新たなものが出てくるということがございますので、これらを１つでも多く解決するように、また、舊町長の公約が早期に実現できますよう、町民の皆様方及び議員の皆様方との調整役、パイプ役となつてまいりますので、もとより微力ではございますが、精進してまいりますので、今まで以上の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（那須博天君） 以上で閉会といたします。

閉会 午前１１時４９分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 9 月 2 1 日

議 長 那 須 博 天

署 名 議 員 倉 科 栄 司

署 名 議 員 立 野 泰

参 考 資 料

平成 3 0 年 8 月臨時会処理結果一覧表

(30 . 8 . 10)

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
承 認 第 8 号	平成 3 0 年度池田町一般会計補正予算（第 4 号）について	30 . 8 . 10	町 長	30 . 8 . 10	原案承認
議 案 第 4 3 号	平成 3 0 年度社会資本整備総合交付金事業町道 2 5 1 号線道路改良工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	原案可決

平成 3 0 年 9 月定例会処理結果一覧表

(29 . 9 . 6 ~ 9 . 21)

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
承 認 第 9 号	平成 3 0 年度池田町一般会計補正予算（第 5 号）について	30 . 9 . 6	町 長	30 . 9 . 6	原案承認
認 定 第 1 号	平成 2 9 年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	30 . 9 . 21	原案認定
認 定 第 2 号	平成 2 9 年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	〃
認 定 第 3 号	平成 2 9 年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	〃
認 定 第 4 号	平成 2 9 年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	〃
認 定 第 5 号	平成 2 9 年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	〃
認 定 第 6 号	平成 2 9 年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃	〃	〃
議 案 第 4 4 号	平成 2 9 年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について	〃	〃	〃	原案可決 原案認定
議 案 第 4 5 号	池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	30 . 9 . 7	原案可決
議 案 第 4 6 号	町道の路線の廃止について	〃	〃	〃	〃
議 案 第 4 7 号	町道の路線の認定について	〃	〃	〃	〃
議 案 第 4 8 号	平成 3 0 年度池田町一般会計補正予算（第 6 号）について	〃	〃	30 . 9 . 21	〃

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議 案 第 4 9 号	平成 3 0 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	30 . 9 . 6	町 長	30 . 9 . 21	原案可決
議 案 第 5 0 号	平成 3 0 年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	〃	〃	〃	〃
議 案 第 5 1 号	平成 3 0 年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	〃	〃	〃	〃
議 案 第 5 2 号	平成 3 0 年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	〃	〃	〃	〃
議 案 第 5 3 号	財産の減額貸し付けについて	〃	〃	〃	〃
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	30 . 9 . 21	〃	〃	〃
同 意 第 4 号	池田町副町長の選任について	〃	〃	〃	原案同意
発 議 第 6 号	私立高校への公費助成に関する意見書について（国への要望）	〃	櫻 井 康 人 議 員	〃	原案可決
発 議 第 7 号	私立高校への公費助成に関する意見書について（県への要望）	〃	〃	〃	〃
陳 情 9 号	私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書	30 . 9 . 6	町 長	〃	採 択